令和５年　第１回定例会

利　島　村　議　会　会　議　録

令和５年３月６日　開会

令和５年３月23日　閉会

利　島　村　議　会

令和５年第１回利島村議会定例会会議録目次

招集告示 …… １

応招・不応招議員 …… ２

第　１　号　（３月６日）

議事日程 …… ３

出席議員 …… ４

欠席議員 …… ４

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… ４

職務のため出席した事務局職員 …… ４

開会及び開議の宣告 …… ５

会議録署名議員の指名 …… ５

会期の決定 …… ５

日程第　１　所信表明 …… ５

日程第　２　行政報告 …… ４５

日程第　３　一般質問 …… ６３

散会の宣告 …… ８４

第　２　号　（３月７日）

議事日程 …… ８５

出席議員 …… ８６

欠席議員 …… ８６

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… ８６

職務のため出席した事務局職員 …… ８６

開議の宣告 …… ８７

日程第　３　一般質問 …… ８７

日程第　４　議案第１号　利島村副村長の選任同意について …… １３５

日程第　５　議案第２号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第６号） …… １３６

日程第　６　議案第３号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第３号） …… １３９

日程第　７　議案第４号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）
補正予算（第３号） …… １４０

日程第　８　議案第５号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）……………………………………………………１４１
日程第　９　議案第６号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第４号）……………………………………………………１４２
日程第１０　議案第７号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）…………………………………………１４４
日程第１１　議案第８号　令和４年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）……………………………………………………１４５
散会の宣告……………………………………………………………………………………１４６

第　３　号　（３月１３日）

議事日程……………………………………………………………………………………１４７
出席議員……………………………………………………………………………………１４８
欠席議員……………………………………………………………………………………１４８
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…………………１４８
職務のため出席した事務局職員…………………………………………………………１４８
開議の宣告…………………………………………………………………………………１４９
日程第１２　議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例……１４９
動議の提出…………………………………………………………………………………１４９
散会の宣告…………………………………………………………………………………１７０

第　４　号　（３月１４日）

議事日程……………………………………………………………………………………１７３
出席議員……………………………………………………………………………………１７４
欠席議員……………………………………………………………………………………１７４
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…………………１７４
職務のため出席した事務局職員…………………………………………………………１７４
開議の宣告…………………………………………………………………………………１７５
日程第１２　議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例……１７５
日程第１３　議案第１０号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例…………………１７６
日程第１４　議案第１１号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例……………１７８
日程第１５　議案第１２号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例……………１８３

日程第１６　議案第１３号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例…… １８３
日程第１７　議案第１４号　利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…… １８５
日程第１８　議案第１５号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例…… １９１
日程第１９　議案第１６号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例…… １９９
日程第２０　議案第１７号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例…… ２０１
株式会社ＴＯＳＨＩＭＡ関係の集中審議…… ２１５
散会の宣告…… ２３８

第　５　号　（３月１５日）

議事日程…… ２３９
出席議員…… ２４０
欠席議員…… ２４０
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…… ２４０
職務のため出席した事務局職員…… ２４０
開議の宣告…… ２４１
株式会社ＴＯＳＨＩＭＡ関係の集中審議…… ２４１
日程第２１　議案第１８号　令和５年度東京都利島村一般会計予算…… ３０３
散会の宣告…… ３２６

第　６　号　（３月１６日）

議事日程…… ３２７
出席議員…… ３２８
欠席議員…… ３２８
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…… ３２８
職務のため出席した事務局職員…… ３２８
開議の宣告…… ３２９
日程第２１　議案第１８号　令和５年度東京都利島村一般会計予算…… ３２９
日程第２２　議案第１９号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算…… ３８８
日程第２３　議案第２０号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算…… ３８８

日程第２４　議案第２１号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算・・・・・・・・・・・　３８８
日程第２５　議案第２２号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算・・・・・　３８８
日程第２６　議案第２３号　令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）
予算・・・　３８８
日程第２７　議案第２４号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算・・・・・　３８８
散会の宣告・・　４１４

第　7　号　（3月２３日）

議事日程・・　４１５
出席議員・・　４１６
欠席議員・・　４１６
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１６
職務のため出席した事務局職員・・　４１６
開議の宣告・・　４１７
日程第１２　議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例・・・・・・　４１７
日程第１３　議案第１０号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１８
日程第１４　議案第１１号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例・・・・・・・・・・・・・・・　４１９
日程第１５　議案第１２号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・　４１９
日程第１６　議案第１３号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・　４２０
日程第１７　議案第１４号　利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・　４２０
日程第１８　議案第１５号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・　４２１
日程第１９　議案第１６号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例・・・・・　４２１
日程第２０　議案第１７号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃
に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２２
日程第２１　議案第１８号　令和５年度東京都利島村一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２２
動議の提出・・　４２２
閉会の宣告・・　４３０

利島村告示第５号

令和５年第１回（３月）利島村議会定例会を下記のとおり招集する。

令和５年３月６日

利島村長　　村　山　将　人

記

１　日　　時　令和５年３月６日（月）　午前９時３０分

２　場　　所　利島村役場議会室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員　５名

１番	前　田	清　君	３番	笹　岡　壽　一　君	
４番	石　野	治　君	５番	井　口	保　君
６番	寺　田	優　君			

不応招議員　なし

令和５年第１回利島村議会定例会

議事日程第１号　　３月６日午前９時３０分開会

日程第　１　所信表明
日程第　２　行政報告
日程第　３　一般質問
　　４番　　石　野　　治　君

出席議員　５名

１番	前　田	清　君	３番	笹　岡　壽　一　君	
４番	石　野	治　君	５番	井　口	保　君
６番	寺　田	優　君			

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村　山　将　人　君	教育長	弟子丸　知　樹　君
住民課長	榎　本　雅　仁　君	環境建設課長	上　野　崇　君
会計管理課長	出　口　貴　司　君	産業観光課主幹	荻　野　了　君
総務課長補佐	隅　智　孝　君	環境建設課長補佐	前　田　裕　君

職務のため出席した事務局職員

書記　五　味　恵　介

◎開会及び開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより令和５年第１回利島村議会定例会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺田　優君）　初めに、議事録署名人の指名をいたします。

今議会は、前田副議長、笹岡議員の２名にお願いしたいと思います。

◎会期の決定

○議長（寺田　優君）　会期については、本日３月６日より３月２３日までの１８日間としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、会期については、３月６日より３月23日の18日間といたします。

日程については、執行部の示されている日程に沿って行っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◎日程第１　所信表明

○議長（寺田　優君）　それでは早速、日程１の所信表明を行いたいと思います。

本日は、管理職員については出席をしませんので、村長１人の所信表明ということで対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　議案第９号なのですけれども、日程。それは、個人情報保護条例の制定と改正する条例なので、これ３つが一緒になっているのだ。だから、ページでいくと163、167、171という。これ一緒にできるものなのかどうなのか、よく分からないのですが。

○議長（寺田　優君）　議案で一気にやってしまっていいのかということだけれども……

〔「関連しているから、別に問題ない」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　これは問題ないということでやらせてもらいます。

それから、今議会より後ろのカメラがありますけれども、全体的にざあっと議員の背中も映るようになっていますので、こうなっていると、少し……

〔「具合が悪い」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　気をつけてやってください。そういうことで、よろしくお願いします。

それでは、日程１の所信表明に入りたいと思います。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　おはようございます。令和５年度所信表明、令和５年３月６日、利島村長、村山将人。

令和５年第１回３月定例議会の開会に当たり、これから村政推進に向けて私の基本的な考え方や所信の一端を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

本年10月には、利島村施政100周年を迎える記念すべき年となります。このような大変めでたき年を利島村議会・利島村民・各関係者の皆様とともに迎えられましたことを、お喜び申し上げます。100年前の1923年（大正12年）は関東大震災が９月１日に首都圏を襲った年でもあります。時期を同じく10月１日に誕生した利島村でも様々なことがあったであろうと拝察します。このような激動のさなか、島名主であった西村長七氏が初代利島村長として誕生してから100年。戦争などの世界情勢や厳しい自然環境の中、島民の安定した生活を願い、英知と努力を注いでくれた祖先に対して、また国や東京都、関係機関などの諸先輩方の皆様に対しまして心より感謝申し上げます。

さて、私が村長に就任してからおよそ１年４か月となろうとしています。これまで、島の様々な課題に対して真摯に向き合うとともに、将来に対する方向性を模索してまいりました。昨年度も、残念ながら様々なことがコロナ感染症の再拡大に伴い思うようにかなわなかった年となってしまいました。しかし、感染症においては出口が見えつつある時期にさしかかっていると認識しています。正しく恐れ、少しずつコロナ禍前の生活に戻しつつも新たな時代に向けて力強く挑戦していきたいと思います。

本年も「すべては利島のために！」を合い言葉に将来世代に対し持続可能な島づくりを実現するために、謙虚に・着実に・誠実に実行してまいります。様々な課題が待ったなしにある中で、もう行政だけで課題を解決できるような時代ではありません。国や東京都だけなく、村議会や住民の皆様のご協力が欠かせません。村議会議員の皆様におかれましては引き続きご指導とご鞭撻のほどをお願いするとともに、共に明るい利島を形づくっていけますようよろしくお願いいたします。

それではまず３つの基本方針についてご説明申し上げます。

１つ、将来世代に対し持続可能な島づくり。

ニューノーマル時代を迎えようとしている現在の利島村。今後の「利島」を形成し・導く上では大変重要な時期であると認識しています。国連で採択されたＳＤＧｓに向けて、世界的に取り組むところでありますが、村としましてもＤＸ・ＧＸを取り入れ、将来世代にわたって持続可能な「明るい未来の島づくり」を目指して様々なことに挑戦してまいりたいと考えます。

２つ、健全な財政運営。

令和５年度一般会計当初予算（案）ですが、およそ20億を超え、利島村としては過去最大規模となっており、大型の事業が予定されております。また、令和３年３月策定の「利島村公共施設等総合管理計画」の中でも触れられているとおり、今後施設の維持管理コストが増大することが見込まれております。住民の生活を支えるために必要な公共サービスを確保することが重要で、増加分の費用負担に関しては必要な投資であると結論づけられておりますが、引き続き適正な執行と管理体制を確保するとともに、これまでの事業全体の見直しにも取り組みます。引き続き無駄を省き、可能限りのコスト削減に努めます。

３つ、公正・公平な村政運営。

社会的規範に従い、公正・公平な利島村政運営に取り組みます。これまで、小さな島がゆえの許容で成り立っていた部分が多分にあったと感じますが、今や島内の人口構成も変革してきており、より一層公正・公平な運営が求められるようになってきています。説明を尽くし島全体がルールを遵守するように取り組んでまいりたいと思います。

職員については、令和３年12月に策定した「利島村職員人材育成基本方針」にのっとり、行政職員の資質のより一層の向上を図り、職員一人一人が有している可能性、能力を最大限に引き出せる環境整備に努めます。

次に、令和５年度個別方針について説明申し上げます。

１、将来への投資。

令和４年度に「第四次総合計画（後期)」を策定しましたが、総合計画に合わせた「利島村総合戦略」について、今年度より、令和５年度ですね、より策定に向けて利島村総合開発審議会にもご支援いただきながら検討を進めてまいります。

令和５年度より東京宝島サステナブル・アイランド事業に参加するべく検討や準備を進めてまいりました。利島村にとっては大きなチャンスとなる事業であり、有効に活用していき、将来に向けての契機となるようにと考えております。現在喫緊の課題である、住宅整備や産業振興と併せて、水循環システムや持続可能な島づくりを目指して積極的に取り組んでまいります。

２、教育の推進。

教育は、島づくりの原点そのものであると考えます。令和４年10月より教育長が就任され、今後教育改革を強力に推し進めていただくべく関係各所のご協力をお願いします。その中で平成28年８

月に策定された「利島村教育大綱」を、現在の利島村に合った大綱に改定していく方針です。また、これまでの子供たちの機会創出、檜原村連携事業や各種支援を継続してまいります。

３、医療・介護・福祉の充実。

島外通院の交通費などの補助については、拡充を含め見直しを図るとともに、難病等通院交通費支援の周知を積極的に行い、本土との医療格差の是正を図っていきます。

認知症予防への取組として、加齢性難聴への補聴器購入支援を促進するため、国立東京医療センター聴覚障害研究室の協力の下、「Ｄｒ．リトー（離島）プロジェクト」オンライン補聴器の導入に向けた検証を実施し、購入費助成の拡充を図ります。あわせて高齢者に対して「脳の健康教室」を実施し、認知症予防の取組を積極的に進めます。

子ども家庭支援センターを社会福祉協議会内に開設し、子育て家庭の支援を拡充するとともに、学童クラブの運営を社会福祉議会に移し、子供と高齢者がお互いに学習や行事に取り組める機会を拡充していきます。

高齢者在宅サービスセンターでの介護サービスの提供に加え、ホームヘルプサービスなどの独り暮らしの高齢者が安心して暮らせるサービスの安定的な提供を進めるため、社会福祉協議会に対しては、人的、財政的支援を積極的に図っていきます。また、格差解消の一助とため、高齢者帯状疱疹ウイルスワクチンの接種を都内でも例のない無料で実施します。

４、産業振興。

利島村の基幹産業である椿産業において、令和４年度より大手企業との包括連携協定を締結するなど、先端技術を取り入れることにより課題解決につながる方法を模索しております。また、農機具購入補助については従事者の方々の多くの声を反映し、より使いやすい制度となるように見直します。モノラック軌道整備事業につきましても、新年度より新たに委託事業として取り組みます。

漁業関連につきましては、令和４年度においても水揚げ量の大幅な回復がない中で漁民の皆様の経済状況はさらに危機的であると認識しています。引き続き関係者と協議を重ねながら、将来に向けての支援を継続してまいります。

５、生活インフラ維持整備。

新年度予算が大きくなった主たる要因の、「焼却施設更新事業」に関して、事業費を６億円規模で計画し、計画期間を前倒しして令和６年度稼働開始を目指して整備を進めてまいります。長年利島村にとっては大きな懸案となっていたごみ焼却施設を更新整備することで、ごみ処理事業全体の負荷低減と効率化を図ります。

簡易水道事業につきましては、昨年度に太陽光発電設備を浄水施設に導入することにより非常時のバックアップとして生活の安全・安心へとつながる体制が構築できました。さらに、一昨年度から継続されていた井戸更新事業も完了して地下水のくみ上げも行われるようになり水の安定確保に向けて着実に前進してまいりました。新年度につきましても、浄水場の附帯設備として配水管の更

新など水の安心・安全供給体制の強靭化と機能向上を図ります。

就任当初から大きな課題となってきた住宅不足に関しまして、令和４年度は様々な事由により整備することができず住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。引き続き住宅整備に向けて取り組んでまいります。整備に当たりましては各種交付金を活用し、村財政の負担とならないように努めることはもちろん、スピード感を持って取り組んでまいります。

無電柱化事業につきましては、東京都と協力しながら、新年度につきましては村道の予備設計から進めてまいります。事業全体としては2030年を目途に電柱のない島を目指す計画です。

６、防災対策。

これまでも､防災対策の設備や備蓄品など災害に備える体制を強化しました｡防災会議を開催し、令和４年度を見直された「地域防災計画」にのっとった防災訓練を実施した上で、各種自然災害への備えをさらに充実してまいります。

７、島内外交流。

感染症のフェーズが変わり各種イベント等が再開され始めてきています。今年は５年ぶりに東京竹芝にて｢島じまん｣が開催されます｡今までの形態とは少し異なる開催となるとは思われますが、しっかりと利島のＰＲをしてまいります。また、お土産物産品の開発に協力していきたいと思います。

また、島内においては各世代の住民の交流・意見交換の場を増やし、感染症の影響により分断されてしまった島内交流の再構築を目指し、具体的なアイデアを掘り起こし政策に反映するなど、行政運営に生かしてまいりたいと考えます。住民の皆様の意見を聞くだけでなく、行政の動きや考えについても説明し、双方が理解し合いながら村づくりをしていける機運の醸成をしていく取組を考えております。

島の進行全般にわたって、共通する問題としては人材不足、それから後継者問題となると考えられます。未来の利島を形づくる上では最も重要な部分であるとも捉えており、特に若い世代には、対話を通じてより自分事として考えていただくような場を設け、村政運営に生かしていけるような仕組みを構築していきたいと考えます。

８、行政改革として。

慢性的な人員不足による個々への業務負荷低減をするべく、積極的な職員の増員を図り、事業の推進を協力に進めていくための土台を整備してまいります。また、テレワークや電子契約等のＩＴ技術の導入により、業務の効率化や人材育成体制の強化によりやりがいを持って業務に取り組める職場環境を整備し、住民サービスの向上を目指します。

職員の研修などスキルアップにつながる取組を積極的に実施し、得た知識や経験を住民サービスに還元するように取り組みます。また､｢業務見える化システム｣を導入し、各課や個人の業務量を可視化することで業務の均衡を図り、かつ職員個々のケアについても実施してまいります。職員間

ではコミュニケーションの場を増やしていくとともに、人材育成にも取り組むように働きかけます。

同時に、基本方針でも述べたように、村役場職員として「コンプライアンス」の意識を再度徹底し、村民の皆様も訪れやすい明るい村役場、職員も働きやすい職場環境の整備に努めます。

新年度も笑顔で住民の皆様からも親しまれやすい村役場を目指し、より丁寧なサービスの提供を職員誰もが実施してまいります。

これらの政策を村政運営に反映し、事業実施するには皆様のご理解とご協力が何よりも必要不可欠であります。持続可能な利島として、よりよい未来の利島のために、より一層のご指導、ご協力をお願いし、所信の表明とします。

○議長（寺田　優君）　所信表明が行われました。

これより所信表明に対する質問を行ってまいります。

書面で笹岡議員より提出されておりますので、笹岡議員よりお願いいたします。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、所信表明について質問してまいります。

今議長からご紹介いただいたのですけれども、事前に村長宛てに、村長というか、関係者宛てに質問書を出してありますので、答弁書も頂いています。それに基づきながら、再質問も含めて１問ずつ質問したほうが分かりがいいと思いますので、伺うことにします。

まず、書面で出してある、先だって何点かお伺いしたいと思うのですが、まず最初の100周年記念について、10月に実施するということですけれども、これについて詳しいことはまだこれから詰めていくのだろうと想定していますけれども、日程とか調整は。内容だとか。ここで１点、これに当たってお伺いというか、要望しておきたいと思って発言させてもらうのですけれども、これは村長のほうでいろんなご招待客もあるのだろうと思いますけれども、行政関係含め、その他含めて。招待客の中に、今言ったように具体的にはこれから詰めていかれるのだろうと思うのですけれども、利島会の関係者なんかも招待にあるのかどうか。嶋内の名主から、私らも再三これ先輩から伺って、高齢の方から、先代の方から伺っていますけれども、名主から何だか分からない村長ということになって、さあ、村長という仕事とは何なのだということが話題になったという話があったよということを漏れ聞いているのですけれども、その末裔を、例えば利島会と併せて、末裔の方をご招待いただくということは可能なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　すみません。私先ほど「めいしゅ」と言ってしまいました。「なぬし」というのですね、初代村長の前の役職といいますか。

具体的に100周年に関しまして、日程含め招待客もありますが、利島村のキャパシティーとかほか

の事業との兼ね合いもありますので、今後になりますが、ご要望として承りましたので、少し検討させていただきたいなというふうにも考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村長の今のご答弁をいただいて、そのようにご尽力をいただきたいと思います。

それから、本題に入っていきますけれども、その中でもう一点伺いますけれども、１つは文章に出ていると思いますけれども、１番、２番です。これは出ているのですけれども、それに先だって出ていないところで、これ以前にも伺ったのですが、公正、公平な村政運営という、これ文書で質問しようかなと思ったのですけれども、前に聞いているので、１度。まあ、いいかなと思ったのですけれども、問合せがあったものですから、再度村長にお伺いしたいと思いますが、これ内容。特に公正、公平の、これは当たり前のことだと思うのですけれども、より一層の公正、公平というのは何か課題があるのかどうか。

それから、もう一つは、これは私が前にも伺っていることなのですけれども、島全体がルールを遵守するという、これがどういうことなのだと。このルールとは何ですかと。何かあるのですかということなのですけれども、その２点をまたご紹介いただきたいのですが。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　この文章に関しましては、私の令和４年の所信の中でも同じような文章で、同じ質問に対してお答えしていると思いますが、なかなか具体的に述べられないところもあるというところが今の現状の利島かなと。ルールを守っていないというふうには申し上げられませんが、昔からこうだったとか、あとは「いいじゃん」というような何となくでやっていたと。それは役場職員においてもそうなのですが、全体的にそういったところが雰囲気があったと。それが物事をする上では、ある種よかったりとか、都合がよかったりとかという場面もあったというふうに認識しております。これは私もずっと利島出身でありまして、利島にいる中でそういうふうに感じるところがあったと。ただ、これからはそこでも述べられているとおり、人口構成が変わり、移住者も多くなってきている中で、それでは駄目だというような声もあります。ルールを制定するところから始まるのかもしれませんし、いきなりだとやはり難しいというようなところもありますが、少しずつみんながそのルールにのっとって守っていこうねというような雰囲気になったらいいなというふうに考えております。

具体的にですけれども、いろんな場面でそういったことが見られると思いますが、ごみの分別に関しましてですが、当初始めたときなかなか進まなかったのが、現在は皆さんの生活の中に一部になってきているといった中で、紙ですとか缶、プラスチック、普通に分けられるようになってきた

と。これは進んでいる自治体であるというふうに、皆さんが誇りを持ってもらえるようになったらいいなというようなところで、そういった意識を徐々に広められたらなというふうに考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは文書で出してあるところから入っていきます。

これは、私はＣＸということもあるので、ＧをＣと大文字で読み違えてしまってＣＸになっていますけれども、ＤＸ、ＧＸは分かります。ＣＸというのもあるのですね、実際に。ＣＸというのは全く間違いではないので、あるものですからＣＸと。これは私の読み違いで、町長の所信表明の文章を読み違えたということです。正確には村長の述べておられるのはＧＸです。

これの具体的な施策の構想といいますか、構想、あるいは計画についてご披露いただければと思うのですけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ＤＸに関しましては、デジタルトランスフォーメーション、ＧＸに関しましてはグリーントランスフォーメーションということで、都や国、全国的にそうですけれども、ＤＸ、ＧＸ関連の事業と協働して、新年度からはサステナブル事業などを通して持続可能な社会の構築と、島の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　グリーンだとか、デジタルの変革が当然起こり得るわけで、今そういうことが最大のサステナブルを含めまして課題になっている、全世界的と言っていいかもしれません。国際的と言っていいかもしれませんが、なっている状況はそれなりに理解、認識できます。

私が紹介したいのは、具体的にどういうことを考えているのか。例えが出なくてもいいのですけれども、今住宅云々というのが出ましたけれども、住宅については後ほどまた詳しく質問しようと思っていますが、具体的にはどういう策を持って考えていますか、この変革について。行政改革の中での改革というのは人的な改革というより、そういう物理的といいますか、科学的といいますか、電子化といいますか、そういう改革についてはあらかじめ分からぬではないのですけれども、さて村内での改革というのは何を求めて、どういうことを考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　具体的にこういったものをこの年度までというところは申し上げられないというか、現在のところ不透明なところではあると。ただ、取組としましては、前田村政から引き続

いております太陽光、再生可能エネルギー、それとこの後に出てくると思われますトレーラーハウスに付随する水循環システム、要はこの地域の中で循環させるという考え方がグリーントランスフォーメーションの一つであると考えておりまして、実証実験を経た上で計画等を策定していければなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次に伺いますけれども。それは分かりました。ＤＸ、ＧＸは分かりました。計画については了とします。

公共施設の管理というのですか、これは文章で私書きましたけれども、確かにこれは要綱というのですか、計画書ですから、必ずしも皆さんの手元にはないのかもしれませんけれども、これ私検索してみましたらあるのです。それを読んでみました。全体的を通して読んでみました。とりわけここに書きましたけれども、４章、５章と、全体的にいろいろありますよ。ありますけれども、集約的にここに集約されているのかなという感じで、印象で４章、５章が個別的に詳しく述べられていると。しかし、これ再質問でも伺うつもりでいますけれども、実際にこれに基づいてやられているのかどうか。どういう検証、村長は総合計画にあるとおりと、管理計画にもあるとおりと述べておられるので、ここはできていないと、実態は。これこそが問題なのだろうと思うのです。しかも、これは結構至難の状況に近いかなという感じがするのですけれども、村長の答弁で私が言うことはないのですけれども、これをまずお伺いしたいと思うのですが、どうですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　それでは、当初質問をいただきましたことに対して答弁をさせていただきます。答弁骨子にのっとって答弁させていただきます。

インフラ施設の更新については、簡易水道、汚泥再生処理センターなどここ数年で進められてきました。ごみ焼却施設に関しましては、年々高額な修繕費を費やしてきましたが、次年度に整備することで維持管理費が抑えられると考えております。財源やマンパワーの問題もあり、計画どおりに施設の維持管理ができていないところでありますが、施設を更新したことによって年度内職員や財政的な負荷が低減できた際には、計画に沿った維持をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そこで、再質問、これは村長には出している。皆さんの手元には配付されていないです。お願いはしたのですけれども、入っていますか。

〔「入ってない」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　入っていないですね。それで伺いますけれども、先ほど述べた住宅の問題です。読み上げますけれども、高額なオフグリッド住宅、いわゆる電気も要らない、ガスも要らないということではなくて、自前でやりますと。水道の水も要らない。要するに広域的な施設から村役場、あるいは東京電力さんを含めて、そういうところからの供給を受けないと、そういう住宅だということです、このオフグリッドというのは。これにつきましては、結構な住民の多くの皆さんが非常に疑問を持っているのです。これも実証だということでトレーラーハウスが近々入荷するのでしょうけれども、それを見てある人なんかは、とても私なんかは入るつもりはないという人もいましたし、生活できるのかと。問題なのは、トレーラーハウス１台だけでも車で引っ張るから五千数百万で、１戸幾らするのか分からないけれども、住宅は。

私の質問は、住宅利用料金の比較を伺いますという質問をしたのですけれども、それには触れてないのです。また、触れようがないのかなとも思いますけれども、触れていない。それで、住宅建設については、世帯別、要するに所帯か単身かという意味ですけれども、おのおの何戸ぐらいの住宅が必要なのか。これを実用と将来を展望した具体的な計画はあるのかと。何となくその背景には、今の村政の背景には、住民から見ると、ただ漠然とソフトを置いているのではないかと。それはそれなりに分からぬではないと。間に合っているとは誰も思っていないと思うのですけれども、ただどのくらい必要なのか。30戸ぐらい必要なのか、10戸ぐらいでいいのか。世帯者用が何戸ぐらい求められるのか、あるいは建設するのか。それらが全てオフグリッド型なのか。ということを含めて、疑問視する声があります。こういう質問を再質問でかけています。それについてお伺いします。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほどの答弁の意味がちょっと分かりづらいということで、申し訳ないというところですが、質問に関しまして確認させていただきたいのですが、個別事案、それとも基本事案に関しての質問なのかな。今のところでいくと、個別事案のオフグリッドのところのトレーラーハウスに関しての質問ということでよろしいのですか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　その辺が分からないのです。オフグリッド型の住宅を建てるためにトレーラーハウスを導入しているのですね。そのためにトレーラーハウスで実証実験をやりましょうと。そして、これの対象住宅は何軒ぐらい予定しているのか。過去に18戸、16戸でしたか、18戸でしたか、単身者用の住宅を18戸、数値が違っていたらごめんなさい。18戸建てるという、単身者用。これはいろいろ変遷がありました。下は民間で売るのだとか売らないのだとかあったけれども、とにかく18戸ぐらいの単身者用の住宅を造ると、これだけは目に見えているわけです。それは延び延びになってはいますけれども。それが全てオフグリッド型なのか。それは、必ずしもそうとも限らないの

だと。そのために私は比較と書いたのだけれども、通常の住宅はそのうち何軒かあるよと、普通の住宅は。電気も東電さん、水道も村さんというようなことで。それらを含めて、それではさて抜けているのが、世帯向けの、何人世帯かはともかくとし、その住宅はどうなっているのか。これは必要ないのか。そういうことです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　住宅に関して、またその住宅の仕様ということでよろしかったのかなというふうに受けますが、まず昨年度当初リース方式で住宅を整備しようとしたところ、なかなか難しかったというところで遅れてしまいましたと。今進めていく計画に関しては、２か所の場所を想定していると。１か所に関しましては、単身用の住宅を早急にといったところで、これに関しましてはオフグリッドと今の循環式のシステム等の機能は備えないと。取りあえず今の不測の事態を回避するために一日でも早く整備するといったところで考えています。一方、もう一つの住宅に関しましては、今年度導入するオフグリッドトレーラーハウスの循環システム等の実証実験のデータ、システムを導入した住宅にしていきたいというふうに考えております。これが、先ほど所信の中で述べさせてもらった、ＤＸ、ＧＸにも絡み、また国や東京都にも支援をいただきながら整備を進めていき、それが村財政の負担も軽減できるというふうに考えております。

また、そのシステムを今実証実験していく中では、既存の村内の住宅にもそのシステムが導入できればいいなと。これはまだ実証実験の結果にもよりますが、それによって今の給水の負荷が施設整備、管路更新等、膨大に係ってくるといった中で、それらの負荷軽減にも将来的になるのではないかということで、明確にこの年度にこうなるといったところではございませんが、今言った住宅の整備に関しましては、向こう３年以内に整備を目指して、今準備を進めているといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、ちょっと確認しますけれども、３年後まで含めて、今あるのは全てオフグリッドということで。そういう具合に受け止めたのだけれども。

〔「違う」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　違う。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　当然オフグリッドの住宅にしていければなと当初は考えておりましたが、やはりトレーラーハウスの実証実験を経ないとなかなかそのシステムが導入できないということもありまして、オフグリッドにすることによって財政的負担が軽減できるという側面もありますが、今

は住宅不足の問題、喫緊の課題として挙がっておりまして、オフグリッドも循環も入れたいところですけれども、取りあえず整備のほうを先に進めていくといったところで、旧来の方式でさきの場所に関してはオフグリッドでも何でもなく、通常の住宅で整備していきたいと考えておりますが、行く行くシステムとか導入できたらいいなという余地も残しながら検討を進めているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、今計画している18戸ですか、16戸ですか、単身者。

〔「今８戸」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　８戸。これは、では普通の住宅なのですね、取りあえず。分かりました。

〔「すみません。１つ修正」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　１つ、先ほど言ったところで、オフグリッド、取りあえず目下狙っているという、計画している住宅に関してはオフグリッドではないというふうに先ほど答弁させてもらいましたが、水循環システムはまだ導入は考えていないのですが、太陽光に関しては導入していこうというふうに計画しているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、今村が計画している住宅は、取りあえず８戸と、単身者ね。それで、世帯用については取りあえず今計画はないということですね。

〔「あるけれども、先に」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　先でということで。分かりました。

それで、さっきの管理なのですけれども、住宅でなくて。私先ほど述べたように、計画書にある総合管理計画書にあるのが生かされていないということを申し述べましたけれども､これはどこに。その前に村長も認めていらっしゃるようなのだけれども、財政の負担だとか人的確保を含めて、いずれにしても諮る必要があるだろうと、これは。管理体制を。方策は別です。方策は村が、職員が直接やるのか､あるいは委託業務でやるのか､あるいは請負業務でやるのか分かりませんけれども、いずれにしてもこのまま放置はできないだろうと。それについて具体的な検証をして、何がどうなっていると。これは、私先ほど述べましたように、具体的には４章、５章に出ているのです。それを全部詰めなければいかぬと思うのです、検証しながら。相当の公共施設ありますから、あれを見る限り。だから、そういう点で質問しているのですけれども、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　公共施設管理計画に関しましては、これ多分全国的、全国の自治体で問題というか、大きな課題になっているといったところで、どういった問題かというと、やっぱり昔といいますか、いい時代に箱物をいっぱい整備してしまって、そのツケが回ってきて、ランニングコストが財政を圧迫しているといったところが多くの自治体、特に地方自治体では多いというふうに伺っているところです。利島村に関しましてはその報告書の中でもありましたとおり、不要な公共施設はないというように書かれております。

一方、ご指摘のとおり、管理に関しては不十分で、定期的な修繕が必要になってくるというふうに述べられておりますが、なかなか進んでいないと。水道に関しましては、漏水が発見してから、昨今もそうですが、それを直すといったところで、対処療法にほとんどなってしまっているというふうなのがほとんど現状かなというふうに認識しています。なので、私の中でも答弁というか、述べさせてもらいましたけれども、財政的、人的に余裕がいつになったらできるのだところもありますが、しっかり対処療法ではなく、予防療法として古い水道管から更新していけるように。今のところ施設の更新に特化してしまって、なかなか管路の更新ができていませんが、順番にやっていくように今所管と相談しながら進めているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私がくどくど申し上げるのは、行政の中で行政が見る、行政が必要とする管理、これはそこそこできているのかなという印象はあるのです。それは完璧とは言いませんよ。ところが、行政があって、全て行政と言えば行政なのですけれども、住民に関与するような状況、住民生活というか、産業に。この辺がなかなか手が回っていかないと。ここに住民の要望といいますか、批判といいますか、これが出てきていると。公共施設の中で。

例えば私前回も質問しましたし、前田議員からも過去に質問がありましたけれども、具体的に言えば公衆トイレだとか、これは一体どうなっているのだということの現場の認識、検証はできているのかどうか。私がいう検証という意味はそうなのです。あるいは、道路の草刈りの検証はできているのかとか、公園の検証はできているのかとか、そういうことをまず一つは認識していますか。認識していると言えば認識していると言うのでしょうが、そこでどうするのだと。どうするのだと言われても、修理したいし、住民の皆さんが利用できるようにしたいのだけれども、しかし手がないのだという状況なのか。これは、まるきりそれではもう駄目なのか。何を言われても、かに言われてもできないのか。そういうことを伺いたいと思うのです。

行政が直接的に管理しているものは、これは従来やっていた、例えば役場の中の掃除だとか、そういうのは行政で分かるでしょうけれども、あとは公営住宅の破損しているところの修理、補修、こういうのはどうなっているのか。これは、かつて長寿命化でしたか、そういう質問もありました

けれども、しかしこれについてもなかなか手が回らない、順番にやっていくと、順番とはどうなっているのだいと。そこには、生身の人間が住んでいるので。そういう意味で、今住民の関心事というのはそこに集約されてきていると。生活観、それから産業と言えばモノラックの草刈り、周辺の。ここ出ていますよ、方針でも。そういうところは村内、住民の中では関心事になっているという実態を検証されているのかどうか。そして、具体的な策は持たれているのかどうか。抽象的な総論めいたことでやりたいのだみたいなことでは駄目なのです。

それで、私たち、この間視察しましたけれども、トイレというのはまた具合が悪いのです。こちらの後ろ側のほうは現場を見ました。水を流してみました。流れていました。私と前田議員でしたか。ところが、南側のほうは流れていないというのだ。そこは見ませんでしたけれども。そういうことを行政として私は喫緊の課題で対応すべきだと、そういう意味で質問かけているのです。何とか構想というか、計画を具体的に明日からでも。これはそのうちでは駄目なのです。間に合ったときにやりますと、そういう事態ではないということです。前田議員も言っていました。危険だよと、草が生えて。ところが、一応それらのところは草を刈っているという話もあるのだけれども、全部刈れているのか、私も全村見て回ったわけではないのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　おっしゃるとおりで、なかなか細かいところまでいっていないといった現状があるかというふうに捉えております。

議員おっしゃるとおり、住民の方からそういう意見があるということも伺っているところですが、やはり所信の中でも述べたとおり、行政だけではなかなか対処し切れなくなってきているといったところも現象としてはあると。そんな中で、管理計画の中でも述べられておりますが、維持管理に関しましてはＰＰＰ方式といいまして、行政と民間が連携しながら進めていくといったような考え方も進めていくべきではないかというふうに提言されている中で、その中でも統合や廃止、そういったことも含めて考えていきたいなというふうに今のところ考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　考えてはずっといらっしゃるのだろうと思うのです。

くどいようですけれども、その域を超えている状況があるのですということなのです。緊急性といいますか、自宅を考えて、個人の生活の中で自分のうちのトイレを考えてもらったらいいと思うのです。これ詰まっていたら、変な話だけれども、そのうち直そうというわけにいかないと思うのです。幸いにして皆さんは公営住宅に住んでいらっしゃらないけれども、公営住宅になるとよそのうちみたいな感じになって、住まわせてやってあげているのだ。だから、多少の不便は我慢しろよみたいな。しかし、それもそういう考えに村がいるとは思っていません。思っていませんけれども、

実態はそうなる。毎日そこの家で生活している。水が流れないとか、ドアがどうだとか、お風呂がどうだとか、何があるか私も分かりませんけれども、そういうことが漏れ聞くわけです。それで、ちょっと住宅の周りを歩いてみても結構ドアなんかはさび付いてしまっている。これ、個々人の家だったら大工さんを頼んででも修理すると思うのだ。たまたまよその家だから、村からしても。本当は村の自分のうちなのです、あれ。そういう意味で、私はそういうところの手間暇、あるいは財政負担をかけてもやっぱりやるべきことは義務的にやらなければいかぬだろうと、こういう認識でいるわけです。

おこがましい言い方をすれば、庁舎の方がごみが多少散らかってきても住民にはあまり関心がないのです。極端な言い方ですけれども、といってそれはそれでいいのだとは言いません。それは、職員が自分の机を、デスクを自分で雑巾がけするなり、椅子をはたくなり、自分の周りでほうきで掃くとか、それはそれでやってくださいよということに尽きるわけだ。決して村役場の庁舎の中がどうでもいいとは言いません。雨が漏ってもいいですよとは言いません。だけれども、我が身に振り返って対応するということがやっぱり大事かなと。毎日そこで生身の人が生活しているということです。それを緊急性、例えばもうすぐに４月からでも予算措置を取って対応するという方策は立てられませんか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ちょっと個別事案になってくるのかなというところなので、所管、担当と相談しながら協議して進めていきたいと考えています。

○議長（寺田　優君）　先へ進んでください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ぜひ生活に直接関わる問題については、それなりのご認識をいただいて、対応していただきたいと、そういう認識を持っていただきたいと村長の言葉をいただいて、喫緊の幹部会で検討して対応策を取ってほしいと思います。

それから、次は教育問題ですけれども、これはファーストペンギンと、あまり聞き慣れない、皆さんは聞き慣れているかもしれませんけれども、私は片仮名辞典で調べてみた。そうしたら、いろんな言い方があるのだ。ただ言えることは、ペンギンが海の中にいろんな敵対動物がいるわけだ、危険物が。だけれども、一番最初に勇気を持って飛び込んで、それでこうして泳ぐのだよ、こうして俺たち生活観を取るのだよと、魚を取るでしょう。そういう意味で勇気を持って飛び込むのがファーストペンギンと。確かにファーストというのは第一だということで。これは余計な話になりましたけれども、それで伺いたいのだけれども、これは教育長に質問しています、私は。

それと、先日教育長にも私的に小一時間、教育委員会で私はいろいろお伺いしていますけれども、

教育長から聞いていると思いますけれども、教育大綱の見直しをするということがおっしゃっていて、これ別途行政報告でも質問しています。教育長が後に答弁するでしょうけれども、行政報告のときに。それとファーストペンギンと、村長が言う大綱の、これ教育委員会を含めてでしょうが、見直し。大綱の見直し。村長がするのと、どこがどう整合が取れるのか、一致しているのかをお伺いします。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　戸田市の教育委員会ですが、教育長と共に同行させていただきまして、訪問させてもらいました。戸田市の戸ヶ崎教育長にお話を伺いました。教育長いわく、ＩＣＴ教育を生かした先進的な教育が実践されている小学校、中学校を視察させていただきまして、大変刺激になったといったところです。

利島ならではの利点を生かして、島の未来を担う人材を育成していける教育大綱としていければなというふうに感じたところです。具体的にどうのというところではこれからになって、これもこれから先の話にはなってきますが、やはり小さな自治体、小さな教育現場において小回りが利くといいますか、ＩＣＴ技術を導入するとなれば、設備投資とかが必要になってきますが、そういったことに関しましても比較的柔軟に対応できるといったところもありまして、教育長、そういった分野にたけていることもあって、ぜひそういう技術を盛り込み、先進的な教育活動ができる学校にしていけたらなというようなことは考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　本件につきましては、後に教育長に質問をかけていますので、教育長からの報告も受けて、答弁も受けていきたいと。それからのまた必要になれば質問をしたいと思っています。

それから、次ですけれども、これはちょっと長い質問をしましたので、読み上げます。３番の医療費の問題です。医療費というか、旅費の助成問題。これは前向きな答弁をいただいていますので、読み上げますが、私が要望してきた島外診療に伴う旅費の件並びに認知症予防の加齢性難聴対策への取組について、村長自らの政策として所信表明で述べられたことは、近年の歴代村政にあって初めてのことと思います。私は、これを高く評価申し上げるとともに、感謝と期待感を持っています。その立場に立って、本件に関する条例予算は、これ条例といっても要綱の感じもあるのです。とにかく。予算は後日の議案審議で詳しく伺っていく所存にありますと。これは意味がありまして、村長の答弁にもありますし、所管課長からも連絡、通達を受けていますけれども、この案件については議案審議の中で説明するので、待ってくれということなので、直接今答弁を伺うつもりはありません。議案審議のときに伺うようにします。期待感を持っていますと。本件に関する議案の審議の

ときに詳しく伺います。

それから、上記２つの本事業は、単に利島村にとどまることなく、東京都全島嶼住民の悲願でもあり、励みある施策となります。私はそう見ています。私は、島外受診の際の旅費助成については、今議会の一般質問でも具体的に述べてある要望に応えていただけることを期待しています。

それで、次は加齢性難聴対策への取組は、特に認知症との関係における科学的、これ医学的という意味ですけれども、証拠といいますか、立証の確立を求めて、エビデンスを含めて補聴器の開発、操作性等、これは村長述べているように、スマホなりなんなり、そういうところでオンライン的というのですか、という意味です。単に利島村にとどまることなく、全国の離島のみならず、医療機関の乏しい山村等に貢献できることを目的とする構想の下に取り組まれようとしています。

そこでのお伺いですが、元慶応大学、正式には慶應義塾大学です。医学部教授で、現在はご案内の医療機関の室長の職にある医師並びに関係者を含む人たちが、村長の公務多忙は承知しているが、ぜひお会いできる機会を設けてほしい旨切望している声を聞いています。私は直接受けているのです。ぜひ村長にお会いしたいと。私が非公式に、村長に直接話をしていませんけれども、所管課長にはその旨を伝えています。村長に伝えてあります。ぜひ日程調整されて、面談されることを願います。

学童クラブを社協内に開設するというのは聞き及んでいます。簡潔で結構ですから、要因、施設の競合、時間帯等、具体的に伺います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ご質問の中で、ぜひともご挨拶をさせていただきたい、村長の直接お会いして、そういう機会を設けていただきたいというところですが、ぜひとも直接ご挨拶、こちらのほうからさせていただきたいなというふうに考えているところです。

また、最後のほうになりますが、学童クラブに関して運営主体を社協、社会福祉協議会とするだけで、高齢者在宅サービスセンター内に常に開設しているというわけではありません。ただ、この春休みとかお休み中など、人員のやりくりの関係でそちらで預かっていただく場合もあるというふうに今計画を考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは、ちょっと問題がありまして、村長が最後のほうで触れていましたけれども、ちょっと問題があるのです。

何かといいますと、どう読んでも、所信表明書を読んでいただければ分かると思うけのですけれども、どう読んでも今の答弁のようになっていないのです。どう読んでも、あそこの施設の中でや

ると。児童と園児というのでしょう。子供たちと保育士と高齢者が一緒になって暮らす中で、いろいろな交流を図る中でいいことはあるでしょうと。そのためには、施設は違うのだよということになると、何だいと、こうなるわけで、どう読んでも皆さん一緒だよと、あれは。施設の中でやると思えよということで、問題がというか、私のところへ飛び込んできました。

それなのですけれども、今３月のという話で、確かにそうなのですけれども、そういう話なのだけれども、いきなり降ってきたように通達が来たのです、本人にしてみれば。役場は事前に構えていたかもしれません。しかし、突然社協でやりますと、３月に。それで戸惑って、何だと、これは。いきなり社協でと言われて、びっくりするやら、びっくりするのを飛び越えてしまってふざけるのではないと、冗談ではないよと。そんな社協で今日から学童保育ですなんていうのは聞いたことないと。何だという、そういう怒りにも似たというか、憤激したと言ったほうがいいかもしれませんけれども。一方は、高齢者のほうは高齢者のほうで、そんなのだったらもう明日から行かないと、こういう話題が広がっているわけだ。そういうのが私のところへ飛び込んできました。

それで、何を言いたいか。何かマイペースで世の中を動かしているのかなと、自分たちの思いつきでぽっぽ、ぽっぽと通達を出して。そういうのが、何でそういう住民の中で、私が言われてみれば、それは行政は行政で言い分があるのかもしれません、説明しようとすれば。しかし、その説明も足りていないのだと。文書か何かでぱらっと来てしまったと。文書で出せば間違いないという印象があったのでしょう。郵便で出したか、紙を持ってきたか知りませんけれども。だから、そういうところで行政がいかに、これは手がない、足がないという話題とは違うのです。やっぱり住民に対する構えの問題だと思うのです。その辺でお伺いしますけれども、具体的な件は何かあるでしょうけれども、とにかく社協がやるというのは分からぬ。どこでどうなってしまったのだと、これは。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　まず、こういうふうに形態を変えていくということに関しまして、所管、それから社協の事務局、運営側と協議してこういうふうになったのですが、利用者様にお話がいくのが遅かったというか、相談をせずに進めてしまったということに関しましては、やはりコンセンサスを取る上では問題があったかなというふうにご指摘も踏まえて感じております。大変ご心配とご迷惑をおかけしたなというふうに考えております。反省しております、これに関しましては。

ただ、昨年の３月ですか、粟島浦、具体的にそこには視察には行っておりませんが、粟島浦でも社会福祉協議会と保育園、学童と一緒になっている、施設自体が一つになっているというふうな事例もありますし、全国的にもそういったことが今進められております。先ほどの質問の中であった公共施設の統合、廃止の中でも、人員のやりくり、配置のコストとかいったところで集約していくことで得られるメリットもあるというふうに考えているところでありますので、そういうことでご理解をいただきたいなというところですが、繰り返しになりますが、説明が足らなかったことに関

しましては申し訳ないなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは、足りなかったという反省がそこまであるわけですから、それはまだ住民の皆さんに伝わっていないです。これが問題なのです。

ここで村長が謝罪を含めて反省の弁を述べられましたけれども、少なくとも関係者にはそういういきさつも、事件が起きなかったのならまだいいけれども、何だいという不平不満、不平ではないですね、当然ですよ、これは。不平というより。だから、そういう説明をやっぱりこれはなすべきでしょう。お伺いして、何も村長がじきじきに行くべきだとは言いませんけれども、少なくともそういう学童関係者、クラブの関係者、あるいは社協の関係者、そういう人たちには説明すべきでしょう、これ。そう思います。

それから、もう一点、何で社協。今言った粟島浦がというのがありました。私も昔鳥取県かな、壱岐か隠岐かどっちだ、行ったときにそういう事例がありました。そういう意味では。ただ、それは常駐ではないのです。行くのです、ホームへ。子供たちが遠足みたいにホームへ行って。それで、いろいろ歌を歌ったり、そういうことをやるわけです。そういうのはありましたけれども。ただ、何で社協なのかと。

それで、うがった見方が出ているのです。最近とみに社協の職員が増えている、この間。幸いにして公営住宅に入っている人は少ないです。何となく民家で間に合ってしまっている。いずれにしても増えている。このことなのかなと。この増やす人たちが社協ではなくて、社協の職員としてどこかでやる別棟、学校でやるか、体育館でやるか、交流会館でやるか知りませんけれども、今体育館でしょう。そこへ職員が行って、そのために３人、４人増えてきているけれども、そこへ行って学童保育クラブをやるのかどうか。今民間の人たち、あるいは教員の関係者といいますか、がやられているのでしょう。

〔「まあ、そうですね」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　その辺も皆さん、この事件を発端にして、にわかにぱあっと出てきてしまったから、社協の職員がやるのかと。あるいは、今の人たちはそういう要員なのかと、増えているけれども。確かに一方では減っているのですよ、明日には減る人もいるわけだ。そういう意味では、疑問が出ているので、その辺はちょっと私は混乱させないためにも説明すべきだと思います。村ははっきりしているのだけれども、自分だけは分かっていて、相手に伝わっていない。そう思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　相手とは、多分利用者さんのことで。

〔「社協へ行かれているお客さん」と言う人あり〕

○村長（村山将人君）　利用者さんということですね。所管とも相談しながら説明はしていくように努めますと。

社協のほうで次年度より子ども家庭支援センターの機能も持たせるといったところで、子育てに対する支援をより厚くしていくと。これは岸田首相から小池知事も述べられているとおり、だんだん、だんだん少子化で、私もそうですけれども、皆さんを支えていく世代が少なくなっていくのを何とかしようという流れの中で、やっぱり利島でもそういったところで子どもの支援を手厚くしていかなければいけないといったところの一つでありまして、今の学童に関しましては役場が直営でやっておりまして、職員が足らない場合、今会計年度の方をお願いしたりとかしておりますが、お休みの関係で足らない場合は、今村役場の職員が応援に行ったりというような運営をしている。しかし、来年度からは社協に運営主体を移すといったことで、先ほど議員がおっしゃられたとおり、社協の職員も行ったりするように、柔軟にやりくりをしてもらうといったところで、効率的な運営が継続できるのではないかというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、念のために確認のためにお伺いしたいのですが、何かこちらのほうで一方的に言っているようで、村長も何となくそれは違うのだということがあるかもしれませんから、申し上げるのですけれども、このことによって、要するに社協に移管することによって交流が図られると、保育園児ですか、と高齢者、交流が図られると。そこがみそというか、ネックになっているのです。こう思って、そこの建具の中だろうと、そういうことなのです。

今の保育園が西にありまして、高齢者はそこのところにありますけれども、これが往復すること自体、行ったりきたりするのであれば、あるいは学校の体育館、あるいは保育園だけれども、体育館。そこの子供たちが交流するなら、これは普通のことであって、何も社協がということではないだろう。ということは、社協の高齢者を学童のところへ連れていって合流させようという、そういう仕事を新たにやるのだよと。今だってやっているのではないですか、やっていない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ちょっと整理させていただきますけれども、保育園の事業はそのまま、今の保育園は村役場直営で実施します。保育園の職員も定員の一人として考えて実施しています。

学童に関しましては、小学校へ入学してから３年生、６年生まで来ている子もおりますが、小学生が家庭で親がいないときとか、あと長期休暇のときとか、そうやって学校がない時間に遊べる場所、居場所として用意すると。基本的には体育館の今のミーティングルームをお借りして、そこで実施するといった中で、コロナになってしまって途絶えてはいますが、学校の児童が社協に訪問す

るといったりとかのことは今後増やしていければなというところで、基本的にはミーティングルーム、体育館運営で預かるといった中で、その人員のところの融通をしやすくなるといった考えでおります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これも村長、文章では出ていないのですけれども、せっかくの村長の計らいなので、お伺いしたいのですけれども、帯状疱疹高齢者と、こうなっているのです。これは大体高齢者なのですよ、確かに。高齢者なのだけれども、これは高齢者というのは外すとどういうことになりますか。帯状疱疹の患者さん、全部対象にしますよということになるわけだ、文章上は。そうすると、何かわざわざ高齢者と、村長がおっしゃるのは何か特定の理由があって、幾つから高齢者だか分かりませんけれども、65歳なのか、60歳なのか、75歳なのか、前期後期いろいろあるから。分かりませんけれども、これはせっかくの計らいなので、それで本村の実態、実情を見てみましてもそんなに数ではないのです、年度に発生する患者さんが。だから、高齢者というのはあえてつける必要がない。要するに全村民対象だと。まれに20歳、30歳と若い人もいるかもしれませんけれども。

ただ、問題なのは、これ確かに私なったことないのだけれども、話を聞きますと、長いのですね、期間が。全治する期間が。だから、下手したら１か月ぐらいとなる人もいるようです。短くても１週間、10日。そういうことなので、どういう治療があるのか、私分かりませんけれども、どのくらい費用がかかるかも分かりませんけれども、これ健康保険なり社会保険なり国民健康なりの対象にはなっているのだろうと思いますけれども、その差額を補填すればいいのだろうと思うのだけれども、これは私の推測ですけれども。それとも全額、保険対象ではなくて全額ということですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　おはようございます。笹岡議員のご質問に村長に代わりお答えさせていただきます。

今度新たに令和５年度から実施する予定であります、予算が無事可決すればというところでありますけれども、帯状疱疹のワクチン接種でございます。こちらのほうにつきましては、東京都のほうで補助金のメニュー項目が令和５年度より新設されまして、こちらに基づいて実施するワクチン接種です。帯状疱疹ワクチンを接種します。それで、１回の費用が２万円から３万円程度で２回接種しなければいけないので、４万円から６万円ぐらい。自由診療なものですから、診療機関がそのまま設定できるというようなものでございまして、そこを東京都さんのほうは接種の対象費用の２分の１を補助するよというような、接種費用というか、補助費用の２分の１を補助するというようなメニューがございまして、利島においてはその４万円から６万円かかる接種費用について全額補

助させていただきたいというようなところで、治療費とか、そういったものではなくて、ワクチン接種。そのワクチンを接種すると99％近く帯状疱疹にかからなくなるというような非常に優れたワクチンというところもありますので、今現状実際に打っているところ。そこをちょっと区部では既に接種が始まっているようなところ、大きな自治体とかやっているところもありますけれども、そこに追随するという形ではないですけれども、東京都の補助金が新たに新設されたといったところもございまして、実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ワクチンですか。分かりました。私治療費かなと思って、勘違いしていた。分かりました。

この年齢なのですけれども、これは10割補助ですか。10分の10。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　これは、先ほど申したとおり、利島についてはワクチンのほう、全部補助して、全額補助というところで無料化したいと考えております。

年齢のほうは、大変申し訳ないというか、あれなのですけれども、東京都の補助金のメニューとしては50歳以上を今対象にされているのですけれども、利島については今年度に限り60歳以上を対象にして、次年度から50歳以上に。やはり50歳から60歳の年齢が結構いるというところで、うち10分の10補助しなければいけないというところで、今年の予算額が結構な額になってしまったといったところもあるので、そこは60歳以上、今年度については対象にしたいと。至急今ワクチンの確保といったところも懸念事項として、どこの市町村も今年から接種を始めるといったところもございますので、そういったところも含めて利島村の今年度の対象は60歳以上を全額公費というか、無料とさせていただきたいといったところで考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　要するにこれは国あるいは都の事業だと言って過言ではないわけですね、10分の10。

〔「都が２分の１」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　村があるのですか。自己負担が。

〔「自己負担出します」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　来年もそうですか。

〔「来年もそうです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。では、来年からは50歳以上と。

次なのですけれども……

○議長（寺田　優君）　休憩しますか。

では、５分ほど休憩をいたします。

（休憩　午前１０時５７分）

（再開　午前１１時０５分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員の質問を引き続き行ってください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、次ですけれども、話のついでに、ついでというのは、流れの中で質問したりしているものもあるので、重複するところもあろうかと思うのですけれども、次に先ほど述べたことは私も認識していますけれども、モノラックの管理なのですが、これは言うはやすしなのだけれども、やりますよということなのだけれども、実際はこれは数年にかかってやられていないと。それで、前々回、９月だかのときの所管課長の報告では、村の職員が何か所か切ったという報告がありまして、私はそのときに坂道の傾斜の強いところもあるし、危険も伴うので、不慣れな仕事を職員にどうかと、やらせるのも。ということを申し上げた記憶がありますけれども、これ現実に先ほど述べましたけれども、今通れないところがあります。それで、もちろん全路線なのだが、全線全部切れということは言っていないのです、必ずしも。やぶのところだけです。それで、生産者が、あるいは地主が日頃管理している椿山のど真ん中を通っているところなんか、それをわざわざ切る必要もないので。だから、そういう点では距離も相当縮まるだろう。村がどの程度の何キロぐらいの想定で計算しているのか知りませんけれども、そんなに全線切ったらこれは大変だろうと思う。椿林の中まで切る必要はないので。生産者が管理しているところです。

そういう意味で、私は質問でも述べましたけれども、今がちょうど椿油で、椿産業で言えば収穫のさなかです。これがいけないと。それから、明日にも今度は、ここにも何人かいらっしゃるか、それは別として、第２の生産物と報告されている農協、これは農協の言葉ですけれども、いわゆるシドケです。これは結構やぶのところを通らざるを得ないのです。ところが、これがいけないというようところで、これも先ほど述べましたけれども、急ぐ問題なのです。そのうちにではなくて。やっぱり明日からでも来てもらいたい。もう４月になるとさなかになってしまう。シドケなんかは真っ盛りになりますから。それが取りに行けないということがあるので、先ほどは全般的に検証してと申し上げましたけれども、物にもやっぱり緊急性というのがあるものですから、その辺も検案しながら、検証しながら対処してほしいと。

それで、モノラックについては早急にこれは入らないと、やっぱり６月、７月になるとシドケなんか終わってしまっているし、椿も終わっています。そういう意味で、早急に新年度予算を極端に言えば待たずしてというぐらいで、新年度といったら４月で、その頃はシドケは半ば終わりではないけれども、椿油産業、収穫作業なんか４月になってしまうとほとんど終わってしまうわけだ。そういう意味で、即刻対応できませんか。あえて言葉を言いますけれども、即時即刻対応できませんか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　詳細に関しましては、所管担当より後日当初予算の際にでも説明させていただこうとは思いますが、今この場ですぐ対応しますとなかなか言い切れないかなと。相手委託業者様との協議もどこまで進んでいるのかといったところもありますが、所管と打合せをしていく中で必要な箇所とかアンケートを昨年実施したり、あとは生産者だけでは路線管理をしていくのは厳しいような場所も見受けられたと。勾配が急なところとか。そういったところはやっていかなければいけないというような話は伺っておりまして、早急にどこまで対応できるか分かりませんが、対応するように準備は進めているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そういうことで対応をお願いします。老婆心までに申し上げておきますと、焦ったあまりが職員なんか不慣れですから、あなた方いっていらっしゃいということは、これは慎重に考えられたほうがいいと思います。万が一事故でもあったらあれですから。では、民間なら事故があってもいいということではもちろんありませんけれども。慣れている慣れていないというのは大きいだろうと思います。しかも、ひもでは切れないところです。金刃でないと。ひもで切れるところだったらさして問題ではないと思いますけれども。だから、そういう点もやっぱり考えて、慎重に対応されて、それでしかも急いでほしいと、そう思います。

それから、次なのですけれども、簡易水道の太陽光パネルの再生可能の問題ですけれども、これで村長の所信表明を見ますと間に合っていると。ということは、通常でもこれで間に合っていると。24時間365日運転していると。そうすると、経費の節減というのはそのために莫大な費用を投入したのでしょうから、施設費を。これの効果はどうですか。どのくらいの電気代が安くなったのですか。なにも災害時だけ電気が止まったから太陽光の充電してあるやつを使うと、これが私理解できないのです。24時間パネルというか、バッテリーから送電されていけるのかどうか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　おっしゃるとおりで、議員の皆様ご視察にお連れした際は、水道担当者がち

ょっと多忙だったもので、中には入れなかったのですが、あの施設の奥に蓄電池等がありまして、常に発電、太陽光で発電して充電して、それを給電して、売電まではいきませんが、経費の削減にもなっていると。ただ、具体的に数値が出てくるのがこれからになってくると思いますし、それで大きな効果が出るというよりも、基本的には災害時のバックアップというような考えでいるところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　くどいようですけれども、意味が分からないのです。通常は東京電力さんで送水している、給水していると。だけれども、災害時で電線が、あるいは停電した場合にはバックアップすると。これはそれなりに分かるわけです。ディーゼルエンジンを回すのと一緒でしょうから。それは分かるのですけれども、その能力があるならば、通常はではどうなるのですかと。例えば教育委員会の上にパネルがあって、バッテリーだとかがその辺にあるのでしょうけれども、それで庁舎が、この電気がそうでしたか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　太陽光でね。これはバックアップ用でもないでしょう、必ずしも。通常の電気で、それで月々３万円ぐらいの電気料が節電できると、節約できると、こういう報告を受けているのです。そういう意味で私伺っているのですけれども、水道施設があのパネルを設置してバックアップ用は間に合うよと。これは通常でも利用が可能になると。そうすると、ここと同じように例えば月々10万円ぐらい電気代が安くなるというようなことにはなっているのですか、いないのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　繰り返しになりますが、ちょっとまだ設置した対費用効果、効果測定、金額的な増減に関してはこれから精査していかなければいけないかなと思っております。

　また、先ほど答弁にありました急速ろ過、ためた水、貯水池の水を飲み水に変える装置に関しては太陽光の蓄電池で賄えますが、もう一方の系統の脱塩のほうに関しては大きな電力が必要となっておりまして、そちらのほうは補助にはなりますが、太陽光だけで運転することがちょっと厳しいといった現状でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次なのですけれども、次の７番、皆さんには７番といっても分からぬかもしれませんけれども、住民との交流で、これも読み上げてみます。住民との交流で、住民の意見を聞くだけでなく、行政の説明もして、要するに交流を図りますといいますか、年に数回ほどしかない

住民懇談会の在り方は、ほとんどはこれ住民の感触を私が聞いている範囲です。範囲は、ほとんどは行政の一方的な説明で終わっている。意見や要望を述べても、住民の声は耳で音声として聞くだけではないのだと。村政には一向に反映されていないという多くの住民の声は届いていますか。１回出席した人は、次は来るなといった上から目線も甚だしい声もあります。ご参考にしてくださいということで書きましたけれども、こういうことについて、次に皆さんのところには行っていないのですけれども、私は分かりやすいように再質問に、村長の答弁を受けて検討しますと。

〔「まだ答弁していないけど」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　住民説明会の開催や告知の方法につきましては、ご意見も踏まえて今後検討していきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、村長の手元には届いていると思いますが、皆さんのお手元にはないかもしれません。これも再質問ですけれども、読み上げてみます。少し長いので。

今村長は検討するという答弁をいただいたのですけれども、それを受けまして、農協が主催する集会には晴天で昼間であるにもかかわらず、常に20名前後の人が出席しています。しかも、出席対象者は組合員限定です。議論も活発です。かつては村が主催する集会にもこの程度の20名ぐらいの人たちは集まっていました。近年の村が主催する集会には、昼夜２回合わせても10名前後がいいところでしょうという意味です。もっといたときもあるかもしれませんが。10名前後ぐらいの出席者しか集まりません。時にはほんの数名程度といった事態もあります。

この差の大きな要因として、この間の村の集会の運営の在り方が、行政が上から目線的で住民の意見を聞くという謙虚さと、村づくりは住民とともにという姿勢が問われているように思います。村長は今後の検討と言いますが､要はこの１点にかかっていると言っても過言ではないと思います。私の所見ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　実際令和４年度中に何度か住民の方と接する機会を設けてきました。前半のほうはコロナの関係でなかなかできませんでしたが、後半に向けて数度実施してきましたし、今後も令和５年度におきましても続けていきたいなというふうに考えているところです。

検討しますといったところで、具体的にどうやっていくのかというご指摘、農協の生産者会議だともっと集まるよというような再質問でもあったかなというふうに認識しておりますが、なかなか難しいなといった感想を持っています。どうやったら、時間帯なのか、テーマなのか、はたまた検

討中の段階で説明会、もしくは懇談会みたいな形で合意形成を図ろうかといったこと、いろいろなパターンを考えてはおりますが、その先、その意見を反映することもなかなか手続的に難しかったりとかということがありますので、具体的にはもう平時、通常のときから頻繁に懇談会といいますか、対話会みたいな数をなるべく増やしていく上で、その中から常に出てきたことを少しずつ反映できればいいかなというふうに考えています。先日開催させてもらいました焼却施設ですとか、浄化槽の料金改定に関しては、これは決まったこと、料金改定に関してはご意見も伺いたいということもありましたが、やはりその時点でご意見を伺うとなると、運営上なかなか厳しいといったこともありますので、そういった類いの説明会とはまた別に、テーマを特に絞らずに開催してみたらいいかなといったことが一つと、あとは村長と話そうの会のように、ある程度絞って、アウトリーチというような形で住民の方にお声をおかけして、こちら側から男性の方お願いしますとか、女性の方お願いします、Ｉターンの方、地の方で何歳以上の方とか、そういった形で世代、構成を絞った上でご意見を伺ったらどうかということも個人的には考えているところでありますが、何にせよいろんな形でお声を伺いたいなという気持ちに変わりはございません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、そんな難しい問題ではないと思うのです。

再質問の最後に書きましたけれども、やっぱり行政の皆さんが自己反省をする。これが基本だろうと思うのです。俺たちはどういうことをやってきたのだと。見ますと、ここにも私書きましたけれども、述べましたけれども、自分たちのやろうとすること、考え方が優先されて、それを一生懸命説明して､住民の意見はそこでも言うように耳では聞くけれども､しかしそれは取り合わないと、これが住民の中に定着してきている、村政に対する見方が。全てとは言いません。これが、村役場が主催する集会での集まりが少なくなってきていると。これも１回や２回ならそんな現象は出ないと思うのですけれども、それが基本的にそうなって、それが住民の中にしみ込んでいるから、どうせ行っても役場の説明を聞くだけだ､それだったらタブレットで間に合っているみたいな話になる。

ところが、農協の場合はどっこい、そうはいかないと。即生活観ですから。先般の開発審議会へ私も出席しましたけれども、組合長は言っていましたけれども、私も書きましたけれども、農協の生産者会議というのは議論が活発です。ただ、人によっては特定の人を嫌うのだ。村がその象徴的なものだと思っているのです。だから、１回来た人は来るなよと、これが出てくるのだ。要するに俺、俺なのですよ、言わせれば。俺がいて、あなた方がいるのだみたいな話だから、そこいらがやっぱり私は行政がもう一歩下がって、言いなりになれということではないです。謙虚に耳を傾けて聞くと。この姿勢が改善されれば、１回聞いたからといって次からどんと集まってくるということはないかもしれません。だけれども、住民が期待するような、言えば通じるというときには、それは保障はしませんけれども、住民が寄ってくると思うのです。呼んだけれども、来ないという立場

を取ると、いつまでたっても来ないかなと思うのです。だから、そういう意味で質問していますけれども、これは私は難しい問題ではちっともないと思うのですけれども。要は、自分たちの考え方一つだと、対応の仕方。どう思います、２人いますけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　住民の皆様のお考え、ご都合もありますし、こちら側の考えとなかなか合致しないといったことがあるのかもしれませんが、全部が全部そういう集まらないといったわけではなく、例えば先日開催されたサステナブル事業に関する説明会に関しましては多くの方が集まっていただき、そのアンケートといいますか、ご意見は総務課のほうで集計し、当然東京都にも共有したりとか、事業者、課内でも共有したりとかして活用させていただいているといった状況にありますので、上から目線というふうな感じ方なのかもしれませんが、そういうことはないかなというふうに考えております。ただ、なるべく私個人としては、いろんな埋もれたといいますか、意見を吸い上げたい、拾い上げたいという思いは変わりありませんので、今後もそういった、どうやったらアイデアとか、村政にこうやったほうがいいのではないかといった意見はなるべく拾っていけるように努力していきたいと考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員、先へ進んでください。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　先へ進みますけれども、参考に言いますと、村長と語る会でしたか、話し合う会でしたか、数回ありましたね、年代別に。それに対しては、村の職員が克明に記録しているのです、発言内容を。

〔「僕、自分で記録したんですよ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　私ですか、自分がやったのです。

〔「職員は関係ないです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうですか。それが皆さんに配られています。うちにもありますから。そういう全部とは言いませんけれども、要約、村長が思ったことだけでもいいと思うのです。そういうものについては返していくと、住民の皆さんに。広報でも何でも使って。全部とは言いません。全部書いたのでは大変だから。そういう中で、村長が主観的といいますか、認識したとか、あるいは感動したとか、あるいはこれはこう思ったとか、そういうのだけでもいいのだろうと思いますけれども、取りあえず。あるいは反論するものは反論すると。こういうことがあったけれども、私はそうは思わない、こうだというようなこととか。そういう文面、返していくということには、そういう努力もこれからの集会を支えていく上では手がない、足がないのは分かりますけれども、必要なのかなと思いますけれども。これでこの問題は終わります。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ご指摘のとおり、説明会だけでなく、アンケート等も実施しておりまして、それは先日の広報等でもお配りしたかなというふうに記憶しているのですが、サステナブルとかサテライトオフィスとか、そういったことの関連のアンケートに関しては皆さんにも周知してもらうようにしています。

また、個人的にですけれども、私自身、村長を評価しようというアンケートもこの後３月に実施する予定で、これは職員に対してですけれども、360度評価を進めていくといった中で、それもやった結果も職員には共有するようにしておりまして、ご指摘のとおり、どういう意見があった、どういうふうに改善していくのだということはなるべく共有するように常に心がけているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、最後に行政改革というところで伺いますけれども、質問としては、村長が職員のいろいろ前段はありますけれども、とにかく結論的には職員の積極的増員を図るとは、何人を予定しているのかと定数を。現在35名ですか。それをその分交付税、地方交付税、これは担保されているのかと。普通はある程度まで担保されるのです。だけれども、直接的に人件費としての補助制度はないだろうと思いますけれども。ただ、交付税の中では見ていると。それは内部的に見ていくから分からないだろうけれども、人件費を幾ら交付しましたよというのは分からぬでしょうけれども。そういうことで、一般交付税とも言いましょうけれども、普通交付税です。担保されているかということを聞きました。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　現在定員は34名です。５名ほど欠員が生じているといったところです。

一昨年ですか、定数を増やしたところですが、今のところ定数を増やすということは考えていない。住宅の問題もありますが、34定数までは採用していきたいと考えております。増員することによって、東京都の指針に沿った事業を展開していくことが可能になってくると。体力が出てきたことで柔軟に対応していけるというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これも再質問で、これも住民さんから出された、住民といっても個々の集まりの中で出された話として紹介しておきますけれども、私が住民からこういう声がありますという意味について、この場をお借りしてあらかじめご紹介させていただきたいと思うのですけれども、集まりの中に会議の中で出てくる声もあります。それから、私が事前に質問書なんか配って、これは前に申し述べましたけれども、お配りして意見を聞いて歩いたりしていますけれども、その中の

声もあります。どこの声だ、あそこの声だということは一々申し上げていません。そういう意味で、私の想像した作文ではないのだと。必ずしも言っているときには声があると思って聞いてください。何の誰べえということはもちろん申し上げません。複数の人が同席している場合は多々です。

そういう意味で述べますけれども、職員の増員の問題ですが、これはもっとも私が受けたのは、皆さんがそうだったのですけれども、私が報告したところ、所信表明を報告したところ、皆さんがそういう認識だったのだけれども、これは私の質問のとおりで、定数をこの間増やしたばかりだと。枠を。それを積極的に増員するというからには、一体何人まで持っていくのだと、こういうことが根底にはあるのです。ところが、村長に質問してみたら、答弁には、いや、定数の範囲内でと。これは普通は増員とは言わないでしょうと。ただ不足した分を補うだけで、補充だけで。言わせれば。言葉のあやと言えばそれまでかもしれませんけれども。そういう認識の違いがあったことはご承知していただきたいと思うのですけれども、私の質問の背景にはそういうすれ違いがあったと、認識の。

住民の中にはかつての時代と比べ、これはかつてというのは抽象的のようで、いつということではないのです。何年頃ということでは必ずしもないけれども、比べて業務量がそれほど極端に増えたとは思えないということです、一つは。これは、体験をしている人もいるわけだ。その人がしゃべったということではないけれども。今から40年、50年前の話をしているわけではない。ただ、特定していないと、何年頃と言っていないということで。そんなに増えていないと思うという推測です。しかも、現代では昔と違って、その昔というのも今言ったのと同じ意味で捉えてください。いつ頃ということではなくて。現代では情報の収集伝達、それから文書の作成、記録、保存、事務処理など、事務処理の電子化が進み、当時と比べて格段に事務作業の軽減、効率化が図られています。この時代、単に人手が足りないというのではなく、何人が必要なのか。それによって何がどう改善されるのか、具体的に根拠を示すことが必要だという、こういう声なのです。

それで、先ほどとも類似した見方かもしれませんけれども、そこのなぜ必要なのか、これによってどうなるのか。ここの説明がないがために、集会もそうです。ためにやっぱり住民のほうから疑心暗鬼が出てくると。私はこれはこれで当然だろうと思うのです。そういう意味で、ただ増やせばいいのだという。では、何人必要なのだ。それは分かりませんと。今分かりました。４人増やすのですか、５人増やすのですかということで、これもやっぱりいろいろ便利なものが、広報なり、議会報なんかにも出ていますけれども、なかなか住民の中には浸透し切れていないのかなというのがあります。だから、こういう声が出てくるのかなと。この辺はどういう具合にお考えというか、捉えていますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　昔というか、つい中期的なのか、長期的なのか、前のことというのは私も分

かりかねる部分ではありますし、具体的に職員の業務の細かいところまで私が全て把握しているわけではありませんが、恐らく１年少しやって全体を見てきた中では、システムなどの導入、パソコンもそうですし、デジタル技術を導入したことによって、処理するスピードは格段に早くなってきているというふうに感じています。しかし、それにも増して、処理しなければならない情報量とか仕事が桁違いに増えてきているとも感じています。

私も議員として８年間、監査委員に携わらせていただきまして、かなり業務の細かいところまでチェックをさせてもらっておりますが、そのときから比べても増えているように感じています。この立場になって、より中の細かいところを見る上では格段に増えてきているといった中で、各課の定員、会計管理室以外のところはどこの課も欠員が生じているといった状況の中で、さらにやらなければいけないところが増えてきている中で、せめて定数、定員を満足させることが私の仕事というか、責任の中ではやらなければいけないかなというふうに考えています。

また、所信の中でも述べさせてもらっておりますが、仕事見える化ということで、業務見える化ということで、総務課のほうで今取り組んでもらっておりますが、そういったことも通しながら、今後300人の自治体の行政の規模で本来やらなければいけない業務と、これはやらなくてもいいのではないかという業務が多分あるのではないかというふうに考えています。そういったことの精査も今後していくことで、業務の質、サービスの向上が図れたらというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは２つあると思うのですけれども、見える化ということを、私もこの見える化という意味は全然分からないのですけれども、いまだに説明を受けても分からないのですけれども、どれが見える化なのかというのは、仕事を見せるわけにもいかぬでしょうし。といって、役場へ来て職員がカウンターから何をやっているかと見ているわけにもいかぬでしょう。そういう意味で分かるようで分からないのですけれども、ただ言えることは、平たい言葉で言いますと、そんなに忙しいのかよと。それができないほど。もう夜明け、朝駆けでやるような、それでも間に合うか間に合わないかみたいな、そんなに忙しいのかよという言葉尻というか、そういう売り言葉、買い言葉と言っては申し訳ないかもしれぬけれども、あまり忙しい、忙しい、手がない、手がないと言うと、そういう議論まで発展してくるということがあると思うのです。

それで、見える化は、私の見方ではどういうことがあるかというと、役場の中に来て職場を中継してテレビを放映しているわけではないでしょうから、２つあると思う。さっき言いました、１つは情報が届いているか、住民に。見える化という意味の。情報が届かない。さっきの社協の学童クラブではないけれども。情報が届いていない。これによって見える化が進まない。それから、もう一つ、職員たちの行動です。これは住民も見ているわけだ。特に役場の中は来ないです。ただ、外の行動、何でここを車で走っているのかな、今時分とか。村長も聞いたことがあると思うのです、

住民の中で。そうすると、それでかつての前の私の当時は議員でなかったかもしれません。議員の中でもありました、質問で。ここで。そんなに忙しいのかみたいなところで、そんなに忙しいように見えない、ドライブしていると。そういうのがありましたけれども、やっぱりシビアな言い方は酷な言い方に聞こえるかもしれませんけれども、そういうところが見える化になっていると、変な意味で。といって、職員たちがいいかげんな仕事をして寝っ転がっているなんて誰も思っていないのです。そういう意味で、見える化がどうなのかなというのがあります。２つ、１つは情報の不足、１つは日常の行動。

それから、村長の所信表明でこれなんかも結構大事なことだから、村長は述べたと思うのですけれども、これはぜひある程度皆さんに周知されて、行動を伴ってほしいと思っていますけれども、ここなのです。途中の一番最後のほうの基本方針で述べました、役員としてのコンプライアンスはともかくとして、住民の皆様も訪れやすい明るい役場、これはこれで昔から出ている、ご承知のとおり。これはどういう意味のことを言っているのか。それから、職場の働きやすい職場環境、これも昔から言っているわけ。ところが、いつも抽象的なので、それはそうだよなということになっているのだけれども。それから、職員の行動なんかにも社会生活的に今批判が出ているのは、役場に来たときのおはよう、こんにちはは言うけれども、外でもどうなのかと。やっぱり島の人たちは「おい、おまえ」で「おう、元気かい」とか、たまに会えば冗談めいて、村長なんかもそうやっていると思いますけれども、しかし新しい職員なんかだともちろん知らないというのもあるのかもしれないけれども、やはりこんな小さな村で素通りしていくと、うんと思ったりする。そういうこと、細かいちくちくしたと言えばそれまで、重箱の隅をつつくような話になって恐縮ですけれども、そういうところの蓄積がやっぱり職員が信頼され、村役場、ひいては村が心配されて、住民ともつながっていく。私は、論よりそういう態度、行動というのが、訪問するときにはこんにちはとかおはようとか、道であったときも元気かいとか、普通ですよ、普通。特別なことを言っているわけではない。そういうことをなすことによって、私は結構違うような気がするのですけれども、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　現在の職員の構成になりますが、ほとんどが島外からの移住者で構成されております。その中で各島の行政職員ともそうなのですが、定員を不足していて、離職率が高いといった中で、町村会の中でも話し合われておりますが、職場環境の改善ということで長時間労働とか、そういったことは求められている中で、繰り返しになりますが、定員を満足することで少しは解消できるのかなと。

見える化に関しましては、これは住民の皆さんにお示しするのではなく、職員間で共有できて、忙しい時期にカバーできたりとかいうようなことができたらなということで、これも実験的にやっ

ていることでありまして、監査する前は見ていただくこともあるかもしれませんが、特に住民の皆さんにお示しするということは今のところ考えてありません。

また、挨拶に関しましてですが、議員のご指摘を踏まえて、再度職員のほうには徹底してもらうようにしますが、私の聞くところでは、雰囲気よくなったねとか、すごくみんな挨拶してくれるというお褒めの言葉を最近よく聞くといったところであります。なので、引き続き親しまれやすいと、あえて所信の中に述べさせてもらいましたが、そういったことも踏まえて、新年度新規採用職員もおりますので、徹底させていきたいというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員、そろそろ終わってください。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　口幅ったいようなことまで、大人げないようなことまで申し上げたような気がしないでもありませんけれども、やっぱり村長の言葉を借りれば、ひとえに村のためだという認識で言っているので、ほかに他意は特にはありませんで。皆さんが言葉で言うのはやすしなのだけれども、実際に行動で示すとなるとどうなのだという問題はあるかもしれませんけれども、やっぱりお互いに尽力しながら、村政、村づくりに努めていきたいなと、こういう具合に思いましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員の所信表明に対する質問を終わります。

ほかに議員の質問はございますか。

前田副議長、時間までやってください。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　では、所信表明に関する質問ですけれども、まず２番目と言ったらいいのかな。健全な財政運営というところなのですけれども、もちろん健全な財政運営をしてもらうというのは当たり前のことなのですけれども、その中で事業全体の見直しにもというふうに触れているのですけれども、この全体の見直しというのは具体的に何を指すのかというところをお伺いしたいと思います。村長の構想でも予定でも、何でもいいのですけれども、何を指しているのかというところをぜひお伺いしたいと思います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　抽象的にあえて表現させていただきました。事業全体というのは、経常的に過去からずっと同じ委託等をされてきたもの、もしくは補助金に関しては再度立ち返って本当に必要なのかどうなのか、必要だとは思いますが、その精査というものが必要になってくるかなと。令和４年度もやっていきたいというように所信の中で述べさせてもらいましたが、なかなかそこまで細かく見切れなかったという反省が自分の中でありまして、再度自分に対しての戒めではありますが、見直して、厳しく見ていくようにすることが必要かなというふうに考えているところです。

また、工事とか委託に関して全体的にそうなのですが、見積書が上がってきた段階での精査に関して、どうしても専門知識がない中でなかなかチェックが滞るといいますか、細かいところまでチェックが行き届かないといった技術的な問題もあります。そういったことに関しましては、大島支所のほうにも相談しながら、２重、３重のチェックをしていけるような体制を新年度から考えているといったところです。また、昨年度に引き続き弁護士さん等にリーガルチェックで契約書とか、そういったもののチェックはしていただくようにして､なるべく適正なというか､スリムというか、そういった財政にしていきたいなと思いつつ、当初予算が大きくなってしまってなかなか難しいと思いつつ、今後のためにも少しずつそういうのを進めていきたいなというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　委託あるいは補助金だとか、そういったものの見直しという中で、専門的な知識を持っていない職員には難しいという話が出ましたけれども、専門的な知識云々より、その前にそれぞれ契約書というのがあります。契約で縛るわけですから、それが契約書には今村長が言われたように支庁の助言、あるいは弁護士のアドバイスをもらったりとか、役場の中だけの力ではなくて、ほかの力を借りながら契約を交わしていくという話であれば、その専門性というのは必要ないのではないかと思うのです。一般的な知識さえあれば、チェックぐらいはできると。契約書に基づいてチェックすればいいわけですから。だから、例えば工事にしても、進捗はどうだ。終わったときの結果どうなのだというのは、契約書に基づいてチェックすればいいわけですから。私は何も専門性云々という話はないと思うのですけれども。村長がそういう認識であるのであれば、またちょっと改めてもらって、その辺だけを当初の契約段階、あなたに任せます、お願いしますといったところに立ち戻れば全然問題ないと思うのですけれども。私だけの見解かもしれませんけれども、そういう仕組みが役場にできているのであれば、それはそれで十分だと思うので、あとはしっかりチェックさえしてもらえばいいかなというふうに思います。

それと、もう一つ。この件に関しての答弁は必要ないですから。それと、これ何番目は、ちょっと分からなかったのですけれども、産業振興に関してというところなのですけれども、私この産業振興に関しては後の一般質問でも触れていますので､そこで詳しく触れたいと思うのですけれども、ちょっと気になったのが、役場と農協とどこかが包括連携協定を結んでいるというところがあったのですけれども、役場と農協とかという話は分かるのですけれども、農業者が一切入っていないのです。従事者が。皆さんご存じかと思いますけれども、役場にも実際の農業に携わっている人は皆無ではないか。１人、２人いるかもしれないけれども、そういう感覚。農協にしてもそう。実際に利島の山についてどれだけ知っている人がいるのかと。実際に農業をやっている人が、その農業者が持っている知識並みの知識を持った人間がどれだけいるかといったら、農協の人だって１人いるのか２人いるのか分かりませんけれども、私の感覚からいったらゼロではないかという気がするの

です。そういう人たちだけで包括的連携協定結んでいいのかと。椿産業の自動化云々とかという話がありましたけれども、何も知らない人が集まって何をするのだというのが私の感想なのです。その辺はどうなのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ＮＴＴさん、公表されているので、ＮＴＴ、それからＮＴＴアグリという研究しているところ、それから生産者の組織の代表としてＪＡ農業協同組合の代表、それと利島村の４者で包括的に連携協定を結んだというところでありまして、生産者の声は農協を通して上がってくるというか、拾えるというふうに認識しております。職員の中では多分私が一番椿の実を拾っているかなというところの自負はありますが、やはり今までのやり方から少し違うアプローチをしていかなければ、諸問題の解決にはならないかなといったところで、当然生産者の声を無視するとか、そういったわけではありませんが、新たな発想、新たな視点で取り組むということも一つかなというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　ここで昼食にしましょう。休憩します。１時から始めますので。

（休憩　午前１１時５５分）

（再開　午後　１時０７分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

前田副議長の質問より再開いたします。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　先ほどお聞きした包括連携協定で、農業の自動化とか、農業というか、椿産業の自動化を図っていきたいとかということみたいなのですけれども、実際に農業従事者として言いたいのは、自動化というのが何が一番大変か、椿産業で大変かといったら草刈りなのです、下草刈り。それをこの利島の現状を見て自動化できるかといったら、多分できないと思うのです。そのＮＴＴ何とか、どんなすばらしい会社か知らないですけれども、そこの自動化は難しいなと思うのです。どうせ自動化をしてほしいと、どうせというか、自動化するのであれば、拾いの部分で、例えば掃除機みたいなもので石から草からごみから葉っぱから全部吸い取って、そのをそのまま出す。これに勝るものはないと思うのです。そうすれば、時間的にも結構短縮できるし、まして高齢者だとその作業性がすごく上がるのではないかなと思うのですけれども。私先ほども言いましたけれども、一般質問でもこの辺取り上げていますので、そこでもまた質問させてもらいますけれども、ぜひそういったことを考えていただきたいと。

ちょっとさっき触れましたけれども、農業従事者がメンバーに入っていないというのが、村長先

ほど農協はという言い方をしましたけれども、農協は従事者ではないのです。確かに農業者の意見は吸い上げるかもしれないけれども、あそこはそういう体制ではないので。僕はメンバー選定にちょっと問題あったのかなという気がしないでもないのですけれども、それは後ほど一般質問でもさせてもらいますので、このぐらいにしたいと思います。

最後に、増員のことをお聞きしようかなと思ったのですけれども、これ先ほど笹岡議員が聞いていましたので、私もその件に関して了解しましたので、これで終わりたいと思います。

○議長（寺田　優君）　それでは、ほかの議員で。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　それでは、産業振興についてちょっと村長の所信に対して質問させていただきます。

長年農業者が要望していた農業機具の購入補助が倍に一気になりました。これいきなり倍にしてくれたということは本当にありがたいのですが、これが果たして１年、２年やってそんなに使わなかったということで、それを今度はまた減額されていくのか。それとも、そのまま要するに120のものの金額のものをもって、何年もそのままやっていただけるのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　この増額に関しましては、要望もそうですが、補助の申請に当たってＪＡさんからの要望を受けての増額だということで、以前所管のほうからも説明があったように、３年平均の数字で、たまたま令和４年度に関してはブロア等新たな機器が導入されたことが重なったのも要因かなというところで､足らなくなってしまったというような事態になったかと思っております。個別の案件なので、詳細はちょっと分かりかねるところではありますが、今後この金額を維持するのかどうなのかということに関しましては、今現時点でこのまま続けますというわけではなく、やはり同じように要望、実績、あとは生産者のほうの利用頻度とか、そういったものを踏まえて、総合的に判断していけたらなというふうに考えております。なので、今の時点で維持するとか、減らすとか、増やすとかということは控えさせていただきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ただいま村長も述べられましたが、過去３年間の利用金額限度、そういったものを参考にして、今回は増やしてくれたみたいですけれども、ただこれが今後仮に３年間の平均を取ってみたら、皆さんブロアも何も相当購入されているので、そんなに金額もいかないと思うのです。それを平均３年で取られていたときにやっぱり減らされてしまうのかな。そこら辺が心配なので、今村長のほうにお聞きしたところでございます。これについては、本来予算のほうでやるべ

きことだろうとは思っています。ただ、村長の所信表明の中に出ていたもので、それでちょっとお聞きしてみました。

それと、もう一つです。モノラックの整備事業、このモノラックの軌道整備事業につきましても、要するに草刈りをやっていただけると、ありがたいことです。それで、この草刈りについて結局予算的に足りないのではないかと。それと、全路線ができるわけはないと、この金額では。34路線がございますから。そうなってくると、ちょっと予算的に厳しく、ではどことどことどこをやるのかということをちゃんと検討して、予算である程度納めていかれるような方法を探っていただければと思います。このことについては、本来担当者のほうにこれも質問するところでしたが、村長の所信のほうにあったもので、一応お尋ねさせていただきます。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　午前中、笹岡議員も同様の質問があったかと思います。

昨年、所管のほうで利用の調査アンケートを実施して、路線がある程度絞れたりとか、あとは耕作放棄というか、やぶになっているところがあるということも確認できたというところで、一応全路線とか、笹岡議員もおっしゃられたみたいに、１路線の端から端までではなくて、部分的にといったイメージで、取りあえず年１回をどの範囲、どこまでというわけではないのですけれども、計上したといったところで、今後これも先ほどの農機具と同様ですが、実情、実績、あと必要性、そういったものを併せて判断していきたいなと思います。取りあえず令和５年度はこういう形でやってみようというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　正直私もこれは年１回では少ないと思っています。本来であれば年２回ぐらいは最低でもやるべきだろうとは思っています。その辺を今後の課題として検討してみていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（寺田　優君）　それでは、井口議員の質問を終了いたします。

引き続き、石野議員の質問を行います。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　所信表明について質問させていただきます。

所信表明ですから、住民に知らせることだと思うのです、これは。それなのに、ＤＸだとかＧＸだとか、これを聞いて分かる人います。多分相当若い人か、行政に携わっている、ほかに会社とか、そういう人は分かると思うのですけれども、我々には全然分からない。ＧＸとは何だと。ＤＸは何、

ＧＸは何と調べればデジタルの何とかと出てきますけれども、これ今度やるときはＧＸと書いて、括弧、こういうものですよという説明を入れてもらえるといいと思うのですけれども、それはどうですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　説明が足らなくて申し訳ないなというところで、対応できる限りやっていきたいなと思います。

また、私も人生において施政方針とか所信を作成するということが今までなかったもので、人生で２回目、作成したのは。というところで、職員にも添削してもらったりとか、参考にさせてもらったりもしましたが、私の作成する過程でやはり多くの自治体の先輩首長様方の施政方針を参考にさせてもらいました。いろいろな全国各地の規模、もしくは年齢も私と近い首長さんとか、いろいろな方の所信を参考にさせてもらった中で、多くの方がそういったことを表示、示されていたということで、そこを参考にさせてもらったというようなところです。私が思いつきでぼんと言ったわけではなくて、そういった先に取り組まれている首長様方の施政方針を参考にさせてもらったというのが実情なもので、その文言が難しい、分からないということもありましたら、詳しく説明をしていけるように努力をします。

また、議員の皆様におかれましては、そういったことも私の中では理解していただいているといった認識でもおりましたので、そこも含めてもう少し分かりやすい内容にしていけるように今後はちょっと工夫して考えていきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　あとは、医療、介護、福祉の充実についてなのですけれども、今度通院補助を拡充すると、見直して図るということなので、よろしくお願いしたいのですけれども、これ一般質問に出ているので、また質問します。

難病等通院交通費支援の周知を積極的に行いということ、これは２か月に１遍とかという話のときですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　以前議員各位に対しましてお示ししたとおりで、要綱等でそういうふうに定められております。それで、現在も当該通院の申請をする際に、窓口で職員のほうが、ケース・バイ・ケースになりますけれども、こちらの制度を使ったほうがいいですよという案内は今しているという話は聞いております。なので、そういったことで引き続き周知、そういう制度があるのですよということをお知らせしていくとともに、みんながみんなではないのですけれども、こういった

制度を使ったほうがより利益になる、利益といいますか、通院者、患者さんになるというケースであればご案内していくようにしていきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　周知をよろしくお願いします。

あと、子ども家庭支援センターを社会福祉協議会内に開設とあるのですが、この子ども家庭支援センターとはどういうことですか

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　私もちょっと詳しく、申し訳ございません、不勉強でそこまで詳しくは存じ上げていないところが正直なものなのですけれども、自治体によって設置するものでありまして、子供の生活の支援、いろいろな補助制度をご案内したりとか、生活に困った者、もしくは何か障害等がある場合とか、そういった支援に関してご案内する窓口だというふうに聞いております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この社会福祉協議会に設置ということは、社会福祉協議会がやるのですか。子どもの家庭、ちょっと分からないのですけれども、どういう具合になるのですか。どういう具合に社会福祉協議会で支援センターとはどういう具合に。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　すみません。詳細に関しましては、後日予算のときに所管課長のほうから説明していただいたほうが確実かなと思いますが、具体的には相談窓口を設置するといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　窓口の開設ということですか。

あと、子供と高齢者がお互いに学習や行事を取り組める機会を拡充していくとあるのですけれども、今すぐやるというわけではないと思うのですけれども、コロナのまだ終わっていないとき、老人と子供が一緒になってやるというのがどうもよく分からないのですけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　当然感染症、それは子供に対しても高齢者に関しても同じだと思いますが、感染予防に気をつけていただく、注意していただくというのはもちろんなのですが、もう所信でも

述べたとおり、フェーズも変わってきておりまして、今もうマスクも自己判断とか、強制しないといった世の中の流れになっております。なので、通常に戻していく中で、過去といいますか、コロナになる前ですか、小学生が社協に訪問していたりとか、あと一緒に物を作ったりとか、そういったことを少しずつ復活させていければなというようなことを考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これは、では今すぐやるというわけではなくて。コロナが終わったらとか、そういうあれですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　まず、運営主体を、繰り返しになりますが、村役場から社会福祉協議会に移行して、運営自体はもう社会福祉協議会にお願いしていくと。それは令和５年度から始めていこうというふうに考えております。当然感染症の問題とかで何かあったとなれば、運営主体はそのまま社会福祉協議会になりますが､交流とかという事業は当然自粛しなければいけないのですけれども、徐々にそういうのを､先ほどみたいに交流の機会を増やしていけたらなというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これは、先ほど笹岡議員も言ったのですけれども、老人、要は社協に通っている人たち、これは子供と今一緒になってやるということはどうも気が引けると。だから、これはいつから始めるのだとか、来ないほうがいいのではないかとか、いろいろ意見があったのですけれども、そういう話は聞いています。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　村長に代わりまして、私のほうから答弁させていただきます。

私社会福祉協議会の事務局長も兼職しておりまして、社会福祉協議会内のデイホームのほうで通所者の方と接しさせていただく中で、利用者の方、通所者の方には、お子さんが来ていただいて、一緒に交流できるということは、お年寄りの方は非常に楽しみにしております。そこについて、これまではコロナ禍においても今年度、令和４年度についても保育園並びに学童の子供が玄関のところで、子供たちが外に、玄関の風除室のところにいて、利用者さんが中にいるというような状態で交流させていただいていましたけれども、非常にお年寄りにとってそれを楽しみにしていただいているところもございます。そういったところのご利用者さんの声も踏まえまして、今後コロナが明けていく中で､当然３月13日からマスクも政府のほうでは任意になるというような状況も踏まえて、当然感染症対策は、感染症対策を徹底していきながら、高齢者のためにも、また子供たちの教育の

ためにも、交流については拡充させていただきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今子供との交流ということなのですけれども、やっぱり社協に通っているお年寄りも、これでコロナでもなって、子供もなったらどうするのだろうとか、それで会話している子供というのか、今社協に通っている人の子供たちも、子供が来て親に、うちのじいさん、ばあさんに感染させたらどうするのだとか、いろいろそういう話も出ているのです。だから、すぐやるのか、コロナが落ち着いてからやるのかというのはちょっと聞きたいのです。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほども申したとおり、感染予防は徹底させていただきながら、今やるとか、今やらないのかというのは、その状況を踏まえながらですけれども、現時点でも交流はやらせていただいているといったところもお含みおきいただきながら、今後の、そこは社会福祉協議会、当然スタッフ等々もいますので、感染予防とか、そういったものを徹底させていただきながら、実施させていただきたいといったところで、今すぐやるとかやらないとか、そういったところは状況を踏まえて実施させていただきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　それでは、質疑を終了いたしまして、日程１の所信表明については終了いたします。

〔「休憩して」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　休憩します。

（休憩　午後　１時３０分）

（再開　午後　１時４０分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第２　行政報告

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程２、行政報告を行います。

初めに、弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　皆様、こんにちは。教育長の弟子丸でございます。行政報告ということで、教育委員会のほうから最初にご説明をさせていただきます。

この報告に関してですが、令和４年第４回定例議会閉会日、昨年の12月の翌日から令和５年第１回定例議会開会日､令和５年３月６日の３週間前までの行政の重要な動きを概括的にまとめまして、村議会にご報告をさせていただくものになります。よろしくお願いいたします。

最初ですが、午前中、村長からも少しお話があったかと思いますが、２月の13日に埼玉県の戸田市に視察にお伺いしました。そこで教育改革のファーストペンギンとして、先進的な取組を行う埼玉県戸田市の取組の視察を行いました。視察に関して、村長、教育長、学校長、そして教育委員会の事務局の職員もそうですし、東京都の島嶼部を支援いただいている都庁の職員にもついてきていただきながら視察を行うことができました。視察で得た知見を利島村の教育施策に生かしながら、前向きな取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。それが１点でございます。

２点目についてですけれども､毎年ご報告をしているものになろうかなというふうに思いますが、利島村の教育委員会の政策評価というか、そういったものになります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づいて、利島村の教育委員会の事務の管理と執行の状況の点検、評価を実施するものです。この結果を活用しながら、教育委員会の政策評価、政策の改善に生かしていきながら、来年度は特に施策の効果検証にもより一層注力してまいりたいなというふうに考えている次第でございます。

本当であれば、もう少し早くお配りできればよかったのですけれども、先日今議会事務局のほうからお配りをいただいたペーパーが完成というか、点検の評価について完成したものがございますので、簡単にご紹介をさせていただければと思います。先ほどお渡ししたものになりますが、例えば４ページに教育委員会の政策評価の概要的なものをおまとめしているところです。評価の目安として、いろんな項目ごとに例えば評価の目安、Ａをつけるのであれば、ほかの自治体と比較しても優れていて、効果的な取組ができていると。Ｂであれば、多少改善の余地はあるものの、効果的な取組ができているのではないかと。Ｃに関しては、最低限取組は実施できているが、まだまだ改善の余地があって、来年度の改革というのを検討すべきであるということ。Ｄに関しては、定めた教育目標というところを達成できていないというところで来年度の改革が必要かなというふうにしているところでございます。

項目全てについてご説明することは控えたいなというふうに思いますけれども、例えば７ページに関して、７ページの一番上の利島村教育大綱及び教育委員会の教育目標の制定、改廃というところでＣ評価、この評価については前提として教育委員会が自己評価をしたものなのです。我々の取組に関して自分で評価してみるというのがこの評価書になります。それに関して、教育大綱について制定から、教育大綱は平成28年の８月だったかと思いますけれども、制定から年月が経過して、社会状況というのも大きく変わった中でございますので、今後見直していくことが必要ではないかということであったり、そういったことを記載しているようなところです。加えて学校教育に関し

ていうと、10ページに家庭、地域に開かれた学校というところを書いているところでございます。この辺りについても、コロナウイルスの影響でこれまでいろんな行事が中止になってきたところ、少しずつ復活させていこうというような動きが、いろんな動きができたかなというふうに考えておりますけれども、より学校と地域が密に連携した形というのを考えていけないかというところで、この辺りも改善していきたいなということでＣ評価をつけているところです。

加えて11ページ、次のページになりますけれども、ＧＩＧＡスクール構想実現の取組に向けてということで、今利島村でも子供の１人１台端末の活用というところを進めているような状況でございますけれども、まだまだ活用の状況に様々な差があったりとか、活用状況も毎日使っているというふうな状況ではないというところもありますので、この辺り教育委員会としても様々な支援をしながら、この利島小中学校であれば子供の数も少ないですので、そういったところを生かしながら先進的なＩＣＴの活用もやっていけるのではないかというふうにも考えてございます。そういったところもありますので､少し来年度注力していきたいなというふうに書いている次第でございます。

あとは､自己評価に関しては､15ページに保育園の連携というところを書いておりますけれども、この辺りについてもコロナウイルスの感染症の拡大の関係で各施設ごとに交流、これまでやられていたものを、少し閉ざしていたようなところもあろうかと思います。この辺りはマスクの着用というところが個人の自由が原則になるというところも一つの契機かなというふうに考えてございますので、教育委員会として積極的に例えば学校と保育園の連携というのを考えていったりとか、そういったところをやっていけたらというふうに考えている次第でございます。

自己評価はここまでなのですけれども、この評価は外部有識者の方お二人に評価をいただいておりまして、１人は福井県立大の高野准教授という方に評価をしていただきました。少し印象的だなと思ったところをご紹介させていただければと思うのですけれども、18ページの一番最後の段落のところで、この方はウェルビーイングといって、幸せ実感とか幸福度とか、そういったところの研究をされている研究者の先生なのですけれども、昨今の研究では幸せであるという実感を持って生活していくためには、ほっとできるような居場所であったりとか、あとは自分らしく活躍できる舞台と読んでいらっしゃるのですけれども、その２つが重要であるということをおっしゃっていただいておりまして、先日利島村にご訪問いただいたのですけれども、利島村のこの環境というのは、まさに居場所と舞台というのが設定しやすいというか、可能性のあるまちなのではないかというふうなご助言もいただいたところですので、そういったものも踏まえながら、教育委員会として何ができるかというところを検討してまいりたいと思います。

それが１点でございまして、最後19ページになりますけれども、東京学芸大学の高橋先生に、この方教育のデジタル化に関して専門的に研究をされている方なのですけれども、ＧＩＧＡスクールというふうな１人１台端末の活用というのは、環境として利島村のような少人数とか離島とか、そういったところであればより一層いろんな前向きな取組がしやすいというふうなところのご助言も

いただいておりますので、そういったところも踏まえまして、来年度積極的な取組をしていきたいなというふうに考えているところでございます。急にお配りしてしまったものになりますので、この辺りについては後日でも構いませんし、随時私なりにお尋ねをいただければというふうに考えているところでございます。

ご報告は以上になります。ありがとうございました。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　行政報告、住民課長でございます。

１点目として、オミクロン株対応ワクチン接種についてでございます。東京都ワクチンバス来島時、12月９日から10日に接種できなかった対象者に対して、12月22日木曜日にワクチン接種を実施したところでございます。これに応じて、オミクロン株対応ワクチンの接種者数は224名となりまして、接種率につきましては78.9％と、12歳以上の人口、今利島村284人に対してとなっております。

２番目についてです。オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチンの接種について、生後６か月から５歳未満までの乳児へのワクチン接種を１月16日月曜日に実施し、接種者は２名でございました。

３番目、難聴検診プロジェクト（Ｄｒ．リトープロジェクト）の進捗についてでございます。国立東京医療センター聴覚障害研究室、神崎医師との研究、島民に対する聴力検診並びにオンライン補聴器による装用効果の検証、通称Ｄｒ．リトープロジェクトと命名しましたが、こちらのスケジュール等の調整を現在行っているところでございまして、早ければ令和５年５月に実施する予定でございます。実施後６か月に再度検査を実施する予定でございます。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　行政報告、報告者、産業観光課主幹。

１、ＩＣＴを活用した利島村の産業活性化のための連携協定締結について。令和５年２月１日に利島村、利島農協、ＮＴＴ東日本西東京支店、ＮＴＴアグリテクノロジーの４社で、ＩＣＴを活用し、利島村の椿産業活性化を進めるために協定を締結した。今後は４社で連携をしながら、気象データの蓄積や草刈りの自動化の実証条件など、椿産業を次世代へ継承していくために取り組んでいく。

２、ラフテレーン・クレーンの利用状況について。これ、先ほど笹岡議員に指摘されたのですけれども、勤労背福祉会館館長からの報告も挟まっているということなのですけれども、そちらはちょっと削除ということでお願いしたいと思います。こちらの報告をもって報告とさせていただきたいと思います。令和４年12月から令和５年１月までの間、ラフテレーン・クレーンの貸出し実績は

ありません。また、伊豆七島海運の貨物船への荷役作業での使用実績は、令和４年12月は５日、令和５年１月は６日の計11日となっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　以上で行政報告を終了いたします。

紙面による質問がございますので、ここから質問をしていただきたいと思います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、所管ごとに伺って、文書で出してあるのは教育委員会と、それから産業観光課の２件だけなのですけれども、ちょっと追加が一、二件あると思いますけれども、まずはとにかく教育委員会から伺います。

質問表を出してあるわけで、それについて再質問も用意していますけれども、まずは質問をさせていただきます。教育長ですけれども、これは報告のとおり、村長ほか何名の方が行っていらっしゃるようですけれども、埼玉県戸田市での視察での知見でリスクを恐れず、これは先ほど私が述べましたファーストペンギンですか、その意味です。先ほどの所信表明のところで解説というか、述べたようなことで。これが適切な訳かどうかは別として、意味合いとすればこういうことであろうという想定も含んでいます。いわゆるリスクを恐れず、前向きな取組を行う、いわゆるファーストペンギンの教育に生かしていく方針と述べています。同市での視察内容の概要と、本村の教育における今後の取組について、構想と計画を伺います。１問ずつ伺っていきます。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

戸田市の視察に関してですけれども、視察した戸田市の学校では、児童生徒の１人１台端末を、児童生徒誰もがというか、具体的には小学校１年生から使いこなしているというような様子が見られました。この点については、例えば小学校１年生にはなかなか難しいのではないかという声も全国ではあるのですけれども、そうではなく、どの子もひとしく使いこなせることができるよということを実際に見ることができたというのはいい機会だったのかなというふうに感じているところです。

そういったところに加えまして、戸田市教育委員会の教育改革のコンセプトとして、ファーストペンギンというところもそうなのですけれども、よく経験と勘と気合というのを戸田市は３Ｋというふうに言っていて、そこから簡単に言うと少し脱却をしていく必要があるのではないかと。そのような部分に加えて、客観的な根拠というのも重視をしながら政策を推進していくことが必要であるというふうなところをお話しいただいたところです。

そういったところも踏まえましてということなのですけれども、利島村ではこうしていきたいで

すというところですと、利島ならではのよさを最大限生かしながら、加えて今の時代に合ったというか、デジタルの技術も積極的に活用しながら、子供たちの15の春に向けた自立というところを後押ししていきたいというふうに考えてございます。また、客観的なデータというところも活用しながら、利島村の教育のよさというのを見えるようにしていきたいというふうに書かせていただいております。

なお、村長の所信にもあったかと思いましたけれども、令和５年度には教育大綱の見直し等を行っていくようなことを予定しております。既に教育委員会の主催で学校の先生方、加えて保護者の方とともに、利島村の教育について考える勉強会というのを開催しております。このような取組によりまして、広く住民の方のご意見も伺いながら、教育改革を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それに加えまして再質問として、昨日でしたか、メールを入れておいたのですけれども、教育長のほうに届いています。

〔「届いています」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　届いていますか。電話でも伝言しておきましたけれども。その内容に基づいて、ここにうたわれている利島ならではとか、見える化だとか、それから大綱だとか、勉強会とあるのです。言葉は省略していますけれども、今の答弁を読んでいただければ分かると思うので。それを少し､利島ならではというのはどういうことをいうのか｡もう少しコンパクトにといいますか、まとめていただけるかなと思って。長々ではなくて、コンパクトに、簡潔といいますか、そういう具合に利島ならではというのはこういうことなのだと。それから、あと見える化とはこういうことなのですと。それから、大綱にはこういうことですと。これは村長にも連携している、所信表明とも連動しているような感じですけれども。それから、勉強会ですか、教育長に先般お伺いしたところでは、今のところ教職員の配置ぐらいだというようなことのようですけれども、将来は教職員、あるいは保護者というのですか､その他関係者を含めてというような構想があるようですけれども、それについて少しコンパクトにまとめてあればお伺いしたいと思います。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

利島ならではということで、長ければご指導いただければと思います。利島ならではなのですけれども、具体的な政策というよりかは、政策の前提となる考え方のことなのだというふうに思ってございます。例えば利島村の場合は、少人数によるきめ細かい指導、支援ができることが一つ。豊

かな自然環境や伝統文化があることがもう一つ。加えて地域との密なつながりがあるというのがもう一つ。例えばその３点を挙げさせていただこうと思います。これらは、いわゆる内地の環境と比べたときに、私が感じるに明らかに恵まれているような部分なのだというふうに理解をしてございます。例えば内地であれば、１クラス35人いるのですけれども、そういった学級の中で子供一人一人の特性を見切ることができないというような声がございます。加えて多くの地域が平準化というか、例えばどこに行ってもコンビニがあるとか、似たような風景だというところがある中で、自分の地域を知る機会にも恵まれないということもあろうかと思います。また、隣の家に誰が住んでいるか分からないというのもあろうかと思います。こういう状況と比較すると、利島村の環境というのは恵まれているのではないかというふうに私は感じておりますし､学校教育も社会教育も含めて、いわゆる教育委員会の所掌に関する業務に携わっていく方々、私も含めてですけれども、この点を意識しながら、充実した取組を行っていくことが必要なのではないかというふうに考えてございます。加えて少し順番前後しますが、勉強会何をやっているかというふうなところです。

〔「今言ったように一個一個でいいです」と言う人あり〕

○教育長（弟子丸知樹君）　では、利島ならではに関して、このように考えているというところでご説明をいたしました。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは、どこでも、どこの地域でも、特に都会ではあまり話題にならぬと思うのですけれども、それほど。23区の区部だとか市の真ん中だとか、そういうところではさしてならではと、千代田区ならではという言葉はあまり出てこないと思うのですけれども、とかく地方へ行った場合、もっと言えばそれも市部ではなくて、町村部といいますか、山間部といいますか、離島部といいますか、そういうところでは大いにこの過疎化が進む中で、地方の文化をどう復興させるとか、あるいは保存するとか、そういうことが課題になっていると思うのです。それについて行政がどういう手当をするのかと。財政的、あるいは人的に。そういうことになろうと思うのですけれども、そこで本村で言えば、利島村の文化、芸能の保存というのはかつてやっていたのです。そういう意味では文化的なものです。それで、先般もあそこにかつての管理者がいらっしゃいますけれども、名称は私間違っているかもしれないですが、カイコバリという行事がありました。あったのです。今では、それが何となくゴイワイヅエの祭りというのですか、イベントということになっているのです。その前には、最近もう全くなくなりましたけれども、私ども利島へＵターンしたときに復活したのが流鏑馬というのがあったのです。今資料館にあれがありますけれども。それらが文化的には言えるだろうと｡そういうことを構想されているのかどうか､利島ならではというのは。単にそういうのではなく、ここで学校の６・３制の義務教育の中での問題ではなくて、利島村の全体のならではと。その中でもちろん学校の児童生徒に対しても影響を将来について郷土愛というの

ですか、育成していくと、醸成していくという意味が含まれているだろうと想定するのです。

それが、ただ若干いろいろ聞いてみますと矛盾も生じているのですね、住民関係の中で。例えば、ならば流鏑馬をもう一度やりましょうかと。仮にうたい出したとします。これは結構至難の業だと思うのです。ついこの間までやっていたのです、二、三十年前までは復活して。そういうことを考えて、いろいろ私も教育長の行政報告を受けまして、この間考えて、教育長とも先般相談させていただきましたけれども、その辺はこう言っては失礼ですけれども、僅かあと１年半ぐらいしかないわけです、任期は。ここで言っていいのかどうか分かりませんけれども。そういう意味で、どういうことを構想されているのかなと思ってお伺いしています。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

私の任期の話は少しこの場では置いておきまして、いろんな行事、伝統文化の維持に関しては、私は様々な村の方が集まれるようにすることが大事なのだと思ってございます。その中で、昔これまでやられていた例えば流鏑馬もそうですけれども、どのようにすれば伝統文化を引き継いでいけるかというところは、個別のものとしてそれぞれ課題がおっしゃっていただきましたように、できるところ、できないところというと、あとはすぐにはできないけれども、長期的にはできるかもしれないところというところもあろうかと思います。その辺りを整理しながら、どのような形で行っていけばいいのかというのは、いろんな方のご意見を伺いながら検討していきたいなというふうに思ってございます。

ただ、繰り返しですけれども、この300人の村の方、多くの方が、まさに例えば１つの場所に集まって、昔はこうだったというところも含めて共有していくということ自体が伝統文化の維持につながると思いますので、そのような機会をつくっていくということは、様々な行事を実施していく中でもちょっと中心的に考えながら、実施をしていきたいなというふうに理解しているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私思うのは、こればかり長々とやるつもりはありませんけれども、昔こういう事業、イベント、最近では行事とでもいいましょうか、政とでもいいましょうか、大体文化財に残るようなものというのは、言うなれば宗教絡みがベースになっているような気がするのです。流鏑馬にしてしかり、ゴイワイヅエにしてしかり、それから何とかの祭りにしてしかり。何々祭りとか、いろいろ祭りが全国にありますけれども、これは全部そういう宗教、神社、お寺、あるいは他の宗教を含めて、それが何かベースになっているような、文化というのは日本の文化というのはそういうところを基盤にできているのかなと、そういう印象、認識を持っているのですけれども、それはさておいて、同時にこれを守るという中で、それだけやろうとしてもなかなか地域で事情があ

って、覚えている人も少なくなる。伝承できる人が。同時に凝り固まっていると、新しい文化も交流もないと入ってこない。相乗的に働いて、その地域の社会、文化が発展していくのだろうと、こう思っているわけです。地域を大事にしつつ、交流も含めてと。そこまで来ますと、私思うのは最近何か所か議会でも視察に行っていますけれども、他の地域との交流、これが一つは文化的にも大事になってきているのかなという、その人たちの地域の知恵を借りたり、施策を借りたりして、我が村を見直していくと。そのものはどういう具合に捉えられていますか。

○議長（寺田　優君）　教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

他の地域との交流が重要というところはご指摘のとおりでございまして、そういった意味もありまして、利島村の事業でも例えば友好村である檜原村さんと、あと北海道の今年であれば利尻町の児童生徒と交流するというような機会を設けているかと考えております。加えてほかの地域の状況も見ながらということはご指摘のとおりかなというふうに考えてございまして、ほかの地域を知ることで自分たちの地域がよく見えてくるということもあろうかと思います。そういったところは、少し今回ご質問もいただいているような、例えば島の教育のよさの見える化とか、そういったところを通して、ほかの地域と定量的にもというか、データとしても比較をしていくし、あとは様々な方からご意見をいただきながら、利島村はこういうところがいいよねというようなところを集めていくというような取組も今後行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今ちょっと言葉が出ましたけれども、先ほど村長の所信表明でもそういう表現があったので、質問しましたけれども、この見える化についてはどのような、見える化といってもなかなか言葉は具体的なように見えるのだけれども、現実的に何をどうするのだと。見える化ということの意味合いというのは、どっちかと言えばもちろん関係者は当然のことながら、関係ない人たちにも関心を持ってもらおうと、ある事業なり施策を。という意味だと思うのです。そのためには、何か具体的に見える化の施策がないと、唯我独尊的なことを内輪だけでやっていたのでは分からないと思うわけです。そういう意味では、具体的に何がどうなるのだろうと。

それから､今のここでおっしゃる見える化については､見えていないから何が見えてないのだと。本当はこういうことがあるのに、それがどうも住民の中では見えていないだろうと。どうも反応がいまいちだと、関心事が。というのがあるのかないのか。そこらに係ってくると思うのです、見える化というのは。言葉で言うのはいとやすしだが、現実的にどうするのだと。住民が誰も関心を持たないし、理解もしていないと。この問題について、あるいはあの問題について。今は教育と言えば教育でしょうけれども。これどういう施策だって、農業の見える化もあれば、文化の見える化も

あるわけで、政治の見える化もあるでしょうからいいのですけれども、そういう意味ではどういう具体的に見える化について取組を考えられているか、お伺いしたい。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　ご質問ありがとうございます。お答えいたします。

１つは、繰り返しではございますけれども、少し数量的に見えるようにするということは、一つ方向性としてはあろうかと思います。具体的には、日々教育委員会で業務をする中で様々な例えば国であったり都だったり、調査に回答していたりするのです。利島村はこういう状況ですと。それらは、後ほど平均として東京都の平均としてこのような部分ですとか、国民平均でこういうものなのですというところを全体として把握した結果というのが、より広域な機関から調査結果として発出をされているというふうな状況です。例えばそのような部分について、利島村と全国平均とか、都の平均とか、そういったところを比較するリスト表みたいなものをつくって、そうすると利島村の現在地が今どこにあるのかというところと、優れているところがどのようなところなのかというところも見えるようになるだろうというのが１点目でございます。ただ、これだけを言うと少し味気ない感じもすると思いますので、まさにいろんな方と議論しながら、利島村の教育はこういうところがいいところなのだよというところを定量の反対で定性的というのですけれども、様々お声をいただきながら集めていって、利島の教育のいいところというのをアピールできるようにしていきたいなというふうに考えてございます。

議員にご指摘いただきましたように、我々の今のところが唯我独尊ではまさになく、広くアピールしていけることが重要かなというふうに思いますので、そのような成果の発信というのも引き続き考えてまいりたいと思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私なんかの素人考えですと、見える化で分かりがいいというのはやっぱり行事だなと、一つは。運動会であるとか、文化祭であるとか、何とか会である、展覧会であるとか。これは見える化の象徴的なものだろうと一つは思うのです。

それから、もう一つは広報活動です。いみじくもというと、先代教育長さんが毎月、少なくとも最低月に１回は、場合によっては月に２回ぐらい、Ａ４のペラで「うぐいす」という通信、私のところに全部今あるのです。一枚一枚見ると、何がどうということもないのです。正直言って本人に申し訳ないけれども。ところが、トータル的に200枚、300枚、こういう本が出て、私も頂いていますけれども、あれ200ページぐらいあるのかしら。そうしますと、一つの記録とデータによって利島のこの間の教育なり文化なりの移り変わりが、ああ、こういうことがあったのかと、ああ、そうだよなと。これ関係者であるなしに関係なく見える化になるのです。そういう点では、見える化とい

うのは何かのアピールがあって初めて見える化だろうと。住民に知らしめて。だから、そういう点で具体的な策が何かあるならばご支援していきたいなと思うし、期待もしたいと思うのですけれども、いかがですか。そういう何とか便りを出すばかりが脳だといいません。他の方法、何でもいいと思うのです。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　ありがとうございます。お答えをいたします。

広報活動というか、そういったもの一環として少し考えているところですと、例えば追加質問をいただいております勉強会のところは、こういう取組をやろうとしています、やっていますというところを外に積極的に広報していく活動の一環なのだろうなというふうには思ってございます。午前中お話いただいていたかもしれませんけれども、より例えば検討した結果を示すだけではなく、プロセスを示していくということも重要なのだろうと考えているのです。そういったことも踏まえて、今私の始めている勉強会も、今後策定していく教育大綱の中で存分に活用していくことになろうと思いますし、そのように完成したものを結果だけ示すのではなくて、プロセスも含めてこういうふうに考えているのだということを示していくというのも、広報活動の一環なのだというふうに思ってございます。議員におっしゃっていただいたように、具体的にどういうふうな広報活動をするのかという部分は、それこそ実際の教育委員会ごとだったりとか、まさに教育長ごとに様々だったりするかもしれませんので、その辺りはどのように進めていけばいいのかというところはいろんなご意見をいただきながら検討していきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　この案件については２点伺う中、あと大綱、あと勉強会、勉強会について触れられていますけれども、これはおのずと示されてくるでしょうと、課題になってくるだろうと、こう想定しますので、今ここで具体的に何の何ということは省いてもいいのかなと。省いてというか、置いておいてもいいのかなというぐらいに今答弁を聞いていて思いましたので、ここで止めます。ここで終わりますけれども、次の質問を。

これ文書を出していないのですが、長いですけれども、この文書です。これも今教育長もおっしゃっているように、今頂いたので、拾い読みに過ぎませんけれども、ぱっと読んだのです。２点ほどいろいろあると、気がついたと思いますけれども、取りあえず２点だけ伺っておきたいと思っているのですが、というのは１点は、これはたまたまといいますか、教育長はそういう専門的なセクションから来られたということで、11ページのＧＩＧＡスクール。知識、経験が豊富でしょうからと思ってお伺いするのですけれども、先ほど説明がありましたけれども、小学生がもう１年生からやっていると、タブレット。ということで、ただ意見とすればそれほど低学年でどうなのだという

のもあるというお話ですから、本校とすればこれはどういうことになりそうですか。本校とすれば。要するに省いていますけれども、これ大綱とも違うし、勉強とも違うと言えば違うのですけれども、勉強会をやったら、これがやっぱり１年生からやろうかとか、あるいは３年生からにしようかとか、ということになろうくるだろうし、大綱でそんなことをうたうかどうかは分かりませんけれども、そういう意味でお伺いしたいのですけれども、取りあえず異論があると。実際にやっているところがある、戸田のように。それから、そうはいってもまだまだ低学年、１年生ぐらいでは早いのではないかと、急ぐことはないのではないかという意見もある。これは専門家の意見でもあるのでしょうから。その辺で本校としてはどう考えています。様子見ですか。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

小学校１年生から積極的に利用していくべきだというふうに考えてございます。それは、まさにＧＩＧＡスクール構想が始まって、国と当然村もですけれども、連携しながら、小学校１年生にも１人１台の端末を整備してございますので、その前提として活用することが必要だと思っているから、整備をしているというふうな状況でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは、後には伺わないので、ただちょこっと伺うだけですから、あれですけれども、この教職員は少なくとも１人１台確保されているのですか。そうでもない。持ち回りですか。

〔「されています」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　されていますか。本村ですから、来年何人入ってくるかというのは既に分かっているわけで、よそではなかなか分からないでしょうけれども。これに対する対応措置は取られているのですか。本校では実施したいというので。この措置は取られています。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

新しく入学する児童生徒の分も含めて必要な端末の台数というのは確保しているところでございます。一定数、まず数を確保しまして、なおかつ卒業したらいろんなデータ消去等も行いまして、また次の子に回していくというようなところで、つまり１人１台端末といっても、児童生徒にそのまま上げているわけではなくて、学校のものとして使い回しているというふうな仕組みにしておりますので、現時点であれば、新しく入学する子がいるから、例えば毎年買い足していかないといけないとか、そういうことにはなっていないような仕組みにしております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　すると、これは関連するのだろうと思って伺うのですが、しばらく学校に行ったことがないので、最近分からないのですけれども、かつて電子黒板というのを買うということになっていたのです。何台買ったか、全教室にあるのか、特殊な教室だけにあるのか分かりませんけれども。これはタブレットというのはＧＩＧＡスクールに必要だろうとは思うのですけれども、各教室に学年ごとに全部電子黒板が入っていれば、それはもう設備されているのですか。整備されているのですか。まだ不十分ですか。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

全教室に整備をしてございまして、実際に私も授業を見させていただくことがたくさんあるのですけれども、子供たちが端末を使う前提として、先生がこういうふうに使うのだよと教える必要もございますので、それを教えるには大きな画面が必要であろうということで、有効活用していただきながら、教育活動が行われているというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、分かりました。

それで、これも長々と質問するようなことではないと思っていますが、18ページ、これもいわゆる大学の先生が掲げている意見で､利島村の方言という言葉があるのです｡中段の終わりのほうに。これは教育委員会持っています。保存されています。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　なかなか方言が保存されているというところはあれかもしれませんが、実態として教育委員会の郷土資料館のほうに様々な、例えば村史ですとか、村の方がおまとめいただいた製本された本というか、そういったもので様々方言についても記載しているものがあるというふうに承知をしてございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは、冊子を持っている人は少ないだろうと思うのですけれども、こういうのが一つの見える化だと思うのですけれども、今から40年前、三十数年ぐらい前になるのでしょうか、子供たち、中学生、この人たちが、もしかしたら村長知っているかもしれないね。三十数年前ぐらいの中学生、40年近いと思うのですけれども。その人たちがまとめた方言集といいますか、

あるのです。これくらいの細長い。その中を見ても、よく調べてあるのですけれども、抜けているのもあるのです。見てみると。我々は知っているこういうこともあったけれども、ないというのもあります。そういう意味では補充するということも。ただ、これは書面で探すといったら至難の業だと思うのです。そうはいっても。どうするかといったら、やっぱり古いというか、高齢の人たちに聞くしかないと。そうすると、そういう人材が少なくなってきているという状況があるわけで、そういうことでこれもある程度方言というなら、単に大学の先生が意見を言っていたけれども、今これが結構話題になっていますね、マスコミでも。方言で語ろうよというのが。方言で芝居をやろうよと。学校の文化祭なんていうと標準語ですけれども、大体。利島の言葉で芝居をやろうよというのが結構こちらこちらで郷土愛と関連して出てきている。それで、文章では言葉は読めば分かる。片仮名で書いてあって分かるのだけれども、だけれども漢字ではどうなのだと、意味はどうなのかというところまで来るとなかなか分からないと。それで、本村の場合は、大体京の都の言葉が多いと言われているのです。京都の。

○議長（寺田　優君）　進めてください。

○３番（笹岡壽一君）　そういうところで、流れはともかく、収集活動は必要かなと思うのです。文化財の中で。これも一つの見える化になるなと思います。あります、資料。大体。

○議長（寺田　優君）　ほかに質問ございますか。

産業観光課主幹に質問されているのではないですか。

○３番（笹岡壽一君）　それはあるのだけれども、今の教育委員会のがあれば。

○議長（寺田　優君）　答弁しますか。

弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

様々保存されている資料も有効活用していきながら、どうすればまさに村の伝統をしっかりと残していけるかというところも含めて考えていきたいと思います。議員おっしゃっていただきましたように、語っていただくことによって残っていくということもあれば、一方でちゃんと記録していくことによって残っていく側面もあると思いますので、その両方が重要なのだろうというふうに思ってございます。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、産業観光課主幹に対する質問をやってください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これ、村長も先ほど所信表明でちょっと触れてはいただいて、質問もあった

のですけれども、確認したいなと思って。これはどこで確認しても、議案のときでもいいと言えばいいのですけれども、難病の問題で先ほど質問がありましたけれども、ちょっとお伺いして確認したい。難病対策の。要するに２か月の問題です。確かに要綱の２条ですか、下のほうには２か月とあるのですけれども、これの定義といいますか、どういうのが対象になるのか。それを前の議員の協議会だかの席上、村長には所管課のほうで説明できるように調べておいてもらいたいということを要望してあったのですけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員の質問にお答えします。

もちろん要綱に書いてあるとおり、島内の医師ではなくて、当然２か月ぐらいずつ都内の病院に、都内かどうか分かりませんけれども、仮に都内とさせてください。本土の病院に通院する必要がありますよというふうに医師の診断というか、受けた方が、その医師に口頭でまさか言われたからといって、こっちもそれをすることはできませんので、診断書なりなんなりに紙に起こしてもらって、２か月、この方、Ａさんが２か月ずつここの病院に通ってくださいという診断書、仮に診断書とさせていただいて、診断書がある方については当然難病のほうの制度を使えますよというようなところで、定義的にそれがどの病気だとどうだという話ではなくて、お医者さんがあなたは２か月ごとに定期的に病院に通わなければ駄目ですよと、診察を受けてくださいと言われた方が対象になるといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　行政報告にのっとってやってください。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今の問題ですけれども、例えばほかの疾病だと、今日は腹痛で今回行ってきたと。しかし、その次に何か打撲して、けがをして行かなければいけないと。これも該当するのですか、しないのですか。こういうのも。例えば同じ疾病に限ると仮にした場合、例えば高齢者なんかではよく白内障の手術なんかするのです。そうすると、これは手術して、２日後に、１週間後に、あるいは10日後に検査にいらっしゃいと、こういうのも該当するのか。何か疾病が条件があるのかどうかということです。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、疾病等々に条件はつけてございません。その診断した医師が定期的に、要は２か月に１回以内というのですか、１か月に１回とか、１週間に１回とか診察に来てくださいというふうに言われれば、当然うちのほうはお断りするというか、補助しないとか、そういう規則ではございませんので、あくまでもお医者さんが。それで、疾病が違った場

合どうなるのかというような先ほどもご質問が１回ありましたけれども、その際は医師の先生にその旨を説明していただいて、同じ病院でまずかかっていれば、診断書というか、カルテが多分連携していますので、どちらかの方に書いてもらえば、言い方は悪いですけれども、心臓の病気で３か月に１回､そういう方がいらっしゃるかどうか､普通は大体３か月に１回ずつ定期的にあれすると、ほかの病気があったときは３か月に１回、多分同じときにいらっしゃるので、２か月に１回にはならないとは思うのですけれども、万が一Ａ病院に３か月に１回通っているとか、Ｂの病院に３か月に１回なのだけれども、４月と５月でずれてしまったとかというような場合があった場合には、ちょっとご相談させていただければなというところで考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　この案件、解釈でもって認識の誤解が生じやすいという認識があります。ですから、これについては後日また伺います。議案のときででも。

それでは、議長指示に従って、行政報告の本来に戻りますけれども、先ほど前田議員からも質問がありまして、あらかじめ分かっているのですけれども、この産業観光課主幹に文書を出していますので、読みます。４者協定によるＩＣＴを、情報技術ということなのでしょうけれども、活用した気象データの蓄積はよしとして、よしとしてという意味は、何だか分からぬと。まあ、いいでしょうと。何だか分からぬけれども。それと、椿産業とどう連携があるのかなと。天候は晴れが多かった日には豊作なのか、そういう意味のデータ取りなのか分かりません。そういう意味です。

それで、前田議員のほうから疑問も呈されていましたけれども、草刈り機の自動化、これは本当に草を刈るのですか。夜中でも。例えばですよ。夜中でも。エンジンをかけておけば。それとも、誰かがくっついているのですか､手押しみたいに。どういう自動化ですか､これ。報告を見ますと、これからの課題ではなくて、あるというのだから、もうできて。明日にでも持ってきて、夜中にやってみるとか、あるいは付添いがいてやってみるとかできるのかどうか。それも含めてお伺いします。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

答弁骨子を作っていますので､そのとおりにまず回答させていただきたいと思うのですけれども、一応事業としては村の事業として今年度の予算に計上させていただいているというところです。既存の機械の今のお話、すぐに持ってこられるのかという話なのですけれども、私もそういう草刈り機メーカーさんが出店しているような展示会みたいのに何回か行かせていただいていて、もっとあるのは芝刈り機の自動運転しているのはあるのですけれども、草刈り機はなかなかないのです。草

刈り機としても、運用ができるような機械というのも実際出ています。なので、それを椿の段々畑の中でどこまで使えるかというのも当然あります。斜度とか、あと下の平たん具合の土地の状況です。そこら辺をまだ使ったことがあるので分からないというので、あと機械自体もそれなりの重量がある。私が調べている限りだと、私がちょっと実証実験をしたいなと考えているのだと、やっぱり十五、六キロぐらいの重さなのです。そうなると道路沿いだとか、そういうところでの実証というのが向いているのかなとは思っているところです。あとは、椿の木の性質上、根っこが地上をはうような成長をするので、そこの根っこに対しての草刈りとかも傷つけてしまうと椿の生育とかに影響が出るというのはあるので、ただ調べている機会は一応センサーがついていて、障害物があるとぶつからないみたいにはなっているというふうにも確認はしているので、そういったところがどこまで椿の山に適用して使えるかというのを来年度の事業でやりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私のところへ職員さんが来られて、農協の質問書に書いておりましたけれども、説明を受けたのです。私は経験があるのです。自動ではないけれども。短冊みたいなのがある、ドラムみたいのがついていて、すごく高速で回転して、竹やぶでも何でも押し切っていくのです。そういう機械を使ったことがあるのです。これはすごいです。普通のこういう親指のこんな竹なんかみんなぶったたいて木っ端みじんにしてしまうから、すごい草刈り機があるのです。人間が乗っていくのだけれども。そういうことなのかなと。それにしては、ちょっとそういうものはにわかには。もちろん走行するのですよ、自分で。運転は必要ですけれども。人間が乗って、耕運機と同じように運転するのだけれども、そういう機械なのかなと思ったのですけれども。今の我々の認識としては、ちょっとこれは利島には不向きかなという感じがします。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今の部分、すみません。先ほどお答えしていなかったというところなのですけれども、一応私が今調べている機械は簡単に言うと下に２枚、なたみたいな刃がついていて、それが回転するようなものになっています。あとは、動力的にいうとモーターで、太陽光で充電して、それで１時間ぐらいの走行で３反ぐらい刈れるというような能力としてホームページに出ているものではあるのですけれども、当然それだけの仕事率というか、仕事量的には同じようにはならないだろうなとは思っていますので、そういったところもどれぐらいいけるかというのは実証の中でデータを積み重ねたいなとは考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　幾らぐらい、金額にもよるでしょうけれども、そう50万も60万もしたけれども、使い物にならないというと、返すといっても返品は利かないでしょうから、それは余計なことかもしれませんけれども。どうかなと思いますけれども。一見にしかず、百聞というのはあるから。百聞より一見という言葉はあるから、やってみることには意味があるのかどうか、ちょっと分かりません。それにしても、十五、六キロといったらちょっと使い物にならないですよ。運ぶわけにいかない。校庭の芝を切ったり、南側の村の施設の公園を切ったりするのにはその機械があります。業者は持っています。利島にも。芝刈り機を。だけれども、ちょっとどうかなという感じがしますけれども。

それはさておいたとして、私の質問は、さっき拾うほうが吸引器で掃除機みたいのでどうかという話もありましたけれども、これも前にやってみました。あれも改善したら知らないけれども、ちょっとなかなか使い物にならない。水を差すようで恐縮ですけれども。言えるのは、これもコンパクトで軽ければいいのだけれども、私が書いたのはふるい、こうして振るう。あれは、よく土建屋さんが使うふるいがあるのです、砂を振るう。あれはとてもではないけれども、担いで歩くわけにいかない。だけれども、あれが草刈り機のエンジンぐらいで、コンパクトの機械で、それでふるい自体も軽くして、発泡スチロールとはいいませんけれども、木だとどうしても重い。そういうことも含めて、ふるいの開発をある業者さんに私は話をしていたのだけれども、金がないと、開発資金がないと言っていたけれども。この辺の研究を取り組んでいただけるとありがたいなと思うのですけれども、どうですか。やっぱり持ち運びですよ、基本的には。作ったけれども、20キロもあるというのでは持っていけない。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そもそもの目的というのは効率化をさせて、作業を楽にするというところが目的ですので、幾ら自動化ができたりとか、ふるいがより効率的にできるとしても、それを運ぶのが大変だったりすると元も子もないというのは認識しておりますので、そこの点も含めてふるいのお話に関しては実際に４者の会議でも話としては出ていますので、その点も含めて協議していきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、行政報告を終了いたします。

ここで５分ほど休憩いたします。

（休憩　午後　２時４６分）

（再開　午後　２時５４分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第３　一般質問

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程３の一般質問に入ってしまいたいと思います。

本日は、石野議員より一般質問を行ってください。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　では、一般質問を通告いたします。

１、ＩＰ告知端末・デジタルサイネージについて。ＩＰ告知端末を利用した相互通信機能導入に向けての進捗状況と今後の予定について説明してください。

２、デジタルサイネージを利用した現在の広報内容について説明してください。

デジタルサイネージ設置の効果について、検証した結果と、そう判断した理由について説明してください。

２、島外医療に係る補助について。１年にわたり、制度改正、延泊補助や低所得者に対する補助の拡充等に関しての議論を重ねてきました。以下について説明します。１、現行制度からの変更の有無、変更点がある場合はそれについて説明してください。

２、不可抗力により離島不可となった場合の延泊補助について、複数回にわたり要望してきましたが、認められない理由について説明してください。

３、前議会において当該医療機関を受診する際に支援が必要な方の介助者として同行する場合、診療所医師が必要と判断する場合には、延泊交通費に対して補助申請が行えるようにしてはいかがかと提案いたしましたが、検討状況について説明してください。

４、前議会でプロコンの内容について伝えられる段階にないとの答弁がありましたが、その結果についてお答えください。

３、生ごみ処理槽・焼却場建設について。現在３槽の処理槽で生ごみを処理しています。生ごみの分別回収を本格化し、現在の回収ベースでは１槽が約半年ぐらいで満タンになることが分かりました。ごみの分解が進み、土壌改良剤として使用できるようになるには約３年かかるという答弁もありました。残る２槽を順次利用していくことになるのですが、何らかの対応が求められるところです。まずは処理槽に関して質問します。

現在３槽の処理槽の購入年月日、当初設置目的計画を説明してください。

２、処理槽からかき出したごみを圃場敷地内で草木ごみに混ぜ込み、土壌改良剤を試験的に作っていると前回議会で答弁がありました。試験的ということでしたが、現時点でスケジュールと作成した土壌改良剤の用途について説明してください。

３、半年ごとに槽の中のごみのかき出しをしなければ処理槽が追いつかない状況がありますが、槽の増設を含め、今後の対応について計画をご説明ください。

次に、建設予定の焼却場についてです。12月に住民説明会が行われました。再三開催を要求してきましたが、コロナ禍であること、設計審査中であることを理由に開催が長期にわたり延期されてきました。早期の開催希望を建設に当たり住民の意見を聞き、可能な部分は計画に反映させてほしいということからでありました。12月開催の２回の説明会を踏まえて質問します。

説明会での全質疑応答について、公表されることを要求します。

説明会後で建設計画に変更、改善点があれば説明してください。

炉の長期利用、安全性の向上の側面から、機械等により焼却前に危険物を発見できる仕組みの導入も一案かと考えますが、それについての見解を伺います。

住宅建設等について、住宅建設計画の進捗状況について説明してください。既存住宅の改修、トレーラーハウスも含む。

２、住宅建設を目的として取得した土地、家屋を、別利用で使用していきたいと以前説明がありましたが、その用途と目的、解体や改修、運営計画について説明してください。

５、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡに対する補助金の在り方について。令和４年度から株式会社ＴＯＳＨＩＭＡ（以下（株）ＴＯＳＨＩＭＡ）に対する補助金支給が始まりました。来年度予算が審議される本会議において、この補助金の在り方についていま一度確認、検討したく質問します。

１、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの事務所建設を要望した理由と建設規模、時期、村役場が是とした理由について説明してください。

２、（株）ＴＯＳＨＩＭＡ職員住宅建設を要望した理由と建設規模、時期、村役場が是とした理由について説明してください。

現在重機についてはリース契約になっていますが、村から購入することや新規購入等手段はほかにもあったはずです。リース契約という形を取ったということは、それが一番費用を抑える手段だったからだと考えます。当然それぞれの試算も行ったはずです。その試算結果について説明してください。

４、補助金を投入することになった（株）ＴＯＳＨＩＭＡの監査は、令和４年度分から毎年行われるべきと考えますが、村長の見解を伺います。

６、利島村財産価格審議会について。12月議会において審議会について質問した際、令和２年７月に委嘱しており、任期が２年とされるが、現在のところ新たな委嘱はしていない状況となる。今後条例の廃止も検討していくと答弁されています。これは、村長の諮問機関としての機能を失って

いるということです。不動産の購入を村が検討した際に諮問するか否かは別として、諮問をできる状態にしておくことが必要ではないでしょうか。そこで質問します。

１、新たに委員を委嘱しない理由を説明してください。

条例の廃止を検討する理由を説明してください。

その他の諮問機関において委員の委嘱がされておらず、その機能を失っているものがあれば、その名称と委嘱していない理由を説明してください。

以上。

○議長（寺田　優君）　それでは、１問ずつ答弁をお願いいたします。

まず、ＩＰ告知端末・デジタルサイネージについてです。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ＩＰ告知端末・デジタルサイネージについてですが、まず令和７年度機器更新の際には、オンライン診察予約やホームヘルプ通話などの相互通話など、機能拡充について検討する、まだ導入するか分かりませんが、検討していくというように考えております。また、デジタルサイネージに関しましてですが、当初はコロナの感染防止に対する補助、導入に関して補助事業であったというところですが、基本的には感染防止啓発の表示をしておりますが、それ以外に行政情報や船舶就航情報、観光情報のほかに、民間の情報なども広報しているというふうに使用しています。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　デジタルサイネージについてなのですけれども、村長のほうからもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策として国の地方創生臨時交付金を活用して導入したものでございます。効果としては、村の新型コロナウイルス感染症対策の内容をホームページ、ＩＰ告知端末に加えて、本機器、デジタルサイネージで感染防止を周知したことで、公共施設や宿泊施設においてクラスターが発生していない状況から、住民の方をはじめ観光で来島いただいた方に対しても十分に周知できていたと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　令和７年度、新しい機器に取り替える場合、オンライン診察やホームヘルプ通話等の相互通信をやると、検討するとあるのですけれども、これはもともと今あるＩＰのときの住民説明会でもいろんなことをやります。これもやります、あれもやりますと言ったのですが、ほとんどやっていない。今回もやります、やりますと言って、またできなくなることがないようにこ

れはしてください。

では、オンライン診察予約やホームヘルプ通話なんてできると、検討しますとあるのですけれども、もともと入れたときも住民説明会で、これもできる、あれもできると言ったのですけれども、何もできていない状態なので、入れるとき、よく検討してから入れてください。

あとは、これは令和７年度にこういうことを入れますということで、検討するということで、取りあえずまだ何の検討もしていないということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

現時点では、まだ検討はしておりません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　検討していないのだったらしようがないのですけれども。

このデジタルサイネージですか、感染防止にデジタルサイネージは今４つついているのですか。農協と浜の切符売場と勤福と、あとは教育委員会か。これで何か所か見られないところがあるのです。要は、勤福は道路から見えない。農協も昼の天気のいい日は反射で映らない。農協のデジタルサイネージは、大体車で来る人が多いので、買物で。そうすると、ほとんど見ていない、誰も。それで、あとは切符売場か、船客待合室。これのデジタルサイネージを聞いたら、どこにあるか知らないという人がほとんどだ。テレビがあるよと言ったら、テレビは切符を売るところの要は横にあると。そういう回答なのですけれども、住民が知らないということです。デジタルサイネージがあるかどうかを。こういうものを置いておいてどうなるのですか。ただ１つ見えるところはそこの教育委員会というか、そこのところが道路からちょこっと見えるのだろうけれども。デジタルサイネージを設置してあるのですけれども、使い物にならないという、検証してみました。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　まだ具体的に検証はしておりません。ただ、設置してもう１年、２年経過しておりますので、ご意見も踏まえて効果検証し、今後に生かしていきたいと。情報の内容、中身に関しましても、設置箇所だけでなく、総合的に判断して、よりよい運用をしていきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　デジタルサイネージをつけたところ、これはどれぐらい、どれぐらいという

よりは、設置料というのは払っているのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

農協のほうのみ、電気代と通信費はお支払いしています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　あとは全然切符売場のほうは払っていないということですか。これもデジタルサイネージがほとんど使われていないということは、私は農協も行ったし、勤福もそうだし、それからあとは切符売場もほとんど知らないと。置いておく必要があるのかなと思うのですけれども、それどうですか。撤去したほうがいいのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　国の補助事業によって導入されたものでありますので、そう簡単に撤去しますとも言えないといったところもありますので、まずは先ほどの繰り返しになりますが、効果検証をしてから、よりよい使い方を今後模索していきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　効果検証するといっても、どこにあるか知らないという住民が多いので、どうするのかというのがよく分からないのですけれども、どこかまた使うとしたら、見えるところに設置したらどうですか。勤福はほとんど見えていない、最初から。そういう考えないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そういったご意見も踏まえて、場所、情報の中身を精査していきたいと思います。

〔「次へ行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　次は、当該医療に関わる補助についてを答弁をお願いします。

榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

当該医療に係る補助についてでございますが、現行の制度からの変更点につきましては、令和５年度の当初予算の説明で行わせていただきたいと考えております。また、延泊に対しての補助につ

いては、現在のところ考えておりません。介助が必要な高齢者等についての補助については、当初予算の時点で説明を行わせていただきますが、そこの部分についても補助を行いたいというふうに現在考えているところでございます。検討した結果について、当初予算について、検討した結果というか、検討した結果は説明の中で尽くしていければなというふうに考えておりまして、当該医療機関への通院交通費等の補助について、島嶼町村と連携して東京都の補助制度の創設に向けて、東京都の予算編成に対する要望の中で現在要望を行う準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　１番は、予算の説明欄でやるということなので、延泊に対しての補助は考えていないということなのですけれども、これは利島は欠航が多いので、延泊はお願いしたいということなのですけれども、何で延泊についての補助は考えないのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

助成の金額の一部拡充を考えている中で、それ以上に予算を消費する、消費するというのですか、使う、延泊についての助成については考えていない。何でというところは、そういうところで、これ以上助成を行うと予算が大きくなるというところを考慮して、延泊については補助は行わないというふうに検討した結果でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　予算の編成時期なので、この延泊に関しても一つ予算を取ってくれればよかったのですけれども、ある程度の予算で、170万だったかな、この間までは。今回増えたみたいなのですけれども。その延泊分もそんなにずっと延泊、全員がするわけではないので、何か考えてもらえないですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

私どもが当初積算しております交通費というのが、そもそもがヘリで往復と、大島からはジェットで乗っていくと、それで島嶼会館２泊するよといったときで大体３万円程度というふうに考えております。そんな中で助成の額を３分の１とか、そういった金額で助成するといったところを考えておりますので、延泊のところについてはそもそもヘリで往復するといったところを想定していま

すので、考えていないといった次第でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　分かりました。

次に、島外医療を島嶼町村と連携して東京都に補助制度の創設に向けて要望していくということなのですけれども、これ全島ひっくるめて要望するということですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

こちらは、２月に島嶼町村会の主催する民生部会、住民課とか、ほかでいくと健康課とかですか。そういった中の課長が集まる会議の中で私のほうも提案させていただいて、そこについては各町村ごとでの取りまとめというのですか、まとめて東京都の町村会が東京都の予算編成についての要望の中に取り上げるといったところで、私のほうは各町村にこういったところでやっていかないかというような要望、要望というか、要望の前の段階、こういったところで島嶼町村とで連携して要望を上げていきませんかというような投げかけはしていますけれども、各町村においてそれに乗るか乗らないかといったところは各町村のそれぞれのご判断になるかなというところは考えております。そこについては、現時点でどこの町村がその意見に賛成していただけるのか、そういったところについてはまだ分からない状況でございます。

以上です。

〔「次に行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　生ごみ処理槽・焼却場建設について、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　石野議員の質問に回答させていただきます。

令和２年２月に生ごみ処理槽を４基購入、庁舎に３基、学校に１基を整備した。生ごみの減容、再資源化を目的としたものである。ジシンガ沢ストックヤード内で土壌改良剤を作成している。今後については、状況を見守っているところである。堆肥として配布することは、前々回議会で答弁しているが、考えていない。

次ですけれども、質問者の了承を取っていないので、お断りする。骨子作成段階、現状でも同じなのですけれども、設計途中であるため、お答えしかねる。機器を整備すれば、運転やそのメンテナンスにも費用がかかる。この規模でその整備を行うにしても、その施設はない思われる。他の大型の設備においても、そのような設備は設けられているのは見たことはない。住民の皆様にごみを出す際にしっかりと分別をして、ごみ出しをしていただくことが必須かつ重要である。なお、現状においても可燃ごみにガスボンベ等が入っており、炉内で爆発している。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ジシンガ沢ストックヤードで土地改良剤を作成しているということだったのですけれども、この前ジシンガ沢を歩いてみたのですけれども、どこにやってあるか分からなかったです。それで、またどうせ次もあるのだろうけれども、ジシンガ沢で土壌改良剤を作るとしたら、また埋めるつもりですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　取りあえず埋めるという表現というか、実際回収している草木と混合して土壌改良剤として整備させていただいているところであるのですけれども、確かに現状混ぜるのも混ぜるので、これというのは見にくいかもしれないです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　穴を掘って埋めてしまうと分からなくなるでしょう。何か型枠を作って、その中で混ぜて、繰り返しひっくり返したり、そんなことをしなければ改良剤にならないのではないですか。そのまま置いておけばなるのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　前議会でどのように答弁させてもらったか、ちょっと曖昧なところがあって申し訳ないのですけれども、基本的には減容、量を、かさを減らすというところで考えております。

議員の先生方をお連れした際には、減った量を見ていただこうかなと思ったところではありますが、ちょっとほかの草木と混ぜ込んでしまって、なかなか見られる状況ではなかったので、今度どれぐらい減ったかというのが分かりやすいように置いておければなというのは考えておりますが、ちょっとオペレーション上、ほかの草木もあったりするので、難しいところもあるかもしれませんが、少し担当と相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今後について状況を見守っていくということは、もう一槽、去年かき出したやつが満杯になるのは今年の９月か10月頃になるのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　運用を開始して１年ちょっとになるのかな。大体ペースもつかめてきたとい

うことで、新年度からは運搬というか、かき出しに関しての委託等を踏まえて、それこそ持続可能な運用をしていければなということと、また槽の増設に関しましても12月の議会でも答弁させていただきましたが、まだ具体的にどうのということはないのですが、増設も踏まえて適地がありましたらそこに増設ということも踏まえて検討していきたいと思っておりますが、現状まだ確定、こうするというふうに方針が決まっているわけではございません。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　堆肥として配布することは、土壌改良剤としてはどうするのですか。堆肥となるかならないか分からないのですけれども、これはそのまま改良してジシンガ沢に置いておくと、そういうことですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　堆肥として活用できないかということも庁内で検討しましたが、やはり堆肥として活用する際にはいろいろな人的なコストといいますか、天地返しといいますか、混ぜたりとか、別の肥料、鶏ふん等を追肥したりとか、いろんな手間がかかってしまって、なかなか現実的ではないといったこともありまして、もしかしてそういう機能も持たせたらということも考えましたが、今のところは人員的な負荷も考えると、減容のほうでいきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　次は、焼却場のことだと思うのですけれども、質問者の了承を取っていないので、お断りするということなのですけれども、質問者は書いて出すとは言っていないのです。要は建設するに当たって、こういうことをやったらどうですか、ああいうことをやったらどうですかという住民の声があったはずなのです。そこで、例えば西側を向いて扉をつけると。そうすると、風に巻き込んでしまうのではないかとか、そういうことを住民がいろいろ言っているわけです。例えば廃車置場をどこにするのか、後は爆発して炉がしょっちゅう傷んでいると。金物を見る、鉄を見る自衛隊で使っているそういうものとか、エックス線でもやったらどうですか。そういう住民からの要望があったはずなのです。そういうことを説明してくれないかと言っているのです。この質問者の了承を取らなくても、それぐらいのことはできるでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議事録等、個別やり取りに関しましては当方で記録として保有しておりますので、この場で提示することはちょっと控えさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、その中で出てきた、先ほど西側の入り口に関してということは、せんだっての議員の方々

に対する説明の際にも述べさせてもらいましたが、そのお話を受けて、実際持ち帰って庁内で検討させてもらいましたが、やはり崖条例等構造的な問題で南側に開口を造ることが厳しいということで、現状の位置に、西側に開口をというふうな設計になっているところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　あと、設計途中なので、お答えしかねると、骨子の作成段階で。これも予算が出ているので、詳細設計できているのではないですか。違います。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　詳細設計自身はまだ完成しておりませんで、概算ですか、そちらのほうで予算を計上させていただいております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　６億円というのも概算ですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　詳細的なところはまだ積み上げが完了していませんので、概算になっております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　設計ができていなくて、概算で要求したというので、ちょっと分からないのですけれども。

あと、電子機器等を整備すれば、運転のメンテナンスも費用がかかる。いろいろ大変だという答弁があるのですけれども、これ爆発したらもっと大変でしょう。今までででも何回もあるわけだ、放送して爆発しました、爆発しましたと。住民はわざと入れているわけではないと思うので、間違って入れたやつが爆発した場合は、こういう費用よりよっぽど大変になるのではないですか。１週間、２週間、ごみを燃やせなくなるでしょう。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　正直なところ、全部のごみを金属探知機で、人員を配置して通して見るかというと、それもまた実際に人的なところのスタッフの余裕も正直ないというところもございますので、現在対応ができない。エックス線の機械のようなものを入れれば、費用も当然かかってまいりますし、エックス線だったら、そういったところの資格も当然必要になってくるところと

思いますけれども、配置もできない。通常ほかの施設を見ても、そういった施設は、繰り返しになってしまいますけれども、施設としてはそういうものを見たこともないというところで、整備は難しいと思われます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今金属探知機なんていう話が出たけれども、金属探知機でもいいのではないですか。それだったら、自衛隊がやっているみたいに袋の上から検査できるわけだから、そういうのを入れる気はないのですか。今自分で金属探知機とか言ったけれども。それならごみ袋の上から分かるわけだから。そういうことはやらないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　現状の人員、また予算、また敷地のキャパシティー等の問題の中で、最低限度の施設、今の施設がオーバースペックといったらあれですけれども、大きな施設になってしまったことによって、維持管理で非常に苦しんでいるといったところがあります。なので、規模に合った大きさの施設にしていくと。それは所信の中で笹岡議員からも質問がありました、公共施設維持管理計画にのっとったものになっておりますが、そういった観点からもあまり高価なものはつけていくことで、より負担になってしまうといった側面もあります。なので、現状できることとしたら、分別の徹底をお願いすると。広報、伝え方に当然工夫、問題があるのであれば、工夫をしていって、燃えるごみの中にガスボンベを入れない。これは当たり前のことだと思うのですけれども、そういったことを今のところ呼びかけていく。または、回収の際に気をつけて、中身を開けて見ることもできないので、触ってチェックするとか、そういったことぐらいしか現状のオペレーションの中ではできないかなというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　もう一度言いますけれども、金属探知機を買う予定はないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　現状はありません。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　爆発で炉がいってしまえば、一、二週間は燃せないし、修理のほうがよほど金がかかるのではないですか。

もう一つ、この炉は１日どれぐらい燃せるのですか。１トンぐらいですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　取りあえず炉の規模に関しましては、一括投入炉になるので、堆積になってしまうのですけれども、大体１日１トンぐらい、入ってくる量によりまして、かさばるものが入ってしまえばそれで終わってしまいますので、一括投入炉なので、１回入れたらおしまいの炉なので、大体今１回回収の１トンぐらいはいけるのではないかなというふうに思っております。それは対応可能だと思っています。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　もし爆発した場合、炉の復旧にどれぐらいかかります。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　正直なところを申し上げて、幾らというのは正直分からないです。

〔「次へ行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　住宅建設等について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

集落内の住宅整備については、現在基本計画を策定中である。令和５年度に基本設計、実施設計を行い、整備を行いたいと考えているところである。現状、住宅が満室で移転先がないため、大規模修繕ができない状況にある。財政状況を鑑みて、修繕費用の編成さえ難しいのが実情である。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　トレーラーハウスについてでございます。

トレーラーハウスなのですけれども、現在内地のほうで工事を行っておりまして、答弁骨子のほうで３月４日を予定していると記載させていただいているのですけれども、現時点で生活居住空間である３つのキューブは完成しております。最後の一つ、インフラキューブに関しては３月８日に完成する予定でございます。海況次第ではございますが、３月14日の貨物に乗せて、15日に利島到着予定で進めております。島内到着後、約10日ほどかけて設置作業を行う予定でございます。万が一３月14日の海況が悪い場合ですけれども、予備日として３月16日、３月18日を考えている状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　集落内の住宅整備についてなのですけれども、これ現在どれぐらい、要は人間の部屋が必要なのか、今現在。それと、住んでいる、修理したい部屋というか、棟がどれぐらいあるのかというのは調べてあるのですか。今現在例えば10人必要なのですよと。そのために10部屋必要だと。あとは、今度は10部屋だとリフォームができるところがないので、３部屋ぐらい余分に造って、それで今住んでいる人を寄らせると、そういうことは考えていない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　明確に幾つ足りていなくて、幾つ必要だという試算はしておりません。ただ、現状の住宅において不均衡、これは以前からの議会でも再三述べさせていただいておりますが、世帯用に単身で住まわれている方、狭い家に３人、４人で住まわれている方と、表現がどうなのか、ちょっと分かりませんが、不均衡といった事態が見受けられていると。そういったことを解消することが一つと。あとは、先ほど課長も述べたように、修繕が行き届いていない状況も続いているといったことで、一度大規模修繕するためには住宅を出てもらって修繕をしなければ、長もちしないといった状況もありますので、そういったことでまずは８棟、それからその次にこれは何戸というのは現在検討中ではありますが、住宅を整備して、修繕、それから不均衡を是正していきたいなというふうに考えているところです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　そうすると、住宅整備、どれくらいかかります。今住んでいる人を移して、リフォームするというのにあとどれくらい。３年かかるのか、５年かかるのか、10年かかるのか、どれくらいの年数を予定しているか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　新規の住宅整備に関しましては、これも先ほどから説明しているとおりで、この３年をかけて２か所に整備をしたいというふうに考えております。また、それ以外に関しまして、例えば教員住宅等も更新する予定があるということで現地を見ていただきましたが、ほかの住宅に関しましても老朽化している住宅に関しては早めに取り壊す等の措置をしていって、住宅事情が課題でありますけれども、古い住宅にいつまでも住むということはやはり防災上も問題があるということなので、更新をしていき、かつメンテナンス、維持、管理、修繕を同時に進めていきたいなというふうに考えておりまして、同時に進めていくものであるので、いついつまでにというわけではなく、同時に何年もかけて更新、修繕をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今の教育長の住宅が空いています。住めないというので、取り壊して建てるつもりはないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　職員住宅として整備されているものであります。傷み、老朽化も著しいものではありますが、ちょっと今職員採用に当たって職員住宅も不足しているという状況で、もうちょっと住宅事情が満足してから解体､取り壊そうと､まだ入居するとかというものではありませんが、運営上の保険といったらあれですけれども、非常時のために取っておいているというのが実情でありまして、本音は更新したいなというのはありますが、まだちょっと手がつけられない。業務量的というか、そこまで手が回らないといったところも実情ではありますが、今のところそういった状態でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　トレーラーハウスのことなのですけれども、これはどうやって持っていくのだ。要は、タイヤつきで乗せてくるのか、外して乗せてくるのか。ちょっとよく分からないのですけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

タイヤをつけた状態で貨物船に乗せて搬送してきます。

以上です。

〔「次に行きます。（株）ＴＯＳＨＩＭＡ」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　引き続き、（株）ＴＯＳＨＩＭＡに対する補助金の在り方について。

荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

株式会社ＴＯＳＨＩＭＡに対する補助金の在り方についてですけれども､島内の住宅不足に伴い、職員の採用が進まない状況で、本年度から補助金事業に変遷したが、持続可能な会社運営のためにも会社独自で住宅を整備していただきたいと考えております。採用する職員に関しても、ほとんどが島外からの採用となっております。今後会社を維持していくためにも、村が全て住宅を整備していくことが困難であることからも、自社努力で社宅を用意していただきたいと考えております。

リース方式についてですけれども、契約についてはこれまでの過程で減価償却の考え方が、当村

の本事業においては厳しい側面もあり、資産として持ち続けることが困難であると判断しております。島内では、ほかにも補助金交付団体がありますので、監査委員において適切に監査をしていただければと考えております。また、先月議会の議員の皆様とともに株式会社ＴＯＳＨＩＭＡとの意見交換の場を設けたところですので、こういった機会を継続的につくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　積算表がないので、ちょっと分からないのですけれども、去年だと事務所に100万で、住宅に300万でしたか。今年も出すのですか。これはどこまで出せばいいのですか。何千万まで出すわけですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これも議会の皆様にご説明した際にも述べさせてもらいましたが、どこまで、具体的に計画が申し上げるほどのものが現時点では確たるものがないと。図面があってということではないのですが、繰り返しになりますが、住宅事情が一番の障害になっているといったところありますので、住宅の諸問題が解決するまでというふうに今のところは考えております。

妥当性等のお話になると、なかなか難しい側面もありますが、それは適正に監査のほうで見てもらった上で、当然その住宅に関してにのみ使えるものであって、それをほかの事業というか、例えば職員さんの給与等に充てることは当然できないようになっておりますので、住宅に整備、もしくは自分たちで自社で用意していただくことによって、採用の一番の問題になっている住宅のところがクリアしていただければ、会社の強靭化というか、安定周航に寄与するのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　住宅ができないと、職員も呼べないのは分かりますけれども、要はどれぐらいの住宅を建てるのか、それであと事務所もあるのですけれども、この事務所は何で必要なのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これも前回の議会で答弁させていただいたものと重なりますが、やはり島内に事務所が必要だというところもあります。現在の船客待合所施設は東京都港湾局の所有物になっております。また、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡさんの本社としては実際固定資産として住宅でない建

屋はありますが､水道もインフラとしてインターネット等もつながっていないところでありまして、やっぱり郷内に必要だという声も、声というか、今後の会社の発展にも必要だということはかねがね言われていますし、私どもも重要であるというふうに認識しているところであります。なので、住宅と併せてそちらも整備していただきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　事務所は切符売場ですから、今の切符売場、船待ちのところで十分間に合うではないですか。それに村中へ持ってきたから、船待ちの切符売場をやめるのかといえば、やめられないでしょう。その両方でやるというと、どこを見ても、例えば大島でも新島でも神津でも切符売場の事務所が村中にあるなんて見たことがない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　新島、それから神津島、大島はちょっと分かりませんけれども、事務所を見てもらえると分かると思うのですけれども､やはり会社の職員が皆そこに入れる規模の大きさでは、利島の船客待合所に関しましてですけれども、ないといったところで、現状発券業務の方は当然中にいてもらうのですけれども、それ以外の方は外にいてもらう時間が長いのかなといったところもあります。ありますというか、あるのではないかと考えております。また、それ以外の業務に関しても、今後郷内で予約、それから発券、いろんなものができる可能性もあるということで、村中で事務所を用意してもらったほうがいいというふうに考えているところで､新築もしくはリフォーム、まだそういったことは具体的に話はできておりませんが、そういったことも踏まえて構えてほしいというふうに今のところ考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　事務所を２つ構えるということは､人間が１人余分にいるということですね、今。現場に売る人がいて、また事務所にもいないと駄目なわけですね。事務所だから。そのとき、そんなに（株）ＴＯＳＨＩＭＡに役場が契約しているのはこの前も言ったのですけれども、東海汽船へは桟橋をつけて、荷物を下ろして人員を降ろすと、その契約だけで、あとは木を切れとか、椿を拾えとか、そういうことを契約しているわけではないでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　もちろんそういうことでありまして、基本的には港、船の安定就航を一番の名目としてお願いしているところであります。

ただ、これは村役場の職場環境の話とも通じるところでありますが、職場環境を整備していくと

いうことも主要命題として掲げている中で、多くの職員が島外から雇用されているといった中で、やはり安定周航をするため、会社の強靭化、安定化を図るためには、より先々のことも考えて、船を着けるだけでいいのだということはもちろん住民の方は思われるかもしれませんが、ぜひ議員の皆様には会社の安定化が船の安定就航につながるのだということもご理解いただいて、ご協力していただきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　それと事務所とは何が関係があるか、よく分からないのだけれども、今（株）ＴＯＳＨＩＭＡの人員は何人ぐらいいるのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ちょっと会社のほうに正確に確認は取っていないのですが、恐らく９名であったというふうに記憶しております。代表は別で。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　前から12名ということで始めたものだと思うのですけれども、人が集まらないというのか、すぐ出ていくというのか、そこはよく分からないのですけれども、一般の要は人工、作業員、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの事務員でなくて。その人たちが朝の５時半か６時に出ていって、３時半、４時頃まで港にいるわけです。事務所Ａを造って、事務所へ来ることがあるの。行ったり来たりはしないでしょう。それで、では誰がいるかというと、切符の販売をやるか、そこでやるか、それぐらいしか多分やることないと思うのだけれども、港でやればいいことで、事務所まで要らないのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　要らないと、必要ないというご意見かなというふうに伺いますが、一応会社との協議の中で必要だというふうに要望があり、我々も判断して、そういった形で予算計上しているといったところであります。

　細かい運用、オペレーションに関しましては、株式会社なので、経営者のほうに委託というか、お願いをしているところなので、どういうふうに運用していくというのは、先ほど主幹のほうから述べたように、今後も議員の皆様方とコミュニケーションを取っていき、よりよいものにしていったらいいかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　（株）ＴＯＳＨＩＭＡの事務所が必要だというのなら、建てて悪いということはないわけですから。何も私（株）ＴＯＳＨＩＭＡが嫌いで、事務所を造るなと言っているわけではないのです。

それでは、次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　利島の財産でいいですか。

〔「リース方式による契約」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　石野議員、もう一度そこをやってください。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　リース方式による契約について、これまでの過程で減価償却の考え方が当村の本事業に関して難しい側面もあり、資産として持ち続けるのは困難であるのですけれども、これちょっと前の去年の話で申し訳ないのだけれども、フォークリフトを大島の漁師に売ったときの相見積りを取ったのか、利島の業者に相談したのか、そういうことはあったのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　フォークリフトとかの売却に関しては、島外の事業者に見積もり依頼はして、何社かにはしています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　利島の業者には何で知らせなかったのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

島内の事業者に聞かなかったかどうかというのは、ちょっと私は承知していないのですけれども、島外のところに何社か声をかけて、見積もりに応じてくれるところも限られているというところで、今回相手とした事業者に決まったというふうに聞いております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　島内の業者も何台かフォークリフトを役場に搬入というのか、売っています。フォークリフトを島内の業者も扱っていたのに、何で利島の業者は除いたのかなというのが分からないのですけれども。

利島の業者にこの間フォークはどれくらいの値段なのかと、ちょっと質問してみた。そうしたら、これくらいだよと。利島の役場からフォークを売るよというような話がありましたかと聞いたら、

全然ないと。俺のところには来ないと、そういう話なので、何で利島の業者を抜かして、島外の業者といったらいいのか、それと契約というか、利島の業者を外したのかというのはよく分からないけれども、何かあったのですか。

フォークリフト３台を売るのに、利島の業者を何年か前から何台か売っているわけです。なのに利島の業者には相談もなければ、相談というか、売りますよという、要は知らせもない。それで、島外の業者からフォークの整備をしてくれと電話が来たので、びっくりしたと。そういうことなので、何で利島の業者を排除したのかと。この村でやっていれば、この村の人の、要は役場も村も同じリースで1,200万円を利島の業者がやっていれば、それだけ利島も潤うわけです。それを島外へ持っていけば、その1,200万が何にもならなくなるわけだ。利島の業者に聞いて、おまえが嫌だと言ったのではないのと言ったら、何にもなかったよと。だから、去年の３月に売った過程を知りたいわけ。どういう過程で利島の業者は排除したのか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩をいたします。

（休憩　午後　４時０５分）

（再開　午後　４時１５分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

執行部の答弁をお願いいたします。

荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

島内業者へなぜ売却しなかったかということなのですけれども、その当時からもう既に島内のそういった事業者さんが廃業するというような話もあって、その後の継続的なリースが可能ではないということもあって、島外のところに売却先を探したということです。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　もう俺なんかは工場を閉めると聞いたのは去年の11月頃か。その前の１年も前から閉めるというような話があったのですか。あったの。知らなかった。でも、聞いてみることがあってもよかったわけだ、聞いてみても。買う気はないかとか、今までだってフォークを何台も役場へ入れているので。業者がやめると、我々は知らなかったけれども、だけれども、取りあえず聞いてみるあれはあったのではないかなと私は思っています。結局、では閉めるといったら、ずっと送るのでしょう、利島の業者がなければ。自動車屋が。結局多く送って、それだけになるわけで

す。そういうあれがあったのかなというのがよく分からないので、連絡ぐらいあったのかなという話だけれども、連絡もなかったということなので、そこがよく分からない。

例えば全部送るあれで1,200万になったのか。修理を送るのに。閉めるのは利島の役場というより、工場は使えないわけだから。それで一台一台を新島へ送るか、大島へ送るか、そういうあれでリース契約が1,200万なのか。それとも、一応フォークも入れていたので、一応聞いてみてもよかったのではないかなと私は思います。

それと、今1,200万というやつは、毎年新車１台買えるね、毎年フォークリフト。新車で。塩害塗料をやってきても。800万か900万ぐらいだろうと思うのだけれども。その根拠が分からない、1,200万の。

それと、やめるからといって、聞かなかったのは分からない。去年の３月だから、フォークリフトを売ったのは。それが分からない。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

答弁繰り返しになりますけれども、その時点で村としては廃業するということを聞いていたこともあって、その後にリースに変えたいとなったときに、途中で廃業された場合に結局フォークリフトが使えなくなってしまうおそれがあると。そういったことが理由で、島内の事業者に売却するということはなかったのだろうというふうに考えております。

リース料に関しましては、フォークリフトが７トンが２台で、４トンが１台で、あと４トンのトラックが１台というのが含まれていて、それに先ほど石野議員もおっしゃられた塩害の対策だとか、あとは車検とか、そういうのも全部込みの料金になっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　４トントラックのことですか、トラックとは。軽はどうなっている。軽自動車、（株）ＴＯＳＨＩＭＡで使っている。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

軽自動車はリースに含まれておりません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　軽自動車は（株）ＴＯＳＨＩＭＡに売ったのですか。軽自動車はもともと役場のものだったね。違うの。では、トラックとフォークだけが役場のものだと。トラックはその前からリース。そのトラックはどこのリース会社。

〔「島外のリース会社」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　利島いないからね、リース会社は。当然島外だ。買ったときからリースだったの。そのトラックがちょっとよく分からなかったので。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　私のほうが代わりに答弁させていただきます。

以前持っていたものは、村の業者から買って、村役場のほうが購入して、それが平成29年ぐらいですか、１度買ってございます。ただ、そのトラックが廃車になったときにリースに切り替えているといった経緯がございます。その詳しい年月日につきましては、ちょっと今私の記憶にもないものですから、いつからといったところが詳細なことは調べさせていただいて、後日回答させていただければと思いますけれども、補助金になったときには既にトラックについてもリースの物件だったといったところでございます。

以上です。

〔「議事進行の動議」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　動議。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　この問題は、関係者も非常に多いわけです。経過は今石野議員から質問されたとおりだと思うのです。この先をこれ以上質問していって、何が出てくるか分かりませんけれども、聞く限りで、今答弁を聞く限りでは、これは到底、ああ、そうかと、分かりましたということには落ち着きそうにないのです。世情を見ても。その後の経過を見ても。

ここはせっかく傍聴されている方がいらっしゃるのだけれども、少し議員間でどう取り図ろうかと。実は、私個人的なことですからあえて申し上げておきますけれども、記録しておいていただいて結構ですけれども、工場がどうなるかという問題について、私議会で選任されまして、責任者を務めてきました。関係業者とも何回か話し合ってきました。この経過については、ここでは報告は差し控えますけれども、議員の皆さんは全部知っていると思っています、議長をはじめ。それらを含めて、ここはひとつ議員で私は協議してみたいなと。議員の皆さんがどう考えているのか。これを答弁し切れないと思いますし、私の見方ですけれども。答弁すればするほど関係者に影響が出てくると。これは記録されて、報道されていますから。責任持って行政対応できるというのなら、これは続行してもらって結構です。私ももし続行するのなら、もちろん私も出していますけれども、

行政のほうに村長にも所管主幹についても、本件についてはということで一応の話はしています。だけれども、今の質問からしますと、そこにとどまることがどうかなという問題に入ってきています。そういうことを含めて、議長に諮っていただきたい。議員間での協議が必要だなとこれは思いますけれども、いかがですか。賛同が得られなければ、このまま続けてもらって結構です。

○議長（寺田　優君）　今の動議を聞かれたと思いますけれども。何を相談するのか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　どうしますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今言い忘れましたけれども、これはこの場にとどまらない。今後に影響する、今後に。そういうことも含めて、私はちょっと議員間でもって協議していただけたらなと思って、動議を提案いたしました。

○議長（寺田　優君）　どうされますか。ちょっと協議をしますか。

〔「協議したい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　皆さんはどうですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、執行部には申し訳ないですけれども、ここで議員の協議会を持ちたいと思いますので、暫時休憩してください。

（休憩　午後　４時２８分）

（再開　午後　４時３０分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　４時半になりましたので、本日はこれで散会するということで、明日９時半からまた開催します。

議員は、この後協議会を開きたいと思います。

（午後　４時３０分）

令和５年第１回利島村議会定例会

議事日程第２号　　３月７日午前９時３０分開議

日程第　３　一般質問

４番　　石　野　　治　君

５番　　井　口　　保　君

１番　　前　田　　清　君

３番　　笹　岡　壽　一　君

日程第　４　議案第１号　利島村副村長の選任同意について

日程第　５　議案第２号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第６号）

日程第　６　議案第３号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

日程第　７　議案第４号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第３号）

日程第　８　議案第５号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第　９　議案第６号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第４号）

日程第１０　議案第７号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

日程第１１　議案第８号　令和４年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

出席議員　５名

１番	前　田　　清　君	３番	笹　岡　壽　一　君
４番	石　野　　治　君	５番	井　口　　保　君
６番	寺　田　　優　君		

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村　山　将　人　君	教育長	弟子丸　知　樹　君
住民課長	榎　本　雅　仁　君	環境建設課長	上　野　　崇　君
会計管理課長	出　口　貴　司　君	産業観光課主幹	荻　野　　了　君
総務課長補佐	隅　　智　孝　君	環境建設課長補佐	前　田　　裕　君

職務のため出席した事務局職員

書記　五　味　恵　介

◎開議の宣告

（午前　９時３２分）

○議長（寺田　優君）　おはようございます。

定刻になりましたので、令和５年第１回利島村議会定例会の２日目を開会いたします。

◎日程第３　一般質問

○議長（寺田　優君）　本日は、一般質問の石野議員の途中から入りたいと思います。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　おはようございます。昨日、リースの契約のことについて質問したのですけれども、これは一旦というか、考えさせてもらいます。これについては、後でまた考えて、その後やりますので、今日はリースはここで終わりにしておきます。

では、次へ行きます。昨日、事務所と住宅の建設について、役場が住宅を整備するというのは大変だということだったのですけれども、(株）ＴＯＳＨＩＭＡから事務所と住宅を欲しいという提案か何かあったのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

いろいろ業務を遂行する中で、こういったものが必要だという要望を受けた中での補助金として入れさせていただいているということです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　（株）ＴＯＳＨＩＭＡからの要請でなくて役場側が考えたということですか。今の答弁だと。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

要望があったということで、うちのほうで精査をして、それを予算計上しているということです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　事務所は、どれぐらいの大きさなのか。住宅自体は、どれぐらいのものを建てたいとか、そういう要望はあったのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

昨日村長のほうからも答弁があったと思うのですけれども、詳細は正直言ってまだ決まっていないというところです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　詳細は決まっていないということは、資金がどれぐらいまでやるのかというのも決まっていないということですよね。幾らぐらいの予算まで補助するのか、ここも決まっていないということでいいですね。

では、ここは終わりにして、あと補助金を投入することになった（株）ＴＯＳＨＩＭＡへの監査、これは令和４年度分から行われるべきと考えますが、村長の見解を伺います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　今年度、令和４年度で、令和３年度においての監査に関しても監査委員のほうにお任せしているといった中で、令和３年度の監査に関しては実施しなかったということで、今後も監査委員のほうにお任せするというふうな考えでおります。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　分かりました。（株）ＴＯＳＨＩＭＡはこれで終わりにしたいのですけれども、ちょっと答弁を聞き漏らしたところはあったのですけれども、住宅建設の目的として取得した土地、家屋、別仕様でやりたいということであったのですが、サテライトオフィスをやりたいということなのですが、どういう目的があるのかなと。サテライト……

〔「（株）ＴＯＳＨＩＭＡの話じゃないですね」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　（株）ＴＯＳＨＩＭＡの話ではない。住宅。サテライトをやりたいとあったのですけれども、解体作業が始まっているのですけれども、どこまで解体する。解体というか、どれぐらいリース、全部やるのか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

現在、今解体を行っていただいているところで、瓦屋根の母屋以外は解体する予定でおります。母屋に関しては、リフォームという形で再利用する予定でおります。

事業の目的なのですけれども、複合型のサテライトオフィスというところで進めておりまして、コワーキングスペース､自宅ではなくて仕事をインターネットを使ってできるような場所の提供と、あとは子供の居場所というところで、子供たちが雨の日でも過ごせるような場所の創設を考えておりまして、基本都の補助事業を活用して行っていく予定でおります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　次、利島村財産価格審議会について、新たに委員を委嘱しない。今回委嘱しない理由を説明していただいたのだけれども、これは委嘱した後も１人委嘱しているみたいなのですけれども、一応聞きます。

あと、条例の廃止を検討する理由を説明してください。これも村長の答弁がある前に出していることなので、一応答弁お願いします。

その他の諮問機関において、委員の委嘱がされておらず、その機能を失っているものがあれば、名称と委嘱をしない理由について説明してください。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　村内で学識経験者を選出することが困難であったと。また、家屋調査など専門家に依頼しなければならない事案が発生したため、新たに委嘱はしなかったというふうに対応しました。

また、さきの議会において、この条例、廃止も含めて検討する旨答弁しました。その後、庁内で検討しましたが、廃止をしないで据置くというふうに考えております。

ほかに委嘱していない委員会等あるのかということなのですが、幾つかあります。その都度必要に応じて委嘱したり招集をお願いしたりしているといったところで、この場で全てを発表するのは控えさせていただきたいのですが、そういうふうに運営しているといったところです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　専門的知識を持った人というと大変なので、有識者等というふうにしたらどうかと思うのですけれども、そういう考えないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　有識者としたらどうかということ、有識者の概念がちょっと分かりかねると

ころではありますが、昔と言ったらあれですけれども、土地だけのやり取りではなくて、さきの事例でいくと家屋の事例も込みの事例にもなってしまって、なかなか評価が難しいと。点数によっていろいろ評価されているといったところがありましたので、専門家にお願いをしたといったところです。

今回条例を廃止しなかったというのは、そういった事例以外、古くは山林とか、そういったところに関しては、またお願いして運営していくのがいいというふうなことで残しております。なので、その辺りで有識者も含めて新たに委員を選任する際は、有識者と言われる方がどういうところなのか分からないですけれども、お願いしていけたらなというふうに考えております。特段専門的知識とかというところにそれほどこだわりはないですが、あくまでも公平性というところを担保できるような方でお願いしたいなというふうに考えております。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは……

〔「議長、ちょっといいです。石野議員の質問の中、あるいは……」
と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、ちょっとここで前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　石野議員の一般質問が終わったということで、議員の質問の中身、それと行政側の答弁骨子の中でも触れている監査について、そこで一言、私監査人という立場から言わせてほしいのですけれども、よろしいですか。

○議長（寺田　優君）　はい。

○１番（前田　清君）　石野議員が（株）ＴＯＳＨＩＭＡの監査について令和４年度分から毎年行われるべきと考えるという質問に対して、行政側が監査委員において適切に監査をしていただければと考えるという答弁になっているのですけれども、監査が嫌だとかというわけではないのですけれども、株式会社の場合、まず監査がどうなっているかといったら、基本的には公認会計士であったり税理士だったり、多分頼んでいると思うのです。それか第三者、会社と直接関係ないような監査人を選定して、最終的に決算監査していると思うのですけれども、特に（株）ＴＯＳＨＩＭＡの場合、（株）ＴＯＳＨＩＭＡに限らず、行政の答弁書にもありますけれども、補助金を出しているのは（株）ＴＯＳＨＩＭＡに限らないですよね。農協であり、漁協であり、社協であると。ざっと数えて４か所あるのです。では、この４か所を毎年監査する必要があるのか。以前、去年の１月、２月ぐらいですかね、田中副村長がいたときの話なのですけれども、監査どうするということを相談したというか２人で打ち合わせした中では、順繰りにやっていけばいいのではないのと。そうすると、４年に１回という話になるのです。我々もボランティアでやっているわけではなくて、費用弁償発生するわけです。そんなに毎年毎年４か所を監査やるといったら、それこそ５万、10万の金が飛ん

でいくわけです。だったら、私は一監査人の立場として、４年に１度ぐらいでいいのではないのと。まして金額のでかいところというのは、（株）ＴＯＳＨＩＭＡになるのでしょうけれども、公認会計士であり、税理士であり、監査入っているわけですから、不具合があればそこで指摘もあるだろうし、あるいは株主総会なりで誰かそれを指摘するとかというのもあるかもしれないと。そこに議会監査として参画するというのは、では役場から支給された金がどういう使われ方をしたかとか、金の出し方について何か不具合ないかとか、出す側を主に我々監査すべきではないかなと思うのです。毎年それが必要なのかと言われると疑問なので、その辺の答えをいずれにしても、この場で出してくれとは言いませんけれども、毎年やるのかどうするのかというのはせめて決めておいてほしいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　どこが。

○１番（前田　清君）　議会でも何でもいいのですけれども。どっちも、行政側も議員側もすべきという言い方しているので、本当にそうかという感じ。そこら辺をちょっと疑問に思ったものですから。

○村長（村山将人君）　やってという意味ではなくて、そこはお任せしますという意味の。

○１番（前田　清君）　お任せしますというのは曖昧なのだよね。

○村長（村山将人君）　やれとも言えないし、やりますとも言えないし。

○議長（寺田　優君）　ちょっと議論を……

○５番（井口　保君）　休憩入れてしまえばいいではない。

○議長（寺田　優君）　ここでやらなくてもあれかな。

○５番（井口　保君）　マイク入っているとおかしいから、ちょっと休憩入れて話し合えばいい。

○議長（寺田　優君）　休憩します。

（休憩　午前　９時４７分）

（再開　午前１０時０２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

井口議員の一般質問を行います。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　それでは、私のほうの一般質問に入らせていただきます。一応２点あります。

住宅修理について。今までに村に住宅修理（村営住宅）の要請があったと思いますが、今後の住宅修理計画についてお伺いいたします。

次に、トレーラーハウス導入事業について。12月の行政報告で説明がありましたが、その後予定

どおりに計画は進行しているのかをお伺いいたします。

以上２点よろしくお願いします。

○議長（寺田　優君）　それでは初めに、住宅修理についての質問をお答えください。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　井口議員の質問に答えさせていただきます。

住宅修理に関しましてですが、現在、住宅が満室で移転先がないため、大規模修繕ができない状況にある。財政状況を鑑みて、修繕費用の編成さえ難しいのが現状である。一例として、久保里山住宅において、住宅の維持に必要なボルト止め、建屋のペンキ塗り等についてさえ先送りしていたのが実態でございます。今回上程した令和５年度予算において、予算をお認めいただければ執行できる状態でございます。

繰り返しとなりますけれども、今後、各住宅は老朽化してくるが、修繕費用が増大する見込みであるが、よりその編成は難しくなると見込んでおります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ただいま課長のほうからご答弁がありましたが、そこでちょっとお伺いしたいのは、要するに住宅修理については、これは大分前から電話なりなんなりで村側のほうに要請があったと思います。そのときに、担当職員ですかね、見に行ったりなんだりしているのですが、その後もそのまま放置されてきました。というのは、私どもも皆さんもそうでしょう。家屋に住んでいます。悪いところをそのまま放置しておけば、どんどん、どんどん悪くなる。余計にお金がかかる、そういった状態になっていくと思うのですが、何でそれを今まで先延ばしてこられたのかご説明をお願いします。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　この件に関しまして、昨日の私の所信とも少し関連してくるかなと。公共施設の維持管理に関しまして、なかなか行き届いていないといった状況があるのは認識しておりますし、住民の方にもご迷惑をおかけしているといったところで大変申し訳ないなというところでございます。所管のほうにも確認しているところではありますが、当然現地実測し、業者さんに見積りをお願いしたといったところなのですが、金額、またはその間の、今現在居住されている方に一応出てもらったりとか、そういったことも考えたりすると、なかなか大規模に修繕をしていかなければいけなくなってしまうということになってしまいますので、先々住宅整備し、そちらに仮住まいしてもらったりとかした上での修繕なので、現時点でピンポイントで手をつけないほうがいいであ

ろうといった判断でございます。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ただいま村長から説明がありましたが、ということは要するに住宅不足の現在、ではとにかく壊れるまで待っているのだと。どんどん、どんどん悪くなっていくのを。いよいよ住めなくなったときに壊して、それでやっていくのだというように聞こえてくるのですが、その前に何で早めの修繕ができなかったのか。そんなに故障箇所があまりひどくないときにやっていれば、そんな問題にはならなかったと思うのです。今現在、住宅不足で悩んでいるのですよね、お互い。そういった中で、何で今になって、要するに大規模な修繕が必要だと。おかしいのではないのですか。早め早めの対応ができたわけなのです。というのは、住民の方から電話が来ているのです。それで、担当職員も見に行っているのです、現場を。それで、住宅をやった業者さんも一緒になって見ているのです。何でそういったことを早めにできなかったのか。では、このままずっと放置しておいて、どうしようもなくなってから撤去して、それでやっていくのか、そういったことではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ご指摘も重々理解しております。ただ、住宅ほかにもありまして、申し訳ないのですけれども、こちら側では優先順位をつけさせていただきまして、例えばボイラー、お湯が出ないといったところのほうが緊急性が高いといったところでそちらのほうを優先させていただいているといった現状であります。繰り返しになりますが、昨日の答弁で私が述べたように、現状ご指摘も踏まえて、住宅に限らず、昨日申し上げたとおり、水道管の老朽化も含めて現在対症療法がほとんどになってしまうと。なので、施設を適切に更新していくことで予防療法に切り替えていかなければいけないというふうには考えているところです。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　住宅を直す。早いうちにある程度、入居人から電話があったときに現場を見て、業者の方も一緒になって見て、ここを取り替えればいい、すぐだというような話もあったと聞いています。そういった中で、そのまま放置されてきているのです。それが今になってそういったお話をされても、では何でそのときに早めの対応を取っていただけなかったのか。安い金額で済んだと思うのです。そういったものを何でやらなかったのかなと思います。ただ、今担当課長のほうからは、まず久保里山のボルト締め、またペンキ塗り、それも本予算が認められたらやりますと、そういった現状なのですという説明がありました。久保里山の住宅ができる前から村には要請があったのです。優先順位がどのように組まれたか私は分かりません。その前から村のほうにはそうい

った住宅を修理していただけませんかという要請があったと思うのですが、そこでどういった計画でやっていくのか知りませんが、今後こういったことのないように、少しでも早く住宅修理をしてあげられるような状況をつくっていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　担当のほうとも密にコミュニケーションを取って協議をしながら、まずは住まわれている方にご説明をした上で、修理、修繕、または修繕が今すぐできないといったことも踏まえてご理解いただけるようにコミュニケーションを取っていければなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ただいまの村長のお言葉をもって、私はこのことについては一応終了とさせていただきます。とにかくなるたけ住民の声を聞き届いていただけるようお願いいたします。

次に、トレーラーハウス事業についてお聞きします。

○議長（寺田　優君）　隅課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　井口議員のご質問にお答えします。

トレーラーハウス事業についてですけれども、予定どおり進んでいる。３月４日に完了を予定していますと記載させていただいておりますが、現状３月８日、明日ですか、工事完了を予定しております。実際、現状なのですけれども、生活するためのキューブ、３つあるのですけれども、そちらの工事は完了しておりまして、残りの１つのキューブ、インフラ関係を搭載しているキューブの工事を今進めているところでございます。海況次第ではございますが、３月14日の貨物船に乗せまして、３月15日に利島に到着予定で進めております。到着後、約10日ぐらいかけて設置作業を行う予定です。万が一、３月14日、海況が悪い場合、予備日として３月16日、３月18日を考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　このトレーラーハウス、順調に予定どおり進んでいるというご説明がありました。そこで、実はトレーラーハウスの件でさきに村役場内で、この会議室ですかね、村長と担当の説明のときに、一応入居人はどうするのですかと私聞いたら、職員さんを最初あてがいますという説明があったわけです。それで、その後役場からの広報によりますと、公募されていると。住民の方に。それで、いやいや、違ったのだと。要するにトレーラーハウスに入居されるのを住民の方

に公募しないとまずいだろうという形になって公募されたのかなと思っています。

そこでお聞きしたいのですが、たしか３月25日まででしたかね、20日まででしたか。たしか……

〔「15です」と言う人あり〕

○５番（井口　保君）　15ですか。それまでに入りたいと思われる方は役場にご連絡くださいという形になっているのですが、その後公募して、今のところ何名の方があったのかなかったのか教えてください。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　井口議員のご質問にお答えします。

公募に関しては、井口議員がご認識いただいているとおりでございます。広報のほうで入居者募集のチラシを配布させていただいたのですけれども、現状入居希望者はおります。ちょっと人数のほうは控えさせていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ということは、いたと。何名とか何人とかは言いませんけれども、要するにそういった申込者があったと。よかったなと思います。村側のほうが公募した、要するに住民に周知した結果だろうと思うのです。これが最初村長から説明受けたときに、職員さんをあてがうということをやったときに、住民から苦情が出たら困るのだということで公募されたのだろうと思うのですが、そういった中で公募したところあったということで、これはよかったなと私も思います。その辺は条件が合う合わないということがあるでしょうから、そこら辺は村のほうもよく公募された人と話し合って、こういった形ですよ、こういったあれですよということをよく内容を説明してあげてください。

それで、トレーラーハウスが入ってきます。組立てに10日かかります。それで、それからのあれになってくるのですが、その後のあれとして、要するに次の事業に向けて進んでいけるという形になっていくと思うのですが、その辺は順調にいけそうですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　井口議員のご質問にお答えします。

ここに関してなのですが、補足させていただきますと、当初村の職員というお話をさせていただいたところですけれども、結構住民の方から興味があるというお話をいただきまして、公募する必要があるかなというところで公募させていただいたところでございます。今後、トレーラーハウスを導入しまして、４月いっぱいインフラの立ち上げ作業を行いまして、５月から入居いただいて、

１年間かけて実証実験を行っていきます。実証実験の結果をもって、今後の建設予定の住宅に反映できるかどうかというところを判断していくのですけれども、実証実験のところでもしかしたら駄目になるかもしれないという危険性はあるのですけれども、今回トレーラーハウスを建設、この事業に関わっている事業者３社あるのですけれども、３社とも失敗しないように、もし課題が出たら３社で協力して解決していくと。今後につなげていくという姿勢で取り組んでおりますので、村としても協力できるところは協力して、ぜひ今後の住宅建設に反映させていきたいなと考えているところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　今、村の中で住宅不足で事業されている会社、そういったところも職員を呼びたくても職員を呼べないというような現状です。そういったいい成果が出て、それでその結果、今後の住宅建設に生かしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（寺田　優君）　井口議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、前田副議長の一般質問を行います。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　それでは、一般質問入らせてもらいます。５点ほど質問項目がございまして、順番にいきます。

まず、１番目が椿林の観光資源化と椿産業の振興についてということで、前回、南ケ山園地にサクユリを植えて観光資源をつくったらどうかと提案しましたが、全国様々な地域の観光客誘引の施策を見るに、ありきたりの植物を植えて、ありきたりかどうかって分かりませんけれども、観光資源化しているのが散見されます。例えばスイセン、ツワブキ、ヒマワリ、コスモス、シバザクラ等々、植えた面積が広げればよいというわけではないかもしれませんが、数が多い、あるいは広いと壮観です。翻って、我が利島では１月から３月頃、今が真っ盛りという時期ですかね、椿の花が咲き乱れ、まさに椿の島にふさわしい景色が見られますが、気がかりは放置林の多さです。以前、他の議員、笹岡議員がおっしゃっていたのですけれども、うまいこと言うなと私は思ったのですけれども、多分こう言ったと思うのです。放置林、先祖の汗がやぶの中と言っていましたが、ここに行政の支援は投入できないのでしょうか。下草刈りをやっておけば、椿実の収穫は誰でもできると思います。特に利島の年寄りは現地まで連れていけば、今でも実拾いをやっています。もちろん坂が多い椿林ですから万全のケアは必要だと思います。椿が島の基幹産業とうたいながら、現状はあまりにも無策状態ではないでしょうか。椿産業の振興はどうなっているのでしょう。以前に下草刈り

に補助金が出ていた時期があったと聞いたことがありますが、今の椿産業を支えている年代を考えると、近い将来には、多分四、五年、五、六年ぐらいのスパンだと思うのですけれども、椿山の七、八割程度が耕作放棄地となりかねません。補助金支給レベルではなく、草刈りそのものを代行していくというのは考えられないでしょうか。それこそが産業振興であり、きれいに整備された椿林こそ優良な観光資源と言えると思います。農協が自主事業として整備事業を進めているとのことですが、営利が絡んでいますので、放置林までは手が回らないのではないでしょうか。

次に、ヘリポート業務の民間委託について。役場は人手不足と言いながら、ヘリ運航に関わる人員が毎日一、二名ヘリポートに詰めるのは理解できません。民間に委託すれば、その人員が本来業務に就くことができ、その分余力が生まれると思われます。ヘリ運航が役場でなければならない理由があるのでしょうか。

次に、緊急通報システムについて。以前に通報システムが配布されていると聞きましたが、現状の高齢者、または病弱者への配布はどうなっているのでしょうか。社協による見守り及び近隣住民の声かけなど、それらしき体制は取られているようですが、昨年の孤独死事例に見られるように、身近に通報装置があれば自身で手だてできる事態があるのではないでしょうか。一人住まいの高齢者が増えている現状では、常に身近に置ける携帯タイプの通報装置が必要と思われます。

４番目、漁業者支援事業について。昨今の海水温の異常高温によって海草が溶け、利島の主な海産品であるサザエ、あるいはイセエビ漁等に多大な影響が出て、まさに壊滅状態です。当然ながら、漁業者の海産品の売上げは枯渇状態であり、もはや漁では食っていけないと、漁師廃業の危機にあります。アカハタ、魚の一種で私見たことないと思うのですけれども、アカハタの畜養、または多目的漁船の建造による引き縄、クルージング、釣り船等による漁師の仕事確保が議論されているようですが、この一、二年で物になるようなものではないとささやかれています。

そこで、差し当たっての食いぶちとして、村道及び園地の草刈り業務を支援策として、漁組に随意契約として請け負わせることはできないでしょうか。従来の業者は人手不足で来年度からは受託しないと言っています。若手漁師たちは、草刈り機の扱いには習熟しているとのこと。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、１問ずつ答弁をお願いいたします。

荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田議員のご質問にお答えします。

椿林の観光資源化と椿産業の振興についてですけれども、草刈り作業につきましては、昨日も答弁させていただきましたけれども、連携協定の中でも自動化の実証実験を来年度進めていく予定となっております。草刈りの代行につきましては、現時点では考えておりません。

また、伐採の事業を今やっている中で、委託業者との話合いの中で管理不十分な椿林については

協議をしているような状態です。農協が自主事業で整備を進めている事業に関しては、村として支援できるところは継続してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　包括連携協定といいましたっけ。４者でやろうとしている。それはいいのですけれども、そのときもちょっと言わせてもらったことがあると思うのですけれども、自動化の実証実験、自動化という意味ですけれども、四、五年前だと思うのですけれども、農協の生産者会議の場でたしか話題になったことがあったと思うのですけれども、製油工場の建て替えの件で、そのときに農協側から多分提案があったと思うのですけれども、椿実の自動選定で、ごみごと全部さらってこいと。あとは製油工場で選別するから、石からごみから全部取り除いて新鮮な椿実だけを取り出して搾れるようにしたいというような話があったと記憶しているのですけれども、プライオリティーをつけて物事って考えるべきだと思うのですけれども、実証実験で草刈りの自動化、これ私の感想ですけれども、聞いた話から推測するに無理だろうと。利島みたいなこんな坂道の多い、段々畑の多いところで草刈りの自動化なんて無理だと。それより一番優先的にやってほしいのが実拾いのところなのです。だからほとんどの農家がブロワーを使ってごみ飛ばしてから実を拾うという作業をしていると思うのですけれども、そこまで結構きれいに山でも実を拾える状況をつくっていますので、それでも古い殻だとか実の入っていない殻の実とか、あるいは前年以前の黒く油がしみ出した油椿、それを拾ってしまうと。その辺の選別を自動化されればそれだけでも作業効率が上がるというふうに考えるのですけれども、無理やり地元に合わない草刈りの自動化なんていうのを考えるのではなくて、それこそ優先的にそっちを考えてもらったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺の話というのは出ているのでしょうか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田議員のご質問にお答えします。

まず、草刈りの自動化の話ですけれども、以前に生産者の方を対象にしたアンケートを取らせていただいた際に、作業として一番負担があるというのは草刈りと実拾い、そこがかかると。あと、その次には選別の作業というのが椿の生産者の方にとって一番大きい作業だというお話がアンケートの中で出てきたと。その中で少しでも効率化させる、簡単に言うと生産者の方の時給をアップさせるためには何が必要かというところで、草刈りに関しては自動化の機械を使った上で軽減できないかというところが検討されているということがまず第１点です。実の選別、さっき言った油椿とかの分別に関しては、今、新製油センターの建設に向けた中で、選別などを専門にやっている業者さんとかにも種を送って、どの程度選別できるかみたいなのはやってもらっているところなので、

そこの組み合わせですね。どこまで、生産者の方が集める状態がどれぐらいのもので工場に持ち込んでいただければいいかというのは、今まだ決定はしていないですけれども、ある程度の部分で、ただ枝がいっぱい入ってしまうとそこも除去するのが大変だったりするので、１回ぐらいはふるいしてもらう程度で持ち込めればいいのではないかなというところまでは考えてはいます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　たしか前々回、去年の６月の議会だったと思った、９月かな、協力隊っていますよね。地域おこし協力隊の件で、草刈り機を購入して、実際に使っているところを私も見させてもらったのですけれども、そのときに使い勝手が全然悪いと。利島では無理だと実際に使っている人が言っていたのを私覚えているのですけれども、見た感じもそうなのですけれども、昨日だかの話でも誰かの中で出ました。学校のグラウンドみたいなところ、それはいいです。あるいは、広い公園とか、そういうところの草を刈るというのはいいかもしれないけれども、実際に下の山見てもそうですけれども、木と木の間が狭くて根を張っている。そんなところで草刈りの自動化、確かに要望はあったかもしれない。アンケートを取ったときに、何が一番大変かといったら草刈りが一番大変だと誰でも答えると思います。ただ、実際を見てみれば、草刈りの自動化ってできるかいって誰でも思うと思うのですけれども。だから、先ほど言ったように、それよりかは優先順位をつけるのだったら実のほうだろうと。センサーとかいろいろ機械も発達していますので、できなくはないのでしょうけれども、あとはコストパフォーマンスですよね。椿の実１個を選別するのにどれだけのコストがかかった。その辺との兼ね合いになるのでしょうけれども、いずれにしてもその辺自動選別とかやっていただけるだけでも、実際の農家が草刈って、ごみかいて拾って農協に出荷するという工程の何分の１かは軽減できるのではないかと思うので、ぜひその辺は進めていただきたいと思います。

それと、放置林の件になるのですけれども、いつまでこのままの状態でやっていくのかというのは気になってしようがないのです。だから、去年役場がせいべえの住宅を購入した際に、椿林とかも一緒に寄附いただいたという話があって、私そのとき聞いた記憶があるのですけれども、役場に寄附してもらった椿林を誰が管理しているのだと。これから耕作者を探してやってもらうつもりでいるという返答をいただいたのですけれども、山を歩きながら見てみると、依然としてせいべえさんの椿山はそのままと。もうやぶになっていますよね。２年目です。もう一、二年たったら大やぶで、先ほど発表しました笹岡議員が前回言った、放置林、先祖の汗がやぶの中云々という話にまさになってくると思うのです。そんな遠い先ではなくて、二、三年で確実にそうなってきますので、そういう山をどうするのだと。いや、農協の体制がどうの、あるいは役場の補助金がどうのこうのなんて言っている間もなくそうなってきますので、そうしたら、そこにも絵がありますけれども、

椿の花が咲いて額になってありますけれども、椿の島なんて言っている状況ではないと。観光客誘致、誰が言い出すのだという感じになると思うのです。私質問の中で花を植えたらどうかという言い方もしていますけれども、それ以前に利島そのものの観光客の誘引というのは限りなくゼロになってくると思うのです。観光産業を立ち上げるだ、何をするだのと言ってはいますけれども、現状はそうではないだろうと。実際を見てみろと。山入って見てみろと。都道沿いの山も今放置林になりつつあります。椿の花きれいだなと都道を歩いていたら突然やぶに突き当たると。見えるところ、歩くところではなくて。そんな状態がどんどん、どんどん増えていると。先ほど触れましたけれども、あと五、六年もたったら、今椿産業に従事している人たちの高齢化が進んでいますので、ますます放置林だらけになると。この現状認識は本当に行政側はあるのかなと思うのですけれども、金がない、何がないという言い方はしますけれども、現状はもうそれ以上に先へいっているというふうに感じるのですけれども、放置林対策云々もあるのですけれども、その辺の認識というのはどうなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　認識は十分していると。うまく伝わらないかもしれないですけれども、所管、私も含めて認識はしていると。ただ、昨日来述べているとおり、行政だけではどうすることもできない時代に入っているといった中で、生産者、それからＪＡさんも含めて考えて取り組んでいかなければいけないことだと。補助金を出したからって解決する問題でもないと。また、下草刈りだけやれば解決する問題でもないというふうに思っているところです。具体的にどうのということはないですが、できるところからやっていく。また、同時に、将来に対する投資として、いろんな実証実験、デジタル技術を使ったりとか自動化をして、生産者の負担を少しでも軽くすることによって生産力が向上できないか。できるとなればみんなやっているのでしょうけれども、まだそれが不透明なので、実証実験をした上で効果を検証していくというふうに取り組めたらなと思います。また、私自身も、自分の母親が70を超えて、実際に高齢化、後継者として私夫婦で山に入っていますが、限られた時間の中でどうやったらいっぱい実が拾えるか、山を管理できるかということは自分なりに取り組んでいるつもりではおります。答えとしては出ておりませんが、そういうことを続けていくことで新しい技術を取り入れながら、もしかしたら継承できるのかなというふうに私自身は考えているところです。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ぜひその辺は、資源は限りがあると言われても、そうなのかな。資源というのは、金から時間から人から全て含んでの話なのですけれども、第４次総合計画、そこでもうたっているとおり、椿産業は基幹産業であると。これの振興なくして利島の発展はないなとありました

けれども、まさにそう思いますので、たちまちにして今年あるいは来年には、また指折り数えると２軒、３軒の家がもう椿はやらないと言っているところがありますので、５年先、６年先とかと言っている、そんな悠長なことは言ってられない状況にあると思いますので、役場だけが奮闘してもらってもできないのですけれども、確かに農家とか、農協は私どうかなとは思いますけれども、農家と協力してできることは手をつけていくべきだろうと思っていますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

では、次お願いします。

○議長（寺田　優君）　ヘリポート業務の民間委託について。

荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　ヘリポート業務の民間委託についてですが、以前は委託していたこともあるとのことですが、現在は受託できる事業者がいないため、村の直営となったと聞いております。受託する意思のある事業者がいれば検討したいというふうには考えておりますが、航空特殊無線などの資格取得なども必要となるために、受託できる事業者が出たとしてもすぐに替えるというのは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　以前どこがやっていたかって私知らないのですけれども、先ほど来（株）ＴＯＳＨＩＭＡ、あそこは接客業というか、菊の販売から何からやっていますので、あそこあたりに委託したらいいのではないかなと単純に思うのですけれども。

それと、航空特殊無線、役場の人も取っているのでしょう。誰か１人（株）ＴＯＳＨＩＭＡの中で取らせれば全然問題ないと思うので。そのほうがよっぽどいいような気がするのですけれども、役場の人材がその分使えますので。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田議員のご質問にお答えします。

航空特殊無線に関しましては、運航の無線のやり取りとかが必要になるので、誰か１人持っていればみんなが使えるというわけではなくて、業務に従事する職員が必ず持っていなければいけないと。例えば３人いれば３人ともそれを持っていないと業務に当たれないというものはありますので、１人だけ持っていればいいとか、そういう資格ではないというところはお伝え申し上げておきます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　その辺は私認識不足でした。普通、食堂でも何でもそうですけれども、１人が持っていればいいという感覚で私ずっといましたので、それはいずれ民間に委託するという形で考えていただいたほうが役場にとっても、役場の人材活用ということを考えていくとそのほうがいいのではないかなと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

次お願いします。

○議長（寺田　優君）　緊急通報システムについて。

榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えします。

緊急通報システムについてでございますが、広報や「ふくしの便利帳」において高齢者緊急通報システムの周知と募集を行っており、現在９件の申込み利用がなされているところでございます。

孤独死の予防については、自助、日頃から自分自身で健康管理を行っていただくなどのことですとか、互助、地域の住民の方の見守りですとか、共助といった形で介護保険を含めたサービスを利用していただくとか、あと公助といったところで社協や役場の保健師による見守りなど総合的な支援体制の構築が必要であり、利島村においては、共助、公助の支援体制は従前に比べてかなり充実されてきたというふうには考えております。

既存の緊急通報システムについても再周知を行っていくほか、またここから先はこういうこともあるのではないかといったところの一案ではありますけれども、携帯電話、今スマートフォンになってきているかと思いますけれども、らくらくホンですかね、そういったものだと緊急のワンタッチダイヤルなんかが設定できるようになっているというような機種もございますので、そういったのに村役場や社協などの番号を登録していただいて、緊急時には発信してもらって、村や社協は利用者さんというか申込者の電話番号を登録するなどして、何かあった際に駆けつけるとか、電話にて対応するとか、そういったところの体制について検討していければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　去年の夏でしたっけ、孤独死があった。私遺族の方から言われたのですけれども、本当に悔しいと。何でそんなに２週間もの間発見されなかったのだろうというのがずっと頭にありまして、それで今回提案させてもらったのですけれども、答弁書にありますように、自助、互助、共助、公助と、それぞれ支援体制は以前に比べて拡充されているということですので、私を含めて70以上の方が結構いますので、それも一人住まいをされている方が結構いますので、本当に

この辺だけは､拡充すればいいというものではないのですけれども､お互いに連絡取り合いながら、我々高齢者同士でやってはいるつもりなのですけれども、どうしても毎日、毎時間やっているかと言われるとそうでもないので、公助あるいは互助というのを頼らざるを得ない部分がたくさんありますので、その辺は今後ともよろしくお願いしますと言うしかないので、次お願いします。

○議長（寺田　優君）　引き続き、漁業者支援事業について。

荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田議員のご質問にお答えします。

漁業者支援事業につきましてですが、前田議員から提案のあった草刈り業務などを漁組に随意契約できないかについての質問につきましては、漁協自体、水産業協同組合法というものがありまして、漁協としてできる業務というのが示されているのです。その中に入っているものであればできるのですけれども、そういった園地の整備だとかというのがこの法律と照らし合わせるとちょっと難しいかなというので請け負うことはできないだろうというところが見解です。

漁業者に対する支援というのは継続的に村としても行っていくということと、来年度、加工品とかを作るための冷風乾燥機を導入する予定になっております。私も先日東京都に漁協の方と一緒にヒアリングに行って、何とかいけそうかなというような感触はつかめておりますので、今後加工品の製造に力を入れていくという話は組合長もおっしゃっておりますので、それについては継続的に支援をしていくというところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　私の質問の中で触れている漁船を、利島の泊地に係留できる程度の大きさの船を造って、それを遊漁船として使っていきたいとかという話があるのだよということを私聞いているのですけれども、その辺の具体化というのはどうなのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　前田議員のご質問にお答えします。

サステナブル事業に当たる部分だと思いますが、現在、東京都が準備してくれたコンサル会社とこの事業に関して調整をしているところで、まだ確定ではないのですけれども、一応中古の漁船を購入する予定ではあります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　中古の漁船なのですか。前田前村長時代に船を大型化して、今、春とか秋とかいろいろ外から来ていますよね、よその船が。サバなりイカなり、ごっそりさらっていくと。それを黙って指をくわえて見ているわけにいかないので、利島で漁船を大型化して、そういうものを捕って加工するという、そういうことを考えているのだよなんていうことを、三、四年前ぐらいかな、言っていましたけれども、そういう話ともちょっと今回は違うのですよね。私聞いた中ではまさに遊漁船として使ってみたいと。それによって漁民の仕事をつくるのだと、そういう話を私伺ったのですけれども、中古船だったらタイムスケジュール的には早いのだよね。私、新造船を造るといったら二、三年先かな、あるいは四、五年先かなと思ったのですけれども、中古船を買ってくるというのだったらもっと時間的に、あっという間とは言いませんけれども、早いのかなと思えるのですけれども、その辺は。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　前田議員のご質問にお答えします。

現状、造船会社の空きがなくて、新造船ができないというところで中古船を探す必要があるというところです。早くできるかどうかに関しては、希望する規模の船があるかないか次第と考えております。中古船、漁船を購入して何をやるかというと、漁師さんたちがサバなりカツオなりを捕ってきていただいて、それを加工して、ふるさと納税の返礼品にするなりお土産を作るなりということを今考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　私何でこんな漁組のことで関わるかといいますと、あそこ役場からすると貸付金かな、漁協からすると仮受金ですよね。べらぼうな額の貸付金があるので、このまま漁協が破綻でもしたら、その金どうなるのだろうということをちょっと心配しまして、だったら漁協が稼げるというか、漁師が稼いでいけるという環境をつくっていかないと、本当に宙に浮いてしまうなということも心配したもので、手っ取り早く草刈りとかという話を持ち出したのですけれども、そういう船の話とか乾燥機、そういった話が出ているのであればそれを早急に実現してもらって、一日も早く漁師が安心して生活できる、そういう環境をぜひつくってほしいと思います。

終わります。

○議長（寺田　優君）　答弁はよろしいですか。

○１番（前田　清君）　はい。

○議長（寺田　優君）　それでは、前田副議長の一般質問を終了いたします。

５分間休憩します。

（休憩　午前１０時５５分）

（再開　午前１１時０２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

引き続き、笹岡議員の一般質問を行います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私、一般質問の用紙も当然出してありますけれども、何件かありますけれども、１件だけ、前田議員から質問のありました自動草刈り機の件でちょっとお伺いして、そんな時間取りませんから聞きたいのですけれども、これ予算書を見れば分かるのでしょうけれども、お幾らぐらいですか、この実証実験費は。機械の購入を含めて。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

草刈りの自動化の実証実験に関しては550万で想定しています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私も若干、所信表明のときでしたか、行政報告かな、触れまして、ほぼ前田議員の主張は十分納得どころか同意できるわけですけれども、驚く数字なのですね、550万というと。それで、機械は、先日の答弁をお伺いした限りでは、十五、六基あると。それで、確かに地形、これはけんかにならぬわけです。自然環境で、地形は傾斜もあれば、たっこんびっこんもあると。それで、今はやりの電子機器を積み込んだ機械だとはいっても、あれだけ椿の木が結構密集しているわけで、密集というのは５メーター、６メーターの間隔はありますけれども、みんな。狭いところでも二、三メーターある。そういう間隔の中を効率よく、聞けばバッテリーの時間が１時間ぐらいと。１時間でどの程度刈れるのかなと。燃料といいますか、燃料は電気なわけで、電気を原料というのかどうかはともかく、動力源が１時間ぐらい。そうすると、今度充電にはどのくらいかかるのだと。うちへ持ってきて充電するのか、あるいは発電機を持ってきて充電するのか知りませんけれども、ちょっと説明をお伺いする限りでは、結論的にはちょっと厳しいし、不可能だろうと思いますし、今お伺いした金額、これは想定をはるかに超える。私はせいぜい五、六十万ぐらいなのかなと思っていたわけです。そうすると、550万という、議員の皆さん、あるいは住民の皆さん、もちろん要求はあったという話は先ほど承りましたけれども、これは私議会人として考えたときには導入すべきだろうなということにはちょっとならぬです。そのことを一言申し上げて、答弁はここでは要しませんけれども、当然話題になると思うのです。550万ですか。しかも、買ったはいいけれども、

あるいは実証実験１年かけて、草刈り機が550万とは思いませんけれども、いろんな諸経費がかかるのでしょう。それは問うまでもないと思う。機械購入含めて実験費そのものがトータル550万、これは想定を超えていくという印象だけ申し述べて、私の質問に入ります。当然もちろん話題になっていくと思います、全村的な。

それでは、私の質問に入ります。今年度から、下記のとおり、議会史上画期的な改革の下に議会が運営されます。議案審議は、説明と質疑の終了後に議員だけで協議する場を設けます。この場では、各議員の一般質問にある要望や意見も協議されます。議長も一般質問や議案質疑ができます。私は、この改革によって、住民の皆さんの要望や意見が迅速かつ着実に村政に反映されていくことを期待しています。そのために努力してまいります。

これは先だってということで、具体的な事案ですが、島外診療の際の旅費助成。住民の長年の要望である島外診療の際の旅費助成については、以下に提示する要項による助成要綱３項の改正を求めます。

１、交通費１万3,000円。往復定額ですから、領収書は不要とすると。宿泊費6,000円掛ける前日泊を含む通院日数。入院日数は、これは当然ですけれども、除くと。医療機関、宿泊施設の領収書は、複写でも結構なので、添付する。交通事情による延泊助成は２泊まで。助成額は一体幾らなのだということでは、１、２、３を足した合計額の80%。回数は制限しないということでございます。

聞こえの対策。村と社協が関係機関と連携して取り組んでいることに、感謝の意をもって成果を期待しています。私も協働して応援していく考えでいます。

奨学金返済額の２分の１を免除。行政に課のない時代、何々課、何々課、今ございますけれども、３課か４課あるのでしょうけれども。行政に課のない時代の古い話ですが、職員から、利島は貧乏村だが、昔から教育関係には優先的に取り組んできていると聞いた覚えがあります。前議会で述べました本村独自の奨学金貸付け制度も、この伝統ある村政の下で三十数年前に、当時は他島に例のない中で、先進的に実現してきました。奨学金貸付けの現行制度で大学まで借りると、返済額は380万円を超えます。20年返済では、年額20万円ほどになります。この半額を減額助成すると、受益者にとっては大きな負担軽減になります。昨年度の村への返済額は163万円ほどと伺っています。年度によって多少の変動はあるでしょうが、半額の減免額による村の負担額は、およそ年80万円ほどです。村予算の規模からすれば、さしたる負担額ではないだろうと思います。弟子丸教育長におかれましては、返済額の減免に尽力を求めます。

次に、前議会で、近年の宅地等の用地取得の買収価格の設定について、不動産鑑定士に依頼していると答弁がありました。専門家の知見を受けるのは、行政ではなく、財産価格審議会、以下委員会と言いますが、の所掌事務、条例第７条です。行政が条例を無視して勝手に予算執行したことは、明らかな脱法行為であり、監査委員の指摘を受けても弁明の余地がない行為と認識しています。土地の評価額の設定は、本村の実情を熟知している住民による委員会の評定が望ましいと考えます。

よって、速やかに委員を選任することを求めます。選任を放置するのは、公務員の法令遵守義務を放棄した背信行為になります。

公共施設の管理です。一部の草刈りは実施されていましたが、池やその他の施設はそのままでした。前議会でも指摘したとおり、誰がいつ来て見ても感動を与えるとまではいかないまでも、見苦しい不快な印象だけは与えないように、ふだんの管理に努めることが今や住民の大きな関心事になっています。モノラック路線もやぶに覆われていて、走行できない箇所があります。椿実の収穫期でもあり、間もなくシドケの出荷も始まります。早急に整備を求めます。以前は、公共施設の管理が長期に及んで放置されていたことはありません。近未来の事業運営にも直接関係、これはサステナブルというのでしょうか、ＳＤＧｓにも関係するのでしょうか、関係する喫緊の重要な課題です。長期展望を見据えた体制の構築が要されます。村長の所見を伺います。

ごみ処理の問題です。住民から、村は、連休中の生ごみの回収はしない、段ボール回収日が雨天だと回収しない、事業用の家具や電化製品等の廃棄も対応しない、地震ケ沢への投棄は規制するなど、住民の要望を聞き入れないと不満の声が聞かれています。業者委託当時には、住民からこれほどの不満の声は聞かれていませんでした。ごみ問題は、一方的な呼びかけだけでは、住民の理解、協力を得るのは容易ではないと考えます。対策の検討が要されます。村長の所見を伺います。

ごみ焼却施設の建設です。当初１億数千万円と言っていた建設費が、いつの間にか５倍の６億円を超えているという話を聞きました。この間、理由も経過も施設の規模も機能も、議員の誰一人知らされていません。これには、昨年末の議員協議会で全議員が一様に不信感をあらわにしていました。それもそのはずで、わざわざ新潟の離島や徳島のまちに視察に行った議員は、何のために公費をかけて視察に行ったのか、住民に問われても釈明の余地がありません。それにしても、村は何ゆえに行政だけの独断で秘密裏に進めてきたのですか。行政のこうした行為は製油工場にしても同様です。何を恐れての策略ですか。全て完成してから住民説明会を開くというのが現村政の政治姿勢ですか。

次は、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの社員住宅、事務所建設計画と積立金です。前議会での下記の質問と答弁を聞いた住民から、答弁が理解できない、数千万円もかけて、どこに事務所を建てるのか、不評です。下記の質問というのが私の質問ですが、12月のときの質問を紹介しておきました。質問というのは私です。社員住宅の戸数、事務所建設の具体的な年次計画を問いました。村長の答弁ですが、三、四年の間に建設する、こういう答弁があったのです。この答弁には、そんな短期間に1,000万や2,000万円の積立金額で住宅と事務所が建つのか。用地はあるのかという声があります。次の質問ですけれども、これは所管課長の答弁だったと思いますが、事務所に社員が桟橋から移動して勤務する時間帯はあるのか。これは朝の６時頃、遅くても６時頃から勤務を始めているわけで、聞くところによると終了時間が４時半ということになっているようですけれども、それだけでも10時間働いているのです。全員がどうか、ローテーションを組んでいるのかどうかその辺は分かりませんけ

れども。そういうことで質問したのですが、時間帯はあるのかと。答弁、私からするとこれがふるっているのです。新規社員の受皿、新入社員の受皿ということでしょうけれども、これがふるっているんだね。船客待合所までの支払いに行く手間の便宜というのです。大変だろうと、桟橋まで行くのは。だから村中へ建てましょうと。郵便局の隣にでも建てるのかどうか知りません。そういうことなのです。それから、この答弁には、そんなことのために建てるのかという声があります。私の質問の３つ目ですけれども、事務所は東京都が建て替え計画中の船舶待合所の１区画を借り受けてはどうですかと。答弁です。台風時の災害時には立ち入れない、それはそうです。そのときは、年に数日程度の台風のために建てるのか。そのときは休業にしたらどうかという声があります。そういうことで、注に記述したとおり、これら答弁の論拠があまりにも乏しく、住民の共感が得られる状況にはありません。見直しが要されます。答弁を求めます。

委託事業の在り方の問題ですが、その前に一言付け加えておきます。（株）ＴＯＳＨＩＭＡの問題で、これについては後ほど答弁があるわけですけれども、私事前に村長、所管課長にお約束いただいたことがあります。それに沿って、今回はあらかじめこの段階で紹介しますけれども、一応このように質問はかけましたけれども、先般議員と会社の方と担当職員と三者会議がありまして、そこで最終的な結論として、１年間それではお互いに研究し合っていきましょうかということで合意したという認識でいます。そのため、これに対して逐一の答弁は求めませんよということを申し述べました。

以上……次に入ります。

委託事業の在り方の検討です。現存する委託事業は、どれ一つとっても住民生活を支え、島の産業を支えていく上でなくてはならない事業です。近年執行してきている一般競争入札制度を継続していくなら、近い将来、受託する業者はいなくなると懸念しています。そうした事態になったからといって、委託事業の全てをごみ処理事業のように職員定数の増員によって対処するわけにもいかないと考えます。今日では、村は村で口を開けば、人手がない、住宅がないの一点張りですが、委託事業なら差し当たり住宅の心配はありませんし、補助金制度の適用も可能です。そこでの課題ですが、委託事業を安定的に継続していく上では、出来高方式による積算ではなく、その事業に要する適正な費用積算をもって契約することを提案します。あわせて、異常な物価上昇の下に鑑みて、委託費の見直しを求めます。将来を見据えて安定した事業委託の在り方について、早急に知恵を集めて対処策を講じることが要されていると考えます。村長の所見を伺います。

次です。消火器の配布。消火器は、初期消火には不可欠です。配布と消火剤詰め替えの再開を求めます。

それから、桟橋内における乗降客の送迎です。雨天時におけるマイクロバス等での送迎を求めます。

議案の送付と議事録の配布。議案は一般質問提出日の前まで、前日という意味ではなくて、なる

たけ余裕を持って、少なくとも３日ぐらい前、遅くても。できれば１週間ぐらい前までには議案の送付をお願いしたいという意味です。送付されるよう求めます。

議事録のＵＳＢメモリースティックの配布。これは休憩時間中、所管だったか担当違いだったか記憶はありませんけれども、この程度なら配布できるのではないかということも漏れ賜ったものですから､このときは議員も何人か聞いていたと思います｡それが可能ならば早期に実施を求めます。これは、ＵＳＢについては音声ではなくて、音声なら皆さん持っている、今のはやりの何とかというのがあるのです。私も持っていますけれども。やっぱり文字化したものを欲しいのです。文字化したものをＵＳＢに取り込んで、したがって若干日数は要するかもしれません。そういうことで、ＵＳＢメモリーというのはそういう意味です。

以上で一般質問を終わります。答弁内容によっては再質問します。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、１問ずつ答弁をお願いします。

島外診療の際の旅費助成についてより行います。

榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

島外通院の医療費の助成については、令和５年度の当初予算において、変更点など詳細についてご説明申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　次でよろしいですか。いいの。

〔「ええ、いいです」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　奨学金でいいのですか。

〔「奨学金でいいです」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　奨学金返済額の２分の１の免除について。

弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

奨学金の２分の１の返済の免除についてですけれども、家庭の経済的な負担を軽減するというのは、12月と同じようなお答えになりますが、利島村の積年の課題なのだというふうに考えてございます。

奨学金の貸付け制度については、ご子息がＵターンして居住した場合に返済が免除になる仕組みにしていることに加えて、令和３年度に返済期間を10年から20年に延長したところになります。これによって、学業に支障を来すことなく、長期的な視野に立った返済計画を立てることが可能にな

ったというふうに考えているところです。

また、奨学金貸付け制度以外にも、家庭の経済的な負担軽減のために、利島村では義務教育期間の教材費であったり、給食費等の教育費の無償化、高校生向けの月額４万円の補助制度などを実施しており、これらを総合的に考慮すると、ほかの自治体と比べても先んじた制度になっているというふうに考えてございます。そのため、奨学金の返済額の一定額を一律に免除するということは現時点では考えていない次第でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　12月と同じような答弁ですけれども、12月と象徴的に違っているのは最初の家庭の経済的な負担というところで、これはご理解いただいたのかなという認識はします。であるならば、その割には最後では考えていないということですから何を言っているのかなという感じはしないでもないのですけれども、ただ真ん中の学業に支障を来すことなくというのかな、これは学業は終えているのです。学業は終えている、支障するも支障しないもないので、学業終わった人が返済するわけで、高等学校、あるいは大学を卒業した以後です。就学中に返済するわけではないので、その辺はどういう意味だか理解できませんけれども。ただ、あえて言えば、これはあるのです。１人の子供さんがそんなときはこういうことになるわけだけれども、ところがよく聞くのは、返済しながら学業を続けて払うと。これはどういうことかといいますと、お子さんが２人いる。１人の子供は、例えば大学を卒業したと。しかし、次の子供さんが大学に入っていると。一方は返済するわけです。一方は金がかかるわけ。下の子には。こういう子供さんが２人以上いて、２人以上の子供さんが、１人は卒業して返済しなければならぬ状況になっている。あとの２人は大学なり高等学校なりで勉強中であると。それも奨学金借りなければいかぬと。そういうことの立場で学業が軽減されているという意味だと少し違うのではないかと、意味合いが。そう思っています。

その意味で３点ほど述べましたけれども、家庭の経済負担については理解していますよと。認識していますよと。積年の課題であるのは。しかし、減免はしませんよと。理解はしているのだけれども、減免しませんと、こういう結論になっているわけ。その間のことは今説明したとおりです。それで、まず、どう理解されているのですと。積年の課題といいますか、これはどういう意味ですかということです。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　先ほどご答弁したとおりではあるのですけれども、利島村の場合は、ほかの自治体と比べてかなり手厚い支援がなされているというふうに考えてございます。そういったことによって、積年の課題である家庭の教育費負担というところの軽減策を手厚く村として行って

いるというふうな認識で先ほどのような答弁をした次第でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これ私に言わせると、この問題、何代かの教育長さんに質問してきていますけれども、ほぼコピーなのです。考えが同じというのはそういうことになるわけだけれども。確かに先進的な進んだ事案というのはあります。それを紹介したのが先輩たちが、貧乏村だけれども、教育については、糸目をつけないとまでは言わなかったですけれども、当時の職員さんが、貧乏村で金はないけれども、教育については利島村というのは何をおいても重視しているのだよと。確かに不十分ながらそういう、私なんかもこの学校を出たわけですけれども、お世話になってきていると思うのです。当時子供だからそんなことは分かりませんけれども。そういう意味で、私は一歩進んで、そもそも奨学金制度もそういう中で生まれたのですと。今確かに島しょで奨学金全部やっています、その後。全都では知りません。各区がやっているのか、市がやっているか、独立でやっているかというのは知りませんけれども、島しょ部では伊豆大島から小笠原まで全部やっています。だけれども、その中で本村は画期的に進んで、その後皆さんが各島やってこられたのです。そういう状況の中で開拓的であったわけですけれども､それを進めて今学業を終えた人たちは言うのだが、その後の生活が働きながら奨学金返すわけです。その負担を軽減してあげたいと。借りるときは扶養家族みたいなものですから、今の学生さんは働いて扶養家族とは言えない状況ですけれども。今の学校は､そうではなくたってアルバイト､アルバイトで､私前回の質問でも言いましたけれども、何だか学業半分、バイト半分でどちらが本業なのだみたいな、そういうご時世になってきている感もあるけれども、その辺を含めてというか、背景はそういう背景あります。含めて、この際、やはり80万ぐらいの金で、その受けた方は結構助かりますと。軽減になりますと。80万ぐらい、100万足らずですよ。20億円の予算の中の100万円ですよ。20億円には大変なもの、村長の説明によれば大型の事業がある、それは分かります。いかがですか。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　返済の話が最初にありましたけれども、より返済をする方が困らないように返済期間を10年から20年にしているというところではあるのです。その点はご理解をいただければなというふうに思っている次第です。その上で、現状返済をするという制度にしているわけですけれども、返済を２分の１例えば免除するというふうになった場合、事実上給付になってくるわけで、制度が大きく変わってくるものだというふうに考えてございます。限られた村の予算ではございますので、現行の中で教育に関する政策にもいわゆる金銭的な給付をするというようなところと内容を充実させるというふうなところ、様々な面があるというふうに考えておりまして、給付をさせるという面に関しては、私は現時点の村の制度でかなり十分手厚くなされているのだろうなと

いうふうに考えている次第です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　法的用語なのかちょっと分かりませんけれども、国語的な用語なのかちょっと判断できませんけれども、給付というのは分かります。給付と減額、要するに国民健康保険なんかにもあるわけです､減免というのは｡あらゆるところで村長は減免することはできるとあります。それは全て給付なのかと。そうなのかもしれません。だけれども、言葉としては減免というのはあるのです。減免と給付の違い。給付というのは、初めから上げるというか、支給するということです。減免というのは、あらかじめ上げてあるのだけれども、返済義務を免除するよという意味で、言葉の意味は議論しようとは思っていませんけれども、あるいはこれは給付か減免かという言葉を論じようとは思いませんけれども、いずれにしても負担の軽減をどう図るかということなのです。減免でも給付でも、使い分けはどちらでもお任せしてもいいかもしれません。給付はできないけれども、減免はできるという、こんな話が出てくるわけです。論争というか議論し合うつもりはありませんけれども、それだけの私知識もないですから、給付と減免というのは、国語的には辞書を引っ張れば分かると思うのですけれども。

もう一つ、かすかな希望というのは、現時点では考えられない。将来的にどうですか。そこまで分かりませんか、まだ。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えいたします。

現時点では考えていないという答弁のとおりでございます。今例えば国のほうでも様々な奨学金の制度をさらに整えられている部分もございますので、村で全ての奨学金制度を整え切るというよりかは様々日本全国にある制度を上手に活用しながら、必要に応じて家庭の経済的なところが負担であればさらに軽減を図っていくという在り方が望ましいのかなというふうに考えてございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　教育長はそのほうのところからのあれですから、もちろん国のほうでは今授業料をどうするかとか、東京都でも公立高校の授業料はどうしたりとか、今大体無償化になっているのではないですか。教科書は無償でしょう、関係ないかもしれませんけれども。高等学校ぐらいまでは。授業料も都立高校あたりは無償化で、今私学高校までも東京都が助成しようかと。したがって、公立高校、公立というのは都立高校と同じように私学についても、100％かどうか分かりませんけれども、東京都支援助成すると。ご父兄さんの負担を軽減すると、そういう状況にはなってきているように認識しているのですけれども、要するに国待ちと。文科省待ちと。あるいは、東京都

の教育委員会待ちということになりますでしょうか。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えいたします。

待ちということではなく、今ある制度を使って対応していくべきだというふうに申し上げているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　では、またこれは改めてお願いをしていくことになろうかと思いますけれども、今回これで次に参ります。

次お願いいたします。

○議長（寺田　優君）　土地の評価について。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議員ご指摘を踏まえまして、東京都や顧問弁護士に相談して対応していきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村長は相談する、相談するなというのは、これは越権行為に等しいと思うので、あえて申しませんけれども、私が認識するところでは、何を相談されるのですか。私は、質問ではそれだけのことを述べてあるのです。そうではないですかということで。例えば弁護士で言えば法的な相談なのでしょうけれども、東京都に対しては法的、もしくは行政的な相談ということになろうかと思いますけれども、それにしても何を相談、どこをどう相談するのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　具体的には、まず脱法行為、もしくは地方自治法に違反しているのではないかと、そういったところがクリアになっているかというところがまず一つ。

それから、島内で選任するとかいったことがなかなか難しいといったときに、相談に乗ってくれないかといったことも含めて調査、相談をしていきたいなというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は質問書に書きましたけれども、別に弁護士に相談して書いたわけではないです、質問は。要は条例に基づかないで、条例には書いてあるのです、紹介しましたけれども。

専門的な知識といいますか、専門家の知識、知見、これを受けるのは行政ではなくて審議会ですよと。条例の根拠を示して、第何条にこう書いてありますと。これは、私は脱法行為以外の何物でもないと思うのです。だから監査委員の意見も聞きたいと言ったら、監査していないから、意見出ていないからしようがない、私がやっているのです。監査委員が見たら指摘するだろうと。当然。予算執行してしまっているのだから。考え方を聞いているわけではない。現実に予算執行しているのです。買っているのだから、用地を、あるいは建物を。これについては、監査委員一言あるでしょうと私は言いたい。条例というか規則だから問いませんけれども、このように書いてあると。財産価格審議会は、必要に応じて専門家の知見を受けると書いてある。ところが、肝腎要な審議会がないのだから受けるも受けないもない。受けるにいかない、これ。委員会そのものがないのだから。だから、下のほうで何で選任しないのですかと言っているのです。いまだに選任していないのでしょう。去年の７月からですか、６月からですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　さきの議会でも答弁させてもらったとおり、今回の議会でもそうですが、そういった事象に面していないということと、島内にそういったお願いする方が探し切れていないといったことで委嘱していないというふうに捉えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村内に選任すべき委員がいないというけれども、この構成というのはどういう構成になるか説明してくれませんか。委員の構成。私が間違っていなかったら、議会が２人、村長の配下にある職員が２人、あと、先ほど言葉が出ましたけれども、専門家だか有識者だか地権者だか分かりませんけれども、これが２人。話をちょっと……追加議案の中で、固定資産評価員、これちゃんと選任しているのだよ。何でこういうアンバランス出てくるのですか。しかも、固定資産というのは、話題違いますけれども、評価って３年に１回でしょう。評価替えは。見直しは。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　固定資産評価員に関しましては、毎年４人の方が交互に更新されていくといったところで、また３年に１遍評価替えがあって、今年かな、そういう年にも当たるといったところで選任していると。

一方で、今の財産価格に関しましては、土地の収用とかそういったときにお願いをするということを聞いております。私が村長に就任してからは、今のところ、まだそういった収用とか買収とかいったところにまだ面していないということもありますので、考えていないといったところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、少し村長違うのではないですか。そういう意味で、私は背信という言葉を使ったのです。村長は選任する義務があるのです。用があるから、それでは教育委員会なんかも委員会開くからそのたびに教育委員を選任するのですか。そんなばかなことないでしょう。開くか開かないかで委員を選任したり､間に合わせにやってみたりということではないと思うのです。村長には、条例上に与えられた村長だけにある。我々にはないのです。我々には、教育委員会選任したり、農業委員会、選挙管理委員会は別だったかもしれぬけれども、委員会を選任する権限ないわけ。専ら同意事案ですよ、長の。これもそうだと思うのです、深く調べていませんけれども。だから、案件がないから委員を選びません。案件がなかったら、それまた解散で、案件のあるときまた呼び集めて、そんなことはないでしょう。土地を買おうと思ったら委員を選んで、その土地の買収が終わってしまったら解散して、次いつ買うか分からないのだから。そんなことはないのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　昨日も説明させていただきましたが、ほかの委員会、実際今選任していないでその都度お願いしているところでいったら特別職報酬等審議会等は現在選任していないと。これは一昨年かな、副村長の報酬等の審査に当たってお願いしたりといったことがありまして、そのタイミングでお願いをしたといった事例もあります。ほかにも幾つか、調べ切れてはおりませんが、そういった委員会は実際にあります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それはただ選任していないだけではないのですか。それだけのことですよ。今日は、例えば議員の報酬審議会で議員の報酬を預けると。このときは、こちらのあなたとあなたいらっしゃいと。いかがですか。議員のほうは終わってしまったと。今度村長ですと。あなたとあなたいらっしゃいって、こんなばかな話、漫画みたいな話はない。選管だってそうでしょう。選挙があるから選管を選ぶのではないのだ。選挙がなければ選びませんなんてばかな話ない。選挙があろうがなかろうが、選挙管理委員というのはいる。ただ、報酬、費用弁償、これは委員会を開いたときに払うでしょう。委員会、もしくは従事したときに。財産価格審議会もそうです。必要に応じて選任するのではなくて、選任はされていると。委員会は存在すると。そして、開いたときには報酬、あるいは費用弁償を払うと。当たり前ですよ、これは。報酬審議会もそうです。私は、はっきり言って、よその審議会まで、村長が言うのは正論かもしれませんけれども、あえて百歩譲って。私はそう思いません。選んでいないだけなのですよ。これやると話が広がってしまうからあえてとどめますけれども、選任されていない委員会は幾らでもありますというけれども、これがまかり通るのかということです。ただ、私に言わせれば村長が選任していない、それだけです。委員会とい

うものはそういうものではないと。議会だってそうです。招集したときだけ議員だなんてばかな話ない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　地方自治法で定められている必置の委員会として、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会、これは常に委員をお願いしていくといったところで、その他の細かい委員会、審査会ですか、そういったものはその自治体によるといったところでその都度お願いする。繰り返しになりますが、そういったことで常に委員会を委嘱しなければいけないのかどうなのかということに関しましては、今までの認識でおりますと必要なときにお願いすればいいというふうに判断しておりましたが、議員のご指摘を受けまして、弁護士等に相談させていただくと。それでも委嘱してお願いして置いておかなければいけないのだというふうに専門家の方がご指導というか、そういう答えがあれば、当然すぐにでも委嘱しなければいけないし、いや、その都度でいいのですよというふうになれば、それは今までの運用でやらせていただきたいというところで議員ご指摘を踏まえて相談させていただきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、村長、相談するに値しないと思います。相談するというのなら相談することは自由ですから、それは拒絶はしませんけれども。今、選任しない委員会もあるというけれども、開発審議会というのは何で選任したのですか。もう解散すべきではないですか、終わったのだから。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これは私の政策の一つで、島内の各分野の長といいますか、代表の方のご意見を政策に反映したいという思いでお願いしているといったところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　確かに開発審議会というのは村長の私的な諮問委員会と言って過言ではないのです。だけれども、間違えてはいけない。公務ですよ。公務。私的とはいっても、公務的な私的なのです、公務をやる上での。プライバシー的なことの諮問委員会ではないのです。そういう意味で、公平に扱うべきところは公平に扱うべき。しかも、委員会が開発審議会であり、報酬審議会であり、財産価格審議会であり、全部これは公的機関です、私的とはいっても。村政を治めていく上で、私自身が村長に仮にしたとして、私がどう考えるかではないのです。村が村政としてどう治めていくか。法的機関があります。農業委員会や教育委員会や選挙管理委員会。ほかにもあるかもし

れません。例えば国民健康保険審議会だとかあるかもしれません。あるいは、私の承っている介護審議会だとか、それは幾つかあるでしょう。防災会議だってそうでしょう。私的ではないでしょう。あれだって諮問委員会と言えば諮問委員会です。防災会議の委員だって誰かいるでしょう。選んだでしょう。火事なんか起きやしない、めったさった。ちょっと違うのではないですか。相談します、相談します、相談するような内容ですかと私は言いたい。村長が選任して諮問すればそれで事が済むのです。私は論を述べているのです。専門的な知識の場合は、財産価格審議会が弁護士なり、土地の評価だか不動産鑑定士だか、計理士だか税理士、そんなものはともかくとして、そんなものと言っては申し訳ないけれども、それは行政ではありませんよと。なぜ行政でないかといったって、行政がやってしまったから。行政が鑑定士に聞いてしまったのです。それで決めてしまった。ここに問題がある。今の村長とは言いません。財産価格審議会を集めもしない。委員も構成しない、させない。条例は生きている。しかし、そこには何ら音沙汰なし。どうして買ったのですかと聞いたら不動産鑑定士と、こう来た。これが脱法行為ではないのかと言っている。今の村長のことを言っているのではないですよ。脱法したのは誰だということになるけれども、これ弁護士と相談するというような代物では私はない思う。明らかに自分たちがつくった条例に反しているのだから、誰が見ても。自分たちがつくった条例ですよ。あるいは要綱かもしれぬけれども、それに反して弁護士ですと、これはない。相談するというものを、いや、駄目だとは私の立場から言いにくいけれども、そんなものではないですよ、これ。もっと素直に対応してもらったらどうですか。条例にそう書いてあるとしたら、知りませんでしたと、それは。私は、もっと腹の中で真実心を持っているのです。知らなかったのだろうと、条例を。便宜的に弁護士だか鑑定士にほいっと聞いてしまったのだろうと。下手したら時の村長が、この条例があることすら知らなかったかもしれない。まさにミスですよ。監査委員の指摘もないし。何だか知らないけれども、議会で取り上げられてしまったと。私に言わせればあたふたしていると。答弁すればするほど私はおかしくなると思う、これは。明らかなのだと。監査委員の意見聞きたいです、本当に。やっていないから意見述べようにもいかない。終わったことは今さら損害賠償どうのこうのなんて、予算、買った金返せ、返させるということは言いません。そんなことまで。本来ならそれに相当するかもしれません。裁判でも訴えられたら。そういうところまで私は立ち入るのをなるたけ控えようと思うけれども。ですから、村長の答弁を制約するつもりも威圧するつもりもありませんけれども、もっと素直に、非は、はっきりすればそれでいいのです。改善してくれれば。幸いにして村長が開発委員会残すと言ったのでしょう。前回は廃止すると言った。明言したかどうかはともかく、廃止する方向で検討していますと、この程度のことは言ったと思う。だから、先ほど答弁であれはやめましたと、こうなっている。立派ではないですか。私は、廃止条例ができたら議論しようと思っていました。反対しようと思った。昼だから。

○議長（寺田　優君）　それでは、時間となりましたので、休憩に入ります。１時に再開いたします。お集まりください。

（休憩　正　　午）

（再開　午後　１時０２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員の一般質問を続けます。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　質問は終わって、答弁。

○議長（寺田　優君）　終わったっけ。ああ、そう。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　答弁は繰り返しになりますが、専門家のご助言をいただきながら判断していきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そこまで言うのでしたら、私は先ほど来述べているとおりで、そこまで相談するのかなと。自主的に判断できないのかなという認識はありますけれども、相談するというのですから、それはここで取りあえず聞きます。

次お願いします。

○議長（寺田　優君）　それでは、公共施設の管理について。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　公共施設の管理についてですが、事業の形態が大きく変遷してきており、これまでのやり方を継続することは困難な状況にあると認識しております。長期的には、集約、効率、応用、自立といった新しい考え方も取り入れていく必要があると考えております。住民の皆様の声に耳を傾けながら、長期的な展望も模索していきます。

モノラック路線の草刈りについては、担当課で複数箇所の草刈りは行っていましたが、全てはできないため、次年度、令和５年度は路線管理の中に草刈りを入れていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　本件については、他の議員からも関連した質問がありますし、答弁もそれな

りに出ていますので、私のほうでは、くどいようですけれども、二、三点だけ所信表明のときに質問したのを改めて要望しておきたいと思うのですが、生身の人間が住んでいる住宅の修理の問題、井口議員からも出ていたような気がしますが、やっぱり特に緊急的なのは水回りと俗に言われる、いわゆる台所、風呂、洗面所といいますか、風呂場といいますか、そういうところに支障のあるのは待ったなしですから、これは取りあえず緊急であれ応急措置であれ対応されるように心がけを欲しいと思うのです。いつまでも水漏れしている、あるいは水が流れない、こういう状況があるのにいつまでも放置しておくということはなるたけ避けて、仮に応急措置でも対応するくらいの技量といいますか配慮はされたいと思っています。

それから、くどいようですけれども、モノラック、これは先ほど申し上げたとおりですので、早急に対応を改めてお願いして、次の答弁をお願いをいたします。

○議長（寺田　優君）　ごみ処理について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　ごみ処理について、日頃より住民の皆様にはごみ分別にご協力いただきまして感謝申し上げます。過去に比べると、ごみの扱いが大きく変容しており、住民の皆様にはご負担をおかけしているところであるが、島の将来を考えてのことであることを改めてご理解いただき、協力を重ねてお願いします。

ごみ分別に関しましては、繰り返しＩＰ告知システム等でお知らせを続けます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これにつきましても、他の議員からも若干触れた質問がありますので、私のほうでは一、二点だけ簡潔に伺うようにして、質問書のとおりなのですけれども、これに挙げたご協力をお願いしたいということは、これはこれで分かるわけですけれども、私がここで申し述べたのは、ただ一方的にご理解、ご協力をお願いしたいというだけではごみ問題というのは解決していかないよという認識は必要だろうと思って述べたわけです。というのは、魚心、水心という言葉がありますけれども、やはり住民の声にも応えて相談し合いながら協力し合うという、これが大事なのだろうと。一方的に協力せよ、理解せよと。俺の言うことを分かってくれよというだけではなかなかうまくいかないのかなという、こういう感覚、認識を持っています。

そこで、４月の段階では、地震ケ沢の件については開放するみたいな話も漏れ聞いたような記憶は議会答弁としてあったようにも認識しているのですけれども、それが１点どうなったのかということと、それから生ごみについては石野議員からの質問で答弁ありましたので、私からは触れませんけれども。

それと、段ボール問題、生ごみについては回収だけは改めて聞いておきます。回収については、連休中は、前回はやりませんと。なぜやらないのですかと言ったら、職員を休ませたいと、こういうことだったのですけれども、その辺が依然として住民のほうでは要望はなくなったかなという思いはあるのです。そういうことで、産業、事業用の家具、あるいは電気製品、冷蔵庫だの冷凍庫だのそういう類いですけれども、これらの処分についても事新たに検討するぐらいのつもりになれませんか。できません、やりませんではなくて、そのたびに法律を引っ張り出してきて、第何条にはこう書いてありますということの解釈でなくて、やっては悪いとは書いていないのです。行政がやってはいけませんよとはどこにも書いていない。ただ、やることができるとか、することができる的なことは書いてあるかもしれない。裁量の部分が非常に多いのです。そういう面で、くどくど質問するつもりありませんけれども、対応について、課題としてのせられませんか。行政の村政上の課題として、ごみ対策。ごみ対策は、私よくいろんなところで言うのですけれども、住民同士のトラブルが非常に伴うのです。俺はやっているけれども、あれがこうだと。俺はこういうのをやっているのだけれども、あれはこうして出していくと。どうなのだろうと。行政、ちゃんとしろよと。そういうのもあるでしょうし、俺はやっている。あの人はやっていないと。そういうところもあるわけで、本村にあるかどうかは別ですよ。そういうのを勘案して、やはり住民の側から見たときに、表現が適切でないかもしれませんが、行政さん、打てば響くと。俺たちの気持ちは届くというところについて、せめて検討してみませんか。一点張りで、人手がない、法律はこうなっている、そこから突っ張るのではなくて、蹴飛ばすのではなくて、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ごみに関しましては、今議会に限らず過去からずっと一般質問等でご意見、ご指摘を受けておりまして、その都度当然協議、検討してきております。なので、どういうふうにやったらいいか、どういうふうに運営をしたらいいのか、もちろんお答えできるところはお答えしたほうがいいとは思いつつも、先ほど議員述べられたとおり、できない理由もあるといった中で、当然今回の議会でも皆様から伺った協議する内容に関しては、議会終了後に幹部、管理職等で話し合っていきますので、その際に今後の方針等はまた決めていけたらなというふうに考えております。住民の皆様のご協力があってのごみ処理事業だと思っております。なので、ご理解いただくためにどういうふうにやったらいいのか。あとは、例えばこういうふうにしてくれといったところでどこまで対応できるのかというところは考えてやっていきたいと思いますし、今までもやってきているというふうに認識しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ヒントになるかどうか分かりませんけれども、一例的に、これは私の私案と

言えば私案ですけれども、生ごみというのは腐りますから、言うまでもなく。これを長期にわたって処分できないということは一緒になって考えてほしいと思うのです。職員を休ませたいのだという、これも分からぬわけではないです。しかし、そこはローテーション、組み方だと思うのです。事業そのものをストップ、すぱんと止めるというより職員を休ませると。例えば勤労福祉会館なんかもローテーションのうちのやり方をやっています。そういう職種というのはいっぱいあるのです。発電所もそうです、そういう意味では。ここに社協の責任者もいらっしゃいますけれども、社協さんはどういうことでローテーションを組まれているか事細かには承知していませんけれども、聞くところによると、３日以上の連休があるときは、それは連休としないで事業をやっていると。対応していますよと、こういうことは聞いているのです。事実が違うのかどうか私自信がありませんけれども。そういうごとしに連休だ、ほい来た、毎日やれとは言いません。何日が適当かは分かりませんけれども、３日以上連休が続いたときは回収に行くとか、今日回収して３日たって、なお連休が続いていますよといったときは回収するとか、俗に言うローテーションです。工程の問題。そういうことまで検討して、何とか対応していただけないか。以下しかりです。全部。

地震ケ沢については、その後村長も検討すると言っていますし、開放するみたいな話も漏れ聞いて、議会で答弁があったような記憶はあるのだけれども、あれは間違っていたのかどうか。どういうことになったのか。それも併せて伺って、この問題終わります。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　正直申し上げて、職員も休ませる必要がございます。ローテーションもなかなか組めません。ゴールデンウイーク等は、また生ごみ回収はさせていただきますが、年末年始に関しまして、従前委託していたときに関しても収集は行っていなかったと。状況としては変わっていない。そちらのほうはご容赦いただきたいと。

ジシンガ沢ストックヤードに関しては、開放はしない形で続けさせていただきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　いいですか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　４月から開放するといったのは、あれ私の聞き違いですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　申し訳ございません。そのように発言はしていないというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。これは引き続きの課題になろうと思います。そうですかというわけにいかない。住民の要望がある限り。生ごみについてもそうです。

次お願いします。

○議長（寺田　優君）　ごみ焼却場建設について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　住民の皆様にはご心配をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。説明会の質疑を受け、内部でも検討したが、実現は難しいと判断した。

事業費については、周辺整備も必要になった結果である。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　答弁いただいたのだけれども、意味が分からぬ。何を言わんとしているのか分からないです。質問に対してどう捉えているのか、まずそこから疑問を発する。説明会での質疑を受け、内部で検討した、これは検討したのはいいです。検討は分かるから省略して読みましょう。説明会での質疑を受け、実現が難しいと。判断したのは、あなた方が判断したわけだ。一体説明会で何があったのですか、質疑というのは。あなた方を動かすほどの。ここだけは。要するに私の質問は、なぜ議会は知らないよと。１億数千万が６億になったのは。意味分かります、質問の。分かって答弁していますか。行政だけは知っているのだ。だから６億と持ってきた。誰も知らない。議員も知らない。私はそこまで書いてある。議員の集まりでそういうことになった。誰か知っているけれども、誰も知らない、議員が。１億数千万は聞いていると。当時は５億だ。それが５億数千万になりましたと。聞いているかといったら、誰も知らない。何がどうなったのだと。これを質問しているのに、説明会を開いたらば質疑はあったと。内部でそれを聞いたと。検討したらばやめたと。判断したと。ということは、秘密でやっていいということですか。私質問くどく書きました。出来上がってから説明でいいということですか。住民説明会でそういう話はあったのですか。出来上がってからでいいよと。集めるなと、人をごみの問題で。出来上がってから集めろと。そういう質問でもあったのですか。意味が分からない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　新焼却施設の整備に関しまして、皆様方に説明が不足をしていたのではないかというご指摘に関しましては申し訳ないなと思います。金額がどういう過程を踏んでそのようになったのかという詳細に関して、全部をオープンにし切れなかったと、それが秘密というふうに言われてしまえばそれまでなのかもしれないですけれども、精査をしていく、計画を打ち合わせてい

く中で、どうしてもなかなか当初の思惑とは違う形で事業を進めなければいけない状況になってしまったというところで申し訳ないなというところではあります。それも含めてなぜ必要なのかというところを中心に、昨年住民説明会を開かせていただきましたと。その中で、開口部が西側を向いていることに関して、これは昨日も説明させていただきましたが、何とかならないかというご意見もありましたので、内部で協議をさせていただきましたが、崖の関係でなかなか厳しいというところで、一応海側になるべく寄せて等の調整をしたというところで、ご意見を反映し切れなかったのですが、当然それで協議を、先ほどの答弁と同じような形になりますが、内部で協議はさせていただいたというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　内部で協議するって当たり前ですよ。協議なしで説明できるわけないし、協議するのは当たり前なのだけれども、その問題やその結果を、あるいは変化しているわけだ。しかも、何かの事情があって1,000万や3,000万増えたというのはまだ分かります。だってかつて、今もそうかもしれませんけれども、ごみの担当をやられていた、こちらに課長いますけれども、説明ではコンパクトで１億数千万あれば、建屋も含めてですよ。一方で、私は議員のほうでそんなのできるのかと。融資もあったと思うのです。そんなに安くできるのかと。コンパクトですから。それで新潟行ったわけだ。いいのがあるよということで。利島に相当するようなコンパクトというか、そういう施設があると。焼却炉が。建物は別だ。それで見に行ったら、ああ、そうですかになってきたわけだ。ところが、蓋開けたら、どれだけすばらしいものができるのか知らぬけれども、５億数千万で議員がまずびっくりした。これが去年の12月の話。そうしたら、僅か一、二か月の間に今度は６億になってきた。超えてきた。さあ、これがいつになったら、実際発注するときになったら７億になり８億になるやら極端には分からない。ずっと議員は知らないまま。これが今の実態ですよ。皆さんが議員だったらそう思いませんか。ああ、そうですかということになります。立場を変えて考えてみてください。かつて村長だってこの間まで議員だったのだから。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　私も議員でありました時代が３期とちょこっとやらせてもらいました。私は議員として、ここで発言するのが適切かどうか分かりませんが、気になるところに関しましては、その都度役場に行き、調査をしたり、ほかの自治体に伺って調査をしたりとかということをしておりました。それが議員活動としてやっていたつもりであります。行政側として、まだ未確定の情報で出せないといった情報も当然あったかと思いますが、そうはいってもこの小さいところで全くこの経過を途中で説明できないといったことではなく、ある程度固まった状態、まだどうなるか分からない状態でお示しすることが適正ではないというふうに判断をしていた。それは内部でまだ協議

をしていることだった。ですから、その都度、言い方がちょっとよくないのかな。何て言ったらいいのか分からないですけれども、決して秘密裏に進めてきたというわけではないというところはご理解いただきたいなと思います。

お昼ですが、ある業者さんと少し打合せをしましたが、焼却場に関しましては、やはり特殊な造り、設備等を含んでいることもあって、新島、それから神津島、近隣の島でも、例えば入札が不調になったりとか、なかなか金額の適正価格等が見出せないといった事態で、どこの島でも苦慮しているといったところであります。利島村でも当然その精査はしていきたいというふうに考えておりますが、何千万、何億ですといって、細かい、今概略の設計をしているところで概算でしか工事費は出せておりませんが、今後精査をしていき、皆様にお示しをしていけたらなというふうには考えております。行き違い等、説明不足あったことに関しましては認めますし、反省したいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　せっかくの説明、答弁ですけれども、今ご説明いただいた状況では納得は、ああ、そうだったのですかと。それならばいいのではないですかというわけにはなかなかいかないような気がするのです。幾らでも相談する、数字、端数は省きますけれども、当初１億、僅かの期間ですよ。半年足らず。小１年と言ったほうが早いですか。去年の今頃は、あるいは６月議会までは１億です。それについて得々と説明しているのです。議員のほうではそんなのできるのかと。いや、コンパクトですと。さっきも言いました。そこまで説明していて、僅か半年たったら、何だか知らないけれども６億と。あなた方だって驚くのではないですか、議決する立場に立ったら。なんじゃないですかと、こうなります。私たちは、住民がやっぱりいるのです。その人たちが納得してもらえなかったらごみ政策は、私書きましたけれども、一方的に押しつけ的な協力しろと。理解しろと。この姿勢では、ごみ政策というのは続かないよと。ここを認識していただきたいのと、議会人とすれば何でもありみたいな、それこそ行政は。いまだに説明していないのです。この間。秘密ではないと言うけれども、説明する段階でないと、これだけだ。何で２億になったのか、何で３億になって、何で６億になったのかと。自分たちの説明と違ったことがどんどん、どんどん発生しているわけだ、実態は。なのに、いや、説明する段階にありませんでした。内部で検討しまして。これで、ああ、そうですかというわけにいきますか。検討するのは当たり前ですよ、皆さんが建てるのだから。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　去年のいつぐらいだったか記憶は定かではありませんでしたが、私が村長に就任して１年と半年弱ぐらいになりますが、私が就任した当初から１億数千万での整備は難しいと

いうような話は聞いておりました。当初予算の段階で１億数千万で建てられるという説明はしていないというふうに記憶しております。具体的に何でそれがそうなったのだというところで主な要因として当初考えられたのは、そのまま炉を外に置いてあった状態でそこに焼くもの、ごみを入れて焼却するというところだったのですが、やはり耐久性とか塩害の問題もあり、建屋を構築しなければいけないと。粟島浦、新潟のほうに行った際に、金額は定かではないですが、同規模の炉を視察に行った中で、建屋に関しましては、現在計画しているものよりも簡素なもの、鉄骨の構造に板を張ったもの。今回我々計画しているものに関しましては、鉄筋コンクリートで耐久性を持たせたもので考えていると。そういった要因があって、当初の金額よりも大きくなったというふうになっております。その経緯に関しまして、繰り返しになりますが、皆様に説明が行き届かなかったことに関しましては反省をしているところであります。なので、今後、議員のご指摘も踏まえ、不確定な情報、それに関してどこまで提供するのか。以前も行政報告の中で決まっていないことを報告されても困るというようなご指摘もありまして、あえて控えていた部分もあります。ただ、今回のご指摘を踏まえて、お示しするところに関しては、どこまで議員の方々にお示ししたほうがいいのか。当然その後には住民の方々にお示ししていく、本当にもう公的な情報というような段階を踏んでいくとは思いますが、これも内部でどこまで議員の方々にお示ししたほうがいいのかというのは協議していきたいなというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　不確定の問題ですけれども、説明するということではなくて、それはそういう質問、意見があったのかもしれませんけれども、物によりけりですよ。例えばごみ焼却炉を造りたいのですけれども、どうしたらいいですかと、これでは困る、議会も。ある程度資料、データは必要ですよ、それは。こういうことを考えていますと。それを、いや、まだ決まっていないから議会に説明できないのだと。これとは違う、意味が。だからその辺は、議会は何だというなら議決権の行使者ですよ。そういう意味からして、議決するに当たって、住民の代表として、村の住民の利益に足りるのかと、この議決が。ということを皆さん議員は考えて、手挙げたり挙げなかったりということはあると思う。そういう点からしても、知る必要があるのです。議員が知るということは住民も知るということです。ある意味で。だけれども、それだけでは不十分だから説明会をやってくれと、こう言っているわけだ。一般的に。そういう意味では、今の答弁というのはなかなか、ああ、そうですかねということ、相づちが打てない状況です。今後のこともあると言いましたけれども、今後もこれだけ議論して、質問して、受け答えやって、これが例えば８億、９億になったと。予算が議会としては６億で可決したのだけれども、しかし施工、設計までやってみたらば７億、８億になったと。それも関係ないと。ぽおんと出してくると。何で８億になったのか、何で７億になったのか、それは説明する状況にないので。ということは、逆に言うと、私秘密という言葉は使い

ましたけれども、何か不都合があるのかということです。何を恐れていますかと。例えば議会に説明したら、自分たちが今計画している事業がパアになるとでも思ったのですか。何を警戒したのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　繰り返しになりますが、協議をずっと進めていく中で不確定なことが多かったというところでお示しできる段階になかったということが全てでございます。なので、例えばごみに関して、議会で質問されるとある程度公式にお示ししなければいけないのですけれども、例えば窓口等に来て、職員の余裕にもよるかもしれませんが、対応できたかな。できる限りになります。当然課長のほうで判断はしていくものになるかもしれませんが、なので決して秘密でやっていたというものではないということは重ねてご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　百歩譲って、議会で議事録、あるいはユーチューブ中継やられていると思うのですけれども、そういう席上、場において報告したりするということはいかがかなという疑念があると。そうだとしても、私は最初言いましたように百歩譲って、協議会なら協議会で議員を招集して説明ぐらいできるのではないですか。私は重視しているのは、今日の今日まで議員は誰も知らないということです。何が６億なのか。どういう品物を造って６億なのか。あの１億というのはどこいってしまったのだと。あれは何だったのか。我々が知っているのはコンパクトな施設です。コンパクトといったって、よく分からない。何がどうコンパクトなのか。だけれども、そこも吟味していない、あまり。焼却炉が小さくなるのだろうなと、この程度。燃やすものを減らしますよと、この程度。これだけやっているわけにいかないので、課題として、課題としてと言うとへんてこだけれども、いずれにしても私は、議員すら知らない。議員が知っていればそれでいいかという意味ではないけれども、最低限議員ぐらい知るべきですよ。最低。私書きました。新潟行ってきました、四国へ行ってきました、おまえら何しに行ってきたのだ。聞いてみたら、我が村で何がどうこうできるのだ、それはできません、分かりません、６億ですと。合わせる顔がないと言いたいのはこういうことです。

議長、次やります。

○議長（寺田　優君）　次ですか。

○３番（笹岡壽一君）　はい。

○議長（寺田　優君）　（株）ＴＯＳＨＩＭＡの社員住宅、事務所建設計画積立金について。

○３番（笹岡壽一君）　これについては、先ほど冒頭でしたか、述べましたように、村長、所管職員との私のほうから申し述べた約束事といいますか、連絡といいますか、あるので、立ち入ったこと

はしませんので、答弁を求めて、それから少し考えてみようかなと思います。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの社員住宅、事務所建設計画積立金についてですけれども、昨日、石野議員の質問の際にも答弁させていただいたことと重なりますけれども、現在、島内住宅不足によって、社員、職員の採用が進まない状況があると。現状、採用する職員に関しましては島外からの採用となっている。今後会社を維持していくためにも、村が全て住宅を整備していくことが困難であることからも、自社努力で住宅を用意していきたいというふうに考えております。これも、今笹岡議員がお話ししていただきましたけれども、先日議会でも意見交換の場をつくらせていただいたということですので、今後もそういった機会をつくっていきたいというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これも約束事がありますので、真摯的に対応したいと思いますが、一、二点だけ伺わせてください。

これはどうしても抜かせられないなという問題についてのみ絞って伺いますけれども、情報としても伝えながらです。非公式に話ししたい面もあるのですけれども、村長と、それはさておいて、一番の問題というのは、提起だけさせていただきますけれども、役員さんの退職金の問題、これについては調査されたほうがいいかなと思います。調査というのは関係者含めてですよ。私は私なりに、議会で前報告していますから、当人が何と言ったかということを。それは今回発言しませんけれども。

それから、疑念とするのは、住宅を造ったりするのに３年というのは勇み足だったのかなと。三、四年でできますか。積立金は、まるっきり認めたとしたって、３年積んだって400万掛ける３年で1,200万、５年かかったって2,000万足らずです。そういうことも考えて、今所管主幹が継続的に今後協議していきましょうと。私もそれを了としていますので、三者会議のときに。これは今日あえて答弁求めませんけれども、検討課題として含んでいただきたいと思います。この１年間に何をやるのだと。どういうことを検討するかということについては。住民の中で、住宅、あるいは事務所、あるいは退職金、これの積立てというのはどこにも事例がないために、他の企業、団体等でも。そういう意味からしても、退職金なんていうのは、当人が言っていますよ、そういう制度ではないだろうと。本来。一言言っておきますけれども、10年勤めると3,000万ですよ、退職金が。皆さんどのくらいもらっています、村長は別にして。10年で。私これも議会で言いました。ある職員のデータ取って、本人がそう言っているから。皆さん、10年勤めて3,000万もらえますか。たとえ課長であっ

ても。それは答えなくていいです。答えろということではないです。参考にしてもらいたい。それらを含めて当人も私と直接会ったときにそういう話、また言った言わないなんていうと私も困るけれども。そういう人ではないと信頼していますけれども、非常に真摯でしたから。そういうことを踏まえて、やっぱりこの１年課題にしませんか。一応５人の議員がそろっているんじゃないですかと、こうなっているから。議員のそれぞれの認識によって多少違うかもしれませんけれども、この１年間何を検討するのだという意味で。ということは、来年の３月頃もう一回集まりがあればそれでいいということにならないですよ。今、所管職員がおっしゃったように、何回かの議員と三者での集まりが必要になるでしょうと。いきなり来年こうだというわけにはいかぬでしょうから。関係者がいるわけで。いかがですか。数回に及んでこれを検討課題としてのせませんか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　以前協議させていただいたとおりでございまして、要は以前委託をしていた相手先が事業継続が困難だったということで株式会社ＴＯＳＨＩＭＡという形でスタートしたというところで、ただ運営するに当たってもいろいろな不安定要素があるという中で、会社を安定化、強靱化していくことが船の安定就航につながるということで、その部分に関しましては議員の皆様も共通理解をしていただいたという中で、今後どういうふうに持続可能かと。安定していくかということについてだと思われます。なので、議会も含めて三者で協議はしていく必要があるかなというふうに考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　（株）ＴＯＳＨＩＭＡの問題というのは、村長おっしゃるように船をつけるために、船がつかなければどうするのだよという話がかつてあって、ひんしゅくを買ったのです。中には結構ですと開き直った人もいたけれども、つかないというわけにいかないのだ、これは。それを鬼の首を取ったみたいな言い方をされても困るのだけれども、そういうことを今村長の答弁を含めまして、当事者も意見持っていますから、いましたから。今は知りません。

そういう意味で、一例を言いますと、これも議会で何回か出ている話だろうと記憶していますけれども、社協へ行って、住宅はどうですかと。こうやったらば誰が管理するのだという話も出たというような話も議会で出ています。うちで建てたのだけれども、いや、俺たちはその後管理できませんよ。修理をしなければいけないだろうし。あるいは、税金も払わなければいけないだろうし。固定資産税を。あるいは家賃収入を。ともかくそういうこともあるようなので、検討課題とするということで、次に、村長は、そういう場合、お約束いただいたと。年に１度、来年の３月頃もう一回会いましょうではなくて、これは住民の一つの関心事です。住民の中のいろんな関心事もちろんあるわけだけれども、何本の指に入るかはともかくとして、少なくとも五、六本の指には入ってい

ると思う。だから議会でも毎回出てくる。そういう意味で、今村長が何回か今後必要とする回数を、これは村長が音頭を取ってくれないと集まりにくいだろうし、誰が音頭を取ったっていいですよ。議長でも誰でも、私は誰でもいい。俗に皆さんが言う社長が音頭を取ろうが、村長であろうが、議長であろうが、誰だって構いませんけれども、私自身は。ただ、しかるべき人が招集してくれたらいいと。そういうことでご了解いただけます。いいですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　何回というのは、今時点でちょっとまだ急な話なので、会社とも協議しなければいけないところですし、ある程度は、株式会社なので、独自性ということで経営のほうはお願いしているといった中で、一方で補助金を出す側の責任として、監視、応援をしていく必要はあるというところで、今後いい形で進めていけたらなというふうに考えています。

○３番（笹岡壽一君）　次お願いします。

○議長（寺田　優君）　委託事業の在り方の検討について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

現状において、おっしゃるとおりの事業に要する適正な費用積算を行っている。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは適正でないとは言えないから適正という言葉を使ったのでしょうけれども、私の質問を読んでいただきたいと思うのは、出来高方式ではないのだよと。何をやって幾らだと。例えば更新事業で言えば、木を１本切って幾らだと。そういう積算ではないのだよということを言っているわけです。かつて東海汽船もそうでした。船が来て何ぼ。船が来ないで桟橋というか、船作業に行かないのに費用弁償を払わない。日当は。皆さんそういう時代を知っているか知らないかはともかくとして、今の例えば（株）ＴＯＳＨＩＭＡさんにしてもほかの業者さんにしてもそうかもしれませんけれども、こういうのを出来高というのです。今言った何々をやって幾らと。船作業というのは、船が来なければ用はないのです。極端に言えば、１年間船が来ないとします。そのとき要らないでしょう、１年間。船が来て何ぼ。だけれども、そういう積算の仕方をしていない。来ようが来まいが、働く人たちの生計がなっていくように、船を着けるためには。船が来たときだけ行けよということではなくて、常時それでもって生計が成り立つような体制を取って船作業をやってくださいと、こういう体制でしょう。これが適正なのだ。ところが、私はこれを言ったのは、ほか作業は木を切って何ぼでしょう。これを出来高と言っているのです、私は。そういう意味

で検討されたいと。質問書をどう読んでいただいたのか分かりませんけれども、適正は適正ですよ。何やったって適正なのだから。適正と言えば。皆さんで言えば、昇級しようがしまいが、今の現況の給料で５年続こうが６年続こうが、適正と言えば適正なのです。時代にそぐおうがそぐうまいが。支払いする人が適正だと思いますと言えば適正なのです、10年昇級しなくても。皆さんそうでしょう。役場へ来て仕事をやって何ぼではないでしょう。

○議長（寺田　優君）　答弁できますか。

〔「できなきゃいいですよ」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　いいですか。

〔「しようがない」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そういう意味で、一言言いますけれども、もちろん答弁されなければ困ります。だけれども、適当に答弁すればいいというものではないです。私はそれを言いたい。今の所管課長のことばかりではないです。各議員に対するこれまでの、私一番最後ですけれども、今回答弁するのを聞いていました。言いたいことるるありますけれども、時間もある。私の持ち時間というのが。本当にこれ検討したのかなと思うのあります、何か所か。メモしたのだ、私。本当にそうですかというのを。答弁書を見れば分かる、皆さんの。読み返して見てほしい。本当に私の答弁というのは、この質問に対して的を射た答弁になっているのだろうかと。これで分かってもらえるのだろうかと。そういう答弁になっているかどうか。果たして俺たちは検討した結果これなのだったら、私は正直言って恥ずかしいような気がします、口幅ったいですけれども。ところが、全部とは言いません。何か説教めいて恐縮ですけれども、議長ではないけれども、答弁しようがなければしようがない。せめて今後の幹部会の検討、どう議論し合うかと。内部で対立して、があがあ、があがあやったっていいと思うのです。先ほど教育長の謝罪ってわけではないけれども、言いたいことは言いますけれども、そこによってやっぱり進展、発展、あるいは意思の疎通、これが図れているという認識を持っているのです。議論して口論したから、これでもってあとはけんか別れ、ああ、そうかいと。あなたとはもう付き合いません、こんなばかなことは考えていない。社会的にも議員活動としても。意見の違いがあるのは当たり前。

以上をもちまして、この問題については説教めいて恐縮でしたけれども、ひとつご配慮いただきたいと思います。

次お願いします。

○議長（寺田　優君）　次は、消火器の配布について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　代わりになる部分をお答えさせていただきます。

現時点で村では消火器の配布は考えていない。消火器のリサイクルについて、ゆうパックで回収するルートが存在するが、離島は対象外となっており、処理に苦慮しているところである。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これも、今しゃべった後でこれが出てきた。私はあれと思うけれども、先にこっちにも書いてあるけれども、何を検討したのだろうと。ごみになるから消火器は要らないと、こう来たのだ。消防車なんか要らない。何で消防車必要ですか。ごみになる。あれは廃車になるのだ、やがて。処分に困ってしまう。金かけて車修理しなければならぬ。車検も取らなければならない。ばかくさくてしようがない。何の役にも立たない車ですよ。本当にこれ検討されたのかどうか。ごみになるからやらない。答えようにももうちょっと一工夫必要ではないですか。金がないとか、消火剤がないとか、消火器がないとか、買いたくても。何かあるはずだ。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　幹部会で検討しました結果、昔はそのように運用していたということがあったのか実際知る職員もいらっしゃらなかったのですが、現在は消火器といってもスプレーで消火するタイプ等がメインになっているといったところで、そういったところで行政が消火器をお配りする、もしくは消火剤を詰め替えるといったことがちょっと厳しいのではないかということで、先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　確かに消火器は個人でも買っていますから、行政が買うべきものだと、これは村政の姿勢ですよ、それだけの問題。そこに係るのです。義務があるかなんていう話になってくると、これは個人で買えばいいと。消防費用だってそうだよ。自分のうちが火事になったら困るだろうから欲しければ車ぐらい自分で買っておけと。使いものにならないでしょう、あの消防車なんていうのは。いつ使うのですか。あてにもならない。使う日なんかありゃしない。そういう観点で、今おっしゃる村長の答弁もそうだけれども、答弁書もそうだけれども、私は率直に言って、こういう文書が公文書として流れる自体が何ということなのだろうなと思います。つけるつけないは、今言ったように、買う金がないとか、私は必要はないと、そのほうがよっぽど気が利いている。ただ、私とすれば、初期消火には必要だと。あえて言えば、村長が個人で買ってくれというのならそれはそれで一つの政策です。村は対応しませんと。村が用意しているのは消防自動車だけだと。あとは自分でやれと。たしか誰か言いました。ぼろになって、建て替え、修理が利かないぐらいになって

からおもむろに修理といったら大変だよと。消火器で消せば大したことではないのに、大火事になってから消防自動車を出すときになったら大変だよ。同じだ。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　所信の際にも述べさせていただきましたが、限られた行政リソースの中で優先順位をつけてやっていきたいというところで、申し訳ないですが、消火器を村で用意し、配布するということは見送らせていただきたいという判断でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ちなみに、消火器を配布するのは幾らぐらいかかります。調べてみました。

〔「してないです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　質問したら、調べてください。

〔「はい」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　大した金ではないと思います。10万も20万もしないと思う、１個は。

それでは、その次お願いします。

○議長（寺田　優君）　桟橋内における乗降客の送迎について。

荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

雨天時の桟橋への送迎ですけれども、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　考えていないのは皆さんでいいのだけれども、なぜやらないのですか。私は、考えるか考えないか、考えがなければやらないということになるということは分かります。だけれども、なぜやらないのですか。毎日毎日送迎してくれと言っているのではないです。天気であろうが何だろうが。波がかぶる、あるいは雨がかぶる。しょぼしょぼぐらいのぬれないような程度の雨で、風もなければまだいいです。私前にかつてやってもらったと言ったら、いや、それはまずいのだと口封じが来た。あえて言います。何で口封じする必要があるのと。かつては何て言ったかというと、危険だと来た。しかも、責任者が、副村長が危険だと。事故が起きたらどうするのだ。それだったら船を泊めるしかない。まるで何かやらないがために何でもありみたいな答弁されるけれども、何でやらないのですか。事故が起きるから。ガソリン代がもったいないですか。手間賃がない。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

送迎に関しては、１度株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの社長とも話はしております。その中で出たのは、送迎する際の従業員の自動車の保険をどうするとか、そういった部分も検討しなければいけないので、現時点ではできないというような話ではありました。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　やっぱり雨にぬれるお客さんの立場を考えて、保険だか自動車が危ないかどうか論じませんけれども、上から見た目でなくて、雨にぬれる人の立場、この立場を考えて、皆さん分かっているでしょうから、言うまでもなく。ぜひ検討していただきたいと思います。それも今後の課題、村長が何回かやっていきましょうということですから、三者会議を。そこでも検討していきたいと思っています。

あと３分。次お願いします。

○議長（寺田　優君）　議案の送付と議事録の配布について。

榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　私のほうも代理でお答えさせていただきます。

議案の送付時期と議事録の配布についてでございます。令和５年度の議会開会日の年間スケジュールが、年度当初ですかね、決まるようなところを伺っているところでございます。その状況に合わせて、議長含め議員の皆様と議案の事前の配布については相談させていただきたいと考えております。

議事録の配布についてでございますが、ホームページ上で電子データ、ＰＤＦがございますので、ダウンロードしていただいて、それを見ていただければなと考えておりますけれども、データ上にありますので、ＵＳＢとか持ってきていただければ私のほうでも対応させていただければなと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ＵＳＢメモリーを持ってこいというのですか。

〔「持ってきていただければということ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　前には何人か聞いているのですけれども、これはもちろん休憩中ですけれども、大した金額ではないから、録音ではないのです。記録して、それを配布してもいいですよみたいな話があったものだから私はこうやったのだけれども、こういう金というのはもったいないです

か。私も惜しむわけではないです。あんなものを買ったって二、三千円。何ギガバイトだか知らぬけれども。32か、あるいは64ぐらいで、こちらへ専門家がいらっしゃるけれども、どなたか分かるでしょう。ＵＳＢというのは、仮に64ギガぐらいで幾らぐらい、3,000円ぐらいですか。もっとします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　そこについては、高いか安いかとか、いろんな部分ございますので、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。ただ、ホームページ上で現在もダウンロードできるようになっていますので、そこでダウンロードしていただけるのが一番手っ取り早いのかなといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私のほうは、ＵＳＢで記録して、議員にホームページ見ましょうよと呼びかけはしていないのです。配布してもらいたい。検索するというのは結構大変、面倒くさくて古いやつは。ＵＳＢなら記録しておけば、何回目の会議と、こう言えるから。だって簡単でしょう。コピー取るのは、ＵＳＢで。最低でも５本取ればいい。将来６本かそれくらい。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えしたいと思います。

私がＵＳＢでお配りを考えて、私のほうで対応できるところをやりますよと言ったのは、あくまでもダウンロードして、その当月議会のデータというのですかね、今回で言えばこの議会が終わった後に議事録ができたときのそのデータについてはお渡ししますよと。あとの管理をＵＳＢでするかどうかというところまでの踏み込んだところは全然検討していませんでしたので、笹岡議員がおっしゃっているようなＵＳＢをもらったものにデータをこちらで入れて、１回１回議会ごとにそれをフォルダ化してお渡しするようなところは全然想定もしていなかったものですから、そこは議員のほうでやっていただくといったようなイメージでいましたので、そこについては今後検討させていただきたいと思っています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　要はＵＳＢ持ってくれば入れてあげるよとさっき言ったのだよね。ところが、今は持ってくればやり方を教えるのだかどうだか知らないけれども、要するに役場のホームページ、そこからダウンロードしてくれと。ＵＳＢを要するに村で持ってコピーして、５本、取りあえず今

年は。これを配布する方向で検討してもらえるのですか。はっきり言ってください。あれもこれも並べられると、どれなのだか分からなくなる。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　お答えさせていただきます。

私の権限の中でお答えするところもなかなか難しいところではございますけれども、ＵＳＢを村が購入して議員にお渡しするか、そういったところも含めて全てについて検討させていただきたいと思っています。

○議長（寺田　優君）　終わりますか。

それでは、笹岡議員の一般質問を終了いたします。

ここで５分間休憩をいたします。

（休憩　午後　２時０８分）

（再開　午後　２時１８分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第４　議案第１号　利島村副村長の選任同意について

○議長（寺田　優君）　日程４、議案第１号　利島村副村長の選任同意についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第１号　利島村副村長の選任同意について。

下記の者を利島村副村長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

住所、生年月日は省略させていただきます。

氏名、菅瀬優生。

令和５年３月６日。提出者、利島村長。

提案理由、新たに副村長を選任する必要があるため。

よろしくお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　議案の説明は終わります。

人事案件ですが、何か質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。

議案第１号　利島村副村長の選任同意について採決を行います。今日は、挙手でやらせていただきます。賛成の議員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　全員賛成です。

よって、議案第１号　利島村副村長の選任同意については可決承認いたしました。

◎日程第５　議案第２号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第６号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程５、議案第２号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第２号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第６号）。

令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,839万円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億953万1,000円とする。

繰越明許費。第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第２表、繰越明許費による。

詳細に関しましては所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　議案の９ページを参照ください。今回の補正予算に関してですが、主に執行実績に応じた減額になります。

歳入においてですが、地方交付税が1,408万5,000円の増、総合交付金の大まかな金額が判明したことによりまして、都支出金に関しては１億4,675万3,000円の増を計上しております。そのため、村の貯金である財政調整基金、減債基金繰入金を２億5,987万3,000円減額しております。

また、無電柱化予備設計については、測量等の技術者確保に時間を要したこと、学校体育館トイレ改修事業については、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、業者選定、資材入手が遅れたことにより、令和５年度に事業繰越しとなってございます。

総務課についてでございます。歳入ですが、議案書の22ページ参照ください。地方交付税について、1,408万5,000円の増額をしております。

続いて、議案書の25ページ御覧ください。総合交付金についてでございます。１億4,967万8,000円

の増額を計上してございます。

歳出についてでございますが、人件費について、主に不用額の減額を実施している状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長(榎本雅仁君)　住民課の所管につきましてご説明申し上げたいところではございますが、大幅な減額とか増額とか、そういったところは特に持ち合わせてございませんので、必要なところを予算減額しているといったところになっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　環境建設課でございますけれども、年度の不用額が発生しておりますが、54、55ページのところの堂の山線イ号予備設計でございますけれども、今年度、技術者のほうの確保が間に合わず、来年度に明許させていただくというところでございます。あとについては不用額の減額でございます。

堂の山線の無電柱化事業の歳出の削減が発生しました関係で、26、27ページ、無電柱化チャレンジ補助金、こちらのほうの減額が発生しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　産業観光課の補正予算についてご説明させていただきます。

52ページ、53ページの部分で商工費が増額となっております。その部分につきましては、クレーン車の車検に伴って、想定より修繕する箇所が増えたというところで増額になっています。それ以外については減額となっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長はございますか。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　教育委員会の分についてですけれども、総務課からご説明ありましたように、体育館のトイレ改修について、新型コロナウイルス感染症の影響により、業者選定、資材の入手等々遅れまして繰越になっておりますというところが大きなところで、あとは不用額の減額となってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　それでは、議案の説明を終わります。

質問のある議員は挙手願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　歳入で、ページを言えば23ですかね。普通交付税が1,400万円年末になって入ってきたということですけれども、当初予算では45億円、それが1,400万円。これ普通交付税ですよね。普通交付税が入ってきているのだよね、書いてあるから。これはどういう査定で入ってきたのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今示している金額に関しては普通交付税になります。冬頃に普通交付税の再算定が行われまして、そこで増額となってございます。

〔「その理由は何か」と言う人あり〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　ちょっとお待ちください。

○議長（寺田　優君）　ちょっと休憩します。

（休憩　午後　２時２７分）

（再開　午後　２時３３分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

執行部の答弁をお願いいたします。

隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

再算定が行われたという話をさせていただいたのですけれども、追加の算定で入れ込めそうな、例えば防災に関する地域防災計画とか入れ込めそうな部分がありましたので、それを入れ込んだ影響と、あと令和４年度に限りまして臨時経済対策費というのを設けられまして、それによる増と考えています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、早速採決を行いたいと思います。

議案第２号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第６号）を採決いたします。

賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　賛成多数。

よって、議案第２号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第６号）は原案のとおり可決承認されました。

◎日程第６　議案第３号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程６、議案第３号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第３号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号)。

令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,998万6,000円とする。

詳細に関しましては所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　国民健康保険事業勘定の補正についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、特段実績に応じたところの減額が主なところと、あと１点、国民健康保険都補助金については増額となっているといったところが行われております。

歳出につきましても、不用額を減額しているといったところになりますけれども、１点だけ、積立金の積立てを行わずにそのまま国民健康保険診療所会計に繰り出ししなければいけない部分が事業勘定かな、ありますので、そこの部分について増額させていただいているといった次第でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手願います。

○議長（寺田　優君）　質問もないようですので、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、採決を行いたいと思います。

議案第３号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　賛成多数。

よって、議案第３号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）は原案のとおり可決承認されました。

◎日程第７　議案第４号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第３号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程７、議案第４号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第４号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第３号）。

令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,527万6,000円とする。

詳細に関しましては所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　国民健康保険直診のほうの診療所会計をご説明申し上げます。

こちらにつきましても、主に歳入につきまして、社会保険診療収入の増額と後期高齢者医療診療

収入の増額、こちら社保の方と後期高齢の方が受診が多かったといったところで増額させていただいているといったところでございます。また、国民健康保険の事業勘定から繰り入れた分を今回一般会計からの繰入金が減額となっているといったところになっております。

歳出については、不用額をほぼほぼ削っているといったところになります。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　これより質疑を行います。質問のある議員は挙手願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、これより早速採決を行います。

議案第４号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第３号）を採決いたします。

賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　賛成多数。

よって、議案第４号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第３号）は原案のとおり可決承認されました。

◎日程第８　議案第５号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（寺田　優君）　日程８、議案第５号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第５号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）。

令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億291万8,000円とする。

詳細に関しましては所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　簡水会計の説明をさせていただきます。

106ページ、107ページを御覧ください。歳出でございますが、年度の不用額が発生しておりますので、減額をさせていただきました。これに伴って、歳入のほうの104、105ページの一般会計繰入金を減額させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　これで質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、採決を行います。

議案第５号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　賛成多数。

よって、議案第５号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決承認されました。

◎日程第９　議案第６号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程９、議案第６号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第６号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第４号）。

令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,528万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,159万4,000円とする。

詳細に関しましては所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　説明させていただきます。

118ページ、119ページを御覧ください。施設管理費のほうの浄化槽修繕費でございますが、医師住宅、看護師住宅のほうの浄化槽の入替えを予定しておりましたが、中に入って躯体の修繕というところで済みましたので、718万円減額させていただいております。

３番目の汚泥再生処理センター管理経費の薬品費につきましては、当初見込んでおりました薬品費より使用料が減ったために減額させていただいております。

施設整備費のほうの浄化槽整備工事でございますけれども、１件今年度整備を予定させていただいておったのですが、住宅の整備のほうが間に合わないというところで浄化槽整備を今年度行うことが不可能だというところで減額させていただいております。これに伴いまして、歳入のほうの浄化槽分担金15万2,000円も減額させていただいております。先ほどの歳出のほうで減額になりましたので、一般会計繰入金を減額させていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、採決を行います。

議案第６号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第４号）を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　賛成多数。

よって、議案第６号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決承認いたしました。

◎日程第１０　議案第７号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程10、議案第７号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第７号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号)。

令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,766万1,000円とする。

詳細に関しましては所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　介護保険事業勘定の補正予算についてご説明申し上げます。

136ページ、137ページ御覧ください。こちらのほうなのですけれども、主に介護給付費のほうが当初想定していたよりも減額となっているといったところでございます。手前みそなところもございますが、社会福祉協議会のほうの事業等々で実施しているところにおきまして、今までの成果が発揮されてきているのではないかというふうに考えております。

これに伴いまして、歳入のほうになってくるのですけれども、132ページ、133ページなのですけれども、当初介護保険料が一定の割合を負担しなければいけないところで足りない部分については基金の取崩しといったところを想定していたのですけれども、こちらについて給付費が下がりましたので、今の現状の保険料で足りるといったところで基金の取崩しをしなくてよくなったといったところになります。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、採決を行います。

議案第７号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　賛成多数。

よって、議案第７号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）は原案のとおり可決承認いたしました。

◎日程第１１　議案第８号　令和４年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（寺田　優君）　日程11、議案第８号　令和４年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第８号　令和４年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号)。

令和４年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を837万2,000円とする。

詳細に関しましては所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　後期高齢者医療事業特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、当初の保険料のほうが想定していたよりも多く入ったといったところにございます。こちらが多く入るといったことで後期高齢者医療制度の中でいきますと、歳出のほうの154、155ページになるのですけれども、後期高齢の医療制度の場合、広域連合のほうに納付金として保険料のほうを納めなければいけないといったところがございまして、こちらのほうの、先ほど申したとおり、保険料のほうが増額になった分が賦課金ということで納付金として納めてい

るといったところになります。それ以外の増額につきましては、療養給付費がかかったといったところで負担金のほうが増えております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、討論を終了し、採決を行います。

議案第８号　令和４年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　賛成多数。

よって、議案第８号　令和４年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決承認されました。

ここで休憩を取りたいと思います。

（休憩　午後　２時５３分）

（再開　午後　２時５３分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　本日は、少々時間が早いですけれども、ここで終了したいと思います。

次回の会議は、３月の13日月曜日の９時半から開会したいと思いますので、ご参集ください。

ご苦労さまでした。

（午後　２時５４分）

令和５年第１回利島村議会定例会

議事日程第３号　　３月１３日午前９時３０分開議

日程第１２　議案第　９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例

出席議員　５名

１番	前　田　清　君	３番	笹　岡　壽　一　君
４番	石　野　治　君	５番	井　口　保　君
６番	寺　田　優　君		

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山将人君	教育長	弟子丸知樹君
住民課長	榎本雅仁君	環境建設課長	上野崇君
会計管理課長	出口貴司君	産業観光課主幹	荻野了君
総務課長補佐	隅智孝君	環境建設課長補佐	前田裕君

職務のため出席した事務局職員

書記　五味恵介

◎開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、令和５年第１回利島村議会定例会の３日目を開会いたします。

◎日程第１２　議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例

○議長（寺田　優君）　本日は、日程12、議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例から参りたいと思います。

執行部の説明を求めます。

◎動議の提出

〔「はい、その前に緊急動議なんですけど」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

○１番（前田　清君）　この間の石野議員のほうの質問に関しての議題で、ちょっと議員間で緊急のすり合わせをやりたいと思いますので、一応小１時間の休憩をお願いしたいと思うのですけれども。

○議長（寺田　優君）　ただいま緊急動議ということで、休憩にして１時間ほど調整をしたいという、協議をしたいというご意見でありましたが、皆さん、いかがでしょう。

〔「はい、いいです」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　採決しますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、ただいまの動議、賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　それでは、ここで休憩したいと思います。

（休憩　午前　９時３１分）

（再開　午後　１時１８分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

午前中は資料の提出を求めて休憩させていただきました。ただいまより再開いたしますので、よ

ろしくお願いいたします。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　要求した資料が来ていないのですけれども、まずその辺をお伺いしたいのですけれども。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業環境課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業環境課主幹（荻野　了君）　求められた契約書の件ですけれども、フォークリフトのリースの契約書の件を指しているのだと思うのですけれども、民間同士の契約となるということで、村としては出すことができないと、顧問弁護士にも確認をしました。また一方で、監査委員に関しては、必要があると認めたとき、補助金交付団体についてはいつでも監査できるということになっているので、監査することは可能と考えております。

以上です。

〔「休憩してくれませんか」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ちょっと休憩します。

（休憩　午後　１時１９分）

（再開　午後　１時２６分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

午前中の動議については、（株）ＴＯＳＨＩＭＡのフォークリフトなどのリースの資料、それからフォークリフトを売買したときの資料を提出いただくようにしたものでありますが、幾つかの資料は調いましたので、これをもって開会をしていきたいと思いますが、よろしいですか。

前田副議長。

○１番（前田　清君）　さっきの話のまた繰り返し。

○議長（寺田　優君）　もう一回やってください。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　要求した資料のうちの何部かがまだ手元に来ていないので、その辺がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業環境課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業環境課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

先ほどは資料提供をさせていただいたものというのは、フォークリフトの売買契約書とトラックのリースの契約内容と、あとは来年度の定期航路事業の積算書のほうを配らせていただいておりま

す。

先ほどと繰り返し答弁になりますけれども、フォークリフトのリース契約につきましては、民間事業者同士の契約ということですので、村としてはお出しすることはできないと、顧問弁護士にも確認をさせていただきました。また、監査委員は必要があると認めたときは、補助金交付団体についていつでも監査できるということになっておりますので､監査することは可能と考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　今の答弁なのですけれども、民間同士の契約ということで、私は議員監査も兼ねてやっていますので、監査するのをやぶさかではないのですけれども、その前に去年のリース契約、３月ですよね。売買契約が３月か。

〔「４月」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　４月だっけ。当然その前にリース契約とかというのは話はあったかと思うのですけれども、それが仮になかったとしても、来期の2023年度の一般会計予算案で計上していますよね､役場として｡その数字の根拠というのはではどこにあったかとちょっと疑うのですけれども、何にも（株）ＴＯＳＨＩＭＡのリース契約が幾らかというのを知らないでその予算案なんて組めるわけがないし、当然知っていて組んでいると思うのですけれども、それ今年だけの問題なのか、去年からの問題なのか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業環境課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業環境課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

先ほどお配りしたその定期航路事業の予算書の裏側にトラックとかフォークリフトとかの見積りというのが積算書、これが株式会社ＴＯＳＨＩＭＡから示されている。この金額が入っているということです。

〔「資料には入っていないんです」と言う人あり〕

○産業環境課主幹（荻野　了君）　入っていない。

〔「小さいやつ」と言う人あり〕

○産業環境課主幹（荻野　了君）　Ａ４の両面刷りです。

〔「これが」と言う人あり〕

○産業環境課主幹（荻野　了君）　はい、先ほど配った資料の一番後ろについていたと思うのですけれども。

〔「ああ、これのこと」と言う人あり〕

○産業環境課主幹（荻野　了君）　はい、その裏側についているのが株式会社ＴＯＳＨＩＭＡから示

された積算書となっております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ここにフォークリフト、合計で千百五十何万円と、リース代が。これを見て疑問に思わないのかという気がするのですけれども。というのが、売買契約では八百何十万で売りますよと、売りましたと契約になっていて、それ３台ですよね。これも多分３台のリース料ですよね。一千百五十何万と。皆さん、これ疑問に思いませんでしたか。八百何十万で３台売って、リースになったら、それが400万ぐらい上乗せされていると。普通リース契約というのは、残存価値から計算をしていくと思うのです。新品で買えば、新車で買えば900万か1,000万するかもしれない。でも、実際には八百何十万、約300万弱で売っているわけです。あるいは先方買っていると。それをリースに出したら1,150万、冗談ではないとみんな思わないのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業環境課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業環境課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

先日もちょっと私のほうで答弁させていただいたのですけれども、そもそもが村が所有していたフォークリフトをそのままリースバックしてくれる業者というのを条件に売買するというのが前提条件としてありましたと。複数業者さんに、村内に関しては事業をやめられるというような話があったので、島外のところに見積りを依頼して、見積り対応していただけた事業者さんが１件しかなかったということで、そこと契約となったと。金額については、これは適正かどうかというところだとは思いますけれども、ほかの事業者がなかなか見積りが出せないという状況ですので、これで契約をするという形になったという認識です。

○議長（寺田　優君）　ちょっと待ってください。

どういう運営にする。このまま動議を引っ張っていく……

〔「お互い真実を知らない中でというのも変な話でしょうから」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。それに関してね。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　動議に関してね。

○議長（寺田　優君）　動議は可決した。

○３番（笹岡壽一君）　いや、いや、動議ではないよ。運営だよね。

○議長（寺田　優君）　うん、運営ね。

○３番（笹岡壽一君）　それで、今聞いていますと、資料がなければ集中審議だって入れないのだと。それで、資料はどうなのだ云々というものの答弁が行き交いしていると思うのです。これ幾ら続け

ても、集中審議できないわけで、あるかないかにかかっているわけで、片一方はどこかに聞いたらば、それはもう合法的といいますか、何だかその立場にないのだと、村が提出する立場にないのだと、簡単に言えばそういうことですよね。そこから先へ進まないですよ。

〔「だから、提出できる人を、答弁できる人を呼んでくるしかないし」
と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、いや、ですから、それはそれで、これからの問題だろうと思うのです。だって呼んでくると言ったって、我々には呼ぶ権限はないよ、明らかに。それこそ……

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　その辺も分からぬけれども、私は分からぬけれども、今はとにかくこのまま集中審議といったってやりようにいかないと。議長がそういうことで何をやりますかということだから。

○議長（寺田　優君）　そういうことです。そういう話です。

○３番（笹岡壽一君）　審議と言ったって、審議ということは質問があって、答弁、これが審議だから、質疑があって。質疑というか、質問というか分からぬけれども。議会のこの運営、このまま続けてもしようがないのかなと。聞いて質問していいかどうか分からないのだから、資料がないまま質問するというのはへんてこなものだと思うのです。

〔「それもそうだ」「片や適正と言うし、片一方は不当だと言うし」
と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　どうされるかだね。

○３番（笹岡壽一君）　だから、あなたが議会に諮ったのではないですか。審議するなら議会で審議する。

○議長（寺田　優君）　この内容を……

○３番（笹岡壽一君）　だから、進みようにいかないです。

○議長（寺田　優君）　進めていくこともなかなか難しいし、途中でほっぱらかすというのもなかなか難しいし。

○３番（笹岡壽一君）　村のほうで対応策はあるのですか。

〔「予算に絡んでくるからね」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ちょっと休憩します。

（休憩　午後　１時３６分）

（再開　午後　２時０７分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

ただいま資料の請求をしているところでありますが、資料がそろうまでの間、議案を進めてまい

りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　日程12の議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例を審議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年３月６日、提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由、デジタル社会の形成を図るため関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるため。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　説明させていただきます。

お手元の議案書159ページを参照ください。本条例は、現状の国の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の３本の法律が１本になった個人情報保護法にのっとった、つまり今後は全国的な共通ルールを規定した条例とするための条例制定及び改正になります。

160ページを参照ください。今までは上段の図のように、各自治体や各組合等独自性があった条例を下の図のように、全国共通ルールを規定した条例に改正することとなります。ただし、独自で定めている部分については、必要最小限の範囲で追記は可能となっておりますが、利島村においては、独自で定めている部分はない状態ですので、そちらの図でいうと、Ａ市という同様な状態になります。

続いて、161ページを参照ください。利島村個人情報保護法施行条例の内容について記載してございます。

続いて、議案書175ページを参照ください。下から３行目ですか、今回の一部改正に当たる部分ですが、個人情報保護法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の別表第１、情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会と文言を改めてございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　質問します。

９号議案には３本の法律を１本の法律に統合することになり、利島村個人情報の保護に関する条例の廃止、改正、制定するものであると思います。

そこで、質問ですが、議案にある利島村個人情報保護法が存在するのか、利島村には。これをまず聞きたいのですけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

今回上程させていただいている利島村個人情報保護法施行条例の附則の第２条ですか、を参照いただければ分かると思うのですけれども、利島村個人情報保護法に関する条例を廃止するとございますので、現在利島村には個人情報保護法はあります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この保護法というのは、個人情報保護法というのは、国の法律ではないのですか。利島村の法律ですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

個人情報保護法の改正についてという現行のものを見ていただければ分かると思うのですけれども、国が所管となっている個人情報保護法行政機関に基づいて、村で個人情報保護条例を制定してございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　国の行政機関が多分国のものなので、法律だと思うのですけれども、利島村は地方の行政になると思うのですけれども、これでも個人情報保護法が利島にあるということになるのですか。国の機関は多分国の行政機関であると思うのですけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

村で保護法の法律があるわけではなくて、国の個人情報保護法に基づいた条例があるという認識でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　だから、そうすると個人情報保護法の改正に伴い、利島村の保護法の条例を改正するとかに読み替えたほうがいいのではないかと思うのですけれども、その点どうですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

表現の違いだと思いまして、おっしゃっていることと、こちらの記載していること、同じ意味だと認識しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この法律については、２個以上の問題が表決に対してあるのですけれども、この表決がもし１本が反対になったとかしたら、どういう結果になりますか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

今回上程している､今､審議いただいている議案の中の一つが反対になったらということですか。それは否決されると思っています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　２本あって、１本が安泰で、その後この議案はどうなるのかよく分からないのですけれども、反対になるのか、それとも否決されたということになるのですか、これは。この１本の９号議案に３本のっかっているのですけれども、そのうちの１本でももしかして否決された場合はどういうことになるのか、ちょっと聞きたかったので。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

３本まとめて上程させていただいているので、１つでも否決ですか、されるとその上程したもの

の全てが否決されると認識しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　条例なので、１本ずつ上げたほうがいいとは思うのですけれども、反対がないと、絶対ないと思っているのだったら、こういうのもいいと思うのですけれども、条例を１本ずつ上げたほうが私はいいと思うのですけれども、その点どうですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

そもそも国の法律改正に伴って、村も国の法律にのっとった形で改正しているものでございまして、否決される要素がすみません。上程するときにないと思っていましたが、今後参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　167ページに設置について、利島村議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第３号）とありますが、令和５年条例第３号と、今の議会の何号議案で可決されたものですか。これから可決されるのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　すみません。石野議員のご質問にお答えします。

今、まさに審議いただいている本条例になります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

○４番（石野　治君）　いいです。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　このあれは今の議会で可決されるということですか。それで、条例第３号になるということ。この条例は、利島村議会個人情報保護に関する条例、５年条例第３号と取り上げてあるのですけれども、この議会で、ここで……

○総務課長補佐（隅　智孝君）　今やっている。

○４番（石野　治君）　今やっているやつで。分かりました。

○議長（寺田　優君）　いいですか。

○４番（石野　治君）　はい。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　幾つか私、質問したいことがあるのですけれども、今、石野議員から質問のあった点で確認の意味で、そこから質問させていただきますけれども、法律名のことは今出ていました。法律名というか、条例名ですね、ここでは。条例の名称ですけれども、それでどう読んでもいいのではないかというような意味合いの答弁に聞こえたのですけれども、いわゆる保護法、利島村のその第１条です。何と言うのだっけ。この名称です。個人保護法という、これは法は村には、地方自治体には法律はないわけで、あたかもこれだと利島村に法律があると、それの施行条例なのだと。

それで、一般的に法律関係のスタイルは、法律を受けて、政令だの、省令だのと国にはあるのです。それ国は法律があるから、地方自治体、都道府県以下、地方自治体には法律というのはないのです。これだと施行条例ということになって、これ普通国ですと、国は逆に条例がないのだ。政令、省令。だから、法律の施行政令あるいは省令、文科省省令だとか、そういうのがあるので、その名称についてどうでもいいみたいな答弁、どうでもいいというか、似たようなものだと言ったのでしょうけれども、ここは少し吟味されたほうがいいのだろうと思うのですよ、私は。ない法律だと、これは。保護法というのはありませんよと、利島村には。

それで、あえておこがましいかもしれませんけれども、言いますと、丁寧に言えば、法律と言ったら、もう国しかないのだから、地方自治体にはないのだから、法律というのは。だから、そういう面では法律と言えば国ですから、黙って国ですから、それに基づくとか、その伴うとか、そういうことで本村で施行する上での条例ですよと、国の法律を施行する上で。どこかのコピーだかどうか知りませんけれども、一般的にはもし見解の違いがあるのでしたら、いや、いいのですと言ったら、いいのですということであれば、ぜひご紹介いただきたいと。文字で言えばどちらか誤りですと、これは。施行政令あるいは省令、法律を受けるのはそれしかない。条例では受けられない。それで、条例があるのは、自治体、利島村と読むのであれば、そこには法律はないということです。そう思うのです。確認いただきたい。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今、システムのほうで確認したところ、システムのほう、法規条例等のシステムのほうで確認し

たところ、軒並みほかの自治体は同じように、どこかの自治体名があり、個人情報保護法施行条例という記載でなっております。この利島村に関しては、利島村施行条例にかかっていると考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　法律を受けての施行条例ではないのですか、あるいは法律改正に伴うとか、国の法律の設置に伴う、あるいは改正に伴う、あるいは廃止に伴う条例設置ですと、あるいは改正ですと。

○議長（寺田　優君）　いま一度ご足労願って、もう一度質問をしてください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　何回も言うと、間違っているかもしれぬけれども、法律というのは、ご案内のとおり、国しかないのです。あるなら教えてくださいということです。地方自治体にも法律があるなら。

それから、条例というのは国にはないと思うのです。あると言うならば、教えてくださいと、簡単に言えば。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ご認識のとおり、自治体には法律はございません。ですので、個人情報保護法施行をつけて条例としてございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ですから、法律を施行するのは、政令、省令ですよ、施行するのは。条例を施行するのは、条例だけでもいいけれども、条例を施行するためには、要綱だとか規則はあるのです、条例を施行するのには。法律を施行するのは政令、省令だということです、条例ではなくて。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　課長補佐のほうから先ほど繰り返し説明されているところでありまして、認識の違いなのか、解釈の違いなのかというところはあるかもしれませんが、当然この条例、この後出てくる条例も含めてですけれども、全国共通したものであったりする中で、条例の改廃に関して

プロの方、コンサルさんに依頼してアドバイスを受けながら、今回上程させてもらっているといった中で、これも課長補佐のほうから先ほど説明があったとおりで、多分自治体と文言も、自治体名が入って今回のような表現になっているといったところで、共通しているものでありますので、ご指摘があるかもしれませんが、一応足並みをそろえたといったことで、ご理解いただきたいなというふうなところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　日本全国これでいっているのだと、東京都法律施行条例と、あるいは神奈川県法律施行条例と、そういうことでいっているからいいのだということでは、それはそれ以上のことは私も何が何でもということではあえて申し上げませんから、それはそれで日本全国そういうことなのだということであるなら、それもそうなのかなと、時代の変遷かなと思うわけですけれども、いうことです。

それから、もう一点は、先ほどとちょっと同じような質問で恐縮ですけれども、３本の条例があって、それでそのうちの１本が何らかの形で否決になったと。その場合は全部否決だということに関連してなのですけれども、それはそれでそういうことならそれでもいいのですね。あえていいとは思いますよ、ただ、否決ということになれば。しかし、利島村の議会の意向としては、今言う、一番最初の保護法の施行条例だ。これは、賛成で可決、賛成なのだと。しかし、次のあとの２本はどこでもいいのだけれども、この例えば審査会の設置条例だと、これは問題があって、仮に反対だと、否決だとなった場合には、全て否決ですと、案件そのものが。何号議案ですか。９号。

〔「９号」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると９号議案がそっくりそのまま３本とも否決になると、こういう答弁でした。確認しますけれども、それはそれでいいのですか。

これで、もう一点、重ねてお伺いしておきますけれども、例えばこれはなぜ１本にしなければいけなかったのか。議案というのは原則１議案１本ですよ、１議案。原則は。ただ、例外はあると思うのです。

それで、３本なり、５本なり、10本なり議案を審議する場合には、これは議員提案でもって一括審議ということはあります。しかし、その場合でも一本一本が審議であり、可否決になるわけです、独立して。これは、独立しないわけですよね、全部関連してしまっているから。１本が否決なら３本、よく二、三本ぐらい言うけれども、５本も６本もあって、こういう提案の仕方をしてきて、そのうちの１本が否決だったら、５本が全部否決と、あとの４本は可決、いいのと可決してきたのだけれども、私は随分変な問題が出ると思うのです。採決していきますよね。保護法施行条例、採決しました。賛成、こうなって可決しました。それで、次へ行って審査会条例、これ審議していったら反対で否決しましたと。そうすると今まで可決したの何だったのだと、こうなるわけだ。

そういう意味からも、ちょっとこれ条例の提案の仕方を、９号議案何々、10号議案、10号でも11号でも私は指図する立場ではありませんけれども、何号議案、何号議案と出して可否決を採れば、それぞれが成立したり、否決されたりと。

私は、たまに例えば分かりやすい意味で申し上げるのですけれども、よく補正予算なんかのときの特別会計事業予算、これについては一括でということをよく提案申し上げることはあります。だけれども、あれもそれでは１個議案なのだと、これ。そうすると例えば国民健康保険から全部賛成なのだけれども、例えば水道事業は反対だと、こうなった場合、全部否決なんてないですね、これは。それはなぜかといえば、議案は全部独立しているのです。ただ、審議だけは議会提案、専ら議会の審議の仕方の問題だけなのだ。だから、議長が一本一本採決採るのではないですか、特別会計の。私の記憶では、大体一本一本採っていると思うのです。それで、１本でも反対があったら全部否決なんてことはないと思う、したがって。そう思って、どうも合点がいかないものですから、それでよしとするならば、それは万やむなしということもありますけれども、私とすれば一応最初の議案は賛成なのですと。ところが、次の議案が問題があるので、これはちょっと反対だとなった場合、例えば留保しますと、議会が留保するのが多数だったとした場合なんかはこれ成立しないと、降壇ということになるわけです。その辺を確認させてもらっているのです。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほども石野議員のご質問の際にお答えさせていただきましたけれども、上程して３本まとめて１本という形で上程させていただいておりますので、そのどれか１つ否決される部分があれば、この今回上程したもの全てが否決されるという認識でございます。

なぜ今回３本まとめて上程したかというところですけれども、そもそも国の法律にのっとっての改正になってございますので、そこまで村の独自性というところがないところなので、３本まとめて上程させていただいた次第です。笹岡議員のおっしゃっていることも十分踏まえて、今後の参考にさせていただければと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　何となく国の法律設置あるいは改正に伴うということなのでしょうから、どうもそうはいっても、３つ目の議案は反対しましょうというわけにもいくのかなと、それは議員の個々の裁量の問題だと思うのですけれども、言わせれば全ての自治体がこれやっているということなのでしょう、横並びで。そうでもないのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ご認識のとおりでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、審議するのも何か無駄な時間みたいなことも、右へ倣えなのだと言えば、聞いて、質問してどうするのだよということも、先ほどもまだ条例が３号案件ですか、これが出ていない、可決されていない、成立していないのに、それに従って、伴ってみたいなのがあるということなのだけれども、私も確かに聞いていて、そうだよな。ない法律があったかのように存在する。幽霊的な条例みたいに、あったかのようにというのもだから合点がいかないのだけれども、ただ、今の象徴的なのは、全部横並びですよと、日本国中ということであるとなれば、ここだけが、私だけが何か異論を唱えても、それは詮ないことなのかなという気がしないでもない。といって、それでは審議しなくていいかと、自動的に賛成すればいいということでもどうかと思うのですけれども。それで、それはそれぐらい申し上げて、条例の第何号だか知らないけれども、９号議案のその最初のやつ、保護法の関係、これについては特にはないのですね、あまり。

それで、これ１点だけ、ここにこれは８条の本文の中に、諮問することができると書いてあるのです。

〔「一番最初のところで」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　８条の本文の中、本文ですよ。下の１項、２項、３項は別にして。それで、それはどういうときかと言えば、改廃するとき。それと、これちょっと分かりませんが、法第66条という、これはどういうときなのかちょっと分かりません。調べていないです。

それから、前２項と書いてあるけれども、その前の１項は分かるけれども、２項は調べていないから、これは３号も何とも言いようがないのだけれども、そこでお伺いするのが、裁量規定のように聞こえるのですよ、できるとなっているから。諮問するとはなっていないのだよね。

ところが、ここにも書いてあるけれども、次の審査会条例、これ見ますと、第１条には置くと書いてあるのですよ、置く。これは、もう義務規定です。置くことができるとは書いてない。置くになっているのです。だから、これは置かなければいけない。

さて、ここでお伺いしたいのは、村長が先日の話なのですけれども、諮問機関でこれとは案件違いますけれども、あのときの答弁を思い出していただきたいのは、必要に応じて選任すると、それでいいのではないかと、それでもいいのではないかと。何も用がないときに選任したって無駄だみたいに言うし、それで開発審議会はどうなのだと。いや、それは会長と副会長の相談することがあるかもしれぬから選任するのだと、私はそういう問題ではないということを申し上げたわけですけ

れども、いろんな公的な委員会、法定委員会も含めて設置義務はあるよということを申し上げたのですけれども、さてここなのです。これは、どう読むのですか。選任するのですか、しないのですか。私は、置くと書いてあるのに、条件と、それは戻ります。諮問することはできると。できるのだから、しなくてもいいわけだ、一般論的には。弁護士に相談するなら相談してもらって結構だけれども、そうすると諮問しないの。諮問もしないのに、あるいは諮問するときだけ選べばいいではないかと、選任すれば。もちろんその諮問しなくてもいいわけだ。諮問しなければならないとは、諮問するとは書いてないのだから。そういう意味でお伺いしているのですけれども、これどう読んだらいいのですか。選任するのですか、しないのですか。あるいは選任はするけれども、諮問はするのですか、しないのですか。２項は分かりません、２項は。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先日、村長が答弁したとおりでございます。現在、専門家の方に確認しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　専門家に確認って何ですか。置くか、置かないかをですか、あるいは諮問するか、しないかをですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

常時その委員を選任する必要があるのかどうか、事態が起きたときに選任すればよろしいのかどうかというところを専門家の方に確認しているという意味でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　おこがましいですけれども、ならば条例出す前に確認する必要があるのではないですか。置くと書いてあるのです。誰が読んだって、これ置かなければいけない。置くと書いてあるのだから。それを書いて条例提案して、これから物は相談だと、置くか、置かないか。それはないでしょう。だから、言うのです。ならばこれは、そういうことならば、これは私は反対せざるを得ない、結論から言うと。そのほかはいいのです。まだ詰めていない。その次のも詰め切ってはいないですけれども、３つ目のやつですか。こういう問題が出てくるの。だって、それではお任

せで置くかもしれない、置かないかもしれない。専門家と相談すると言っているのだから、それ待っていなければならない。私は、本来そういう問題ではないと、これは。誰が読んでも、相談し、弁護士に聞こうが、法務大臣に聞こうが、いかに法律のプロに聞こうが、行政のプロに聞こうが、置くと書いてあれば置くのです。置かないなんて解釈はできるはずがないのだ、これ。どこの専門家が置かなくてもいいのだと言うかというの、私はその専門家に直接聞きたい。自分が置くと書いてきて、置くとは言ったものの、置かなくてもいい方法があるかどうか、今から聞くのだと来た。それはないでしょう。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

設置の第１条のところですか、最後に確かに置くと記載ございますが、常設するとは記載ございません。読み方次第なのかという認識はございます。ですので、専門家の方に確認すると言っております。

あと、議会前に確認しろというお話でございますが、随分前に専門家の方には投げているところなのですけれども、まだちょっと回答は来ていない状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　常設とか常任委員会なんて持ってくるのではないです。置くと書いてあるの、これは。ある日置くとか、３日置くとか、10日置くなんて、そんな話ではない。常設で置くのですよ、可決したら。だったら、置くことができるぐらいに書き直して持ってきたほうがいい。それならば村長の自由かも知れぬ。置いてもよし、置かなくてもよしと。何で専門家に相談するの。そんなものは必要ない。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

専門家に相談することに関しては、議員がおっしゃっていることと私が認識しているところとの差がございますので、専門家に相談することが確実かなと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、その議案がこの答弁、回答が来るまで待ちましょうか、わけ分からぬのだから。

○議長（寺田　優君）　はい……

○３番（笹岡壽一君）　いや、待ちましょう。それが来なければ審議できない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　課長補佐が答弁したとおりで、確認しているといったところなのですが、繰り返しになるかもしれませんが、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときなど書いております。

また、この２項のところでは、安全措置が必要な場合、情報漏えいとか、そういった場合に審査会を開催するよと、それは村長の諮問によって開催するよというふうに解釈しておりまして、現状特に緊急性があるというふうに考えていないといったところであります。なので、そういった事態が起きた際には、当然諮問、委嘱等をして開催し、諮問した上で答申をいただくといったふうに考えております。

○３番（笹岡壽一君）　その問題ではないよ。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が質問しているのは、今、村長の話は分かります。それはそれでよしとします。そういうこと、それではない。要は置くと言っているのに、専門家の今、知見を待っているということなのだ、解釈を。

〔「それ常設かどうかということ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　常設だか何設だか知らぬけれども。それでいつ諮問だか、いつ問い合わせたのですか。それで、いまだに来ないというのは、昨日問い合わせたのですか。いつ問い合わせたのですか。

〔「結構前」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　５分間休憩します。

（休憩　午後　２時４７分）

（再開　午後　２時５５分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

いつ確認しているかというお話なのですけれども、３月２日に担当者が来島した際に１回お話をさせていただいておりまして、あと３月８日にもメールで回答依頼をお願いしているところでござ

います。

また、今、議会の中継を見ていただいていたみたいで、担当の方から連絡をいただきまして、法的に常時置く必要はないという回答をいただきました。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　常時置く必要はないという回答をいただきました。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは行政ですか、弁護士ですか。私は理解できない。置くことが書いてあるのに、常時置かなくてもいいというのは。誰が読んでも置くと書いてある。ところが、蓋を開けてみたら、置いても置かなくてもいいと。ならば置くことができると、この表現が適切だろうと思うのです。名前まで聞きませんけれども、行政ですか、弁護士ですか、どこかの。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

本条例を改正委託している業者の法律に詳しい専門の方という回答です。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　というのは、置くのだか、置かないのだか分かりもしない条例を提案するってどういうことなのですか。置くつもりなのですか、置かないつもりなのですか。置いたらどうするのですか。行政ではなくて、業者さんという話だ。行政だか台帳置きだか分かりませんけれども、業者と言ったら。それは個人名はともかく、こういう条例というのは、私は摩訶不思議なのです。置いても置かなくてもいい条例を何で持ってくるのだと、置いても置かなくてもいいのだが、置きたいから持ってきたのでしょう。違うのですか。だから、置くと書いたのではないですか、専門家が何と言ったかはともかく。私は置きますよと出しておいて、いや、置くか置かないかはこれから考える条例を持ってくる人はいますか、議会に議決させて。議会議決したらどうするのですか、元へ戻って、こういうときは諮問しますよと、条例の改廃。ここには諮問することができると書いてある。諮問しなくてもいい、ここの読み方だと。置いたはいいけれども、諮問しなくてもいいですよと、村長の自由ですよと。それでしかも１本の条例で持ってきている。

それで、ご丁寧にさっき言ったことを補足しますと、これ議会の条例だ。まだ提案されてもいない。これに基づくと来た。基づくも基づかないも、ないものに基づけるかというのよ。これ賛成し

たとさっき私言ったでしょう、これ賛成したと。ところが、議会の条例が反対だった、否決されたと、そこはどうなのですか、これ。ここの３本には直接関係ないわな、直接的には。議会の保護条例をここで取り上げているわけではないから、だけれども、基づくと書いてあるのだ、ありもしない法律に。あえて法律と言ったけれども、条例に。そういうことになると、本当にこれ可決する、審議する以前の問題だという気がするのです。言うなら提案資格はないと、これ。提案の資格はないというか、提案に値しないと。提案して審議してくれというほうが無理だと、これは。ない法律を頼りにしたり。

それで、ちなみに言いますと、法律名、法律名、ここでいえば条例名だ。条例名もよく調べてください。果たしてこれしかないのかどうか。ほかの自治体ではどうなっているのだと。先ほどは日本全国一律ですと言ったけれども、私はさっき言ったように、何々の法律に伴うとか、基づくとか、それぞれ何かあるのではないかと、言葉が１つ、２つ。申し上げましたけれども、いや、それも全国こうだと言うからだけれども、念のために調べてみてください。それしかないのか。神奈川県情報公開法に基づくと、基づくではない。施策だと、条例だと。懸案として、いずれにしても、私はせっかく提案いただいたけれども、今のような状況だと、ない法律を頼りにしたり、ベースにしたり、基礎がないのに家を建てるようなものだ。誰かではないけれども、本当に無理言うなよと言いたくなる。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これも繰り返しになりますが、国の法律の改正に伴ったものでありまして、３つの条例、それから１つの条例の廃止を同時にやっていくと。この文言がないのにというところも含めて３つ同時にご審議いただくといった意味合いです。その条例が可決されていないのにということですが、３つとも相互関係があるというところで、ある前提として今回上程させていただいているといったものであります。

また、この４月に恐らく全国の自治体で同じようなことで上げられていると思いますが、これもみんな国がそういう法律で部分的に自治体で定めてくださいといった意味合いのものであって、その審査会の部分で言ったら、自治体に投げられていると。投げられていると言っては失礼か。任せられているといったものであります。

その先ほどの８条の部分で言いましたら、必要に応じてといったところが、議員おっしゃるとおりで、必要あるから条例を定めている、上げているのではないかということかもしれませんが、必要な場合に、その審査会に諮問するといったもので、常に必要ではなく、必要となった場合に、そこにお願いすると。どういった場合に必要なのと言って、先ほど改廃とか、あと細かい細則を決めたり、また情報漏えいとか何かあったときに、そこにお願いするといったもので、緊急性があって、すぐ常に置いておきなさいというものではないよというのは、先ほどの課長補佐の答弁であったと

思います。なので、これは私が議員時代、以前もあったと思うのですけれども、いろんな条例を１本で上げてしまうということに関しまして、当時私も議員だったのですけれども、議員の皆様からいろんなご意見があったかと思います。記憶しております。何の条例だったかちょっと記憶定かではないのですけれども、そういった形で、これも課長補佐、先ほど答弁したと思いますが、複数の条例を上げる際には、より丁寧に説明をしていくように心がけていきたいなというところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今の村長、少し誤解されている、答弁が勘違いされているような答弁のように承っておりましたけれども、分かりやすく言いますと、今度案件にかかっているのかな、かかっていなかったかな。その都度選んでいいのだよと、必要に応じて。というのは行政不服審査条例か、これの中、そのように書いて断っているのです。それで、そこで任務を終えると、何か事案があったと、行政不服で。これそのとき審査すればいいのだろうけれども、それで審査会を選ぶと、３名。それで、それは必要に応じて選ぶのだと。その任務が審査状況が終わったら解散だと。ということはその都度選ぶのです。昨日はＡとＢとＣ、今日は１、２、３だということで変わる可能性が幾らでもあるわけです。同じメンバーだっていいわけだけれども。

ところが、これ読んでみてくださいよ、審査会条例の一番しまいのほうを。１ページ目の一番下。

〔「何ページですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　167ページ。これは、その都度ではないのです。その下に皆さんも書いてある。必要に応じてではないのです。５人以内をもって組織する。さっきは置く。置いて組織する、５人で。そうしたらこの人は必要に応じて集まったり、解散したりではないです。任期３年と書いてある。質が違うの、全く。不服審査条例、これは断ってあるのです、法律が。条例が。その都度やります。選んでその都度終わりだと。置くことはできるかもしれぬけれども、置いても任期はないですと、その事案が終了した段階で解散すると。これは、違うの。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　なので、なのでというわけではないですが、その前段として、施行条例の８条のほうで必要とある場合にというふうに述べられておりますので、意味合い的には同じなのかなというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、百歩譲って、必要に応じたとしますよ。そうしたらその日から３年

間動かしつかないのです、これは。例えば条例を改正すると、そのために委員を５人選任したと。そして、その案件は条例改正の諮問は受けた、答申は受けたと、これをもっておしまいではないの。選んだら最後、３年間任期は保証されているのだ、これ。

それで、これは同時にこれもついでに申し上げておきますけれども、この条例をいつ施行するかにかかるのです。この条例を例えば４月１日から施行するとなったら、４月１日以降選任しなければならぬですよ、これ。書いてあるのだから。必要に応じて、それでは５年後に必要に応じたと。一体では５年後でいいのかと、そういうことにはならない。それなら５年後に出せばいいのだ、いつでもよければ。少し違うのではないかと思うのだ。

○議長（寺田　優君）　これは、堂々巡りですね。答弁ありますか。

〔「同じです」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　先へ進んでください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これ同じというのか。質問の角度を変えても同じなのかな。

では、伺いますけれども、少し角度を変えるといいますか、伺いますけれども、この条例は必要だと思って提案したのですか。取りあえず必要ないのですか。これから考えるのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　課長補佐の説明と重複しますが、国の個人情報保護法の改正に伴って、一部自治体で条例で定めなければいけないものがありまして、それによった改正またはもともと利島村で先ほどありました個人情報の保護に関する条例、それを重なってしまうので、廃止しなければいけないといった操作をするための今回上程している条例だというふうな認識でございます。やっぱり国の法律が変わったということに対して、それに準拠していていく必要がある。

また、その個人情報の扱いに関しまして、国のほうでデータ、個人情報のデータを一元化していく操作が今後進んでいく中での政策の一つだというふうに考えておりまして、決して村がやりたいとか、やりたくないとかというものではなくて、それに倣ったものであるというふうな解釈でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　また同じ答弁と言われても困るのですが、ここは一つのポイントなので、我々議会議員に関係するのです。我々の責任になる、我々の。しかし、我々は何も決めていないのだ。我々の知らぬところです。議会情報の利島村議会の個人情報の保護に関する条例、ご丁寧に書いてあるのだ。令和５年っていつかなと思って俺は考えてみたよ。これやった、あるのかなと思えば、

これはないと来ている。我々は知らぬよ、こんなこと言われたって。３号議案と書いてあるのだ。何が３号だか分からない。ごめんなさい、条例３号。議案ではなくて。読めば分かるものだと。そういう私たちが責任の持てない、決めてもいないことは決めたと、決めて、それに基づいてと言われたって、議会の責任ですよ、これ。法律はいいですよ、私たちが関与する問題ではないから、日本国の法律は。あるいは都条例は。だけれども、利島村議会と来たら、ここしかない。俺たちしか今いない。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

私の認識が間違っていたら申し訳ないのですけれども、利島村議会の個人情報の保護に関する条例というのは、今回の議会で議員の皆様から提案がある条例かと認識しているのですけれども、違いますか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　違いますかと言われても、そういう予定があるかないかは、それはまだ分からないです。提案されていると言ったって、可決されるか、否決されるか分からない。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、いや、提案は紙に書いてあります。まだ審議の土台にのっていない。審議に入っていないのに、可決されるか否決されるか分からないですよ、これ私は責任持って可決を前提として物を言うわけにいかない。ということは、ないです、まだ。提案されても、提案イコール可決成立ではないのだから。あって初めて基づくでしょう。国の法律がないのに、あったのごとくに国の法律に基づきとは言えないでしょう。法律第何号に基づきというときには、法律第何号があって、それを受けて提案でしょう。提案理由にするわけだ。国に法律がないのに、国の法律と言ったら怒られてしまう。私は、解釈の問題ではない。ないものはないのだ。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、休憩します。

（休憩　午後　３時１８分）

（再開　午後　４時０７分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　本日はこれで終了して、明日９時半より開会をしたいと思いますので、皆様お集まりください。

（午後　４時０８分）

令和５年第１回利島村議会定例会

議事日程第４号　　３月１４日午前９時３０分開議

日程第１２　議案第　９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例
日程第１３　議案第１０号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
日程第１４　議案第１１号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例
日程第１５　議案第１２号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第１６　議案第１３号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第１７　議案第１４号　利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第１８　議案第１５号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例
日程第１９　議案第１６号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例
日程第２０　議案第１７号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
株式会社ＴＯＳＨＩＭＡ関係の集中審議

出席議員　５名

１番	前　田　　清	君	３番	笹　岡　壽　一	君
４番	石　野　　治	君	５番	井　口　　保	君
６番	寺　田　　優	君			

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村　山　将　人　君	教育長	弟子丸　知　樹　君
住民課長	榎　本　雅　仁　君	環境建設課長	上　野　　崇　君
会計管理課長	出　口　貴　司　君	産業観光課主幹	荻　野　　了　君
総務課長補佐	隅　　智　孝　君	環境建設課長補佐	前　田　　裕　君

職務のため出席した事務局職員

書記　五　味　恵　介

◎開議の宣告

（午前　９時２８分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。

令和５年第１回利島村議会定例会の第４日目を開会したいと思います。

初めに、本定例会において新しい試みとして、議会規則の変更をしておきたいと思います、１点。

それは、質疑の後の討論、それから表決については最終日に行うとし、それまでは議案については議案の説明と質疑のみ行って、次に進んでいくと。表決と討論については最終日に行うというスケジュールでいきますので、このように規則を変更させていただきます。

よって、昨日の第９号の議案についても、これを終了したら、次の第10号の議案の説明と質疑を行っていくということといたしますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第１２　議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例

○議長（寺田　優君）　それでは、昨日議論しておりました第９号の利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例を引き続き行ってまいります。

執行部の説明を求めます。訂正かな。

隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　昨日笹岡議員と石野議員からご指摘がありました本条例に関して、まだ審議されていない条例に関して、次年度の条例の番号が振られているというものがありましたので、議案書の差し替えをさせていただきたいと思います。

該当箇所なのですけれども、議案書の164ページ、第８条の箇所です。と議案書の167ページ、第１条及び第２条の（３）の部分になってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、引き続き質疑を行いたいと思います。

質問のある議員は挙手をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ、議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例はここで終了いたします。

◎日程第１３　議案第１０号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　次に、議案第10号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第10号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年３月６日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、分限のうち降給に関し必要な事項を定める必要があるため。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　それでは、説明させていただきます。

179ページを参照ください。定年延長に伴う60歳に達した日以降の最初の４月１日より月額給与が７割に減額となる条例については、９月議会にて可決いただいたところでございますが、この降給に当たる部分を国より条例に記載しておくよう指示がありましたので、本条例を一部改正することといたします。

議案書の183ページを参照ください。一部改正箇所になります。第１条に降給の文言を追加してございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手をお願いいたします。ございませんか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　この案件は確認から入ります。

お伺いしてまいりますけれども、この案件も９号と大体似たような案件なのです、議案が。提案の方法といいますか。大体関連条例ということで、後に出てくるのと一括で。違うところは、片方は、９号は現在、現行の案件でしたけれども、書いてあるように、９月でしたか、その９月のときの条例というのは可決されているのかどうかという、その事案についてちょっと疑義があるのですけれども、その説明をいただきたいと思うのです。

９号は、これから、昨日までは、同時に提案されていると、５年の３月です。それが可決されていないよという話をしたわけですけれども、この案件は少し違うのは、そこだけがもう既に９月に議決されていますよと。それに基づいてだということのようなのですけれども、それについて議決されているのかどうか。ここには議決されているように書かれているのです。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

９月議会で可決されていると認識しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は議決されていないのではないかと。論拠はどこだかということを知りたいのです。議決されているということ。今の答弁も議決されているということですけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

９月議会の議案第44号にて、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例というところで議決されていると考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ペラで出されている説明だけはしたと思うのです。それで、私も質問した記憶もあるのですけれども、別表のところだけは問題になったと。しかし、本案の、本条例の議決には至っていない。同じような案件なのですね、９号と。扱い方は。

〔「違うと思います」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　同じようと言っても、正確には同じなのです。それで、説明はされているのです。それで、別表は話題になりました。私、質問していますから。

〔「議決されていないの」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ちょっと調査するのに、調べるのに。したがって、条例番号はないはずなの

です。空白のままになっていると。

○議長（寺田　優君）　議決されていませんよという質問なのだけれども。

〔「じゃあ、休憩をお願いします。調査させてください。条例のところなので」と言う人あり〕。

○議長（寺田　優君）　休憩します。

（休憩　午前　９時４２分）

（再開　午前１０時２３分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

９月議会の議案書の50ページに複数の条例が含まれたものとして上程させていただいておるところなのですけれども、議案第44号の題目ですか、がちょっと複数の条例が含まれているように見えないというふうに確かに感じますので、今後気をつけたいと思います。

議案に関しては、９月16日に可決されているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今の答弁で了とします。

休憩中でしたけれども、教育長あるいは村長からもお話がありましたけれども、今後の検討課題的なものもあるでしょうけれども、休憩中の話を取り上げるというのも変なのですけれども、今の職員の答弁でもって私の質問は終わります。了解しました。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、議案第10号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例は質疑を終了いたします。

◎日程第１４　議案第１１号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程14の議案第11号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第11号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例。

上記議案を提出する。

令和５年３月６日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。行政不服審査法の規定に基づき設置する行政不服審査会の組織及び運営について制定する必要があるため。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　説明させていただきます。

議案書187ページをご参照ください。本条例ですが、行政が行った処分や法令に基づく中、審査に対する行政の不作為について、行政に対して不服を申し立て、住民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適切な運営を確保するための条例となってございます。

すみません。議案書の187ページなのですけれども、図があるのですけれども、５の諮問は、審査庁から行政不服審査会へ、６の答申は行政不服審査会から審査庁へのもので、ちょっと矢印が逆になってしまっているので、申し訳ないですけれども、議案書の差し替えをお願いいたします。今お配りいたします。

○議長（寺田　優君）　それでは、質疑を行います。

質疑のある議員は挙手願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは、過日の関連的な置く置かないの論でもって、整理する意味でお伺いしておくのです。

先般の案件のときに、この条例案を事例として申し上げたところだったのですが、ここを読めば分かりやすいのです。３条に置くと書いてあるのです。これは置かなければいけないと。先般の議案の説明のときには、ちょっと私と見解が違っていた面もあるように受け止めていますけれども、とにかく置くと書いてある。これが常設だかどうかは別にして、この段階では。３条の段階では、常設かどうかは論を待たずして置くと、こうなっているわけです。

それで、次案が２項です。本分では１項というか、本文では置きますと。しかし、読み替えますと、ただしというのでしょうか、審査会が終わった場合、役目が終わった場合、この場合は廃止されると。それで、今度は５条の２項、ここには１項はこういう人だということで書いてあるだけで

いいのですけれども、この委員は３条２項と書いてありますけれども、廃止されると書いてあるのです、明確に。委員会がなくなってしまうのです。委員会そのものはなくなる。解散するのではなくて。委員が解散するということと、置くということとは少し違うと思うのです。委員は解散したけれども、委員会はあるのだと、委員会そのものは。しかし、委員はいませんというのと、それを受けてさらに丁寧に規定してあると思うのですけれども、５条の２項が。２項と３条の関係が一体だと、これは。同時にどちらも同時ですと。役目が終わったときは委員会もなくなりますよ。委員もいませんよと、退職されますよということなのです。

それで、何か事案が発生したときに、例えば不服審査の申立てがあったと。申立庁というのが、行政庁というのが総務課ですか､どこですか｡どこかに総務課と書いてあったような気がしたのだ。書いていないか。どこへ申し立てるのでしたか。受付の窓口というのはどこなのですか。総務課だったような気がしたのだけれども、違ったかな。ちょっと教えてください。受付窓口はどこだか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　原則総務課になると思っています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。どこかに書いてあったと思ったのです。

それで､これは一連全て会議ということで出ていますけれども､これは内容を書いたのだろうと、７条以下が書いてあると思うのですけれども､全ては特にこの３条､５条でもって置く､置かない、解職する、任命するということは、これで処理されているのだろうと。ですから、そういう点では私はあのときに申し上げましたけれども、そういう特段の定めがあれば、いろんな設置の仕方があると。ただ、置かなくていい、審査請求があったときには、これは置かなければいけないよと。これは義務行為なのです。そう思いませんか。審査請求があったときは置かなければいけないよと。それで、諮問しなければいけないよと、そこへ。行政府は。そういうことではないのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　３条の最後のほうに議員おっしゃられたように置くと書いてあるので、やっぱり常設か、その都度かというところのお話かなというふうに解釈しているのですけれども、３条の前段のところで、村は法に基づく不服申立てがされたときはということを踏まえて、その事案が発生した場合には対応する、手段としてそういう審査委員会を置くというふうに考えているところです。今回そういう組織をつくるための条例を初めて整備したというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　申し上げましたように、審査請求は常設か常設でないかということを論じようとしていないのです。置くという意味は。前回は常設だとか何とか、置くと書いてあるのに常設とは書いていないという話もありましたけれども。これを見れば分かりますように、審査請求があったときは置かなければいけないのです。置いても置かなくても、常設かどうかという議論は発生しようがないのです。そういう意味で、整理しておきたい。それは村長の答弁で、審査請求があれば、常設なのか常設でないのかという議論なしに、これは村長が置きますよと。

それで、これは諮問はしなければいけないのでしょう、これ。諮問してもしなくてもいいということにはなっていないだろうと思うのです。そのための委員会でしょうから、審査会なのでしょう、これ。審査委員会ですか。これはちょっと関連でお伺いしますけれども、かつては各自治体にそれぞれ公平委員会があって、公平委員会というのは専ら職員の不服申立てです。これとは別なのでしょう。職員も該当するのですか。これは一般住民が、行政職以外の一般住民が、村政上、何か不公平な扱いを受けたとか、何か受けたときに、これは違うのではないかと。利益の問題とか、あるいは人権問題とか、行政から不当な利益上の処遇を受けたとか、そういう疑義があるときに、一般住民が行政庁に申し立てると。そうすると、利島で言えば村長は自分で即断するのではなくて、委員を選任して、そこに必ず諮問すると、そういうことで理解していいのでしょう、これ。私はそういう具合に理解しているのだけれども、してもしなくてもいいのだと。必ず不服審査申立てがあったときにはこの委員会を設置しなければいけない、選任しなければいけないと、そしてしかも選任した以上、そこに諮問しなければいけないという義務規定に理解するのですけれども、そういうことですか。

〔「そう書いてある」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　書いてある。置くと書いてあるから。この間常設かどうかなんて論じていないのです、ここでは。そういう意味では、整理と確認の意味です。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど村長から答弁があったとおり、村は法に基づく不服申立てがあったときは、利島村行政不服審査会を置くとありますので、ご認識のとおりだと思っています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これはちょっと実体的な問題で、これは村長の専権事項なのでしょうけれども、委員の選任が非常に厳しいと。よく有識者とは何だとか、あるいは学識者とは何だとか、専門

家とは何だとかというのはいろいろ論じられますけれども、職種というか、国語辞典的といいますか。いろいろ今言ったような表現を、条例、法律はよく頻繁に使うと思うのです、一般の人たちをやるときに。

これは、法律または行政に関してと、これはあるのだけれども、優れたというのは誰がどう判断するのか分からないですね、これ。それで、簡単に言えば、特に法律に優れたというのはある意味では資格者となれば弁護士だとか、あるいはそれに近い、案件によっては税理士、計理士、行政書士、司法書士、そういう人が含まれるのかな。いわゆる資格者といいますか。それから、行政ということになると、行政に詳しいというのは学者か行政の現職、もしくは経験者ですね、達観的に行政に詳しいというときは。あるいは評論家何かも入るかどうか知りません。大学の教授だとか学者だとか、よく分からないのですけれども、その辺は具体的には村長の考え、いずれにしても村長が選任するわけでしょうから、だからその辺はどういう考えを持っていますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　課長補佐のほうから説明があったとおり、先ほどの概要の中で住民の権利、利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするということでありますので、中立な立場、公平な立場、公共性、公益性とか、そういった観点で選任をしていく必要があるなと。なので、島内、島外を含めてお願いをしていかなければいけないかなというふうに考えましておりますが、いずれにせよ、まだこういった事例が初めてなものでありますので、ほかの自治体の事例等を参考にしながら、検討というか、委嘱等をしていきたいなというふうに考えているところです。取りあえずそういったことで中立、なるべくどっち寄りとかというわけではなくて、客観的に判断できる方をお願いしていくべきだというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、こだわるわけではないですけれども、ここには法律あるいは行政に精通、精通とは書いていないかもしれませんけれども、それはあえてこだわらないと、あくまでも中立、公正、村長の言葉どおり言うと中立の人というのであるならば、法律、行政についてはこだわりませんよと、書くには書いたけれども。そういうことになろうかと思うのです。

ここに書いたものだから、私質問したように、結構範疇は、あの人は選ばれているけれども、法律に詳しい立場の人なのかとか、行政に詳しい人なのかというところからすると、どうも思えないと。それで、理由を聞いてみたら、中立ならいいのだということになるということで、そういう点がちょっと分かりにくかったのですけれども、その辺が整理された、まだ考えがまとまっていなければ、それはそれでもってしんしゃくしてもいいかなと思うのですけれども、それはそれでもし村長が再答弁があればお伺いしておきたいと、確認の意味で聞いておきたいと思うのです。

それから、もう一点、最初に申し上げました、これは村長なのか、所管職員なのか、説明者は誰だか分かりませんが、この対象の中には職員も入るのかということです。職員が行政不服審査を申し立てる。普通は公平委員会というものがあって、職員については。専らそこで、いわゆる法的な、制度的な問題としては訴願前置という、裁判に訴える前にそこで審査しろというのが行政不服審査にしても、不服審査のほうがいろんな税務でも何でもいっぱいありますけれども、そういう一環の、一つの条例制定だと思うのです。ここに不服があって、なおかつ不服審査の審査結果が不服ならば、あとは裁判と。いきなり裁判は駄目ですよという意味なのです、訴願前置というのは。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　お二つ質問があったかと。

まず、前段に関しましては、行政に対して不服審査請求等があった場合、その事案によって海のこと、山のこと、お金のこととか、あとは土地のこととかということになると、公平、中立かつ専門性の方、それぞれ分野があるかと思いますので、今この時点で例えば弁護士さんにいつもお願いするつもりですというのはちょっと違うかなというふうに考えているところでありますが、繰り返しになりますが、まだちょっと実施したことがない例のことでもありますので、いろんな方に、いろんな自治体の動きを見ながら、その都度判断していくようにしていきたいなというふうに考えています。

また、公平委員会に関しまして、職員の申立てに関しましては、基本的には公平委員会、おっしゃるとおり公平委員会のほうで、今回の条例に関しては住民の権利利益の救済を図るというふうに明確にうたわれておりますので、窓口は別というふうに考えているところです。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、議案第11号の利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例の審議を終了いたします。

◎日程第１５　議案第１２号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第１６　議案第１３号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　次に、日程15、議案第12号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第12号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年３月６日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。健康保険法施行令の一部改正に伴い、利島村国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、また次の議案とも関連しますので、同時に説明させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか、議長。

○議長（寺田　優君）　どうですか、皆さん。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村長（村山将人君）　ありがとうございます。

それでは、議案第13号のほうも並行して説明させていただきます。

議案第13号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年３月６日、東京都利島村長、村山将人。

提案理由、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、利島村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため。

詳細に関しましては所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　すみません。こちらの資料をお配りしました分を見ていただければ一番分かりやすいかと思って、こちらの資料で説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（寺田　優君）　何ページ。

○住民課長（榎本雅仁君）　何ページも、数字番号は。後からお配りしたものでございます。すみません。

まず、国民健康保険条例の改正でございますが、１つとしては出産に要する被保険者等の経済的負担を軽減するため、出産育児一時金の金額の拡大を行うところでございます。現在42万円、実質本人に給付する分が40万8,000円で、産科医療補償制度の掛金分が１万2,000円といったところで42万円だったところが、今回条例改正により、４月から全国一律で50万円に引き上げるよといったところでございます。本人給付分が48万8,000円、産科医療補償制度の掛金が１万2,000円となります。この点が、国民健康保険条例の改正の部分となってくるところでございます。

また、国民健康保険税条例の一部を改正についてですが、その下のところを見ていただくと分かるかと思いますけれども、まず国民健康保険税の課税限度額の引上げが１点ございます。全体で現行102万円の課税額、限度額だったところが、104万円、２万円引き上げさせていただきたいといっ

たところです。内容といたしましては、その下の２、制度の内容というところを見ていただくと分かるかと思いますけれども、後期高齢者支援金の課税額を現行20万円から22万円に２万円アップするといったところになっております。ここに２万円足されることによって、102万円から104万円に上限を上げさせていただきたいというようなところになります。

また、そこと軽減の部分としましては、今度５割軽減の対象となる世帯の軽減の算定するべき被保険者１人当たりについて、現行２万8,500円を被保険者１人に当たり掛けていたのが、２万9,000円を掛けると。それによって軽減できる世帯が、３人いれば１万5,000円分、所得の判定が軽減できるといったところになります。また、２割軽減の部分もさらに被保険者数、現在のところ52万円掛ける被保険者数なのですけれども、改正されると53万5,000円掛ける被保険者数と。１人当たり１万5,000円、乗ずべき金額を引き上げると、こういったところで、なお今よりも軽減が図られるといった制度になります。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

議案第12号、議案第13号の国民健康保険条例の一部を改正する条例と利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑を終了します。

◎日程第１７　議案第１４号　利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　次に、日程第17、議案第14号　利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第14号　利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年３月６日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。このたび基準省令の一部が改正され、感染症が発生し、または蔓延しないように、その予防及び蔓延防止のための指針を整備することなどとするほか、虐待の発生、またはその再発防止をするため、虐待の防止のため指針を整備することなどとされた。このことに伴い、基準省令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　こちらにつきましても、こちらの資料のほうを見ていただければと思います。

利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。まず、この条例なのですけれども、利島村で民間事業者などが新たに指定地域密着型サービス事業所、通所介護、そこの対象となる施設でございますが、右下のところに対象施設書いてございます。等を運営する場合、公的サービスとして認めるところの基準を定めたものでございまして、今現状利島村社会福祉協議会で運営している事業所は、そこのサービス表に、下の表に見てもらうとおり、指定サービス事業所、基準該当サービス事業所、離島等相当サービス事業所といった形で、それぞれ指定されるか、それとも基準該当か、離島相当かといったところの中で、利島村の社会福祉協議会で運営している事業所につきましては離島等相当サービス事業所ということで、本条例とは影響がないといったところでございますが、万々が一利島村で指定のサービス事業所を開設したいといった事業所が出たときに対応するため、ここについては条例改正をさせていただいたといったところになります。

主な改正の内容といたしましては、そこの下の①からあるとおりとなっておりまして、感染症の対策の強化、こちらコロナ禍の中で介護サービス事業所に感染者が発生した場合、また蔓延などに関する取組の徹底を求めていることと、あとはまさに職員が感染症になってしまったよとか、災害が発生したよといったときにも、業務継続が続けられるように、災害が発生したときに利用者山河サービスが受けられないということがないように、介護サービスの継続的な提携ができる体制づくりを構築するように、計画また研修、訓練等を義務づけるといったところがなっております。

また、ハラスメント対策の強化でございます。こちら、昨今日本の中でも言われて、職場の中でも言われていますけれども、ハラスメントに対する強化、それは何も職員に限らず、利用者さん等々も含めて、そこについての強化をすると、求めているところでございます。また、会議や多職種連携によるＩＣＴの活用といったところでございます。こちらについても各種会議等で感染予防や多職種間の連携、またそこに多職種間の連携の中でＩＣＴ、要はオンラインでの会議を実施するとか、そういった中で感染予防に努めながらも連携をしていきなさいといったところの見直しが含ま

れているところになっています。また、先ほど申したハラスメントの一部にもなるところでありますが、虐待防止についての強化がこの中でうたわれております。虐待防止について、きちっとできるように事項を追加してございます。

また、最後の６番目としては、記録、保存等に係る見直しでございます。こちら、事業所の中できちっとした記録を保管等していきなさいといったところと、あと電磁的な記録を認めるよといったところでございます。パソコンとかタブレットとか、そういったものを使って記録を保管していけば、そこの中で保管している記録についても記録の保存として認められるといったところになります。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは膨大な改正案が出てきていますけれども、要点とするところは大体同じような内容、一通り読んでみますと。それほど何が急激に変化して、それがどうのこうのということはない。従来どおりでいいのかなと。総論的にはそう思います、見て。

それで、事務的なことというので、ちょっと分かりが悪いのですけれども、最初の209ページがどういうのだか化けてしまっている。頭が第４節というところが化けてしまって、スキャンしたのでしょうけれども、スキャンしたのをプリントしたのでしょうけれども、これはどう読んだらいいのですか。何々をといって、ぽんと出てきて、かぎ括弧があって、に改めるでかぎ括弧と、何か突っ張られてしまって、どれとどれとどれがどうなっているのか、ちょっと分からないのですけれども。これはスキャンしたときの化けでしょうね。いわゆる文字化けとでもいいましょうか。誰がスキャンしたか知りませんけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

大変申し訳ございません。条ずれというか、起こしているところでございまして、新旧対照表ですか、221ページからをちょっと見ていただければなと。ずれているわけではないというか、見ていただけると、ごめんなさい。ここは222ページです。要は、単純に申し上げると、改正後の案のところ、第10章のところが新たに追加されて、11章のところが増えたよと。

〔「だって、第４節でしょう。何で。第４節っていうのは何。違う。
それでここに10章」と言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君）　10章というのがそこに増え……

〔「４節っていうのは関係ないんだ」と言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君）　４節は上のところまでです。

〔「203条がどうなったっていうの」と言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君）　203条のところに追加した分で、ごめんなさい。一番本当に１ページ目のここのあれを見ていただくよりも、私ども紙ベースで持っていないので、ぱっぱと画面が変わらないで大変申し訳ございませんけれども、というところで第10章のところが雑則の203条に変わりましたよと。第11章からが、今までが第10章であった指定密着型サービス事業所の指定というのが、第11章に変わって204条に条ずれを起こしているといったところと、あと第12章が委任に関するところが205条に、第11章だったのが第12章になって、委任になって205条になったよといったところの、そこが改めているよというようなことになっております。上の部分と下の部分がともに改めているよと。全体的に見ていただけるとこの「を」のつけるところと「に改める」の位置がちょっと真ん中ではあったのですけれどもというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうして、そういうことなのだろうと思って、それなりに読み込んで見てみたのですけれども、それでそういう中で３条までしかなくて、それで４条、11章の204条です。４条、５条を見ますと、これは省略となっているのですけれども、省略となっているでしょう、説明が。なくなったのではないのだ。省略ですよ、改正されていませんよということなのでしょうか。

〔「新旧対照表の話ですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そう、そう。

〔「まさにそのとおりです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　私のその解釈でいいのですか。そうすると、この４条、５条はあるのですね。ただ、省略してしまって、説明していないだけ。分かりました。これが何を言っているのかなと思って、分からなかった。

それから、今のは形上の事務上の問題で分かりましたけれども、本村で先ほど説明のあった事業所については、12まであります。第40条の４項に規定した施設名というのはずっと十幾つありますけれども、本村で今実施する施設があるかないか、それは見れば分かるでしょうということにもなろうかと思うのですけれども、本村で実際実体的に社会福祉協議会以外には、これに該当する施設はないのでしょう。

〔「ないです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　その社会福祉協議会という中で、この事業所名がいろいろ書き立ててあって、これは将来つくったときに第１条の目的からすると、つくったときとか、あるいは既にあるところ

を含めての条例改正ですけれども、タイトルは。本村で今やられている施設は分かりますけれども、こういう施設は一つもないのではないかな。あえて言えば特定施設ぐらいか、あるいは指定短期入所生活、これもデイサービスとか、そう言っているのか、よく分かりませんけれども。どれが該当しているのですか、現在の社協がやっている事業の施設としては。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

対象施設欄でいきますと、③に当たりまして、地域密着型通所介護、③、この表でいくと。そっちのほうが分かりやすいと思って。それを全部と言ってしまうと大変になってくるので、後でその条文はこちらで調べて何条だとお伝えしますので。この表に載っている施設が、あまりに全部の施設をこの１つの指定……

〔「どれだか言ってください」と言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君）　③の地域密着型通所介護です。

〔「右側でしょう」と言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君）　３章の２と書いてあるところが今回の。ですので、59条の２からずっと……

〔何事か言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君）　では、よろしいでしょうか。地域密着介護通所事業所となります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それはそれでそう書いてあるのでしょうけれども、本村の実施というのは、本村の社会福祉協議会に該当する議案というのは何があるのですか。ただ、それは社会福祉協議会で何をやっているかと、この事業の中で社会福祉協議会の事業は何と何と何をやっているのだということで、それに該当するのか、どれが該当するのか、それが知りたかっただけなのです。社会福祉協議会しかないわけです。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員の質問にお答えします。

地域密着型の通所介護事業所というのが利島村社会福祉協議会で今現在実施している事業でございまして、その中でも当然指定サービス事業所に基準がここの条例で求められている。こういう施設基準を満たしなさいですとか、人員基準こうですよとか。そういう基準の中の一部の中で当然影響はないとは申したのですけれども、当然今回のこの条例改正、国も含めての条例改正というか、あれになっていますので、改正するところで社会福祉協議会も当然これに準拠するような形で感染

症予防を徹底しなさいですとか、またＩＣＴの活用をしなさいですとか、虐待防止に一から取り組みなさいとか、あと業務継続について当然職員が感染しても継続して業務ができるような体制を構築しなさいとかというのは、当然この条例に基づいてというか、参考にさせていただきながら、実際は運営していくといったところになっています。その他のサービスというのは、利島村の中で残念ながら通所介護事業所以外はないというのが現状でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　社協では、いろいろな事業をやっているわけです。入浴だの食事だの介護関係、あるいはリハビリ、時には訪問介護、いわゆるホームヘルパーという事業ですか。それらはこの上程の全て適用を受ける。もともとあった条例を設けていたのだと、あるいはそれがただ改正されたと、一部が。そういうことで今の説明からすると捉えていいということですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

全て社協において行われているサービスが、全て介護保険法にのっとったサービスかというご質問になるかと思いますけれども、そこは違っておりまして、ホームヘルプサービスなんかも介護保険の訪問介護とかと全然違うサービス形態で、社会福祉協議会、ひいては利島村で独自で実施しているというようなサービスにございます。リハビリについても独自に実施しているといった中で、今回の対象となるサービスとしては通所介護と、先ほどからも申しているとおり、利用者さんが通ってきていただいているというか、通ってではないですか、送迎をして来ていただいている、そこのサービスについてこの条例に基づきながら適切なサービスというか、感染症対策とか行いなさいというようなところでございまして、それは当然社会福祉協議会としてもほかのことについて、ではこの条例が適用されないからおろそかにしていいのかと、そういうところとは話がまた別になってきますけれども、この本条例に関していいますと、通所介護という要介護１から５までの方ですか、の方の部分についてこういう事業所、当然うちも事業所、利島村から、うちがと言っては失礼ですね、社会福祉協議会は利島村から指定を受けている事業所なので、そこの中で実施している事業においてはこの条例に基づきながら事業を実施してくださいといったところになっております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、議案第14号の利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審議を終了します。

◎日程第１８　議案第１５号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程18、議案第15号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第15号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例。

上記議案を提出する。

令和５年３月６日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。沈砂池更新工事及び急速ろ過施設整備に伴う辺地債、簡易水道事業債の償還に基金の全額を取崩し、今後も基金積立ての見込みが立たず、基金の目的を達せなくなったため、本条例を廃止する。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　説明をさせていただきます。

内容としましては、基金を廃止するということになりますけれども、関連してくる議案が後で上程させていただきます議案第21号、こちらのほうになってまいりますけれども、21号のほうで基金を全額取崩しをさせていただきます。今後に関しましても、基金を詰める状況がない。歳入のほうが正直少なく、一般会計からの繰り入れをもって会計を正直なところ運営しておりますけれども、これ以上基金を詰める状況にないというところで廃止をさせていただくというところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今の説明だと、私が想定しているのとちょっと違うものですから、確認させていただきたいのですけれども、これは会計制度、私が認識といいますか、思ったのは、会計制度が上下水、浄化槽と、それが今までは別々だったのだけれども、特別会計事業が。これが一本化す

るというようなことを聞いたような思いをしているのですけれども、いや、そうではないのだということであれば、それは私の勘違い以外の何物でもありませんけれども。

それに伴って、２つあったものが後に出ている浄化槽も含めて、これはそういう点で私はこれこそ一体的なものだという認識でいたのですけれども、案件はそれぞれ審議するのはそれはよしとして、そういう提案の仕方ですからよしとして、これは次の合併浄化槽条例と基金廃止条例ですか、大体一体なのだと、これは。２つの基金箱が、箱があって、それが廃止になって、１つの箱に積み込むと、今度は。基金を。それに伴う廃止かなと、こういう具合に認識していたのですが、今聞くと金がないのだと。そういう一般会計で積み立てたくても金がないという、こういう説明をする。金はあるのだろうと思うのです、つくれば。だけれども、こううたい込むと、さっきの答弁と整合を図る意味では、金がない。金がなければ積めないです。だけれども、必要な基金なら積むという行為ならできるわけで。もちろんそのためには他の事業予算が圧迫されるのは、これは当然です。

そういう意味で、ちょっと説明が違うかなという印象を受けたのですけれども、これは次の。それはそれで審議するから、合併は抜きにして。ただ、非常に関連している。とにかく会計というか、事業そのものが一緒になってしまう。事業ではない、会計そのものが。企業会計的に。言わせれば上下水、今まで上は上、下は下でやっていたのだけれども、会計は。特別会計は二本立てで。だけれども、今後それを一本化すると、上下水ともに。ということに伴うのかなと思ったら、そうでもない。金がないだけなのですね、これ。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。論点が２つなのかなとまず思っていて、地方公営企業法という法律がございます。そちらのほうの法律の財務のほうを適用するというのは確かに来年度、令和６年度から用意をさせていただいている途中でございます。それに伴って、今回の条例廃止をさせていただくというのも１点ございますけれども、簡易水道事業特別会計自身と、下水道特別会計自身をそれぞれ１本にするということはないです、６年になったとしても。なのですけれども、そこの公営企業法の財務適用をするための準備の一つにも確かに今回なるというのは、ごめんなさい。提案理由のところには書いていないですけれども、それは確かに１点ございます。基金自身に関しましては、基本的に上下水道に関しましては収入です。使用料、手数料をもって運営するのがベースになりますので、ほかの会計から繰り入れるからお金ができるかと、確かに基準外ルールに、地方公営企業をやっているうちと申しましょうか、やっていく上で積立てが、確かに現金としてはあるかもしれないですけれども、一般会計から仕送りを受けているという表現が正しいかどうかあれですけれども、ものを仕送りでいただいているのに、それを貯金していくのも。確かにやっていたではないかと言えばおっしゃるとおりであるのですけれども、どうなのかなというのも１点ございますので、今回廃止を提案させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そういう事情ですかという意味で言えば、そうですかとも言いたいのですけれども、いわゆる償還基金です。金はあるのですね、崩すだけ。ないものは崩しようもない。あるから崩すのです。それで、器はあるのです。それをなくそうというわけだ。なくした器はどこにいくのだと、その中のあったものは。どこへ行くのですか。この条例が可決されますと、現在ある基金条例、これに伴う基金条例です。償還財源の水道事業債の。幾ら残余の金が、償還すべき積立て基金が幾らあるか、私は知りません。決算を見なければ分かりませんけれども、幾らかあるのでしょう。それを廃止するということは、金だけは取りあえず一般会計だか、水道会計だか、簡易水道会計だか知りませんけれども、これは一旦崩した金はそのまま置いておくわけにいかないから、器がなくなってしまったのだから。だから、予算措置しなければいけない。水道会計でやるか、一般会計でやるか分かりませんけれども、それは一旦歳入に繰り込まなければならない、歳入措置をしなければ。そういうことになります。

今1,000万円なら1,000万円の基金があると、償還財源として、事業債として。それを廃止するということはなくしますということだから、基金条例というか、制度そのものはなくなったのです。金は残っている。金までなくなるわけではない。それでは、これからどうするのだという問題が出てくるのです。そういう点で、ちょっと分かりにくいのです。これはそういう説明ですと。

それで、金はあるのに積立てのめどが立ちませんと。では、廃止して、箱から取り出した金はどこへ行くのですかと、これ。例えば1,000万円、基金があったと、ここに。それを廃止してしまうと。廃止というのは、箱だけなくすということです。金だけは残るのだから。そういう点で、そこにあったお金はどこに行くのですかと、廃止された金は。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　実際にまだ上程がかかっていない案件になってしまうのですけれども、令和５年度の簡易水道事業特別会計予算のほうに、478、479ページのところに減債基金の繰り入れを設定させていただいています。設定というか、何というか。そちらのほうで崩したもの、基金を崩して繰り入れたものを486、487ページの償還金及び484、485ページの更新事業のほうに充当させていただく。

〔「更新事業」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　浄水場更新事業という、ここでの説明科目のところでは立っているのですけれども、第２、第３沈砂池の配水管の布設工事のほうに充当させていただく。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　通常それはいろいろな廃止の仕方がありますけれども、基金条例も。理由というのは成り立つのですけれども、一番分かりやすいのはその業務を終えたと、例えば償還を終えてしまったのだと、全て。完済したと。したがって、もう積み立てる必要がない。これが一般的です。

ところが、今の説明ですと、予算の説明がありましたけれども、私が言ったとおりなのだ。ほかの事業に使うのだと。ということは、改めてお伺いしますけれども、もう償還は終えたのですね。終えたから要らなくなったと、この金は。したがって、どこどこに繰り越して、それで更新事業だか何だか、他の事業にこの金は使いますよと。したがって、この廃止される話になったのですね、この基金で言えば。もう返すお金がないのです。水道会計に繰り入れて、そしてほかの歳出に予算措置すると。ということは、もう水道返済、水道に関する償還、債務、これはもう消滅しているということなのです。だから、必要ないから、金がないのではなくて、必要ないから以後積み立てませんと。金がないのではないのです。必要ないのです。あってもなくても。そう考えるのが私は一般的かなと思うのです。今の答弁を聞く限り、そういう具合に受け止められる。それなら分かるのです。ということは、水道の事業債が終わりました。償還済みです。本年度をもって終わったと。残金、未償還の金がないという、そういう時代に入っているかもしれません。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　議員がおっしゃられた簡水債の償還が終わったのですと、償還が正直終わったわけではございませんけれども、もう基金自体にお金がなくなると。令和５年度中に全部取崩しをしますので。そうすると、今後基金にお金も積めませんというところがございます。先ほど話をさせていただいたのですけれども、基金にお金をもう詰めませんので、もともとの基金のところの施設の目的のところで、施設の整備と償還に充てることができるというのがございますけれども、そちらの目的を達成することができなくなる。ほかにありませんので。というところで目的を達成できなくなってしまうので、基金を廃止させていただく。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　どこか擦れ違っている感じがします。

償還は残っていますと。なのに廃止しますと。この基金から償還しているのですね、今。今日まで。だけれども、この条例が通った途端に、そこからは償還しませんと。償還すべき債務は残ってと。そういうことになりますね、廃止するのだから。ないところから金は払えないから、償還基金がもうないのです。廃止した途端に。金はあるかもしれません。だけれども、目的が違ってしまった。しかし、廃止すべき金は、借金は残っているのだと、これはどこから払うのですか。一般会計

から払うのですか。だったら、何のために基金があるものをなくしてしまうのですか。それが分からないのだ、よく。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　補足的に改めて説明させていただきます。

まず、再来年度、令和６年度から公営企業会計というのがスタートすると。それが水道の部分と、あと下水の部分、その２つがそういう仕組みになってくる。今までは特別会計でやっていたのですけれども、公営企業会計ということである種独立した会計になってくると。民間の会社みたいな形で歳入歳出だけではなくて、難しくて分からないのですけれども、決算書で出てくるような右と左みたいな形で出てくる、そういう形で出てくるようになると。そのための準備というふうに課長のほうも説明しておりましたが、その資産を今拾い出しているところで、水道会計でいったら、水道管の１本がどうなのだとか、価値がどうなのだとかというのを全部台帳化していっている作業を今していると。

そういった中で、後に出てくる合併もそうなのですが、会計を独立させて、要は使用料で本来は運営、賄っていきなさいよとなっていく中で、今までもそのほとんどを一般会計からの繰り入れでやってきたと。当然今後もそれは必要になってくるのですけれども、資産化していく上で貯金があったと、基金、貯金があった。それは減債基金へ、借金を返していくためのお金でもあったと。なのだけれども、その資産が扱いに関して、今まで一般会計から5,000万、6,000万とか、今予算書が手元にないので、分からないのですけれども、多額に入って、繰り入れて運営していたのを、その中のお金を基金を崩して、その中で取りあえず、取りあえずというか、令和５年度に関しては運営していくと。一回整備するということでやっていくと。なので、その中に償還とか、またそれは当然残っているので、今後は必要になってくると。今後積むことができないと言ったのは、繰り入れた上に償還基金に積んでいくことが物理的に難しい、難しいというか、できないということであって、このタイミングで廃止しようと。これが後の合併の条例とも同じような扱いにはなってくるのですが、その上で令和５年度、その準備としてやっていくと。

実質は、その予算のときにも説明があると思うのですけれども、一般財源に溶け込むという表現がいいのかどうなのか、分からないのですが、そういった形でやらせてもらうといったところでよろしいでしょうか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私先ほど冒頭言いましたように、要は公営企業会計化して、事業化する、会計化するという、そのための措置だと、上下水が。簡単に言えば、その準備であるか、それはともかく、先ほどバランス、貸借対照表の会計制度の話も出ましたけれども、それはともかくとして、

事業制度が公営企業ということに一本化するよと、これは。そのための会計制度の改正があるということに向けて、官庁会計型から商業的といいますか、普通の商業的な貸借対照表を含めた、あるいは損益勘定を含めたバランスを取って見ていくと、そういう制度になってきた。これはもちろん承知していると思うのです。公的な会計が、村役場の会計制度が根本的に変わっていくと。もう既にそれは実施されているのではないでしょうか、一部。そうでもないのか。これからか。

○議長（寺田　優君）　出口会計管理課長。

〔会計管理課長（出口貴司君）登壇〕

○会計管理課長（出口貴司君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

利島村では、今現在やっていませんが、令和６年４月から開始します。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは村長の答弁と一緒なわけで、来年度に向けていわゆる準備と、言わせれば。そういう具合に理解してよろしい。そうでもないですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　それなら分かるのです。要するに一体化するのだと、会計も含めて。会計処理を。一体化というのは、上下水を。

〔「上下水は別」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　公営会計で一本化するのではないですか、特別会計を。違うの。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　東京都さんのところを一つ例にさせていただきますと、水道会計と下水道会計はそれぞれ別になっています。私どもが来年度に向けて準備中のところの公営企業会計に関しましても、地方公営企業法を適用させる、財務を適用させるというのをするのですけれども、それ自身がまた今回の水道の会計条例と下水道ではない、浄化槽ですか、あえて今下水道と申させていただきますけれども、下水道会計条例をそれぞれ廃止して、また新たに公営企業となる、財務適用させる簡水会計の条例と下水道のものの条例をそれぞれまたつくるということで、会計としては２本になるのです。ものとしてはそれぞれ別の会計にはなります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それなら分かりました。私は、基本的に会計そのものが一本になるのかなと。公営企業ということで。特別会計が一本化すると、そこの部分は今までは合併浄化槽会計と特別会計で、それから水道会計は別々にやりますね、現在。これそのものが今度はその会計はなくなって、

公営企業会計だか何だか、これ１本になるとばかり思っていたのです。今説明を聞いて分かりました。それはそれで別なのですね、会計。依然として合併浄化槽特別会計と水道特別会計というのは存在すると、別に。そういうことなのですね。黙っていられると分からないのだな。また違うのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　誠に申し訳ございません。現在成り立っている特別会計が、地方自治法の条例の番号まで分からないですけれども、そちらのほうで決まっているほうの特別会計ということになるのですけれども。次また来年４月から制度として始まるのが、根拠となる法律が変わってきます。地方公営企業法という法律が出てくるのです。

〔「そこはいいです」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　根拠となるベースが違うところの会計が２つできますよと。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　要するに制度は変わる、それは、ああ、そうですかと言うしかないわけで、それは分かります。変わったにしても、利島村の特別会計の中には依然として今と同じように、よって立つ基盤は違うのかもしれませんけれども、しかしいずれにしても浄化槽会計と特別会計で姿が変わったにしても。それから、水道会計は別個に存在するよと、これには変わりないと、そこの部分だけは。だけれども、よって立つ、今までは何々条例に基づいた、あるいは何々法に基づいたことで立っていたのだけれども、その基盤が違うだけだと、舞台は。言わせれば。舞台が違うことのものは、そこに立っているものは一緒ですよと。そういうことなのですね。そういう理解ではまずいのですか。そうでないと、何々法が変わるのは、それは何だか分かりませんけれども、それはそれなりに、ああ、そうですかと認識するしかないのだけれども、だけれども、どうあれ特別会計は２本あると、依然として。だから、そういうことで予算を組むわけでしょう、特別会計ごとに。それでいいのですか。

〔「移行するんです、特別会計から公営企業会計に」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　頭が、どうなるか分からないのだ。だって、会計は２つあるというのだ。ただ、条例、法律は変わりますと。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　移行する簡易水道特別会計から、文言がどうなるか分からないですけれども、簡易水道事業公営会計というものに仕組みも含めて移行すると。同じように合併処理浄化槽事業特別会計から合併処理公営企業会計に移行するというだけであって、それが特別会計として残ってい

て、公営企業会計がぼんとあるわけではなくて、名前が変わる。移行すると。その中でなるべく企業会計なので、１つの会社みたいなイメージで、その中で何とか回してくださいよというような意味合いです。

○議長（寺田　優君）　出口会計管理課長。

〔会計管理課長（出口貴司君）登壇〕

○会計管理課長（出口貴司君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今、今というのは水道と浄化槽というのは官庁会計で、今現金主義で、単式簿記です。令和６年度からその２つが公営企業会計で、今度会計処理の仕方が発生主義で、複式になります。それに移行します。あと、予算も特別会計で今は処理していますけれども、予算書。あれが今度は企業会計方式で新たに出ます。それが別、２つそっちに移行すると。だから、こっちの今の水道と浄化槽の特別会計はなくなって、公営企業の浄化槽と水道の会計が新たに移行されるということです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　さっきも言ったように、全ての会計が一般会計を含めて、他の会計も特別会計、国保の診療所事業だとか。これらを含めて全てが複式簿記に。今までは公と役場の地方自治体の会計というのは、今まで会計で、分かりやすく言えば大福帳みたいなものなのです。足し算と引き算があれば、それでできるということで、これが会計だけれども、バランスを見ながら資産と負債の関係を見ながらというのが、これが複式簿記の最たるもので、最大の特徴です。そういう意味で、それのそういう会計システムに移行するというのは、これはもともと民間はほとんどそれでやっているわけで、小さな商店は別にして。それが、今までは役所は財務担当の、会計担当の職員がおっしゃっていただいたように、それが変わると。それはそれで国の制度に基づいて、指導に基づいてそうなっているのでしょうから、その部分はいいのです。それは分かるのです。それなりに。どうであろうと、移行であろうと何であろうと、予算書を組むときには、簡易水道会計勘定と、それから合併処理事業の会計と２つあるのですか、ないのですか。それは今聞くとあると言っているのです。あると。だから、議会とすれば、両方審議するわけです。何であろうと、会計制度がバランスシート、複式簿記型になろうが、単式簿記型になろうが。今までは単式的なのだと。簡単に言えば、足し算、引き算だけでできる。そういう制度から移行するというのは分かる。それは会計のシステムだけで、それはそうするしかない。問題なのは、私が言っているのは、予算の計上、決算の計上、決算は計上とは言わないけれども、処理。これは別会計として存在するのですかしないのですかと聞いているのです。そうすると、存在するということは存在するのだと、ここは変わらない、これだけは変わらないのだと。だから、予算は２本出てきますよと、予算案は。

会計は今の説明だとちょっと分からないのは、また説明を聞いて余計こんがらがってきたのが、上下水の会計は別々にあるのだけれども、双方うまく調整しながら使うことができるということの

ようにも受け止められる。よく分からないのだけれども。どうだか、そのうち分かってくるかもしれませんけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　繰り返しになるかもしれないし、ちょっと認識のずれがあるのかもしれないですが、水道は水道、水道の中で料金収入を得て、一部一般会計とかで繰り入れも必要かもしれないですけれども、その中で回していくと。浄化槽は浄化槽で同じように回していくと、公営企業として。それで、上水と下水とで融通し合うという考え方はないです。

その上で、今おっしゃっているのは、ちょっと勘違いかもしれないですけれども、議会の運営、予算の審議とか、どういうふうにやっていくのだということのご懸念かなということもあります。公営企業会計の委員会等、東京都ではありますので、今までみたいに特別会計のような審議にするのか、一般会計からの繰り出しというか、歳出だけをここで審議して、別の委員会等で審議していくのか、公営企業特別会計審査会みたいな、そういう形でやっていくのか、ちょっとまだその辺りはもうしばらくお待ちいただいた上で、当然今コンサルさん等含めて調整はしておりますので、その時期になりましたら改めてお示しした上で協議等進めさせていただきたいなというふうに考えておりまして、今回に関しましてはそういったことの前段として基金を廃止すると。この後出てくる合併の基金廃止も同じような意味合いであるということでご理解ください。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、議案第15号の利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例の審議はこれにて終了し、ただいまより休憩を取って……

〔「16も続いてやっちゃえば」と言う人あり〕

◎日程第１９　議案第１６号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程19、議案第16号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第16号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例。

上記議案を提出する。

令和５年３月６日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。合併処理浄化槽整備に伴う下水道債の償還に基金の全額を取崩し、今後も基金積立ての見込みが立たず、基金の目的を達せなくなったため、本条例を廃止する。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　説明させていただきます。

また、後に提案させていただきます、令和５年度の合併処理浄化槽事業特別会計の歳入の498、499ページに今回基金の全額を取り崩させていただきます。こちらのほうは、令和５年度償還させていただく下水道債の償還に充当させていただいて、こちらのほうで基金全額はなくなります。あとは、令和６年度以降の地方公営企業法の会計の財務適用、こちらのほうが来てまいりますので、減災等基金自体を廃止させていただくという理由で提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　質問のある議員は挙手をしてください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　申し訳ないです。私は先ほどの関連でちょっと分からないといっていいのではないですかというのはできないのですけれども、村長に対応していただければありがたいなと思うのですけれども、後日担当職員に説明を少しいただきたいなと思うのです。村長でもよし、担当職員が時間が取っていただけるかどうか。今日明日とは言いませんけれども、いつでも構いませんけれども。私のほうで役場に議会和終わった後でも訪問しても構いませんし。議会が終わって、少なくとも議決までには、23日が議決日になっていると思うのですが、それまでには理解しておきたいと思うのです。いい悪いは論じません。そういうことは議長にお願いしたらいいか、村長にお願いしたらいいか分かりませんけれども。取り計らっていただければありがたいと思います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　説明して、ご理解、ご納得いただけるようにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺田　優君）　それでは、議案第16号の利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例の審議を終了します。

ここで休憩を取って、食事にしましょう。

（休憩　午前１１時５５分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第２０　議案第１７号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　日程20、議案第17号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議案といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第17号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年３月６日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。浄化槽使用料、清掃手数料及び浄化槽分担金の改定をするためです。

詳細に関しましては、所管より説明します。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　よろしくお願いします。

263ページを御覧ください。先ほども申し上げましたとおり、下水道関係に関しましては本来ですと使用料と手数料をもって会計を維持していくというのが根本にはなってまいります。現在一般会計繰入金にして5,000万円程度実際は赤字となっておりますけれども、その収益、浄化槽、合併処理浄化槽の使用料と保守点検手数料、清掃手数料、こちらと収益、支出を比較しますと正直なところ大幅な赤字、そこを一般会計繰入金で埋めさせていただいているというところでございます。今後もさらに赤字が膨らむことが予想されるため、是正というか、赤字のところを何とかさせていただきたいというところでございます。

合併処理浄化槽条例のほうの改正に関しまして、分担金の改正、こちらをさせていただきます。別表の１を改正させていただいて、分担金のほうの改正をさせていただきます。また、別表３でございます。浄化槽使用料の改正をさせていただいております。あわせまして、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、こちらのほう、浄化槽の清掃手数料と保守点検手数料は合併処理浄化槽特別会計

の歳入となってまいりますので、一括で提案をさせていただいております。

265ページを御覧ください。第１条で、今回の利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、こちらの第１条をもちまして、利島村合併処理浄化槽の条例の一部を改正させていただいております。

第２条によりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する仕掛けとなっております。

266ページの別表第１を御覧ください。あわせて、267、268ページを御覧ください。267ページ、現行の別表第１それぞれが浄化槽会計の分担金なっておりまして、左が現行、右が改正後となっております。こちらのほうにつきましては、国の循環型社会形成推進交付金の交付取扱い要領の別表第４、こちらのほうの高度処理型浄化槽の整備基準額の５から10人槽は10％、11から20人槽は20％、21から30人槽は30％、31から50人槽40％として分担金として設定させていただいております。

266ページの設定の理由といたしまして、保守点検手数料に関しまして会計的に若干の収益が発生する状態でございますけれども、浄化槽清掃に関しましては会計的に大赤字となっております。法定検査及び保守点検の受検率向上を図るため、浄化槽の保守点検手数料のほうにつきましては値下げ、清掃手数料としては値上げして是正を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　すみません。今説明を伺ったのですけれども、表を見てもタイトルがないので、何が何だか分からないのですけれども、265ページの別表第１、これは浄化槽の分担金というので、分担金というのは設置するときの費用がこうなりますよということなのですか。では、下の表、使用額というのは、これは大きさ関係ない、大きさは10以下、11から20、21以上とあるのは、これは使用料。その浄化槽を設置したところが払うべき料金ということなのですか、これ。上が設置料で、下が利用料という意味合いでいいのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お見込みのとおりと申しましょうか。上が設置するときに整備の費用として一部分を頂く分担金になります。下は、その後整備後に毎回、四半期に１回ですけれども、使用料として頂く費用、こちらの年額と月額ということで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　では、私も伺います。

まず、前提として、これは私の聞き違いでしたらご容赦願いたいのですけれども、過日、いつというのは記憶にございませんけれども、そう遠い昔ではなくて、この改定条例を出します、予定していますよというときの非公式的な話といいますか、何か低所得者にはむしろ安くなるよというお話を村長から聞いたような記憶があるのですけれども、いや、そういうことを言った覚えがないということであれば私の聞き違いですからご容赦願いたい。それが１点と。

それから、総体ではこの一連の値上げによって、これは予算書を見れば分かるのでしょうけれども、総体的には幾らぐらいの村の増収が図れるのですか。たしかこれも倍ぐらいと聞いていたのですが、これも記憶違いなのか。そういうことではなかったのか。取りあえずその辺から伺ってまいります。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先日議員の方々に予算の事前概要説明会ということで、公式非公式の扱いを別にしましても、新年度に当たっての予算の概要の説明をさせていただいた際に、この部分に関してなぜ料金の改定が必要なのか、どれぐらい上げていくのかということも踏まえてご説明をさせていただきました。

その中でちょっと順番は前後してしまいますけれども、総体的に、これは先ほどの基金廃止条例とも関連してくることでありますが、やはり上部の団体として東京都のほうからは料金の改定をしてくださいと、値上げをしてもらわないとちょっとまずいですよというご指摘は過去数年にわたってされてきたと。平成８年から料金がずっと据え置かれた状態であって、現在の物価の水準、また合併処理でいいますと汚泥再生処理センターの更新に伴い、経費がかかってきていると。そういった中で、施設を更新する際に、私の手元の記録ですと、３か年をかけて実績を見た上で料金に反映していくということでありまして、コンサルタント会社のほうにどれぐらい料金の改定をする上で水準を上げたほうがいいのかという試算をしていただいた結果､およそ200％上げたほうがいいであろうということで、その上げ幅に関して今年１年、いろいろ検討してきたというところでございます。

その際に、そうは言ってもやはり低所得者、高齢者等に関しましては負担が大き過ぎる懸念があるということが庁内で議論されまして、どういった形でいいのかというところで、高齢者介護の１段階から３段階までの浄化槽を所有される方に関して減免の措置をということで考えている、準備しているといったところです。これは、今回の条例に直接関わらないと。要綱の中で整備していく

ものでありまして、そのとき非公式といえど説明したことで、今回挙がってきていないのはなぜかというご疑念があるかと思いますが、一応そういうことで考えているところでございます。ただし、そういう方向でやっていこうということに変わりはございませんので、ご理解ください。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、所得は関係なくて、介護保険法に基づく要介護１から３の人たちは減免対象にするのだけれども、所得は関係ないと。あるのですか、ないのですか。

〔「ある」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だって、介護度には関係ないでしょう。

〔「介護度じゃない」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

要介護度ではなくて、村長が申し上げたのは介護保険料の算定に係るところの所得段階の部分で、１段階から９段階のうちの１段階から３段階といったところを村長は申し上げたかったといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　介護保険層を定める所得基準のほうですね。分かりました。それなら分かりました。それは要綱だということですから、よく分かりませんけれども。

それはそれで基本的には要綱で現実的にそういう適用を受ければ、その中では１から３の人は基本的に下がると。そうでもない。違うの。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　要綱のほうで現在検討させていただいているところでございますけれども、生活保護法により生活補助を受ける方と児童福祉手当法の児童扶養手当の支給を受ける方と、児童特別扶養手当の支給を受ける方に関しては10割減免を今のところ考えております。先ほどの介護保険の一部を、第１段階の方に関しては該当の使用料のところに10分の３を掛けた額、第２段階の方に関しては10分の５を乗じた額、第３段階の方には10分の７を乗じた額というところで料金、使用料を頂く形に減免というところを考えているというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　減免パーセンテージは今お伺いしましたけれども、というのは改定料金後に掛けることの10分の３とか30％とか。それから、これで言えば、ちょっと適当な数字を申し述べて、分かりやすいようにしたいのですけれども、分担金も使用料も双方ともにですか、それとも使用料のみですか、減免対象は。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　使用料のみの減免を考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、使用料の比較がどこかにあったな。分担金ではなくて、使用料の比較。どこだっけ。

〔「267ページ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　267ページ、これか。そうすると、具体的にお伺いしますけれども、現在10人以下槽で、10人以下までは同じなのですね、全部。この人たちの年間でも月間でも構いませんけれども、年間の使用料が５万8,800円になっていますけれども、これの例えば10分の７、３でもいいです。そうすると、少なくとも３万円は下るということですか。そういう読み方でいいですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　先ほどの第１段階の方になりますと、金額として１万7,640円ということになりますので、１万何ぼ減になると。

〔「10分の７だと幾らになりますか」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　10分の７だと４万1,160円になります。第３段階の方に関しては、年間で４万1,160円。２が２万9,400円。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、実際には、現実には３ではなくて、２までの人だけが安くなると、そういうことですね。だって、３の人になると、４万何ぼ、現在３万円ですから。実際には値上げだと、これは。だから、３まで減免されますということではないと。安くはならない。確かに既定が５万8,000円の10分の７ですから、それから比べたら安いわけです。ところが、従来より安いかというと、決して安くはない。従来より安いのは２まで。２で約200円ぐらいですか。200円ぐらい安くなる。だから、従来より安いというのは、曲がりなりにも200円安いのも含めまして、２までですと。そうすると、２という人はどういう方ですか。

介護保険はいいですよ。２というのはこういう人ですと、それは介護保険法で定めたわけだから。

それはそれでそっちの説明を所管課長から受ければいいでしょうけれども、その他の人もいるわけですね、所得になると。先ほど申し述べた生活保護だとか、あるいは保護は受けていないけれども、所得は幾らか、私は概念的に低所得者とは幾らをいうのかというところがはっきり、非課税者というのはそれなりに分かります。あるいは、生活保護者というのは。ところが、可処分所得的に見るのか、収入で見るのか、これによって大きく違うわけです。

例えば400万円の収入があると。ところが、可処分所得の後は60万円ですとか、あるいは70万円ですと。というのは、それだけ家族構成、頭数もそうですけれども、費用がどのくらいかかるとか、あるいは税金がどのくらい払うとか、いろいろあるわけです。それによって一概に金額だけもらうと、この人は、太郎さんは400万円ある。しかし、家族は６人ぐらいいるのですと。子供さんが学校へ通っているとか、これはもう税法上は扶養家族です。申請してあれば。だから、そういう家族は決して高所得として、収入は400万だけれども、可処分でやると、課税対象といったらいいのでしょうか、課税対象額は50万だとか。

ところが、私は300万の収入はあるのですと、ところが単身者ですと。配偶者はいません。扶養家族はいません。こうなると、所得控除を引いた額だけ、それにいろいろ保険を払うでしょう、国保だとか社会保険、あるいは生命保険。それらを引いても100万円残っていると。これは現実的にあり得るわけです、現実社会の中で。私は、そこを確認したいのですけれども、第一概念、法律的には、法的には、制度的には後期高齢だの前期高齢だのとあるから、何歳をもって高齢者というというのは分からぬではない。だけれども、高齢者に限らず低所得者というのはどういうことを想定しているのか、今言ったように。一概に家族構成とかそんなの関係なく、500万の人は、あるいは600万の人は高所得者だと。あるいは、300万から少なくとも低所得者とはいいませんと。どういうことの設定なのでしょう、この低所得者となると。今言った生活保護、あるいは先ほど申し述べませんけれども、住民税の非課税者、そういう概念では分かります。その辺は低所得者と一概に言った場合に、今介護保険法に基づく段階の１、２というのは、これはもう数字ではっきり分かりました。２の人がいっぱいなのだと、200円しか違わないけれども。１の人は３万円引く何ぼでもって、１万二、三千円安くなるかもしれません。それとの関係でお伺いしたいと思うのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　現時点で庁内で検討しているところでは、先ほど課長のほうから説明があったとおりで、介護保険料の算定の基準をそのまま踏襲する形で要綱として反映する考えであります。なので、65歳以上の１段階、２段階、３段階に振り分ける所得によったりとか、いろいろな条件が当てはまる方が今回の減免の対象になるようにしていくと。一方で、収入の少ない方はほかにもいるという議論も確かにありました。ただ、そこの部分に関しては、申し訳ないですけれどもというわけではないのですけれども、やはり全体的に料金の改定をして値上げをしていって、自分たちの

収入で公営企業に移っていく上で事業を実施していかなければいけないという、そもそもの考え方の上でお受け入れいただきたいというところがあります。

一方的に値上げすることに関しては非常に申し訳ないところではありますが、先ほど述べたとおり、もう30年以上も同じ料金でずっと来ていたと。そもそも今の料金からこんなに上がってしまうというよりも、現在の情勢の中で見合っていなかったというところが正直なところでありまして、上げ幅がちょっとというところの感想があるかもしれませんが、そこに関しましてはみんなで負担してもらわなければ、私説明会の中でも述べさせてもらいましたが、利島村が今後利島村として維持していくためには、やはりそういったことで自助努力をしていく必要があるといった中でご理解いただきたいなというところです。

重なりますが、高齢者の方に関しましては特に独り暮らしで浄化槽を所有されている方に関しましてはちょっと負担が大きいだろうと。年金で生活されている方に関して、この上げ幅だとちょっと厳しいであろうという観点で、そこの部分に関して減免させていただく措置を講じようというふうになっていったという経緯でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それはありがたいです。ありがたいというか、答弁、説明で。

私がお伺いしたのは、そういうことを聞いているのではない。事情を聞いている、状況を聞いているのではない。東京都はどうだとか、村財政がどうだとか、そういうことの質問ではないのです。実体的に、実務的といったらいいでしょうか、具体的にどうなるのですかという意味で聞いているのです。低所得者はどのくらいの人を言っていますかと。大変だろうと思いますけれども、値上げさせてもらいました。それはおかしいのではないですかと、そういう意味で聞いているのではないのです。

該当するであろう低所得者というのは、先ほど申したように、普通思うのは収入が幾らあるかということで判断しがちですと。例えば300万、400万ありますよというと、この人を低所得者というのかといったら、通常概念的にはない。しかし、その世帯の事情を見てみれば、決して400万で豊かとは言えない。例えば家族が６人もいると、扶養家族がいますよと、親やら子供やらいますよというようなことで、実際の現実的な残る所得というのは可処分の所得はせいぜい60万か70万ですと。ところが、300万なら低所得者だと仮にいった場合、単身者の場合だったら可処分の場合は百二、三十万の可処分所得になるよと。だから、金額で、収入でぽんとやってしまうのか。家族構成にはいろんな形態があるわけです。例えば親子、例えば６人子供がいるけれども、そのうちの４人は働いていると、１世帯で。そうすると、合わせて1,000万円あるとか、そういう家族もあるでしょう。ところが、同じ家族でも子供がまだ一番大きいのでさえも高校生ぐらいだよというのもいるでしょうし。だから、いろいろ家族構成はあるのだ、その所得についてはあるのですよと。そういう点につ

いて、頭からそんな家族構成なんか関係ないと。ある人が、住宅の使用料というのはご案内のとおり、家族単位ですね、収入が。筆頭者の収入だけが対象ではなくて、家族が３人働けば、その合算に対して家賃を計算していくと、設定していく。いろいろあるのです、家族は。徴収の仕方も。それを実務に聞いて､大変でしょうとか､大変でないとかということを聞いているのではないのです。だから、村長でも結構なのだけれども、実務問題を聞いているので。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　今回に関しましては、まずは基本的に料金の改定で値上げをさせていただくという条例でなっておりまして､要綱等の整備は現在進行形で進んでいるところではありますので、別途また改めてお示しさせていただく。議会ではなく、協議会等でお示しさせていただく。もう少しご意見も踏まえて議論した上でお示しいただくということにさせていただきたいなというふうに今聞いていて思いました。

まだ庁内での議論も進んではきているところではありますけれども、はっきりと意見のすり合わせが、今のご質問に対して、基本的には先ほど言ったみたいな高齢者の負担を少しでも軽減という観点でありますが、低所得者、家族のくくりをどうするのだという議論は、そこまではっきり言って尽くされていないと、庁内でも。調整されていないというところでありますので、今回に関しましては条例の審議に関連するところではございますが、後日改めてということではご容赦いただきたいなというところですが、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　条例であるだけに、それはいいのではないですかと、本来言うべきなのかもしれませんけれども、ともすると、それをするためにはこの条例が邪魔になるのではないでしょうか。そういう嫌いはありませんか。この条例を変えるわけにはいかないですよ、要綱で。だから、かえって要綱ではいろんな便宜、便宜といっては表現がよくないかもしれませんけれども、いろんな手当を考えてあげたいのだけれども、しかしこの条例が邪魔になって限度があると、あるいは適用できない。どうも要綱がつくりにくいと、そうしたいのだけれどもというようなことが、何か見たときにありそうな気がするのです。発生しそうな。何かこの条例が邪魔になりそうだと。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　邪魔といいますか、まず基本的に条例というのは規則や要綱より上位になしているものでありまして、そこに縛られる要綱であろうというふうになっております。なので、まずは全体的に見直していくのだということはもう譲れないというか、そういう方向で村政を運営していかなければならないということもありますので、それはそれで切り離すわけではないのですけ

れども、それはそれとして、その上で、その条例をお認めいただいた上で上げ幅というか、減免に関してちょっと時間をもう少しいただいた上でご説明させていただくということにさせていただきたいと。先ほどの繰り返しになりますが、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が邪魔になるのではないかと言った意味をご説明しますけれども、例えば要綱をどうこうしようと思ったとしても、言えば例えば使用料を見てみましょう。10人以下を５万8,000円と決めているのです。分かりやすく言えば、これが邪魔になりませんかということ。という考えを述べさせてもらいますけれども､建前としては２倍の200％程度の収益を求めるようにしたいと。そうなるわけです。これどうでもいいのだというのなら話は別なのです。結果でもって、この条例の執行状況で結果では、必ずしも200％でなくてもいい、場合によっては150でもいいし、130でもいいというなら、これまた議論が別になるわけだけれども、そうではなくて200、ぴったり200％にあえてこだわりませんけれども、数字のこと。200％、５％、増えたか減ったかなんていうのは論じるつもりはありませんけれども、５万8,000円と決めたのだと。さあ、この対象世帯は何人いるのだと、世帯は。これ全部計算していくわけです。20人以上いるかいないか知りませんけれども、21人以上か。となれば、村は何世帯と分かっているわけです。21人が何世帯。料金の取れるところは。役場から料金取れないだろうから。役場から取っても一銭の増収にもならぬわけで。増収と言えば増収だけれども、同時に減収になるわけで。

だから、そういう点も踏まえて、ここで料金設定してしまうと、例えば200％が達成されたのかされないのか。そういう意味で邪魔にならないかという懸念をしていますということを申し述べたのです。例えば10人以下の世帯が何世帯あるのか。そのうち何世帯が２までだと。それを計算してみたら何ぼだったと、幾らだったと。それ以降同じような計算をするわけです。そうして計算して立ち上げてみたらば、トータル５万8,000円と設定したがために、それを基準にしてやるわけだが、これを壊すわけにいかないわけです。全て５万8,000円が基準になるのです、住民課であれば。そういう意味で、立ち上げて計算してみてみたらば、本当は200％で何万円だか知りませんけれども、1,000万円だか、2,000万円だか知りませんけれども、1,000万円であるならば2,000万円になるはずなのだと、その前後に。という思惑でやったのだけれども、実態をやってみたら1,600万円ぐらいしか増えていないと、６割ぐらいしか。そういうことで懸念して質問したのですけれども、村長が言うように、その点はご心配なくということなら、それはそれで私は結構なので。その根拠というのは何かといったら、先ほど検討していただくということですから、くどいようですけれども、所得というのはいろいろありますよと。所得は一緒でも。それがどうもこれが邪魔になって、予算は増やしたいのだけれども、増やせませんと。そういう意味で、余計なお世話といいますか、取り越し苦労といいますか、申し述べたのです。

○議長（寺田　優君）　答弁は要りますか。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　この件に関しましては、シミュレーションといいますか、を何度かしておりまして、担当のほうで。その結果で、分からないです。10年後、そういう１号の方が増えたりとかいうことはあるかもしれませんが、今のところのシミュレーションでは想定というか、目標の改定率を達成できるというようなシミュレーションの結果が出ているということなので、先ほど言った第１段階、第２段階、第３段階のあの幅でいくことで大丈夫であろうというところでありますが、まだ申し訳ないです。繰り返しになりますけれども、確約したところがまだお示しできないので、時期になりましたらご説明させていただきたいということです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ここの提案に至るまでにはそれなりの実務的なシミュレーションといいましょうか、大体見当をつけてきたと。およその、大体こういうことならこうなるでしょうと、そういうある程度データというか、やってきたと。予行演習をやってきたと、シミュレーションというのは。

ところが、今私が質問している所得とは何ぞやと、低所得者とは何なのだということの概念がはっきりしないのに、くどくど話をして恐縮ですけれども、同じ600万円でも家族構成になって違いますよと。これどう見るのだと。そこのシミュレーションなんかやっているのかということです。どうするのだと。600万円はあくまでも600万円で、これを高所得者というのかと。そういうこともシミュレーションでは600万、これは高所得者と見るということにしてしまっているのかどうか。そうすると、これ住民がいるわけです。我が家は苦しいと。600万円で何が苦しいのだと。いや、家族が多くてと。600万が適当かどうか分かりません。同じ300万円の収入なのだと。ところが、ある人は夫婦２人ですと、あるいは独り者ですと。ところが、300万円の収入はあるのだけれども、うちには家族が６人もいると。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、先ほど言ったみたいに、現時点では高齢者に関してシミュレーションしたところでありまして、先ほどご指摘していただいたくくり、年齢等ではなくてやるのかやらないのかというところも含めて、もう一度議論した上で、65歳以下の低所得世帯に関しても適用するどうかという議論をした上で、再度シミュレーション等をして、どういうふうにやっていくのかというのをお示しさせていただきたいというところでありまして、まずは基本的には全体を上げていかないと、繰り返しになりますが、厳しく指摘はされているといった現状もありますので、そ

の辺はもう繰り返しになりますけれども、ご理解くださいと言うしかないかなというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、ただいまについては、これまでの私の質問については、ただいま村長がそういう答弁をされているので、ではそうしましょうかというぐらいしかないような気もするので、そうですかということにします。

数値の問題で、理由を伺っておきたいなと思っていた案件があるのですけれども、分担金のところで、１つは。下がるところもあるのです。ちょこっと下がるのもありますけれども、６から７人というのはちょこっと下がる。これは下がっても下がらなくても似たようなものだけれども。特に8から10というのは何世帯あるのか知りませんけれども、これはそれなりに下がっているのです。大した金額ではないと言えば大した金額でもないけれども。ないと言えば。それをどういう理由なのかなと。

それから、もう一点は最初の、前後して恐縮ですけれども、設置料が、分担金というのは設置料だというから、もちろん施工費でないことは、施工費は10％ということでしょうけれども、受益者が。幾らか上がったのではないかな。そこにしましょう。まとめてしまうと、また答弁があれだから。その取りあえず２つを聞きたいのです。理由を。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　分担金の設定の根拠についてですけれども、環境省のほうで出しています循環型社会形成推進交付金の取扱い要綱、こちらのほうの別表第４でございますけれども、公共浄化槽等整備推進事業という表があるのですけれども、こちらのほうの高度処理槽の浄化槽の整備基準額というのがあるのですけれども、例えば５人槽で88万2,000円掛ける基数とか、そういうのがあるのですけれども、こちらのほうの５から10人槽は10％、11から20人槽は20％、21から30人槽は30％、31から50人槽について40％という額で設定させていただいております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、先ほど伺いました。パーセンテージの率というのは。

私が伺ったのは、それはそういうことなのかどうか分かりませんけれども、8から10というのは15万2,000円ですね、現行が。それで、改定してみたら14万円です。そういうことだな。改定前が、現行が８から10というのは15万2,000円ですね、400円高いけれども。改定してみたらば、８から10というのは14万円です。30％だか、20％だか、その率はともかくとして。ほかは全部上がっているのです。ちょっとしたのは、６から７というのは10万8,600円が10万8,000円、600円ばかり下がっている。この600円そこらはどうでもいいと言えばどうでもいいですけれども。こういうのを聞いている

のです。あとは大体全部上がっているのです。その理由を聞いたのです。何か８人から10人とは利用率が高いから下がったのか。件数が多いから。何かの事情でもあるのかなと。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　昔条例制定当時に、浄化槽市町村整備推進事業というのが当時もあったと思うのですけれども、そちらのほうで当時だと厚生省になるのか、環境省になるのか、ちょっとどっちの省になるか分からないですけれども､そちらのほうで標準工事費のほうの同じような、今回でいうと交付取扱い要領ですか、そちらのほうで決まっている標準工事費というのがございますけれども……

〔「工事費」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　標準工事費。

〔「それは別じゃないの」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　いや。設置するための工事を行うための一部の費用を頂くというのが分担金ですので。

〔「さっきと違う、説明が」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　変わっていないです。その当時の表と今の表を横引きして設定して、今の循環型社会形成推進交付金のほうの表をそのまま引っ張ってきて設定させていただいているので、その標準工事費ですか、そちらのほうの表が変わってくれば、物については標準のものが下がってきているものも、人槽数によって変化していると、下がってきている表のところもあると。上がっているところもございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　先ほど前田議員の質問で出たけれども、私もそうなのだろうなと思って聞いていたら全然違ったのだけれども、これは施工費ですか。施工費は、何に構わず、多少率が変わったか、制度が変わったかという記憶はありませんけれども、実際の施工費の90％は村の負担だと。ということは、受益者は施工費の10％を負担すると。このときには、何人槽だということは、10％だと20％だと30％ということはないと。何や構わず施工費の10％は受益者負担という条例が、当初つくったときにはそういう設定をした記憶はあるのですけれども、それなのだということですか。それが５人槽では７万8,000円が８万2,000円になったと､それだけのこと。工事費が８万8,000円で、村が負担しますよ、作りますよと。これは考えにくいですね、工事費は。ものの代金、これは設置したときに必要だけ徴収するのでしょう。毎年ではないでしょう。設置したときに８万円頂くのでしょう。そうすると、あとは使用料だけでしょう、払えばいいのは。毎年負担金だって、５人層だったら毎年使用料とは別に８万8,000円払うのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　浄化槽条例自体は、整備された当初の話になってくると思うのです。お話として10％、10％という話が。

以前にも、いつの会議だか忘れてしまいましたが、お話をさせていただいたのですけれども、平成８年から平成13年度までに個別排水処理施設の整備、浄化槽の整備をさせていただいたのですが、そのときには分担金は徴収しない代わりに、家庭用で言えば排水管の10％になる額を徴収するよということで分担金の設定になっていたのですけれども、その後に関しましては一律の、第８条で規定されている別表第１というのがございますけれども、そちらのほうの分担金をいただく。その代わり排水管は自分たちで整備してくださいねということになっておりますので、その浄化槽本体を設置するために分担金を頂くと。整備工事をするということですね、浄化槽の。そちらのためにそれぞれの分担金、人槽ごとの分担金を徴収しますと、１回。整備に関して１回徴収すると。あとは使用料を頂きますという条例になっています。そこは変わっていないです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、今は新たに浄化槽を設置すると、受益者は仮に総工事費が業者さんの見積り、見積りというか、施工料が例えば300万円ぐらいとします。そうすると、受益者さんは幾ら負担するのですか、パーセントでもいいです。例えば300万円なら300万のうち幾ら負担するのですか。施工費が300万かかったと。浄化槽代金から、配管から工事費を全部入れて。そうすると、引いてもらった人、工事してもらった人は幾ら負担するのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

現在に関しては、排水管と浸透ますですか、あとは排水設備ですか、そちらに関しては建物を建てる方で直接やっていただく形になっていますので。村が入れるのは浄化槽本体だけ。あとはブロアとかその辺は当然あれですけれども。配管等は村ではやりませんよと。整備はご自分でお願いしますという形になっています。本来に関しては村のほうで設置。例えば今回ですと、令和４年度に関しましては800万で10人槽を１基整備しますよという計上をさせていただいたのですけれども、そこの浄化槽本体を据えるという工事費用を村で出すのですけれども、その代わりに人槽数に合わせた今回改定する別表第１ですか、こちらのほうの費用を頂きますよと。その分担金を払ってくださいねという設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私の質問の仕方が悪いのかどうか分かりませんけれども、施工費が全部入れて、浄化槽の代金から浸透ますが必要なら浸透ますの代金から、全部入れて300万円かかったと、工事費が。何や構わず無条件で。そうしたらば、受益者は幾ら負担するのですか。

〔「分担金と、あと浸透ますとかそっちのところです。排水管と……」
と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうではないのではないの。だって、それでは工事費が500万かかっても、８万円払えばいいのですか。

〔「実際そう」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　実際そうなの。

〔「浄化槽自体は村の持ち物、所有物になるから、それを貸している
と。施工費によってパーセンテージで受益者に負担させるという
ものではなくて、あくまで分担金と、あとそれ以外の附属品を住
む人に負担してもらう」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。そうですか。それは私の認識不足で古い考えでした。

当時は施工すると、工事費が例えば幾らかかったと、施工費が。そうすると、先ほど述べた、私はこの当時議員でしたから。そういうことを確認していますけれども、そのときの何や構わず10％、これを知っている議員がいるかもしれません。いないのかな、分からぬけれども。10％を受益者さんは負担すると、そういうことだったのです。何や構わず。ところが、これを見ますと、５人槽の人は工事費が500万かかろうが、600万かかろうが、８万8,000円払えばやってくれますと、こういうことなのだ、これでやっていますと。それは知りませんでした。

例えば一番利島で多いのは５人槽が多いのか、６人から７人が多いのか知りませんけれども、最高高くても工事費は関係ないと。例えば私の、自分のうちを言ってはあれだけれども、私のうちなんかは５人槽だろう、分からないけれども。仮に７人槽だと。そうすると工事費が600万かかりました。だけれども、村に払う金は10万8,000円払えばいいと。そうですか。分かりました。それは勘違いでした、私の。知りませんでした。

終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、議案第17号の利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終了いたします。

ここでちょっと休憩いたします。

（休憩　午後　２時００分）

（再開　午後　２時１０分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎株式会社ＴＯＳＨＩＭＡ関係の集中審議

○議長（寺田　優君）　昨日、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの件で資料を提出してくれということで頼んであって、その後には集中審議をするということになっていましたので、資料がどうやらそろった、お配りしてあるという状態にありますけれども、これで審議できそうであれば集中審議をただいまから行っていきたいと思うのですけれども、いかがですか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　先ほど配られた資料なのですけれども、実績を書かれているだけで、今までもさんざん聞かされてきた話なのですけれども、我々は専門家ではないから分からぬという話が度々出ました。このことで聞きたいのですけれども、まず昨日もらった資料の中で売買契約書がありました。847万円だっけ、売ったと。まず、そこを聞きたいのですけれども。誰かに相談して、あの金額を出したのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

昨日の答弁と重なるところもありますけれども、もともと村で使っていたフォークリフトをリースバックしていただける業者を前提というところで探したと。その中で対応していただけるところが１社だったところで見積りを出していただいて、その後契約をして、売却をしたという形になります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　そうすると、相手が書いてきた、提出してきた金額、847万円、妥当かどうかという判断というのは誰がしているのですか。ただ、もう言われるままに、ああ、そうですか、分かりました、売ります、買いますという話だったのか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、リースバックをしていただくというところが第一優先というところで売却を進めていたというところで、見積りを出せると、対応ができると、リースバックに対応できるというところが１社だったというところなので、その金額で契約するという形になったということです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　普通、物の売り買いの場合には、買ってもらう場合には一円でも高く、買うときには一円でも安くというのが世間の常識です。それはもう無視して、ともかくリースバック、リースしてもらえるのであれば、無条件でこの値段でいいという判断が働いたということなのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　高い安いというよりは、やっぱり先ほどから答弁していますけれども、リースバックをしていただけるところでないとという条件の中で探したと。それに対応できるところが１社だったというところで、金額的にもこれで問題ないという判断で売却をしているということです。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　売り買いの話なので、この辺でその話は打ち切りますけれども、昨日の話の中でリースするに当たって、リースするというか、してもらうに当たって何社か声をかけてみたけれども、応じたのが１社であったということなのですけれども、この辺も例えば誰かに相談して、どこのリース会社がいいのだろうとかという相談というのは一切されていないということなのですか。ネットで調べて、大手はここがある、ここがあると、それで当たってみたと。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

島内の事業所につきましては、先日から答弁しているとおり、廃業するというようなお話があったので、直接お話はしていないと。島外の業者につきましては、インターネットで見積りを取って、その見積りの依頼をかけて、その後やり取りはして、結局ちょっと離島ということもあったりとか、リースバックの話があったりとかして、見積り自体は出せませんというようなお断りがあったということです。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ネットで調べて、当たってみたと。結果、どこも返答くれない。では、リースしましょうという話はなかったということなので、今までの、さっきも言いましたけれども、答弁を聞いていると、我々は専門家ではないと。当然リース契約云々についても皆さん素人のはずです。リース会社がどこにあるかというのを知らないからネットで調べたということなのでしょうけれども、例えば今までも利島絡みで、この島絡みでリース契約というのはほかにもあったのではないかなと思うのですけれども、そういう業者に例えば当たって、どこか適当なところはないかと、そういう調べ方というのは今回に限ってはやっていないということ。ただネットで調べて、当たってみたけれども、実際は何にも得られなかったというので、１社だけを応えてくれたところがあったからという、それだけなのか。あるいは島関係でも、今までほかにもいろいろリース物件とかはあったのではないかと思うのですけれども、そういうところに改めて当たってみるとか、そういうことは一切なかったということなのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　今考えれば、そういったところも検討する余地があったのかなというふうには考えております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　普通に考えれば、例えば詳しい人、フォークリフトを売るにしても、一応はやった業者、前に買ってもらった業者がいるわけです。廃業云々というのは先の話であって、話を聞いて、幾らぐらいが妥当なのだろうと、まず聞いてみる。ついでに今までに例えばリース業者というのは、リースを考えているのかと。その業者というのは知っているところはないかと普通だったら聞きます。私はそれが常識の範囲内と思うのですけれども。だから、それをいたにもかかわらず、一切もう廃業するから聞く必要もない。ないかどうかというのは分かりませんけれども、聞かなかったというのは大きな落ち度ではないかという気がするのですけれども。その辺はどう考えるのですか。ネットで調べるからいいやという、それだけだったのか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　当時の判断でありまして、先ほど主幹のほうから答弁があったとおりで、今となってはそうなのかもしれませんし、今となっても別に当時の判断でしようがなかったのかなとも思います。

実際その間に、その間というか、トラックのほうはもう既にリースに移行しておりまして、そこの会社だったのかな。違ったのかな。全く聞いていないとかというわけではないという中で、昨日

からずっと同じ答弁をしていると思いますが、対応してくれるところがそこだったということでございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　最初は、見積りも（株）ＴＯＳＨＩＭＡが持っているのではないかという話でした。我々が要求したのは、見積書とか契約書も提示してほしいという要求をしたところ、それはもう民と民の話なので、役場としては出せないという話で、ああ、そうかという感じで、そこはその場は納めて、改めてその辺の資料関係を欲しいのだと、どうしても欲しいのだという話になって、その経緯を資料を作ってもらえるということで昨日は終わっているのです。昨日の午後の話なのですけれども。リースをするに至った経緯、要は我々としたら、なぜその１社だけが、今の何といいましたか、リース会社は。何でそこに決まったのだということが知りたいわけです。それは、民と民の契約だからというから、ではしようがないのか。でないのであれば、任意で出てこないのであれば、強制力を持たせて出してもらうしかないねということで、100条委員会とかの話も出たりしたのです。出さざるを得なかったというのかな。

だから、今答弁を聞いて、インターネットで調べてという言い方をされていましたけれども、確かにそれも一つの手段かもしれない。でも、現実に時間がないわけでもなかったし、１日、２日という時間も取る暇もなかったのかという状況でもないような気もするし、そうすると何か作為があったのではないかという勘ぐりをこっちは持ってしまうのです。それでしつこく、まず資料、資料という言い方を昨日はしていたのですけれども。だから、その辺がつかめないので。そもそも少しは我々よりその業務に携わってきた人がいる中で、何でその人に聞かなかったのというのがまず第１点として上げられるし。そこら辺の資料が出るのかなと思ったのです、今日。どういう経緯で１社のみの契約に至ったのかという。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　繰り返しになりますし、その補足にもなるかもしれませんが、東海汽船の業務を365日やるに当たって、フォークリフトを維持していかなければいけないと。それで、利島村から委託から補助金の体制になっていくという中で、村が持っている必要がなかった。なぜかというと、村が持っていることで職員の負担、金銭的にもそうですけれども、かなりあったと。維持管理、車検、その他手続等、保険等の手続も含めて、なかなかやっていくのが厳しいという中で、当時早く手放したいというのもあったと思います。やはり移行させるためにはどうしたらいいかと。業務のリソースの問題もありますし。そういった中で、先ほど来繰り返し答弁させてもらったように、リースバック方式ということでやっていきたいと。それには、今まで負担となっていた整備、車検、維持管理、タイヤ、油も含めてですけれども、というのも全部やってもらえる前提でということで

探したと。それには、やはり大手企業、インターネットでももちろん探したりというところもそうですけれども、利島にいつも来てもらっている方ができればいいなということも、これはちょっと想像になりますけれども、あったのかなと。そんな中でお声かけして対応してもらったのがそこの会社だったということであって、疑念とかいうようなことを言われると、ちょっと相手方にもご迷惑をおかけするかなというふうに考えております。よかれと思って、当然利島のためにと思って判断し、その値段も適正だというふうに判断して、今のような形態になったというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今村長が第三者という意味でしょうか、ご迷惑がかかるかもしれぬということは、暗にこれ以上議会で云々をやるというような意味で私は聞き取りましたけれども、一応それは脇に置いておきます。覚えておきますけれども。

それで、資料に基づいてというところから、まず私は伺ってみたいと思うのです。妥当な額かどうかということです。それで、昨日辺りの話もあったけれども、高いか安いかは論にならないというような話もありましたけれども､それにしてもということです｡今頂いた資料に基づいてお伺い、これはそこの範囲がよくても悪くてもこういう数字が出ていて、これはありがたいことなのです。これを説明する必要はないわけで、金額で見ますから。そうしますと、どういうことか、この計算のままいきますと､大体修理費というのはこのくらいぐらいかかる｡年によって多少違います｡400万があったも、200万足らずもあるし、100万ちょっともありますけれども、押しなべて平均すると５年間で1,200万を割ればいいので､これが普通の算数の平均値の統計的な見方だろうと思うのですけれども。この間にリースしていたわけではもちろんないわけだけれども、しかし将来この程度の修繕費で、車検を含めて、保険料も含めて、この程度の５年間で一千二、三百万程度でもって維持されていくと、修理費を払っていくと。もちろん燃料代とか、そんなの別です。そうすると、将来５年間で幾ら払うかということになると6,000万払うのです。これから将来。このままの条例でそのままいくと6,000万払うのです。もちろん物価の変動もありましょうけれども､それは取りあえず抜きにして､その６年間で幾らかかるかと言えば1,200万かかるのです。ということは、素人考えでは売上げから経費を除いたものが利益と、粗利ですと、あるいは差益ですという見方からすると5,000万近い、ということは毎年1,000万近い利益が生じると。私がリース業者だとすると。そういう計算が成り立つわけです。

一つは、これをどう見るかと、世間様が。利島の村民さんが。これがオープンされて見ると、どう見るかと、これは。村は妥当な額だと言っている。先ほど来妥当な額ですと。そういう点で、果たして私たちが村を収める一端を担わせていただいているわけですけれども、果たしてこれは住民に説明し切れるのかなという問題が１点私はあります。これはこれで。

それから、今前田議員の質問に対する答弁を伺っていました。そこで１点確認したいのですけれども、確認というのは、私何回も確認という言葉を使いますので、よっぽど好きなのかなと思うかもしれませんけれども、必要だから確認するのですが、この問題についての本件に関して、石野議員が質問しているわけですけれども、最初。この中で見積りについて取っているのかと、相見積りです。と言ったら、取っていますと、数件取っていますという答弁をした記憶はありますか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

私が多分石野議員の一般質問の際にお答えしたと思うのですけれども､見積りを他社に取ったと。取ったのだけれども、出せないというような答弁をしたと思う。結果、１社だけとなったというような答弁をしたと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　答弁者はそういうことなのです。それで、客観的といいますか、皆さんがどう聞いたかということが大事になってくるのです。私はこう思ったというよりも、事実はどうだったかと。

そうしますと、私がそう言っては申し訳ないと思うのですけれども、おかしいと思うのですけれども、私は数社取っていますと、こういう答弁をされたと思うのです。今言ったように、大手がどうのこうのというのは後です。後には聞きました。最初、石野議員は私の記憶では、相みつは取ってありますかと言ったら、取ってあります。何社取ってありますかと言ったら、数社取ってありますと。それで、利島の業者さんというのでしょうかね、名前は言いませんけれども。工場名は言いませんけれども、そこからも取りましたかと言いましたら、取りませんと。これは記憶はありますか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

村内の事業所には取っていないというふうに私のほうでお答えしていると思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは確認できました。

前段の数社取ってあるというのはどうですか｡先ほどのとおり､そういうことは言っていないと。また、あくまでも大手を取ったということですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

数社に見積もり依頼をしたのですけれども、見積もりの対応はできないというふうに答弁しているというふうに私自身は認識しております。もしそうしていないのであれば、ちょっと言葉を間違えてしまったかもしれません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、数社取ったというのは、実際に取ったのは何社ですか。答弁ですと、前田議員の質問にありましたけれども、実際に取ったのは大手さん、インターネットだか何だか分かりませんけれども、それは手段は別として。そこにちょっと見積もってもらいたいと言ったのでしょう。どう言ったか知りませんけれども。そうしたら、うちはやりませんと、こう言われたということなのでしょう、簡単に言えば。それは少しはっきりしたいのですが、それはもう一回確認します。見ず知らずのところに、インターネットですか、それともどなたかの紹介、あるいは何かの関係があって申し入れたのですか。ただ、不作為といいますか、全く見ず知らずで、たまたまインターネットで検索してみたら何かがあったと。それで聞いてみたということですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、インターネットで私のほうで検索して、調べたというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで断られたと。そして、契約書にある会社さんに、これはどうしてそこにいってしまったのですか、分かったのですか、そこの会社は。そこの会社だけは。それで、これはリース会社とは言えないのですけれども、リースだとか何とかという言葉は使われているけれども、バックというのはどうか分かりませんけれども、このオートナル、高田毅さん、ツヨシですか、キヨシですか、分かりませんが、方のところにはどうして見積りがいったのですか、依頼が。この会社だけには。ある大手はインターネットです。この会社もインターネットですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっと私はそこの経緯が、すみません、承知していないので、どういう経緯かは分かりません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、今の現主幹に聞いても、これ以上お伺いしませんけれども、どなたが知っているのですか、これは。誰も知らないのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ここにいらっしゃらない方の名前を挙げるのがどうかというところではありますが、前村長、前副村長の交渉の過程でそうなったというふうに聞いております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　前村長ではないのですね、現村長なのです。それは村長は全て知っているとは、私もそういうところは問いません。そんなことを言うと変になるから。後に責任問題として、私は知りませんというわけにいかない場合はあるかもしれませんけれども、今そこまでの話はしません。

個人名と言えば個人名ですけれども、そういうことを含めまして、私は何を一つは言いたい、一例で申し述べたのだけれども、これが集中審議では、このままいけば出していかなければいけないと。これは中継されます。現に中継されていると思う。それでは、これを伏せるわけにはいかない。これからいろいろな方が出てくるかもしれません。そういうのを考えたときに、私は何らかの他の施策はあるのか。といって、秘密会というわけにはいかない。それでは、どうしたらいいかという提案はあえてしません。ということは、やはり議会に、私から提案は何もしませんけれども、ただ懸念するのは集中審議、これでやって、先ほど前田議員のほうから100条も出ました。それに値するかどうか分かりません。私には分からない、正直言って。しかし、こういうことはこれから集中審議で何日かかるか分かりませんけれども、もちろん私も何日だという想定もしていませんけれども、一例で申し上げたのですけれども、これは出ていきます。出ざるを得ない。いろんな方の名前が出てくるでしょう。個人名が云々なんて言っていられないと思っています。ですから、私はどうしたらいいか。くどいようですけれども、私はどうすべきだとは言いませんけれども、あえて言うなら皆さんにお諮りいただきたい、議長に。

それと、今現主幹さんでこれは酷です。知らない時代のことを、去年のことを担当でも何も、実情を知らないと。しかし、この間一貫して答弁してきているのです。極端に言えば、極端でも何もないのだ、関与していないのだ、自分が。事情を全く知らない。ただ、業務を引き継いでいるということはあるかもしれません。そういう中で、これから持ったら、所管が答弁へ立つのでしょう。私は言いました。どのように答弁しましたかと。そうしたら、このように答弁しましたと。それで、しまいにはその前のことを聞かれても私は分かりません。その前のことなのですよ、これ。結んだときには、契約書を判こを押したときには、そのときには主幹は在籍していて、この職務を担当し

ていたかもしれません、それは分かりません、私には。この文書を整文化したのは現主幹かもしれませんけれども。あるいは、村長がじきじきに書いたか知りません。そういう内部事情にも立ち入らざるを得なくなってきますよと、脅かすわけではないのです。だって、知らない人に幾ら聞いても、それ以上進みません。

それで、前田議長もちょっと触れていましたけれども、議会が要求してある文書が出るのか出ないのか、見積書、契約書。これはっきりしてください、出ませんと。そうしたら、あとは議会責任だ。ここまでやってきて。ああ、そうですかと終わるのか。出ないものはしようがないと。そういうことになるのか。あるいは、集中審議をやるのか。それも私は何とも言いません。100条やれとか、集中審議やれとか、これでやめろとか、私にはそういう権限ない。権限はあると言えばあるかもしれないけれども、しゃべるぐらいの権限は。

ですから、１点伺っておきたいのですけれども、この時点でまた確認と言わせてもらいますけれども、はっきりこれだけは誰でもいいから言ってください。書類は見積書、契約書、これは往復です。両方。リースの契約、それから発注の契約、発注といいますか、売った買ったの契約含めて。それで、もう一点ついでにお伺いして、私はそういうことで、あとは皆さんにお諮りというのに、あえて提案と言えば提案のような発言をさせてもらっていますけれども、もう一点だけ伺って、これもご答弁いただくのはどうかという気はしながら伺っておきますけれども、インターネットである大手さん、どこだか知りませんけれども、場合によってはこの業者もどなたですかと。インターネットで検索した業者はどなたですかというのが必要になるかもしれません。なぜか。本当にやったのかということです。誰でも分からない。やったと言っているだけで。ひもといてみたらやっていなかったと。この業者さんに、もう名前を言いませんけれども、この業者さんに直でいってしまった。そんな疑念が解けないのです。オープンにできなければ。そこに入っていきます。ところが、インターネットですから、あれはボタンで消えてしまうのだから。いつまでも記録されていない。あのとき検索したけれども、Ａというのでどこかのインターネットでリース屋、リース屋と検索してみたら10社ぐらい出てきたと。そのうちの頭から一番上のやつをぽんとクリックして電話してみたと。そうしたらお断りと。それはそうですよ、分けも分からず、いきなり見積りどうですかと言われても、常識的に。書類での申請をやったのか、どこまでやったのか、見積りは。

そういう前田議員の名前を出しては、公職者ですからあえて出しますけれども、質問にあるように、疑念があるということは問題なのです、これ。ここの議員が疑念を持っているということは。分かればいいのです。書類は出しません。出せません。私はこれで終わりますけれども、だから議会議長に諮ってくれ、どうするのですか、これ。このままやめますか。議員の皆さんがやりましょうというのなら、それはそれでやっていきましょう。その前に、書類は出るのか出ないのか、はっきり言ってください。いつまで引っ張るのだと。民民なんて言っているけれども、民民だか、セミだか知らぬけれども。それもいいかげんにはっきりしてください。出せます、出します、いつまで

に。いや、出せません。問い合わせてみます。問い合わせた結果、どうだったのか。出せるのか出せないのか。それでは、本当に問い合わせたのか。問い合わせたのなら、その関係者を呼ぼうかと、それで確認すると。そういうところになっていくのです。このままやっていったら。この辺にして閉じておきますけれども、議長にあとはお計らいを。私は、あえて動議とは、動議、動議というのもへんてこだけれども、意見としてはとにかく諮っていただきたいと思うのです。やるならやりましょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　令和４年度当初予算の中で認められた範囲内の歳入歳出を執行する上で、適正だという判断でその範囲内で事業を執行したというふうに考えております。

その上で、高い安いといったところになってくるのか、あとは客観性、金額の客観性に関してどうなのだというところでご疑念があるというご指摘かなというところでございまして、そのためには資料を提出しないと疑念が明らかにならないよということかなというのではない。そうではない。

〔「そうじゃない。そう聞こえましたか」と言う人あり〕

○村長（村山将人君）　資料を出すのか出さないのかというのをはっきりしろと、まずはそういうところですね。

昨日のお話の中で、出す必要がないという判断で答弁させてもらいました。昨日の午後のお話の中で民間同士のお話、先ほど言われたとおり。ただ、見積書を出さないにしても、その根拠となる数字のデータは今日を含めてお出ししたものと考えると。よって、資料がそろったというふうに判断して、お願いしますというお話をさせてもらっているというふうに考えているところであります。

その経緯、最終的には私の責任になってくるところではありますが、主幹のほうでもお話ししているとおり、いろいろな条件の中で進めてきたものであります。その中で、その金額、そこにしか相談しなかったのかというお話、インターネットだけかというご指摘かと思いますが、その状況の中ではその選択肢しかなかった。ベストアンサーだというふうに当時判断して事業を執行したということでございまして、当然悪意とか、そういった疑念を持たれるようなことはしていない。当然そうなのですけれども、つもりで事業を執行しているということでございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　去年の予算は確かに承認しています、議会として。去年はこういう疑念というのはなかったのです。去年はたしか825という記憶が何かあるのですけれども、で売ったと、買ってもらったと、それはそれで終わっていたのだ。そこからリースが発生していて、それが1,200万だ、実際には昨日の資料では1,150万円だっけ。そこから疑念が湧いてきたのです。だから、昨日も私この場で言わせてもらいましたけれども、例えば850でいいね。３台850万というのは１台当たり幾ら

になりますか。280万強ですね。その機械をフォークリフトですけれども、その機械を場合によっては４トントラックが入っての1,250万か。そのトラック分を除いても、仮に1,000万としてもいいです。850万で打ったやつを1,000万でリースバックするか。だから、契約書を見せてくれ、見積書を見せてくれという話になるのです。

何で集中審議、本来だったらもう予算審議に入っている、入らなければいけない時間的なことかもしれないのですけれども、そこが消えない限りは予算には入れないと。契約書ないし見積書云々というのが任意では出ないという言われ方を昨日されたので、では強制力のある100条でもやろうかという話になっているわけです。任意で出てくれれば、そこまでやる必要はないのです。だから、しつこく100条、100条というのはそこのところ。もう強制力を持ってやるしかないなと。関係者をみんな呼びつけて話を聞くしかないという今の我々の立場なのです。だから、これが解決しない限り、本当に予算に入っていけないです。出ないのでしょう、資料は。任意では。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そのことが今後の利島村のためにどうなのかということも踏まえて、相手方と調整させてもらうお時間をいただいて、提出させてもらうというか、了解を取っていくような対応をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ある意味、公金が入って出資している会社なのです。村長は監査委員という話もありましたけれども、監査委員が入れば、おのずと当然これは監査対象で見ることはできます。それは一つ確認したいということと、監査委員が見たことを報告するというのは、これは秘密事項ですか、議会に報告すると。監査委員が監査の結果を議会に報告すると、意見書をつけて。これは秘密事項ですか。もし秘密なのだというなら、それこそ法的な根拠を示してほしいのです。ないでしょう。

〔「それは質問ですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　質問です。

〔「監査に報告する義務があるんですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうです。義務というか、することはできるかということ。監査委員には、何か本件の案件と数字があさってを論じているのではないかというような気がするのでしょうけれども、それならその方法もあるという意味です。

〔「それは昨日言いました。それはどうですかと言ったら、そうじゃ
ないと……」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　監査が見るならば、出てくるというのでしょう。ところが、私が懸念するの

は、ないものは出せないのです。あるのか。

〔「見積書がね。契約書があるのか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　２つが。あるのだが、民民だか何だか知らないけれども、ありますよと。我々あるかないか分からないのです。分かるのは、出てきて初めて、ああ、あったと、こうなるわけです。あるのかないのかを探るというのはおかしいけれども、確認するのは、行政がやらないならば、それこそ強制権を持った調査委員会を設置する。それしかないのかなという議員の提案で、議会の中でも決して秘密事項ではないので。前田議員もそう言っていますから。それが話題になっていることは事実です。別に決めたわけではありません。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　私が一番懸念していたこととしましては、当然関係者がいるという中で控えさせてもらいたいというのが一番でありました。それは、今後の継続していろいろお願いしていくとか、あと安定就航のために頑張ってもらいたいという関係者の中で穏便にといったら失礼ですけれども、そういうことで進めていきたいというところが一番でありましたが、議員の皆様の疑念と言われるところが明らかにならない限りは、その方々にも仕事もやりづらいであろうということでありますので、基本的には昨日来、監査のほうでお願いできればというお話をさせていただいておりましたが、できる限りその資料をもって明らかにした上で、その会社、関係者の疑念、あと我々も客観的に判断した事実、根拠みたいなのを示させていただけたらいいのかなと思いますが、ちょっとすぐにどうのというところができないかなと今の時点では思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村長、そこなのですよ、実は。今出せないというのは、もう既にあるのならあるもので、取りあえず大急ぎで議会に現物を持ってきて、ありますよと、必要ならそれをコピーしましょうかと、今そこまで来ています。

〔「だから、出せるやつは出しましょうか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ないものは、どっこいそうはいかない。ないものはつくることはできるかもしれません。そういう泡を食って今言ったように、今は出せないけれども、時間をいただければ出しますというのは、あるものだったら持ってこれるでしょう。これ変に工作しては駄目です。そんなこと、工作とは言いませんけれども。あるのですか、ないのですか。確認したのですか、しないのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　確認はしております。なので、それほど時間は要しないかなと思っておりま

す。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今日中に届きませんか。コピーが面倒くさければ現物でもいいし、取りあえず見せてくれるだけでも。あとは役場でコピーしてくれればいい。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そのように調整させていただきます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　では、私とすればそれを待ちます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　私も１つ聞きます。

この前の質問のとき、利島の業者には相談したのかと言ったら、利島の業者とは相談しないと、していないと。それで、なぜかと言ったら、工場を閉めるのだと。ただ、これは工場は閉めたからフォークリフトを買わないとか、そういう話ではなくて、フォークリフトを売りたいのだとか、そういう話はしたのか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これも繰り返しになりますが、しておりません。というのは、やはり売るだけでなく、そのフォークを使い続けるために維持管理、メンテナンスをしてもらうためには、この先その会社が継続して事業を行っていく、運営していくという事実、将来性がその時点では確認できなかったために、そういう方式に切り替えたということです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　利島の業者は外へ出して修理しては駄目なのですか。新島の業者が買えば、利島ではできないですね、工場がないのだから。当然工場を閉めてしまうというので。利島の業者が閉めて、リースしたいのだと。リースできますかと言って、できると言ったら利島の業者も買ったかも分からない。売れたかも。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そうかもしれませんが、その時点でそういう判断には至らなかったというこ

とです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この間まで利島の業者が修理をやっていたのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、その会社がもう畳むということを昨年の冒頭のほうに言われておりました。言われておりましたので、予算を編成する上、また事業を執行していく上、その会社のフォークを使い続けるためにはどうしたらいいかというところの判断でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これがちょっと分からないのです。利島の業者が買って、大島へ出すと、例えば新島でもいいです。大島の業者が買って、大島へ持っていくのだと。新島へ持っていくかも分からないけれども。利島の業者ではリースができないとか、そういう結果になったのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、利島の業者が買ってというのは、利島の業者が継続して事業をしていくかというところが不透明だったために、島内に技術者がいないというところで、島外を中心に探したということです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　リースやレンタルをやるのは別段自動車の整備ができるからでなくて、普通の人が買って、工場で修理してもらえばいいことでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　事業の安定的な継続、（株）ＴＯＳＨＩＭＡでいいますと、会社の安定運営のためには個人ではなく、企業等でお願いしたいなと、会社として事業を実施していくというところが、担保が欲しかったというところであったと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　要は、会社を、工場を閉めたので、頼む必要はないと思ったと。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　例えば現在のラフタークレーンを個人で買って、それをリースにするということがもしあるのであれば、そのほうがもしかしたらいいのかもしれないのですけれども、今のところそういう想定を私どもしておりませんので、やはりそれなりの、ほかにも事業を実施している、継続的にやっているところにお願いするというのが筋だというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ラフタークレーンとか、大型のトラックだとか、そういうのは貨物船では積んでいけないでしょう、当然。東海の貨物船では。台船か何かを持ってくるわけでしょう。でかいのをやるときには。フォークリフトと４トン車は詰めるわけでしょう。そのクレーンとか、物すごく大型のやつをやっているわけではないのでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そのときの状況で、そういうふうに判断したというところでありまして、今あのときどうだった、こうだったと言われても、そのときはそのときで我々も検討して、予算化して、執行していったというところであります。

先ほどラフタークレーンの例を挙げさせてもらいましたけれども、前回、前々回の議会ですか、主幹のほうで事業者がこの後出てきたらどうするのだというご質問がどなたかからあったと思いますが、当然そのときも今のフォークリフトと同じように、先々ちょっと事業実施が厳しいということもあって、その対応として島外に出すという準備をしてきて、議会でも補正予算を組ませていただき、都内の島に整備、車検として出したということでありますので、それと同じ考え方であるという認識でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これは私の考えですけれども、一応は聞いてみたほうがよかったと思います。

終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにありますか。

その資料が準備できるらしい。

〔「確認しますよ、すぐ。持ってくるように」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、ちょっと休憩しましょう。

（休憩　午後　３時０５分）

（再開　午後　３時３３分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

（株）ＴＯＳＨＩＭＡの問題でありますが、契約書と、それからレンタル単価表というのですか、資料として提出されました。何か質問するようなことはありますか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　（株）ＴＯＳＨＩＭＡに要求したら、契約書はこれが来たのです。これがイコール契約書。何か見たら、見積書かなという感じがしないでもないのだけれども、ではなくてこれが契約書。本当か。契約書とは、例えば午前中やっていました、条例。条例で文言があるわけです。何条から何条までとか。支払いはどうするだとか、契約期間はどうだとか、万が一何かあったらどうだとかというのは全て契約書でうたっているはずなのだけれども、こんな１枚、見積書みたいなこんなペラ１枚で、はい、これが契約書ですというわけにはいかないと思うのだ。本当にこれが契約書なの。支払いが滞ったらどうするなんて一言もない。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　先ほど配付させていただいた資料の説明を１度させていただきたいと思います。

株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの契約書です。今年度、令和４年度分と来年度予定されている契約書のものと、あとは一般的なフォークリフトのレンタルリースの金額、何社かこちらのほうで調べたものをお配りさせていただきました。前田副議長のご質問ですけれども、おっしゃるとおり、そういった目的もあるかと思いますが、実際にはこれで契約書としているということです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　このオートナルというのは、トラックも含めて。トラックは別個。

先ほども触れましたけれども、この契約書だったら金払う必要ないのではない。どこに金を払いなさいと書いてあるの。私だったら、これ金払う必要ないなと取ってしまいますけれども。だって、罰則規定も何にもないと。ただ金額が書いてあるだけ。信頼関係があって、これでやると、それで決めたのでしょうけれども、ただ素直に第三者的な見方をすると、金払う必要なんかないではないか、全く。どっちもうたっていないのだから。金払うとも言っていないし、払えとも言われていないと。このオートナルさんには悪いですけれども。払わなかったらどうするのだろうといって。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

副議長がご懸念されていることもごもっともかなというふうには思うのですけれども、ある程度

信頼関係の中でやっていますし、当然株式会社ＴＯＳＨＩＭＡにすれば使用したものに対してお金を払わないということは当然ないわけですけれども、例えば来年度以降の契約をまだ結んでいない状態ですので、次年度以降、例えばこういう契約書を結ぶべきではないかというような指導というのは村のほうからアドバイスとかはできると考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　まさに今主幹に先にというか、説明してもらったとおりなのですけれども、私は解約条項とかそういうのが入っていると思っていたのです。それを見たかったのです。だから、先に言わせてもらいますと、後からやるかもしれない来年度予算、一般会計予算か。そこの中でこれのリース料はカットしてくれと、要はそれも修正してくれと、提案するつもりでいたのです。来年度ではなくて。今主幹が言ったのはこの４月以降の話ではなくて、令和６年の話だね。ではなくて、今年の５年の４月以降の話ということ。だったらそれでいいのですけれども。私もそう思っていたのです。リース契約を破棄して、３台買戻しして、利島で全部やればいいではないかと。そのほうが、先ほどもらった資料で年間の３台の修理代が幾らとか出ていましたね。大体年平均で二百二、三十万円。そのくらいで済むのであれば、リース料なんか乗っけて払う必要なんかないし、買い戻せばいい話だし。全部利島の中でやっていくという話ができるのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　いろんなご意見があるのは、昨日からいろんな議論をしているということですので、いろいろ考えてはやっていきたいなというふうには考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　関連でお伺いします。

この契約書の有効期限というのはいつですか、効力は。

〔「書いてないかい」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、いつですかと聞いている。

○議長（寺田　優君）　荻野産業環境課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　見る限りだと、期限とかは書いていないと。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　期限なき契約書というのは、どこまで効力を発します。これは、架空の契約ではないですか。逆に言うと、契約書ではないのだと。話合いの結果をまとめてみたと。その保証人が七島信用組合さんですか、これ。どういうことなの。七島信用組合というのは何で入ってしまっているのかなと。

〔「振込先」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　何で。

〔「ここに振り込んでねって」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いやいや、何で。契約書に。何で七島信用組合が振込先とここに書くのですか。皆さんが作った、ほかの２件だかの契約書がありますけれども、それに全部銀行名書いてあります。それは全部現金だから関係ない。現金でやったのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　昨日提出させていただいた契約書に関しましては、村と事業者との交わした契約書になります。今回に関して了解を取り、お見せするようになったものは民間同士のもので、簡素なものかもしれませんが、一応それを基にやり取りをしているというところで見せてもいいよという了解を取ったところでありまして、それの内容に関して、先ほど主幹のほうから次年度以降、もうちょっと何とかしたほうがいいのではないという指導というか、助言はできるかもしれませんが、基本的には民間同士の話であるので、あまり立ち入ることではないのかなというふうに考えております。ただ、その補助金として支出するに当たって、その金額で適正に執行されているのかというのは当然チェックしていかなければいけないことでありますし、それを基にこちらも予算を編成していくというふうに考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　予算の執行とおっしゃいますけれども、そういう予算の執行とはないのではないですか。担保がないのですよ、担保が。これ話合いをただここへ、この銀行で契約してもらえれば、私どもの銀行が振り込んで払いますよ、それを証明します。証明書と言えば証明書みたいの。何にも分からないのに、予算執行で適切に、適正にということなのでしょうけれども、これに基づいて、こういう担保がありますと、契約書に基づいていますと、私は払うことになっていますと。いつまで払うのか分からないのだ。だけれども、金を下さいよと。そうしたら、役場は村は何だか知らないけれども、執行してしまったと、適正に。今の答弁はそういうことになります。

私は、そういう答弁はないだろうと思うのです。だって、契約書を現に担保しないで、何だか知らないけれども、話合いの結果をメモして持ってきたらば、金をくれたと。それで、今何か説明が、どうも面白い答弁をするなと思うけれども、民間こそもっとしっかりしています。利害が直接絡む

から。部屋の１部屋、４畳半１部屋借りるだけでも、不動産屋へ行ってみなさい。もっとしっかり、こんなものでは契約しない。期限はないわと、いつまで住んでいいのだか分からない。どこかの銀行の振込先が書いてあったと。これを私が認めるのは、さすが我が村だなと思います。ほかでは通用しないでしょう。民間でさえ。民間、民間と言いますけれども、民間のほうがよっぽどしっかりしている。しかも、皆さんは公金を扱っているのです。私金ではない。

だって、これでは答えようもないでしょう。なのに、これはごめんなさいですと言うしかないのだけれども、村長は何年契約ぐらい結んでいるのですかと私聞いたのです、非公式ですけれども。そうしたら、複数年とどこに。複数とは何年だよと言いたくなる。これは直ちに解約できますよ、もしこれが契約書なら。即刻。あるいは、４月の２日に解約してもおかしくない。１日と判こを押したけれども、３人で。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　非公式でありましたが、私もリース契約なので、当然複数年で契約しているものだというふうに考えておりましたし、契約書自体、もっと精度の高いものかなというのは考えていたところです。今回資料を要求して、提出させて、今回了解を取った上でお見せしたものがそういったもので、いろいろな信頼関係の下でやっている上でのものだということで、しようがないのかなということで、先ほどの主幹のほうからもあったように、今後指導していくというか、話合いをしていくと、契約書の交わし方に関して。当然それはやっていくにしても、現状いろいろな経緯があって、例えば先ほどから話がある売買、それをリースバック等の形態が変わっていく中でそういうふうになったので、私の中である程度仕方ないのかなというふうに考えています。それが甘いと言われればそれまでかもしれませんが、金額の設定に関しても含めて納得できるものであるというふうに考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これはやるのですね。聞いておきます。いいですか。

それでは、お伺いしていきますけれども、売買した日付、契約、これはきちんとしていますね、村は。銀行名なんか入っていないでしょう。金融機関名なんかは。保証人がいるかどうかは分かりませんけれども。これは内容はいいです。簡単でいきますから。これは４月１日です。令和４年４月１日の契約。これは利島村とある何とかという先ほど申し上げた業者さんです。それで、こちらの契約は利島村は入っていないのです。ある業者さんと七島信用が振込先とはいっても、そんなものを聞いてどうするのだと言いたくなるけれども、いずれにしても七島信用があるということと入っていて、そういうことなのですけれども、何を質問するか分かっています。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　契約日が４月１日で売買し、その後すぐリースに移行したということで、書類的にタイムラグとかないのかというようなことなのかな。違うのかな。分からないですけれども。とにかく先ほど事業者の方とも了解を取る際にいろいろ電話で情報交換、共有したところでございますが、委託から補助、直営と、東海との直接契約に移行するのが４月１日になるといった中で、その時点で重機を使えないということだけは避けなければいけないと。なので、リースバック、今使っているものを買い上げ､そのまま使えるようにリースという方式にしたという状況がある中で、必ずしも完璧に全ての手続が滞りなく進んだというものでもないと。ある程度そういう不手際、情報共有がうまくいっていなかったというところがあるのかもしれませんが、ただ基本的には船を４月１日からも安定的につけるための措置であるというふうに考えているので、その辺りも含めてご理解していただけたらなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　この際、船舶の周航業務というのは脇に置いておきましょう。今契約の話をしているのだから。

それで、今の答弁からすると、何か船を着けるためにはいつでもいいのだみたいな、どうでもいいみたいな、あんまり論じるなみたいな。船を着けることはこれは分かっているのです、説明いただかなくても。これは横に置いておきましょう。それの条件が、もちろんこの契約でこれが適切に結ばれていなければ船の就航はできませんというなら、これは別です。そういうことからして、とにかく船を着けるためには多少のことはどうでもいいのだみたいなことは言わないで、それも分かっていますから。それはいつでもどうでもいいと誰も思っていないですから、村民自体がそういうことは思っていません。と思います。それは脇に置いておいて、契約の問題、あるいは必要に応じた見積りの問題、この問題について絞ってやりましょう。就航とは関係なく。

その意味でお伺いしますけれども、まだひもが解けていないのです。先ほどの質問も答弁いただいていないのですけれども、それも置いておきます、取りあえず。いろいろ並べ立てるようで恐縮ですけれども、これは４月１日と言ったのは深い意味があるのです、これ。というのは、振込先といって、ここに誰の判こだか知らぬけれども、しかし七島信用組合本店と書いてあるのです。この判こが誰の判こだか分からないのだ。理事長の判こなのか、会社の社長の判こ、ちょうど真ん中に持ってきている。だから、分からぬけれども、これは七島信用知っているのかよと。大体うちが振込先だなんていうのは。それすらわけが分からぬのだけれども、仮にそれは七島信用が知ったのでしょう。だから、七島信用の署名、断りもなく七島信用と書いたとは思えないから。これは担当職員が知っていて､部長だか課長だか知りませんけれども､あるいは理事長だか知りませんけれども、そういうことで、私の、うちの組合の名称を使って結構ですと。それでは、これ義務行為かと。こ

こに書いたから。振込先、七島信用と書いてある。普通振込先というのは任意です。もしそれが強制なのだと、ここしかないのだといったら、何か利害関係が、特殊な関係を結ばなければ。郵便局へ貯金しては駄目なのか。そういう意味からすると、振込先が七島信用、どこでもいいのだけれども、書いたからってこれが意味がどれくらいあるのだということです。普通金銭の、自由社会ですから、どこへ預けようが自由です。そんなもの一々書かない、契約書の中には。それが１点。

それから、問題のもう一つは日付の問題です。これは、先ほども言いましたけれども、七島信用が判こを押したということは、４月の１日に契約したのでしょうね、これ。間違いなく。

○議長（寺田　優君）　これ、笹岡議員、この判こはもしかしたら違うのではない。

○３番（笹岡壽一君）　そこは吟味しませんけれども、誰だか分かりません。私も分からぬけれども。違うかもしれません。七島信用でないかもしれぬ。上の人は名前は、上に担当と、これ担当と意味が分からないのだ。よく読んでください。契約書だから。発行日が４月１日、その中に担当、伝票番号、担当、高田云々と書いてある。これどういうこと。契約者は、それで私住所、オートナルの住所だけは元町の４―４―９だと。それで、七島信用さんは電話番号は何番ですと。それで、担当というのは誰が契約したのかというのと、七島信用と契約したのかなと。これはオートナルさんと七島信用さんが振り込みますよと、お宅へ……

○議長（寺田　優君）　ちょっと休憩します。

（休憩　午後　３時５６分）

（再開　午後　４時２２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員のほうより質問を投げかけてください。

笹岡議員。もう一度お願いいたします。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　議事録を回したら、ひょっと質問しているなんて思わないでください。なるたけ沿って質問しますけれども。契約書の問題で、形式的なものを伺うつもりでいます。内容に入る前に。書式的と言ったほうがいいのでしょうか。お伺いしていって、判こは大体誰の判こだっていうことから、その辺まで質問したような記憶があるのですけれども、総括的といいますか、何を言いたいのだということを含めてまとめて質問します。そんなに３つも４つもありません。

１つは、金融機関がなぜ入っているのかと、これは。この意味はどういうことなのだということは一応書いて悪いとは言いませんけれども、どういう意味ですかということを聞きたいということと、それからこれは後に質問しようと思っていたことなのですけれども、日付を聞いています、契約日の。売買契約でしたか、それも４月の１日。それから、このリースというのでしょうか、レンタル、リースか。これの契約も同日の４月１日というふうになっています。先ほども言いましたよ

うに、これは後に質問しようと思ったのですけれども、この時点で質問しておきます。ということは、４月１日に当局が売ったと、ある業者さんに。それで、皆さんのお言葉を借りると、それはリースバックで、リースバックとは何ぞやということになるわけですけれども、まさに条件ですと。あなたに役場がこれだけの金額で売るということは条件ですよと、村は。その条件とは何ぞやと言えば、これは（株）ＴＯＳＨＩＭＡに、村が出資している（株）ＴＯＳＨＩＭＡさんが使う機器ですと、フォークリフトですと。それについては間違いなく、名称は（株）ＴＯＳＨＩＭＡさんで出しますけれども、そちらと契約を結んでください。そういう形式的はともかくとして、そういう内申といいますか、話の下に契約は成立していると、どっちの契約も。売却もそうです。それから、リースもそうです。これをもって、いわゆる皆さんがおっしゃるリースバックと。バックはほかにはいかないと。（株）ＴＯＳＨＩＭＡしかいかないのだと、私が売ったフォークリフトは。どこへでもご自由に貸し出していいと言っているのではないですよと。ご丁寧に車番号まで打ってある、車の。このリフト、これについてはほかへ貸しては駄目ですよと、売るけれども。これはうちの車なのだと。それをあなたに売りますと。この売った車は間違いなく（株）ＴＯＳＨＩＭＡさんにリースバックしてくれと。これが条件ですということに私は思っているわけです。それを一つは確認したいのです。私どもが、村役場は売ったけれども、どこへ貸すのやら、貸さないやら、それは関知するところでないし、知りませんよと。こういうことでやったと思えないけれども、やったのかと。まさにそれが条件付だということがリースバックという言葉で皆さんが表現されているのかなと、こう思うわけです。それが１点。

それから、もう一点はこれも形式論です。書式問題ですけれども、七島信用、くどいなと言うけれども、その意味が分からぬのはそうなのですけれども、書式的にこれ誰と誰が契約したのだと、売買ではなくてリースのほうは。というのは、何となく担当者が高田何というのか、全て読みません。ツヨシというのか、タケシというのか分かりませんから。この人が住所は書いてあるのです、元町４―４―９と。会社名も書いてあります。その中の担当者と書いてあるから、この住所、社名の担当者が高田さんという方だと。これは契約するに値する人なのかどうか。担当はしたけれども。ならば、（株）ＴＯＳＨＩＭＡのほうは名前がないのです。会社名はあるけれども。社長が対応したのか、職員が対応したのか。契約には、あるいは契約はなくてもいいという話もありますけれども、ただそれはあるかもしれぬが、こういう通常の中で私は部屋の４畳半の話までしましたけれども、通常日本国では、普通は皆さんが契約している単価の案件と、さきに示していただいた契約書に類似したような契約書を交わすのが通常の社会の常識になっていると。一部そうでないところもあるかもしれません。特に村では、これは必須事項だと。口と口で契約しましたと、それで金を払いますと、だけれども契約書は要らないのだと、こういうことは考えられない。

ですから、そういう私は議会で質問させていただく中で、契約書のない社会もありますと、そうだよな、だから村もいいかげんでいいのではないかと、契約書も要らないのではないかと、その論

には乗れないのです。確かにそういう世界があるかもしれません。だけれども、私ども古い、古いというか、新しいのだけれども、人間の思うところでは、日本の社会はまだまだ契約書というものは存在しているし、実印制度もあると。ところが、判こレスというか、何レスというか知らぬけれども、そういうこともちらほら聞きます。サインも要らないとか。そういうところだけよりどころにして、省略してもいいのではないかということにはならないと思っています。

そういう意味で、一体これは、普通は村長名を書きますね、村役場というときに。利島村役場で契約します、担当者で。それもあるかもしれません。東京都辺りいったら部長だとか、課長辺りで契約なんてざらにあります。判こを押してあるのは。大きいところへ行けば。利島でもいいのです。担当職員の判こで契約しましたと。村長名でないと。それがあっても、それは村長が後ろにいるから。村長がいないところへ勝手にそれをやってしまったらおかしなものだけれども、それは事務の省略化で、担当課長の判こで契約するというものもあるかもしれません。全部が全部、全て村長でなければならぬとは私も思っていません。

そこで最後の確認を含めて、これは契約書ですか。期限もない。いつまで有効なのか、それもない。契約するも解約しないも、ペナルティーも何もない。条件も何もない。先ほど前田議員が言っていましたけれども、金払う必要はあるのかないのか、それも書いていない。署名もない。誰が責任者なのだと言われても困ると。なのに、これでは（株）ＴＯＳＨＩＭＡというところをそのまま呼んでくるわけにいかないのです。建物を担いできてもしようがないのだから。そういう点で、私はこれが契約書ですと資料として提出されたけれども、結論として契約書としては認め難いと、これは契約書ではない。これを担保にして契約していくということは認め難いと、そういう結論になるのです。これで契約してしまってオーケーになったら、本当にどんなトラブルがあっても自由勝手です、双方ともに。前田議員が先ほども言いましたけれども、金を払わなくても文句を言う人はいない。あるいは、物を貸さなくても、修理しなくても、車検をやらなくても文句を言う人はいない。どこにそんなことが書いてあると。だから、私はこれは契約書ではないと。したがって、これは文書を頂いたことにならぬと、こういうことになるのです。

〔「議長、緊急動議」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　この問題をいつまでもやっているわけにはいきません。ここいらで打ち切らせていただいて、次の一般会計に入っていただきたいと思いますので、よろしく。

〔「それはまずいよ」と言う人あり〕

○５番（井口　保君）　何で。

〔「これ絡みの金が出てくるのだから、一般で」と言う人あり〕

○５番（井口　保君）　だから、それはそのときそこでやるだよ。しようがないもの。

〔「しようがないじゃなくて」と言う人あり〕

○５番（井口　保君）　だから、今とにかくもう動議出しているから、これで……

〔「1,200万という金が出ていくんだよ」と言う人あり〕

○５番（井口　保君）　では、どうするの。動議やめる。

〔「それをはっきりしないと、どうするのか。そこをはっきりしないと一般なんか入れない」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、ちょっと休憩しますか。

休憩します。

（休憩　午後　４時３２分）

（再開　午後　４時５５分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　先ほど私が出した動議については撤回させていただきます。

そして、改めて動議を提出いたします。本日の集中審議については、終了したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（寺田　優君）　動議で終了の動議を出したということ。

では、本日はこれで終了してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　分かりました。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　それでは、本日は散会とし、明日は９時半に集合してください。

（午後　４時５６分）

令和５年第１回利島村議会定例会

議事日程第５号　　３月１５日午前９時３０分開議

株式会社ＴＯＳＨＩＭＡ関係の集中審議

日程第２１　議案第１８号　令和５年度東京都利島村一般会計予算

出席議員　５名

１番	前　田　　清　君	３番	笹　岡　壽　一　君
４番	石　野　　治　君	５番	井　口　　保　君
６番	寺　田　　優　君		

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村　山　将　人　君	教育長	弟子丸　知　樹　君
住民課長	榎　本　雅　仁　君	環境建設課長	上　野　　崇　君
会計管理課長	出　口　貴　司　君	産業観光課主幹	荻　野　　了　君
総務課長補佐	隅　　智　孝　君	環境建設課長補佐	前　田　　裕　君

職務のため出席した事務局職員

書記　五　味　恵　介

◎開議の宣告

（午前　９時５０分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。ただいまより令和５年第１回利島村定例会の５日目を開会いたします。

◎株式会社ＴＯＳＨＩＭＡ関係の集中審議

○議長（寺田　優君）　昨日より懸案となっております（株）ＴＯＳＨＩＭＡの問題につきまして、引き続き質疑を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問のある議員は挙手をして質問をしてください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　続きで質問をさせてもらいますけれども、その前に一言。今回の議会はちょっと異常ではないのかということで、私のところに昨日そういう声が届きました。というのは、ほとんど議会やっていないのだけれども、何やっているのだと。何か（株）ＴＯＳＨＩＭＡの問題というのは出ると、そのたびに休憩していると。ユーチューブを見ますと椿の花が咲いてばかりいるというような、冗談とも非難とも、批判というか分かりませんけれども、そういう一言がありました。ですから、そういう意味も含めまして、少し進めていきたいなという具合に思います。

そこでお伺いしたいのですけれども、まず昨日の頂いた資料の再提出をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

○３番（笹岡壽一君）　ありがとうございました。伺います。

ここに、ご契約書ということが書いてありますけれども、最初に行政の皆さんの所見を伺いたいのですが、これは有効と思っていますか。もちろんや私案というか、私見でも結構ですけれども、あるいは法的でも結構ですけれども、いずれにしても何を根拠に有効か、有効ならば有効と、それが根拠とするところは何だと。私がそう思うから有効なのか、法的に有効ですということなのか、その有効か無効、有効かどうかということをお伺いします。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　昨日もお答えしたとおり、有効であるというところで考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　その根拠は示せますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　根拠と言われますと、この書類を基に執行されているか、されていないかというところで、有効というふうに判断しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ということは、これを根拠に執行されているかいないかを見たときに、執行されているから有効ですか、執行されていないから有効ですか、どっちですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　予算要望の段階で金額が積み上がってくるときに、そのときにこの書類はなかったのですが、後々精査していく上で妥当な金額だと。同じに示させていただいている一般的なレンタル料と大差ないというところで判断させてもらっているといったところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると有効なのですから、少し内容を最初にお伺いしますけれども、昨日の積算表は誰か持っています、昨日の。ここを伺いたいのですけれども、ちょっと離れているかもしれませんけれども、契約に直接は関係ないかもしれませんけれども、経費を聞くためにお伺いします。過年度の平成30年というところで、240万円の管理費、保守料ありますけれども、これは何ですか。

〔「笹岡さん、もう一回」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　今回のこの契約書とは直接的に関係がないように見えるかかもしれませんけれども、私はちょっと関係して先々伺っていく上で、確認していく意味で質問ですけれども、フォークリフト及び及びトラック車両修繕費という紙がありまして、それで管理保守というところに240万円というのは平成30年の１年だけ。毎年必要なのかなと思ったら、たった１年だけ240万入っているのですけれども、端的に申し上げますと、これはフォークリフトの管理保守と関係していることなのかどうか、そういう意味で聞いているのです。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

平成30年に管理保守が240万入っているというお話だと思うのですけれども､今ちょっと当時の担

当の課長にも確認して、平成29年にも管理保守は入っていたというところらしいです。車両１台につき月５万円で管理保守を島内の事業者に出していたということです。内容としては、オイルの交換とか油差したりとか、そういったところです。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問に、主幹のほうの補足説明させていただきますと、当時平成29年、30年、31年の途中までですか、フォークリフト並びにトラック、あとラフテレーン・クレーンですか、１台当たり５万円の保守料が発生しておりまして、それは島内業者にお支払いしていたと。やっていることは、オイルの交換ですとか、またお湯を使った洗車、そういったので管理をしていたといったところになっております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。

そこで伺い伺いますけれども、この５年間で、トータルもろもろ、修繕費、車検、保険、あるいはただいま話のありました240万円、毎年毎年５万ずつどうだこうだというのはあるけれども、それをトータルした金額がここへ集約されたのかどうかさっぱり分からないけれども、それはよしとします。さっき言ったように、直接は関係ないって言えば関係ないですけれども、しかし間接的に関係あるという意味で、ここにはフォークリフトとトラックと。クレーンは入っていないですね。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　おっしゃるとおりで、クレーンの経費は抜いた金額を提示させていただいています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　とすると、フォークリフトに費やした経費、車検、修繕費、あるいは保険、これは幾らぐらいになるのですか。あるいはトラックは幾らで。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　お出しする際に、全体の額からラフテレーン・クレーンのを引いて数字をまとめていますので、フォークで幾らってなると、また算出しないと、ちょっとすぐにはお答えできないです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私、ちょっと疑問に、リースというのが分かりにくいなと思ったのは、実はこれ休憩中でしたから個人的に聞いたから記録ありませんけれども、ある人の話を聞きまして、大体フォークリフトの車検代というのは十五、六万ぐらいでしょうと。高くても20万というのは聞いたことはないような、そういう話を聞いたものですから。ところが見てみますと、大体30万前後、時には何だか知らないけれども、古いから余計金がかかったかもしれませんけれども、平成29年度には四十四、五万かかっているのです。そうすると、その話が全然違うなと、こう思ったもので聞いているのです。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっと分かりづらくて申し訳なかったです。車検のところに特定自主検査という、車検がないとしても検査を自主的にしなければいけないと、そこにかかっている費用とかも車検のところに入れさせていただいております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　と申しますのは、皆さん個人的に車検出していると思うのですけれども、４トントラックの車検というのは大体二十数万かかるのだろうと思うのです。私個人的ですけれども、それは業者が高いのかどうか知りませんけれども、大体軽自動車出しただけで、軽トラックでもいいです。出しただけで大体十数万かかるのです。まして４トントラックということになると、十四、五万では車検取れないのだろうと思うのです。一方では、クレーンは１台大体高くても十四、五万だろうと、こう言っている。

〔「フォークリフト」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　うん、車検がね。

〔「今クレーンっておっしゃっていた」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いやいや、クレーンではなくて。

〔「フォークリフトのこと」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　フォークリフトが。クレーンはこれから除いてあるというのだから、クレーンの話は置いておく、脇に。後には、誰かどこかからクレーン関係は出るでしょうけれども、フォークリフトの話です。ごめんなさい。大体そんなものでしょうと。単純にそれはそのままうのみにすると、これから大体30万前後ですわな、こうして見てみると。令和３年は新しかったのでしょうけれども、20万ぐらいしか変わっていないのだけれども。これは、フォークリフトは聞くところによると２年に１回だとか、そういう違いがあるようです。私は、そっちのほうは専門的な知識は全く持っていません。全くというか、自分の車ぐらいで。だから、そうしますと何を言いたいかとい

うと、これだけ問題になっているフォークリフトのリース関係、この諸経費が必要になってくるのです。今トラックは、取りあえずそういう問題では話題になっていません。仮にこれが十数万だとすると、三十数万から、４トントラックが仮に20万とすると、大体10万か十二、三万です。そうするとつじつまが何となく合う、トラックが入っているというのだから。このリース料はリース料で別に払っているのでしょう、トラックは。そうすると何を言いたいかというと、ここのトータルが1,270万かかっています。1,270万、５年間で。そのうちの240万は関係ないと。そうすると約1,000万円ちょっとと。それから、さらに車検が大幅に半額以下になってくると、このトータルが約170万ですわな。これが半額以下になるでしょうと、推定です。少なくとも半額以下になるでしょうと。それから、修繕費に至っては八百二十五、六万で修繕費出ていますけれども、一体フォークリフトは幾ら修繕を要したのだと。そうすると、これはそういう意味からすると、資料に該当しなくなるのです、今フォークリフトをやっているのだから。あれもこれもクレーンは除いたと言ってくれたのは、それだけでもありがたいと言えばありがたいのだけれども、大半の1,200万の経費がかかっていますと。そうすると、昨日申し上げましたフォークリフトのリース会社が管理する費用、車検費、修繕費、これは幾らぐらいになるのだと、ここでは1,200万だけれども。これからどのくらいかというと、半分以下ぐらいになるのではないかと、そう思うわけです。例えば年間で言えば、誰か計算してくれたらありがたいですけれども、今1,270万が５年で割ると１年幾らですか。そうしますと、その半額は幾らですかと、こうなるの。フォークリフトにかかったのは。これだけ見ますと、仮に全額これフォークリフトなのだと、保守管理料も入れて。そうすると５年間で1,200万と言っているから、５で割れば１年間にはどのぐらいの費用がかかりますと、そういう計算がすぐ出ると思うのです。

そういう意味で聞いているのです。私は重要だと思っています。このフォークリフトのリース額を算定する上で。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっと今データを集計させていただいて、改めて出させてもらってもよろしいですか。10分ぐらい時間をいただければと思います。

○議長（寺田　優君）　それでは休憩を。

〔「ほかの人が質問があれば」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　荻野君がいなくても平気。

〔「一応ここにいますけど」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　両方やりながらできる、答弁ができるかどうかです。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　大丈夫。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、そのまま続けて。

〔「違う質問でね」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　はい。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　担当だから。

〔「休憩して」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、10分休憩をします。

（休憩　午前１０時１０分）

（再開　午前１０時３７分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

それでは、荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっとお時間いただき申し訳ありませんでした。今私のほうで手計算しまして、フォークリフト３台分で修繕費等を出したところですけれども、５か年で修繕費で697万1,228円、車検等、特定自主検査の関係が166万8,218円、さっき榎本課長のほうから指摘があった管理保守に関しては、やっぱり29年度にフォークリフト３台分で180万円かかっていまして、平成30年が240万になっているのは、トラックが入っていたので、トラック抜いた金額だと180万になるというところです。

以上になります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　お手数かけました。かけっ放しではなくて、これは後に判断の材料としてありがたくいただいておきます。また、使わせていただく予定でもあります。これはこれでありがとうございました。

何を聞きたいかといえば､お分かりのとおりこの1,200万に対してフォークにかかった費用は幾らかと､これは合計で後に積算すれば分かると思いますので､1,200万との差額は当然何ぼか出てくるだろうと、そういうことはお分かりいただけると思うのです。ありがとうございました。

次に、この契約書のほうへ入りますけれども、そこでこの契約書の、これは村長に確認させてもらったところ有効だとおっしゃっているので、今度はそちらのほうの疑問といいますか、ある意味入っていきますけれども、これを見ますと、消費税込みでいろいろ内訳が書いてあるのですけれど

も、78万円で年間でしょうから、これを十二月、これは幾らぐらいになるのですか、840万ぐらいですか。

〔「937万」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ありがとうございます、出ました。そうして、一方の契約書なるものは出ていないのですけれども、これが契約書だというから。ところが、村が積算して支払った額は幾らですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今の質問だと、リース料のお話だと思うのですけれども、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡから出ている積算表につきましては、ラフタクレーンの使用料と、あとリース料としてフォークリフト３台とトラックも含めているものなので、今年度につきましては2,121万4,710円ということで一旦お支払いはしていまして、それを３月末をもって、実際に実態としてラフターの使っている時間とかが大分変わると思いますので、そこで精算をするということになっております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　精算は精算で別で、私いろいろ聞きますけれども、ラフターは過年度といいますか、３月だかの予算審議のときでしたでしょうか、一応報告は受けていたのですけれども、これも書面を見れば分かるかもしれませんけれども、ラフターについては、これは（株）ＴＯＳＨＩＭＡには関係ないのですよね、多分。たしか全く関係ないと。なぜかといえば、ラフターについては、その後変更したのかどうか知りませんけれども、村ですと、ラフターは。ですから、これはもう関係ないと、（株）ＴＯＳＨＩＭＡには。そういう意味です。その額は幾らだったですか、村は幾らでリースすることにしたのでしたっけ。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　当時私たちが議会で報告を受けていた、説明を受けていたのは、とにかく（株）ＴＯＳＨＩＭＡだか役場だか、どう表現しているか分かりませんけれども、今あるトラックを含めてあるというか、ラフター、それからフォークリフト、それ含めてリースにしますと。いうならば、最近この議会で出てきた言葉ですけれども、いわゆるただのリースではありませんと、バックだということで、そのうちのトラックはリースなのです。それで、ラフターはバックなのです。役場がリースするけれども、使用料については払うと、行ってこいだと。貸しっ放しでもない、くれっ放しでもない、無料だということではないのだと。あれは、村が村に売却するということはあり得な

いから、理論上。これは村のものでしょう、ラフターは。どこかのリース会社に売却したわけではないでしょう。したがって、村のものはただで使っているのですか、無料で。そうではないのでしょう、ちゃんとリース料払っているでしょう、村に。その辺は、はっきりちゃんとしてくれないと進めるのにちょっと支障があるので、私は私の今話したとおりだと思うのだけれども、念のために聞いておきます。私の口から言うのでは不安定だから。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ラフタークレーンにつきましては村の所有ということで、現在村が持っているということです。それに対して、月々の使用の申請を（株）ＴＯＳＨＩＭＡから出していただいています。それに伴って貸出しを村で行っていて、それに対して、積算書に入っていると思うのですけれども、補助をしているということです。使用料に関しては、そのまま支援する、言葉は何というか分からないですけれども、その分を村が負担しているということです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それはそれでしょうけれども、私使用料を聞いているのではなくて、村が村のものを、村で無料で使っていたのでしょう、無償で。だけれども、それをリースします。リースすることにしますと、一連の重機を、ラフターに限らずフォークリフトも含めて。フォークリフトもただだったのでしょう。使用料は誰にも払っていないでしょう、（株）ＴＯＳＨＩＭＡとしては。その辺をはっきりしてください。私たちは、そういう認識で３月議会をやってきた。ただだったのだけれども、今度リースにしますと。それで昨年度、昨年というのは今から１年前の昨年ですから、今からいえばおととし。そのときにはバックではなくて、トラックについてはただレンタル、リースしていますと、４トントラックは。実績は、あれ役場はもともと持っていなかったのだと。あれも役場がもともと持っていたトラックをリースバックで、Ｒ何とかと契約書に出ていますけれども、そこに売却して、そうしてリース料で何ぼだか分からないけれども、使用しているということではないのですね、あれ。もともとリース会社のトラックをただ単に借りているだけと。レンタカーですよ、トラックは。だけれども、そのレンタルと、それは脇に置いておきましょう、こんがらがるから。それは、さっき言ったように後でやるとして、ほかの議員もやるかもしれませんけれども。

それとは別に、今はフォークに集中します。フォークは、ある業者に売却したのでしょう。その額は分かっていますよね、売却額は。それで、フォークリフトがリースになって、そこまで言うと何を私が言いたいのかお分かりだと思うのですけれども、これはリースバックですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　フォークに関しては、同じ答弁です。クレーンに関しましては、ちょっと認識のところが違うのかなというふうに、今お話を伺っていて感じましたが、所有権は村役場、利島村役場にあると。その中で、今までは委託ということで、港湾事業を（株）ＴＯＳＨＩＭＡさんにお願いしますという形でやっていたので、村から無償で貸出ししていたと。今年度から船会社と直接契約することで、村役場がフォークに関しては持っている理由がなくなったと。ただ、クレーンのほうは、もともと購入したときの財源の償却の関係で持っていなければならないというか、所有権は利島村のままでいる中で、だけれども継続的に（株）ＴＯＳＨＩＭＡが使用していくためにどうするかという中で、貸し出すというようになったと。実質的には、（株）ＴＯＳＨＩＭＡが借りるといっても、行ってこいみたいな形になってしまうのですが、フォークも同じような形になってしまうのかもしれないのですけれども、その借り賃を村が負担しているということになるので、そうなのですが、所有権に関しては、フォークとクレーンは事業者と、クレーンに関しては村役場というふうな状況になっております。いずれは、フォークリフトと同じように所有権は村役場で、その償却期間がどこまでなのかちょっと、あと数年というお話でありますが、それこそフォークと同じように持ち続ける理由もありませんし、やはり事務手続が煩雑ではありますので、いずれは手放していく必要があるのかなと現時点では考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　失礼ですけれども、村長、私はそういうことを聞いているのではないのです、質問は。

端的に伺いましょう、では。ラフター、ラフラーという話が出ますので、私はラフターを置いておこうと思ったのだけれども、ラフターのリース料って幾らですか。これは行ってこいの、村長はそこだけ合っているのだけれども、行ってこいなのだけれども、私はそういう質問した記憶はあるのですけれども、事実上行ってこいだと、何が行ってこいだと言えば、リース料は、（株）ＴＯＳＨＩＭＡさんは村役場に900万払うと。

〔「使用料、リースではなくて」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そう、使用料。それで、リース料とすれば900万払うと。

〔「フォーク」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　フォークですか。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　900万って決まっていたのでしょう、これ。ただ、今さっき使用料は使用した実態とのというのは、その相殺はあるでしょうよ、相殺は。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　積算上は900万でしたっけ、クレーンの使用料ということで……

〔「それ確認しているんですよ」と言う人あり〕

○村長（村山将人君）　だから、それは一応最大限貸出しする、年数回、週３回を１年間貸出しするという最大の金額で提示して、実際はリースではなく、１日当たり幾らで契約というか、お貸ししているということになりますので、完全なリースではないと。なので、年度末において、その回数、実績によって減額というか、補助金の額の修正という形で処理させていただいております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それはこんがらがるから、そっちへ話が行きそうなのだけれども、これで一旦ここへ置きたいのだけれども、念のためにもう一回確認しておきますけれども、というのは、そのリース料というのは、900万歳入に入っているのでしょう、入らないのですか。使った分だけが歳入、取りあえず貸してみてということは無償だということだよな。無償で貸してみると、その代わり、あなた方は使った分だけ払えよと、そういうことになる。リースなんかではないよ、これ。ただで貸すから。ただで貸しますから、使った分だけは払えよということは、村が直接使用料をもらっているようなものだ。リースも何もあったものではない、関係ない。ただで貸しますと、無償で。そして、あなた方は使ってもうかったのだろうから、もうかるかもうからないか知らないけれども、その費用だけは村に払えよと。使用料を（株）ＴＯＳＨＩＭＡが払っているようなものです。そういうことになる。リースでも何でもない。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ラフテレーン・クレーンのお話が出ていますので、ラフテレーン・クレーンの、当時私が契約締結等々というのですか、議会でも多々ご指摘、ご批判、いろいろあった中で修正させていただいて、その中でお話しさせていただきますと、ラフテレーン・クレーンについては１日当たりの賃借、賃貸借契約を村と各事業所、事業者さんが結ばせていただいていて、そこで金額の修正が最終的に令和４年度から入っているといったところで、１日当たり６万円の賃借料というのですか、１日当たり貸出料が村としては６万円ですと。積算をするに当たって、年間150日使うであろうという想定の下で、150で900万円という数字を出して、それは当然村として、村の港湾事業は村の事業というか、当時令和３年度までは東海汽船株式会社さんとか、伊豆七東海運株式会社さんと村が直接代理店契約を結んでいましたので、そこについては村のほうでラフテレーン・クレーン等々を準備させていただいていたといったところがございます。

ただ、令和４年からは株式会社ＴＯＳＨＩＭＡさんと東海汽船さんとか伊豆七東海運さんとご契

約させていただいているので、そこについては当然村のものを使うのであるならば、賃借料が発生するであろうといったところで、その積算というか、その当時の補助金を実際に交付するに当たっての予算の積算の中で、積算というか、補助金なので積算というのが正しいかちょっとあれですけれども、そこで最大限900万円を、６万円掛けることの150日で900万円といった数字を計上していると。村のほうも、歳入として900万円を歳入のほうで計上させていただいていると。当然株式会社ＴＯＳＨＩＭＡさんのほうでラフテレーン・クレーンを、この３月の末までで何日使ったかといったところに応じて、それが６万円掛けることの100日なのか、仮に100日１年間で使いましたといったら、当然補助金のときに900万円を渡したけれども、600万円しか使っていなければ、残りの300万円返還しなさいねとか。それで、それに伴って当然村のほうも、歳入のほうが600万円になると。もともと900万円の予算だったけれども、600万円になるよといったところで、そこは行ってこいという言い方がちょっと適切かどうかというところあるのですけれども、なるといったような形で令和４年の当初予算で計上させていただいていると、お認めいただいたといったところになっています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今６万円というのが出ました。元は16万何ぼですよ、それがどこからか話題になったのでしょう。それで、ある日突然６万に切ったのです。元は16万でしょう。16万だか16万5,000円ですよ、当初は。その論は別にしても、今の説明、ちょっと長くご説明いただいたのだけれども、根拠は何であれ、６万円掛ける150日使うでしょうと。ただそのときに、記憶ですよ、貸付料、他の人が使った場合、これが16万だったか16万5,000円だったか。当時も、その後６万円になったときも、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの使う分については無償だと。それで、私はまさかこういうところで役に立つ、大体想定はしていましたけれども、この数年間（株）ＴＯＳＨＩＭＡのクレーンの利用状況を報告いただいてきていますと。それを、私発行している「あしたば」にずっと載せさせています。３か月ごとに、どのぐらいのクレーンを利用したかと、動いたか。そうすると、貸付けなんて微々たるものなのです。皆さんが一番よく知っていると思うのだ。年間に最近は、業者に貸付けなんていうのは１年間で10日あるかないかです、もっとあるかもしれませんけれども。すぐ分かる、これ私のところに１年ぐらいの集計した表があるから。ここでいいかげんなことは言えないかもしれないけれども。確かに（株）ＴＯＳＨＩＭＡさんが開発だか、東海汽船だか分かりませんけれども、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの事業として使う分については数日あります。大体８か20回ぐらい使っている、３か月で。これ金取っているのですか、６万円。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課所管。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今年度から補助金という形になっているのですけれども、一番最初に計画を出していただいて、

それに対して、うちのほうでその運営費という形で補助金をお支払いしている中で、月々使用した分に関しては、村のほうにお支払いしていただいております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、今所管課長が説明されました。村の積算は、この年はどういう計算したのか知りませんけれども、令和４年度は。６万円掛ける150日で900万と、それで歳入を見込んでいるのか。歳入計上してあるのでしょう。この根拠は何だと言えば、単価は６万円だと。それで１回につき６万円だと、もちろん単価だから。大体150日使うだろうという、それでこれがそうだったのだけれども、例えば増えたら増えたで、900万のはずだったのだけれども、例えば200日使ったと、そうしたら1,200万になる。あるいは、150日使うということで見込んでいたのだけれども、実際に使ったのは100日だったと。だとすれば、60万になったりと、そういう変動的なことなのですか、これは。契約書があるかないか知りません、（株）ＴＯＳＨＩＭＡと村長との間に。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど榎本課長のほうからも答弁ありましたけれども、最大で週３回なので、例えばそれが200回になるというのは、貨物の配船上はないのです。なので……

〔「週３回なんですか」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　貨物船で基本的にラフタークレーンを使っていますので、最大で週３回来るというのがマックスで想定をしていると。週４回の配船になるということは、まず考えられないということで、例えば物量が増えたとしても週３回がマックスだろうというところで、最大限で算出していると。結果として、例えば年間100回でしたよとなると、それは600万円になりますので、その300万円分は最後の精算のときに返還していただくと。もう先にうちとしてはラフタークレーンの使用料としては900万円分お支払いしていますので、補助金として。なので、最後の精算のときに、100回しか使っていないから、600万円しかラフターの費用はかかっていませんと、その場合は300万円分返還していただくという形になります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　では、そのラフターは分かりました。

トラックとフォークリフトはそうではないのでしょう、使った分だけということではないのでしょう。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

お見込みのとおり、トラックとフォークリフトにつきましては、使った回数とかは関係ないです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、トラックはトラックで別で分かりますけれども、フォークリフトの３台分のリース料って幾らですか。村が契約している、あるいは歳入を見込んでいる。

〔「村は歳入していない」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　間違えました。村のものではないから、村は歳入しようがない。村ではない、（株）ＴＯＳＨＩＭＡが払う、契約している契約上、その大島さんですか。その契約上払う金額は幾らですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

株式会社ＴＯＳＨＩＭＡがフォークリフトの料金、年間幾ら払うのかに関しましては、単純計算で937万2,000円というふうに認識しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　説明してきた1,200万というのはどうなったのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

リース料ということでしょうか。それは、トラックを入れての金額が1,200万ぐらいになっているということだと思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、業者さんのほうでは九百何十までトラックを入れて1,200万と。

〔「1,150」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　1,150。そうですか、分かりました。

それでこれは、先ほどの話へ戻しますけれども、リースバックということに戻しますけれども、契約者は、売ったものは村のものだから、村が売ったのですよね。それをリースバックというのはどういう意味なのですか。リースバックというのは、どのように認識しています。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　一般的なリースバックの意味についてちょっとご説明させていただきたいのですけれども、通常よく内地の会社さんとかで、本土の会社さんということでやられているのは、自社の建物を持っています。これをリース会社に売ってしまうのだけれども、そこをまた借りる、同じものを。本社とかありますよね、本社とか持っているものを売ってしまうのだけれども、自分たちが今度そこに入ります。企業名出してしまうとＮＥＣさんとかがこういう形で、同じものを使い続けるのだけれども、この資産として売ってしまうよというものを俗にリースバックと呼んでいます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ということは、売る人と買う人が、使う人が一緒でなくてもいいということですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　本説明においては、同じものを今実際、前は株式会社ＴＯＳＨＩＭＡさんがうちのものを使っていた、売ってしまったけれども、同じものを使っているというところで、同じ表現をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　表現だけですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　こちらの表現を使わせていただいたというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　使っていただいたのは分かりました。表現だけですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　表現、言葉の伝わり方、いろいろあるかもしれませんが、これも昨日説明したとおりで、形態が今年度、令和３年度から令和４年度に変わるときに、その所有権を移したりと

かする中で、同じ状況で使えるようにするということが前提条件にあったという中で、売り払うのだけれども、そのまま使い続けるための方策の今回の措置であったという認識です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私に言わせればそうではないでしょうと。使い分けたのでしょうということです。というのは、これから話しますけれども、今上野課長が説明したとおりだと思うのです。自分の財産を売却して、売却はすると。しかし、所有権者が、所有権のない人が売却するわけにはいかないので、所有権者が第三者に、誰かに売却すると。そうした、ただしバックというのは、皆さんバック、バックというから、私はバックというのは分からないと言ったのだけれども、この間。バックというのは、同じ人なのです。あなた方は便利に使い分ける。あるときは役場、あるときは民間、私が前に言ったでしょう、同じでしょうと、日にちも一緒だと、契約書の。村長が契約した売買の日とリースを契約した日と同一日、４月の１日だと。これは同一人物とみなさなければならないと、実際上同一人物だと。（株）ＴＯＳＨＩＭＡでも何でもないと。（株）ＴＯＳＨＩＭＡには財産ないのだから、売ろうったって売れるわけがない。だから、村が売ったのです。村の売ったものを何で（株）ＴＯＳＨＩＭＡが使うのだと。皆さんはそういった費用別だと言っているのだから、使い分けては駄目です。

何を言いたいかといえば、１つは、ならば村が資料を出せというのです、（株）ＴＯＳＨＩＭＡ、（株）ＴＯＳＨＩＭＡなんて言っていないで。（株）ＴＯＳＨＩＭＡには関係ないのです、これ。実態は。そういう使い分けやるからこんがらがるのです。今は一緒だと言ってみて、あたかも（株）ＴＯＳＨＩＭＡに責任があるみたいな。冗談言っては困る。私（株）ＴＯＳＨＩＭＡの関係者がこのテレビというか、ユーチューブ見ていたら、このところを明らかにしなかったら、何かあたかも自分たちに責任があるみたいな。そうではない。全部皆さん方、やったのは全部あなた方なのだ。それをバックなんて調子のいい、わけの分かったような言葉を使っているけれども。そういうところを、やっぱり自らの責任を何だか使い分けして、時には人に預けてみたり、人の責任のごときになってみたり、私たちは分かりません、民間ですから。何々を出せって言ったって、それはできません。民間ですから、権限ありません。自分たちがやっているのだよ、全部。（株）ＴＯＳＨＩＭＡは私は知らないと思いますよ、こんな経過は。相談はしたかもしれないけれども。私はそう思っている。そこにこそある意味では、それが全てではもちろんありませんけれども、積算全体を含めて積算表、この間議会でありましたけれども、議員の集まりのときにはしましたけれども、要求したら断ったのでしょう。それを村長が認めているのだ、はっきり。個人の議員が出せと言ったって出しません。あなた方は責任がありますけれども、この論が発生したのは前助役、副村長です。それまでは出していたのだ。その遺産がいまだに続いているの。そうしたらば、個々の議員には出しませんけれども、議会の議決とは言っていないのだけれども、いろいろ変遷がありました、資料の提

出は。素直でないのだよ、自分の責任を棚上げしたいがために。時には私は関係ないから、あれは会社ですと言ったときには、今言ったように民民ですから。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　なかなか厳しいご指摘かなというふうに承っております。ただ、お断りしたということに関しましては、令和３年度から令和４年度にかけては形態が変わったということを再三述べさせてもらっていただいておりますが、委託から補助へ変わったというところで、今まではこちらで積算していたものが､今年度､令和４年度に関してはこちらに要求が来たというところで、そのものをこちらで精査したというところで、そのものに関してお示しする必要がないというふうに判断したという回答でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今言ったことは、それはそれで、そういうふうに勘違いされたのかもしれませんけれども、私は（株）ＴＯＳＨＩＭＡは、そっちはあんた方はいや、そうはいけないというかもしれないけれども、私はさっきも述べたとおり、これは（株）ＴＯＳＨＩＭＡには問題ないと思います、資料どうだこうだというのは。あなた方はそう言ったのでしょう。民民ですから。民民でも、片方の民は分かる。片方は官民だよ、これ言わせれば、官と民との関係。なのに民民ときて、その民民の片方は（株）ＴＯＳＨＩＭＡです、このまま聞いたら。だけれども、私自身はそう思っていない、これ。これは、明らかにする必要があると思って、それでお伺いしてきたのです。

今言ったような、先ほどお伺いして、所管職員にご足労、お手間取らせましたけれども、諸経費の問題いただきました、５年間の。これは契約には関係ない、本件には。だけれども、参考資料です、あくまでも。これからすると、なぜこういう数値が出てきたのかというのが、疑問とするところなのです。あんまり数値を細かく申し上げるつもりはございませんけれども、その辺が一つ、これからこれを審議していく上で問題になるのではないですか。これそう言ってはなんだけれども、私が言うのもおこがましいけれども、どこまでユーチューブの中継されている中でやるか。これからが本当の本題に入っていくと思うのです。各議員が発言するだろうと思うのです。私は、言うならばさわりといいましょうか、外形的なことを２時間近くいただきましたけれども、休憩もありましたけれども。

○議長（寺田　優君）　質問はいいですか。

○３番（笹岡壽一君）　私は一旦下がります。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　昨日も触れさせた件でもあるのですけれども、今笹岡議員からも指摘ありま

したように、契約日を見るとどっちも４月１日なのです。笹岡議員も言われたように、役場が知らないわけはないだろうと。片や当事者、売買は当事者で、リース契約に関しては（株）ＴＯＳＨＩＭＡだと､我々は関知しないという言い方しましたけれども､この契約書をそのときに見ていれば、契約は有効ですよ、契約書ってうたっているのだから有効です、確かに。請求書をもらって、多分お金払っているのだろうと思いますけれども、この契約書に基づいて金払っているとはとてもではないけれども思えないので、都度請求書をもらって、それに対して金は払っているというふうに思えるのですけれども、なぜ知っていて、こんな不備な、不備だらけな契約書をそのまま通させたのか。

私は昨日もよっぽど信頼関係がないと金なんか払えないよなという言い方して、それ主幹がいみじくも、多分そうだと思うとおっしゃっていましたけれども、私も本当にこれ信頼関係がなければ金なんか払えないです。役場はよくそれで金払っているなと思って。昨日お聞きした中では、ネットで何社が当たってみたと、リース会社調べたと。私ちょっと聞き漏らしたかどうか記憶定かでないのです。昨日のことなのですけれども、今大島の業者とやり取りしているというのは、それネットでしたっけ、調べたの。

〔「大島」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　うん。今やっている、その大島の業者何だっけ、オートナルという業者は、これはどこで調べたのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　まず、契約書の今の知っていたかどうかの話ですけれども、それに関してはすみません、関知はしていなかったので、当然知っていれば、もうちょっと助言とかできたのかなというふうには考えております。

オートナルさんに関しては、どういうふうに探したか、つてだったのか、ちょっと私はすみません、直接関知していないので分からないのですけれども、つてとかでお話をしたのではないかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　主幹は関知していないかもしれないのですけれども、少なくとも役場の職員誰か立ち会っていたのではないかと思えるのですけれども、一切合財、では売却でうちの業務は終わりだと、役場の関係は終わりだからといって席退席して、ではあと（株）ＴＯＳＨＩＭＡに任せるよと。ちょっと考えられないのです。

それと、先ほど請求書をもらって、それについて払うと。（株）ＴＯＳＨＩＭＡが言ってくるのだから、（株）ＴＯＳＨＩＭＡと役場というのは確かに信頼関係あると思います。100％の信頼関係あ

るかもしれないのだけれども、少なくともこういうものを見せられたときに、これ不備だからちょっと直せよとか、あるいは役場として金を払うのであれば、どんな会社に払うのだと、相手の会社のことは一切、役場も金払えばいいのだから関知しないと、会社案内を取ってもいなければ、これ（株）ＴＯＳＨＩＭＡの問題かもしれないのですけれども、会社案内も取っていないと、決算書も見せてもらったこともないと、そういう状況で本当に通るのか。それに対して役場何も言わず、ただ（株）ＴＯＳＨＩＭＡから言われているから金払うと。ちょっとその状況が信じられないのですけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　主幹のほうからも先ほどありましたとおり、内容精査に関しましては、今後さらに厳しく、この案件に限らず顧問弁護士等も通し、新年度からは支庁のほうにも協力いただき、契約等に関してはよりいろんな方にチェックしていただくようにしていきたいと思っております。ただ、言い訳に聞こえてしまうかもしれませんが、令和４年度に関しましては、繰り返し述べているとおり形態が変わっていく中で、だけれども４月１日にも船が着くという状況で、途切れがなく使用できるようにするためであったということの状況もありますので、重ね重ねになりますが、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　２日前でしたっけ、この資料請求したの。あのときにこれが出てきていれば、多分その日か昨日中ぐらいには、この話は終わっていたかもしれないのですけれども。後になって、先ほど笹岡議員も言っていましたけれども、役場は知っていたのだろうと。持っていたのだろうと。なかなか皆さんの口からは言えないかもしれないのですけれども、だからこそ私ちょっと強い口調で、では強制力を持たせたものを発動するしかないということで、百条委員会という言葉を出させてもらったのです。民民の話だから、任意では出てこないと言われたから、では強制力を持たせようということから、そういう話も出さざるを得なかったのですけれども、今も言いましたように、ちょっとシチュエーションからいって考えられないと。知らなかったと。大島の業者の選定についても、我々は一切関与していないと。それも信じられない。したがって、このままいったら、昨日も緊急動議、井口委員から出た件もそうなのですけれども、一般予算案、あれ入っていけないですよ、これ解決していかないと。もう疑念だらけ、疑念が残るばかり。本当に（株）ＴＯＳＨＩＭＡだけが、先ほど笹岡議員は（株）ＴＯＳＨＩＭＡに罪はないと、問題ないと、ないはずだと言い切っていましたけれども、私も（株）ＴＯＳＨＩＭＡを別に責めてるわけでも何でもないし、責任あるとは思えないのです。これ責任を負うべきというのは、私全部行政側だと思います。知らなかったからで、それで、ああ、そうですかと。それで済ますわけにはいかないと思うのですけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　当然相手方に関して、その責任をどうのという問題ではなく、全ては私の責任になるかなというふうに考えております。

知らなかったというわけではなくて、当然当初予算の段階で購入費847万計上しておりますし、今年度、当初予算の令和４年度予算の中で算定していく中でのヒアリングで、その数値は把握していたと。その数値の根拠の契約書等は、12月、１月、２月の段階では確実なもの、要はそこの時点で見積書を提出しろという中で、確たる書類がなかったということが、多分一番のご指摘のところなのかなというふうに、今伺っていて感じております。その辺りに関しましては、全くもって私のマネジメントの不足というところで、おわびしたいなというところでありますが、それも含めて４月１日から使えるようにするために、いろいろ考えた上での結果であるというところで、その金額が妥当なのかどうなのかという吟味も含めて、オーケーだというふうに判断した結果であるというふうに説明を、ずっと同じ説明になりますが、させていただきますが、その辺りも含めて新年度もご理解いただきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　新年度もという言い方されていますけれども、ちょっと言いづらいのですけれども、新年度もしかしたらないかもしれない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　その議決権というのは、我々執行部にはありません。あくまで予算編成権で、それをお認めいただかない限りは、やはり予算を執行することはできませんので、もしそれができないとなれば、甘んじて受け入れるしかないのかなというふうに思うところではありますが、そうした場合にちょっと影響がいろいろ出てしまうということは避けたいという中で、できる限り100％皆さんのご理解にできるように、先日来ずっと同じような説明をさせていただいておりますが、不備もあるところで申し訳ないところでありますが、お願いしたいというところでございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　私、今ないかもしれないって言ってしまったのですけれども、要はその価格の妥当性もあるのです。本当に八百何十万で、850万ぐらいで買ってもらったやつが、幾らと言ったっけ、1,000万ぐらいだっけ、リース料。フォークだけのリース料に。

〔「900万」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　900万か。トラックも含めて1,150だから。900万としても、果たしてそれ妥当

なのかって、今度そこに行き着いてくるのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　その妥当性に関しましては、当然我々でも吟味をしたというところで、主幹のほうから昨日提出させていただいた１か月単価、それ掛ける12プラスサポート、メンテ代含めてというのと、一般的なリースの比較になるかなというところで、他の業者の数値をお示ししたと考えております。その上で、かけ離れているとは考えていないというふうに捉えています。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　いろいろ検討したということなのですけれども、ということは、この存在は当然知っていて、これを見ていろいろ問合せしたりとかってやったと思うのですけれども、何もこういうものは見ないで、見ないで（株）ＴＯＳＨＩＭＡから言われて、はい、90万ですと、月に90万、80万です。90万ですと言われた数字をそのままうのみにして、ましてや令和４年度の計画を練る段階というのは、多分４月、５月ではないはずなのだよね。そのはるか前、１月、２月にはもうつくり上げていなければいけないと、予算案を。その段階で、もうこれ知っていたのではないかと疑ってしまうのですけれども、それ知らなくて、こんなものだろうと想定で予算を組んだのか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　令和４年度予算編成の際も、その単価の話をしていて、そのベースは変わらないという認識で、したがって今年度も、新年度、令和４年度から令和５年度の予算が、それほど大きく変わることはない想定での令和５年度編成しているところでございます。当然それに関して査定をしたと。最終査定の決裁としては、私が責任を持って財政担当、もしくは所管から説明を受けた上で、分かりましたというふうにしたという経緯がございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ただ、時間的な余裕、相手先を調べる余裕というのは、結構時間的にあったと思うのですけれども、それすら一切やらないで、ちょっと話戻ってしまいますけれども、信頼関係云々なんていう話ではないですよね、そうなると。もう盲従、何も調べもしないで、ただ相手の言うことを聞いていると。まさに盲従です。何でそんなことができたのかなという思いしか逆に湧かないのですけれども、契約日は確かに４月１日です。船がやれ来るだのどうのこうのと先ほど言い方していましたけれども、確かに一日も休むわけにはいかないと、その事情は分かります。分かるけれども、契約事項という、契約行為というのとそれと全然別個です。さっき私、（株）ＴＯＳＨＩＭＡとの信頼関係100％、役場と（株）ＴＯＳＨＩＭＡの間はあると言い方しましたけれども、業

者とは全然ないわけですよね、それまでというのは取引ないはずです。何でそんなのが信頼できるのという感じになるのだけれども。繰り返しになりますけれども、本当にこの契約書、不備だけです。これを信じて金を払う、（株）ＴＯＳＨＩＭＡが払うのはいいです。本来は、役場がアドバイスすべき立場なのですよね、（株）ＴＯＳＨＩＭＡに対しても。こんな不備な契約していては駄目だよと。車というか、トレーラーではない……

〔「フォーク」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　フォークか。フォーク壊れたらどうするのだよって。（株）ＴＯＳＨＩＭＡが直すのかという、普通は誰でも思うと思うのです。疑問に思うと思う。そんなのも一切なしで、１年間これで通してきたと。先ほど請求書もらって払うのだろうという言い方しましたけれども、そのやり取りがあったのでしょうね。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　今回、長期間、長時間にわたってご指摘を受けましたので、それはそれとして反省をしていき、今後同じことを繰り返さないようにしていくことが大事かなというふうに考えております。

私が言うのも変ですが、起きてしまったこと、もう経過してしまったことを今さら遡ってもう一度ということは、やはりちょっと生産的ではないというふうに考えております。なので、今後に関しましては、契約書、それから業者選定に関しては厳しくしていくように、ご指摘を踏まえて考えていきたいというふうに思います。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　私は、今の役場の契約書、フォーム見させてもらっても、というか私自身が契約したこともありますけれども、あれはあれで十分過ぎるぐらい十分だと思います。ただ、今回のこの契約書に関しては、不備だらけという言い方をさせてもらっていますけれども。要は来年度、令和５年度予算に絡んでくるのですけれども、当然このまんまで予算計上していると思うのですけれども、そのまんまでは、それをそのまんま、ああ、そうですかと、去年は我々この辺事情も何にも知らなかったです。調査不足って言ってしまえばそうかもしれないのですけれども、それは我々の落ち度かもしれない。ところが、来年度は違うよと。こういう事実が出ているわけですから、これをそっくりそのまま、ああ、そうですか、次回から改めますと、反省します。改めますって言われても、ああ、そうですかって、なかなかそれで、おお、では行きましょうかというわけにいかないのですけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、新年度ちょっと時間は後ろ倒しになってしまうかもしれません。４月１日に間に合わないかもしれませんので、４月１日から当然機械、船は就航できるような体制を踏まえつつ、契約書、それから相手業者に関しては調査をしっかりし、できましたらその数値の根拠となる見積りも、引き続き調査をしていくことが必要かなというふうに考えております。

当然まだもっと安いとか、精度のいいメンテナンス、整備ができるということで業務の負担が軽くなるということは、税金の支出としては当然考えていかなければいけない措置であるというふうに捉えておりますので、そういったことは、ちょっと４月１日に間に合うというふうには今のところ対応し切れるような時期ではないというところで、申し訳ないですが、少し時間をかけて丁寧にやっていき、お示しをしていけるような材料をそろえていければなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、予算がどうなるかというところまで踏み込めませんけれども、ちょっと答弁聞いていて、聞いていることはいいことなのです、よく分かる。今前田議員への答弁を聞いていて、ええっと思ったのですけれども、そういう答弁もありかなと思って聞いていました。１つは、象徴的なのは４月１日から船が着けないという状況は避けたいということをおっしゃっていました。そのためにどうしたのですか。そのために、本当にどうしたのですか。それで、リースにしましょうか、補助金扱いにしましょうかといったのはいつ頃始まった話なのですか。いつ頃分かったのですか。

それから、見積書、何でインターネットをたたいたのですか。何の必要があったのですか。それがもう一つ。

それから、私通常相見積もりというのは、どういう行為を相見積もりというかといえば、数字をいただくのです。１万円とか２万円とか必要な金額を。そうして、それを見た上で、大体どれが安いし、あるいはただ安ければいいというものでもないかもしれないけれども、一定の拘束を受けます、値段については。それがために、時々一円で道路工事受けたという変な話がありましたけれども、それが法的に可能かと。よそばかりではない、ここの本村でもそういう実情があったのです、実態が。この役場が。役場の庁舎が。安ければいいというものないということも、そういう意味ではあるかもしれません。

いずれにしても、書面を見て、見積額を見て、それをベースに判断するのです、一般的には。それが３つ目です。

そして、ということは、私が話を聞いていて、急ぐ、ネットをたたいた、パソコンをたたいた、見積書はもらっていない､この三拍子そろうとやったのかと｡本当にパソコンたたいたのですかと。何のためにたたいたのですかと。そうして、すぐ納得しているのだ、返事がなかったと。そうしたらば、直この業者に行ってしまった。この業者の辺りについては他の議員から質問があるかもしれ

ません。他の業者については。ですから、私は触れませんけれども、そういう流れです。そうすると、どこかが崩れているのです、もう。急いだということ、急いだのだと、４月１日から船が着かないとどうするのだよと、昔ありました。この問題を論じたこと何回かあります、私の経験でも。そうすると、ちまたのほうで行政が何と言ったかと。私には言わないのだけれども、船が着かなかったらどうするのだよと、そしてある人が言ったというの、結構ですと。これ民間の人です。こういう世論まであるの。私たちは、そういう経験も踏まえながら、時には質問しなければいけない、対応しなければいけない。売り言葉、買い言葉という言葉があるけれども、実際にあり得ないことを手玉に取ると、これは駄目です。もっと素直にいきましょうよ、真剣に村を考えているのだから。

だから、そういう点で、この答弁聞けば聞くほど矛盾だらけ。もう言い逃れをどうしようかと。それで、あったことは今さらしようがないと、来年は頼むよと、今後反省しますと。反省するなんていうのはテレビでも、私なんか冗談でよく言うの、頭を下げるロボットをつくったほうが早いのではないかと、もうかるよと、それをつくれば。そういうことを冗談でよく言いますけれども、最近。それやこれや申し上げて、極まったなという感じがします、このままやることが。

それで、ここまでは、少なくとも打ち切らなければテレビに映って、テレビではない、ユーチューブ。私は、そういう疑念持っているのです、実際には。何で船を４月１日から出てくるのだよと。それまで何やっていたのだと。いつ補助金にしましょうか。いつ売却しましょうか。いつ委託からどうしましょうか。昨日今日気がついたのかと、３月の31日頃。何でその会社に直球が行ってしまったのだと。ネットなのかと、それにも答えていない。そうすると、もともと用意して、どこかに出来上がっていた話だと。だから言いなりで、ああ、そうですかと、こうなったと。そうではないのかって、こういう疑念も出てくるのだ。公平も公正もあったものではない。そういうことが、これから質問、集中審議であれ、先ほど前田議員のほうから一般会計の話が出ましたけれども、そういうのをぶら下げたまま、あったこと、有名な話がありますわな。あったことはないことにはできませんと、文科省の元高級役員さんが出して話題になりましたけれども、あったことをないことにはできない。それから、ないことをあったことにもできない。皆さん今そこへ入ってしまっているのではないですか。そこを相手にこれから私たちは質問していくとなったら、これはつらいです。あしたから船が着かなかったらどうするのだと。その前にでは何でやらなかった、いつ分かった、３月の10日頃分かったのかと、インターネットをやりました。いませんでした。見積りは取ったけれども、収支は取ったというから取ったかなと思えば、インターネットをたたいただけだと。ついでに中身も言っておきますけれども、私理解できない、そのためにせっかく所管職員から数値をいただいたので、これ私は頭悪いから目算できないのだけれども、先ほど経費の合計が出ました、５年間の。これを足すと幾らになるのかなと。概算見ると、契約額を超えます。九百三十何万というリース料。これは５年間の話だから。だけれども、これがそっくりそのままとは言いません。だけれども、数字を見ると、５年間見ますと特殊な数字もありますけれども、大体１年間に130万前後か

かっている。そのうちの修繕費が610だか９だか、これ90ですか、10ですか、所管職員。修繕費。

〔「合計ですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうそう、修理費の合計は、修繕費の合計は、フォークリフトについては617万ですか、97万。

〔「合計は97万」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　97万、約700万ですよね。700万に車検166万、そうすると866万ぐらい。そういうことはある。それで、あとは保険が幾らかまだ聞いていませんけれども、そうすると幾らかかるか分かりませんけれども、フォークリフトだけで大体八百五、六十、900万近いと。そうすると、年間で947万、僅か月にしたら何ぼになるかというのです。こんな大仕事。これもまたへんてこだなと。こういうことで安いから、ある意味。安いから見積りを取った結果、相場というものの中には、相場というものがある。いかに親しい、親しければ親しいのでおかしなものでしょう。親しかったのか、親しくないのか知らないけれども。そういうことを、ただ数値を見た上でも本当かよと、こんな四五、六十、１年間で40万か50万ぐらいの仕事をやりますか、普通の業者が。しかも専門業者でしょう、リースという。片手間にやっているわけではないのでしょう。私は、そういう意味でも答弁が、答弁するなとは言わないけれども、それぞれ課長、職員含めて、村長含めましていろいろ答弁なさっているのだけれども、足してみるとつじつまが合っているかいと、これ。そういう聞いていて、今前田議員の質問に対してお三方が、４名ですか、３名かな、答弁されていたけれども、このカメラ映っているから、それが怖い。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　答弁が違うのではないかということかもしれませんが、この件に関しまして、当然この３日間、４日間、休憩のたびに調整をして、行き違いがないように、誰が話ししても村の考えということでお話ししているので、ずれはないというふうに認識しております。

また、今修繕費のほうで積み上げをお話しされておりましたが、その下の段にあるように、車両の購入に関しましてもありますので、そこらも含めると、リースのほうが妥当。これは、さきの一般質問のほうで議員から質問があったみたいに、減価償却の考え方がなかなか利島には合わないと、例えば塩害とか、そういったもので傷みが早くなってしまって、価値が急激になくなってしまうというのであれば、リース方式で同じ制度のものを使い続けるようにしたほうがいいのではないかというふうに考えている次第でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　一般質問という会計論出ましたけれども、あながちこの数値は適用できないと思っていないのです、将来まで。今予算という話で、私も精査しているわけではないけれども、

ざっと見るところ、2,200万ちょっとの予算が、今度今年度は計上されているのは83万ぐらい増えているのです。そうすると、これ生きてくるのです。でたらめではないと、これは。何で増えたかというのは、今それ吟味するつもりはありません。何で去年と今年と、新予算では83万円増えたのだと。これを吟味するつもりはさらさらありませんけれども、ただ言いたいことは、これと合ってきていると。実績に基づいて計算してきたと、これは積算してきたと。

〔「そうです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、依然としてラフターの900万って生きてくるのではないかと。900万というリース料の歳入見込みが生きてくるのではないのかと思うのです、この新年度予算ですよ。去年も2,200万なのです。二千二百十何万、これ去年の契約です。これは細かくは決算を見なければ分からない。予算ですから、途中でどうこう補正がかかっているか、プラス・マイナスがかかったかどうか知りませんけれども、のせているのは去年の当初予算で2,200万、今年の当初予算で83万超えてきている。この内訳は分かりません、聞いてみないと。それ今聞くつもりはありません。増えているいることは事実だから。というのは、聞くつもりがないというのは、それ今話題にしてもしようがないということです。

ただ、答弁が今後、村長が言ったときに検討していると、こう答弁したでしょう。これだって問題です。皆さんそろってもって答弁していますと。ならば、先ほど私申し上げました、いつから答弁したのですか。いつから議論したのですか、３月の30日頃議論したのですか。そして、４月１日からお金がないと。船が着かない、さあ大変だと。誰かいないかと、一応格好だけパソコンたたいておけよと、そんなことになる、漫画みたいなことに。それは幹部会でいつ検討したのですか。いつ予算をつくったのですか、去年の予算は。３月の30日頃つくったのですか。去年の議会は３月の10日前後に、６日だか７日に招集されていると思うけれども、３月の１日頃つくったのですか。いつ補助金だとか、いつ会社だって分かったのですか。どたばた船が着かなかったらどうするのだ、４月１日から。何を言っているのだということだよ。

○議長（寺田　優君）　答弁ありますか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　次の質問はもう。

〔「昼から」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　昼から。

それでは、なければここで休憩を取ります。

（休憩　午前１１時５５分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻りたいと思います。

石野議員の質問からいきたいと思います。

石野議員。

〔「答弁がなかった」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なかったっけ。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　失礼しました。

笹岡議員に対する答弁から入ってください。

〔「このままいくとというところで……」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ちょっと私、さっきの質問を見た方から電話がありまして、うん、そうだよなと思って、それ聞いて話が、つじつまが合わないのではないのって言われて、それは石野議員でよかったと思って午前中は帰ったのですけれども、そうしたらそういうのがあるので、紹介しながらお伺いしたいと思うのですけれども、村長がおっしゃる４月１日から船が着けられないのではないのかというけれども、それはおかしいと。私も正直言って、それもありかなと思っていて、その前にそういう話はできなかったのかと。いつからという話は午前に質問したとおりなのですけれども、その答弁がおかしいと言ったのは、人には物の見方というのがあるもので、ああ、なるほどと思って発言させてもらうのですけれども、たった今電話切ったばかりで、それでクレーンもフォークリフトも桟橋にあったのではないかと、４月１日でも３月31日でも。それ船は着けられた、職員もいらして（株）ＴＯＳＨＩＭＡもあったのだと、今からそれがなければ動かないということではなかったのだろうと。だから、間に合わなかったのはそういうのを整えて、契約会社についても、落ち着いてやったっておかしくないのではないの。その桟橋のリース結んで、もう取られてしまっている、それ契約結ばなければ桟橋からクレームも何もないのだと、フォークリフトも車もトラックも。おっしゃるとおりなのだね、これ。それらも踏まえて、どうもこれやらなければ船が着かない、あしたから着かないみたいなあの議論というか、答弁はおかしいのではないのというから、私も全くそうだなと。フォークリフトがなくなったわけでも、クレーンがなくなったわけでもない、みんなありますよと、人もいますし、会社もありますよと、切符も売りますよと。それがあたかも、切符もあしたから売れなくなるみたいな聞こえるけれども、そんなことはないのではないのと、こう言っていました。ちょっとそれだけ加えて、答弁いただきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　物自体は、３月31日まで物というか、機械自体はあるとして、４月１日になぜ移っていなければいけないのという予算的な必要性ももちろんありますが、やはり保険とかの関

係、何かがあったときのために対応、誰が責任取るのだ、どこに所在があるのだというところの観点から、年度が替わった４月１日からも使えるようにというふうな考えでございます。

○議長（寺田　優君）　いいですか、笹岡議員。

○３番（笹岡壽一君）　私取りあえずおさえてもいいですよ。それは、村長の答弁はちょっと納得できないけれども。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　その答弁ですと、保険料どころか給料も払えないと思ったのでしょう。

〔「給料は払えます」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　保険料であれ何だか分かりませんけれども、人もいなくなる。保険料だけですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　今話されていることに関しましては、フォークリフトの売買をリースにという話の観点でお話をさせていただいております。その部分、フォークリフトに関しては、形が変わるといったところで、切れ目がないように使えるようにということで、ずっとリースバック等、そういう措置をしてきてやっていくと。なので、もともと所有権があったものを移し、かつそれが使えるように、その使えるようにって、物自体はそこにあるかもしれないけれども、所有権が移った場合の手続も含めて、４月１日に始めなければいけないという事務的なものであります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ならば、保険だけ結んでおけばいいのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　所有権がない時点で、保険を結ぶことはできないというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　所有権は４月１日まであるのです、役場が。４月１日以降なのだから、その時点で間に合わないと思ったら、保険を結んでおいたらいいではない。要するに、契約を見送ったっていいのではないかということです。見送ってというのは、日にちをずらしても。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、午前中もお話ししたとおり、その手続等が、いろんな方にご指摘があった上で完璧、100％正しかったというものではないというのは、重々今回の議会を経て理解しております。ただ、そのときの状況としては、午前中も言ったとおりやむを得なかった、しようがなかったと言ってしまえばそれまでかもしれませんが、手続をしていく上での経過措置、対応だったということなので、悪気もなければ、不備はあったとご指摘されて、そうだなというところもありますので、今後そういったことをないように徹底していきたいというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これからもどなたが、どういう議員がどういう質問するか知りませんけれども、言葉が大事になってくると思います。私は悪気があったなんて一言も言っていないのです。何か悪い魂胆でもあったなというのは。そういうところで悪気がって言われると、受け答えのしようがないのです。悪気があったのではないかとかない、そういうことは伺っていませんで。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　言葉のほう訂正させていただきます。

先ほど他の議員からもおっしゃられた、疑念の抱かれるような対応であったというところに関しましては反省し、今後厳しく丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　先ほど笹岡議員も前田議員もおっしゃっていましたけれども、（株）ＴＯＳＨＩＭＡは悪くないのです、何にも。朝から桟橋で仕事もしているし、何で（株）ＴＯＳＨＩＭＡが悪く、昨日ですか、今日でしたっけ、ブラック企業と言われているのはつらいとか、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの人が言っていたと。そういう話なんか昨日したような気もしたのですけれども、ブラック企業と言われているとか。なぜかというと、行政が（株）ＴＯＳＨＩＭＡを悪くするような施策をやっているということです。

まず１番に、これ古くなる話なのですけれども、その前の代表監査ですか、その人が（株）ＴＯＳＨＩＭＡの監査やりたいけれども、全然できなかったと。それで、私が議員になって、そのとき代表監査が２回出てきていて、それで本当にできなかったのかと聞いたら、はい、すみません、できなかったです。もっと強くやればよかったのですって言ったのですけれども、私はできませんでしたと代表監査委員が言った、そのときの議員監査は村長ですよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　そういうことあったのでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　資料等提示したと記憶しております。また、私に関しましては親族が役員であったため、直接監査ができませんでした。私の身内が役員を外れた際に、私が最後の２期目ですか、２期目の議員のときに監査をさせていただきました。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　村長、それはすみませんでした。

〔「はい」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　だから、ずっと前の代表監査がやっている間は、書類が出なかったということで、これは私もおかしいのではないかと、こういうことだと……

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　言葉のあれなのか、記憶の中で、ここで答弁することが果たして正しいのかというところではありますが、私の記憶の中では、当時必要な書類をあらかじめ教えてくださいというところで会社のほうから示されて、それで提出できる、できないのところで止まっていたというような記憶をしております。なので、拒否したとか、当然拒否する権利は会社にはないと、監査に関しては。監査が必要であれば、先日もお話ししたとおり必要な場合に監査できる、もしくは首長が、村長が監査が必要だという場合には監査できるというふうになっておりますので、できないことはなかったのではないかというふうに記憶しておりますが、いずれにしても、適正であったというふうに意見として出されていたというふうに記憶しております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　私は、前の代表監査が言ったように、やりたくてもできなかったと、そういう具合に記憶しています。

次に、ちょっと聞きますけれども、これ定期航路の運営で、積算表で退職金の250万円ってあるのですけれども、これは何人分なのですか。

〔「これここでやりますか」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　どこでやる。どこでもいいです。

〔「ちょっと確認していいですか。今ここで間違ったこと言ってしまうとあれなので。ほかにもし何か数字的に確認が必要なものとかあれば、あらかじめ教えていただけると助かります。もしこの後そういう」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　今所管のほうで確認を取っているところで、少し時間を、すぐできると思うのですけれども、しますが、あらかじめもしこの部分とこの部分と、後々の質問で聞きたい、確認をしたいというところがあればご教示いただけると助かります。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ちょっとこれあれなのですけれども、この令和３年度決算12分の９ってあるのですけれども、これは人数のことですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

それは人数です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　あと、これ法定福利ですか、福利厚生あるのですけれども、この退職金という、中退共に入っていないのですけれども、この法定福利か何かで。別個に退職金をやっているということですか。

村長、数字出るのですか。

○議長（寺田　優君）　まだ数字で質問するところ。

○４番（石野　治君）　あと福利厚生なんかもあるけれども。

○議長（寺田　優君）　福利厚生は今やっている、ああ、その下ね。

○４番（石野　治君）　うん。

○議長（寺田　優君）　それを聞くのだったら言ってもらったほうがいいです。

○４番（石野　治君）　では、これは後でいいです、今でなくて。

○議長（寺田　優君）　今調べるので、そのまま福利厚生の聞きたいところあれば言ってもらって。

○４番（石野　治君）　あとは、このリース料。

○議長（寺田　優君）　福利厚生費についてはいいですか。

○４番（石野　治君）　いや、福利厚生についても聞きたいけれども。まだやっているというので、あとはリース料も聞きたいのですけれども。

○議長（寺田　優君）　リース料はどこかにあった。

○４番（石野　治君）　リース料、それとこれもらっている数字なのですけれども、積算表。これにラフタークレーン、これ６万円が150時間と、去年も指摘したのですけれども、このまんま出てきているので、精査したのかなと。ラフタークレーンの使用料６万円掛ける150時間、150日ではないの

ですか、150時間。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　すみません。それは誤りです。150日が正しいです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　あとは、住宅の積立金なのですけれども、これ一般質問でも質問したのですけれども、どれぐらいのものを建てて、どこに建てるのか、また営業所ですか、これは村の中に持ってきて、それで２か所で業務をやるということなのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　２か所、そうです。下の事務所に関しては、発券業務のみに専念したいというところで、別に事務所を構える必要があるということで計上させていただいております。

また、計画に関しましては、一般質問のときにお答えしたものと変わりなく、特に現時点で計画があるといったものではなく、将来的に整備をしていってほしいということで積ませていただいております。これが、そのときも説明させていただきましたが、その目的以外に支出することはできないというふうに解釈しています。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今のは、これで人数で見ると９人ですか。仕事やっていて、これ事務所を２つ、両側というのですか、港と村中にあるということになると、人数はどうなるのですか、増やすのですか、これ。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　12人の雇用を目指して、採用活動していただいているというところです。

また、これも一般質問のときにお答えしましたが、今後この必要性等、次年度の形態に関して、会社と意見交換会の場を設けさせていただいた上で、会社のほうからも、我々が必要性を訴えるというの、もちろん説明責任としてはあるのですが、会社側がそうやって必要なのだということを行政側に求めてきている結果の数値でありまして、当然双方から説明し、ご理解いただくことが必要になってくると思いますので、そういった場でまたお話をしてもらう機会をいただけたらなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　よく分からないのは、町なかへ、村中へ持ってきて営業所をやるというのがよく分からないのですけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これ先日の（株）ＴＯＳＨＩＭＡと村議会議員の方々との意見交換会の中でも、同じことを述べさせてもらいましたが、会社自体を持続的に維持していくためには、やっぱり雇用の確保が必要だというところで、離職率も高いという中で、安定的な企業にしていく必要があるといった中で、将来的な会社の強靭化も含めた措置であると。なので、現時点では議員おっしゃるとおり港湾の船さえつけてくれればというところなのですが、それだけでは、今後雇用を維持していくことがなかなか難しくなるであろうという観点から、雇用環境の整備ということも同時に考えていく上で、島内に事務所が必要、もしくは採用に当たっては住宅が必要、その部分の一部を支援していくというふうに考えた措置でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これに関しては、ここで終わりにします。

それと、このフォークリフト、これはネットで調べたということなのですけれども、オートナルも。オートナルは……

〔「紹介」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　紹介だということだったのですけれども、これは大島にはオートナルより大きいいろんな会社ありますが、整備工事でも。そういうところも調べなかったのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　現時点では、先ほど言ったみたいに大手のリース会社に問い合わせただけだというところで、大島の会社もしくは新島、ほかの島の会社に問い合わせたことはしておりません。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　というと、１社だけの見積りだったということですよね、これは。

〔「はい」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　これ言うとまたおかしくなってくるのだけれども、何でほかの、大島なんかもある会社は、村長も知っているとは思うけれども、大きいところで言えば東海のバス修理しているところとか、あと大島の住居を支援しているところがあるのですけれども、そういうところは頭の中へ入らなかったのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほど来、先日来お答えいただいている意味で、いろんな声、数値を見比べる必要があるというところでは、繰り返しになりますが、そうしておけばよかったかなと、今後はそういうふうにしていく必要があるのかなというところですが、その当時はそれが最善の判断というか、そこで行こうというふうに考えて、その金額が妥当かどうかというところを後々調べて、いいであろうというふうに判断したというまででございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　紹介されたと。では、この会社がいいのではないですかと紹介されて、はい、そうですかと、契約したというわけですよね、これは、何かちょっと、前田議員も笹岡議員も言っていたので、何かそういう話だと、ちょっと疑念が浮かんでくるということなのです。だから、いや、おかしいのではないかとか疑念が、大島だって幾つも大きい会社があるのに、そういうところには全然いかなくては、オートナルだと。このオートナル、いつできたのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　現時点で、ちょっとお答えしかねます。改めて調査というか、調べた上でお示しさせていただくことでよろしいでしょうか。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　クレーンのリース料なのですけれども、これ900万が、右の手から左の手に行って戻るだけの話なのだよね。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほど来榎本課長のほうからも説明があったとおりで、行ってこいというような表現が正しいかどうかは別にしても、現実的にはそうです。マックスで150日使用すれば、その金額が支払われるというか､歳入されると｡100日しか使用していなければ100日分が歳入されるし、残りの30日分が年度末の調整で返還されるというような仕組みになっております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　取りあえずその900万出さなくてもいいのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これも繰り返しになりますが、何でそうしたかというのも、先ほど午前中の

説明で榎本課長のほうから説明があったとおりで、会社の雇用形態が、契約の形態が変わって、今までもほかの島内の事業者が使用する場合は、賃貸借契約を結んだ上で１日６万円というふうにしていたという中で、ほかの企業と同じような形態に移ったというだけであります。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ほかの会社には補助金出ていないのですよ、このクレーンのあれは。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　あくまで企業に対して重機の貸付けをするといったところで、今までは自分のところで直営というか、委託すると。仕事をお願いするといったところで、自分のところ、無償で貸し付けていたと。だけれども、そこからちょっと離れたと。離れたということで、離れたところで使うものに関しては、フォークもそうですけれども、リースというか、ほかのところで直接的に村が無償で貸す、実際そうなのですけれども、ものではなくて、島内のほかの事業者と同じような扱いにしたというだけでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　軽自動車というのは、(株)ＴＯＳＨＩＭＡで使っている軽自動車、これは(株)ＴＯＳＨＩＭＡがもともと買ったものなのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ちょっと今会社のほうに確認をさせていただきます。恐らく以前のヒアリングの中では、リースのもの、それと購入したものもあったような話だったと思いますが、確認を取った上で報告させていただきます。

ほかはいいですか。

〔「ほかはいいです」と言う人あり〕

○村長（村山将人君）　では、すみません。ちょっとお待ちください。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　聞いていると、やっぱりいろんなことを思いつきます、答弁聞いていると。

それで、今までの答弁全部これ崩れたような気がします。というのは、結論がもう最初にあったのだと、これは。いろいろ聞いてきたけれども、見積りを取りましたとか、そうかと思うと、いや、インターネットをやってみたと。そうしたら相手がいなかったということになってきたり、そうかと思うと、保険がどうでこうで、４月１日から船が着かなかったらどうするのだということになっ

てきたりしますけれども、全部これ崩れてきた感じがするのです。

〔「はい」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ああ、そうですか。まだ質問していないのだけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　結論というものは、これも繰り返しになりますが、ありました。あったのは、４月１日から同じ車両を使い続けるようにしていくという結論があったと。それが前提であるということは間違いないです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは何回も聞いていますから、４月１日は分かりましたけれども。分かっていますけれども､それがつじつまが合わないということを申し上げて､今聞こうと思ったのです。というのは、まずあったのだと、それが。口実は、４月１日は知りません。それで、紹介と来た。何にも知らない人が、ぽこっとどこからか問合せが来たのですよ、利島役場さんお困りではないですかと。あなた方、何かネットでいろいろ業者を探しているようだけれども、お困りですかと、こういう会社紹介しましょうかと。それとも村が、当局が、どこにか困ってしまったと、ネットで探しているのだけれども、どうもそういう業者さんが見つからないと、どなたかあなた知りませんかということをやったのか。ある紹介と言ったって、ネットを探した、私は受けませんけれども、私の知り合いでこういう業者がいますよと一言でも言ってきたのか。それで、今ある紹介者と言いました。それは誰だと。そこまで入っていきますよ、これ。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　それでは、相手方のこともありますが、一応紹介をさせていただきます。私の責任の下で、業者名等も含めて紹介させていただきます。

まず､先ほど述べたとおりで､４月１日から港湾でフォークが使えることが前提だということで、今のフォークをそのまま使い続ける、かつ所有権を移した上で、リースバックというふうに先ほど来ご説明させていただきましたが、そういった扱いができる。メンテがずっと年間通してできる、車検も含めて。また、車検の際には、その間の台車も面倒見てくれるというところで探したと。先日来主幹のほうからありました、なかなかそういう条件でお願いしますといったところで、駄目ですと、ちょっと対象外ですという返事があったと。それが、数社取ったわけではなく、そこが１社しかなかったというところは、今後改善していく、いろんなところに聞いていく必要があるのかなというふうに、繰り返し述べているとおりです。

そこに関しましては、島内の実際に事業者に、そういうパターンで重機、その会社も借りたりと

かしている、同じように重機をリースしている会社を紹介してくれというお話の中で、紹介していただいたというものであります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、名前も村長から出る前に、私のほうであえて申し上げますけれども、私の責任で申し上げますけれども、その業者というのは、これまで村役場にそういう住基を売却した業者、売却というか、使っている業者。それから、ついその前日までのように車検やっていた、あるいは修理やっていた。それで、そこにもリース業者も入っている。それで、その人の紹介です。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　どの方かはちょっと分かりませんが、紹介いただいた会社のほうでも、同じく重機をリースしておりまして、実際利島に何度も訪れている方というか、その会社。そこに、今のこのフォークを買い取ってもらって、だけれども利島で、リースで使えるようにお願いできませんかというお話をさせてもらったと。それ何月だったかちょっと定かではないですけれども、昨年の前半であったと。当然予算編成の段階であったというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでその後、その業者名も分かっているでしょうけれども、その業者のほかに、何だか知らないけれども、うちでこういう仕事をやりたいのだけれども、誰か見積もってくれませんかという、インターネットの相手会社ですよ。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほど来見積りをお願いしたというところは１社しかないという答弁で、変わりないです。

また、今回の事業、今回の案件に限らず、当初、しかも利島という立地の中で、相見積もりの考え方がなかなか通らないといいますか、応じてもらえないという事例はほかにもたくさん、行政を私も１年少しやっていく上では、何度も目の当たりにしております。なので、その部分、当然競合する会社があって、原理原則としては低い金額のところにお願いしていくのは妥当であるというところではありますが、条件等を踏まえてなかなか厳しいといった現実があります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　なのに、わけも分からないインターネットの会社を何で検索したのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これもインターネットの会社というよりも、一般的によく知られている大手の会社です。インターネットの話、インターネットの話と言われているのは、一般的フォークリフトのリース代がどれぐらいかというところの目安がどんなものかというところで、インターネットというふうにしゃべらせてもらっておりますが、それで見るとお示ししたとおりの金額なので、妥当かなというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　その業者で、例えば今先ほど石野議員から出ました大島にも幾らでもいると、あるいは新島いるかもしれませんけれども、その身近にはしないで。ということは、１社しかやっていないということではないですか。値段を聞いてある程度、簡単に言えば相場だ。相場を聞いて、その相場に基づいてあなたやってくれませんかと、これだけの話でしょう。見積りなんていうものでは、そういうの相見積もりとは言わないです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　同じ答弁になりますが、ここの何日間ずっと説明しているとおりで、変わりないと思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　変わりない答弁というのは、そのように聞き取っていますけれども、大丈夫ですか。相見積もりはしていませんということは。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、相見積りを取ろうと思いました、当然。取れなかったというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうではないのです。そうではなくて、そうではないのではないですか。取ろうと思わなかったのではないですか。取ろうと思えば取れたのだと。しかし、あるところにインターネットでやって、取らないための口実に使っているだけだと。だから、疑念というのが出てくるということです。それを今までも答弁したとおりって言われたら、そのとおり認めるしかない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　それは、完全にもう考え方なので、その当時こういうことが予想できて、予見できていたのであれば、そういうことはあったかもしれませんが、それがベストだとそのときに判断したということであります。なので、取らない、もっと話ができたのではないか、疑念が、だからできたのではないかと言われてしまえばそうかもしれませんが、そのときはそれしか選択肢がなかったと、我々の中では。もっと前にお示し、もしくは協議して、いや、もっと取らなければいけないのではないかと、いろんなところを探したほうがいいのではないかという議論になれば、そうなったかもしれませんが、その当時の私どもの判断の中では、そこでいこうというふうに判断させてもらっただけで、今から遡ってそうだったのではないかと言われてしまえば、それまでだというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それだと何でもありですよ、私どもがそう思ったと言えばそれまでだ。今問題になっているのは、それが問題になっているのです、遡ってと言うけれども。私はそう思ったのだと、それがいいか悪いかを論じられているのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、そのときに当初予算段階で説明しております、金額も含めて。その時点で、金額がお認めいただいたということが前提の上で、お話を進めさせてもらっているというふうに解釈しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だからいいのだということなのでしょうけれども、私はやっぱりその答弁ですと、過去の……だったら飛躍した理論になりますけれども、監査なんか要らないですよ、そう思ったって言えばそれまでだから。何にも言いようがない。議会もそうです。そのときにそう思ったのだと言えば、何があったって何とも言えないです。今それが問題になって、この数日間は集中審議ということでやられていることを認識いただきたいと思うのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　不手際に関しまして、不手際といいますか、ご納得いただけない部分に関しましては、何度となく申し訳なかったと、以後気をつけて精査をしていきますということは申し上げているとおりでございまして、起きてしまったことはしようがないってここで言われても困ると言われましても、なかなか難しいかなという中で、逆に本件の扱いに関しまして、笹岡議員はどの

ように考えているのかなというのは、少しお伺いしたいなというところで、逆に質問させてもらっているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私の考えを披瀝するのはまだ早いかなと思っていますけれども、それはともかくとしても、私が認識するところでは、やっぱり疑念があるのだという、これが根底にあるのです。そういう意味で、私どもは間違っていません。そのつもりでやりました。それでどうですかって言われても、今言ったように何か一芝居打っているのではないのかと。何でパソコンをたたいたのだろうと、やる気もなかったのではないのですかと。そしたらば、今言ったように相場を調べましたと。ところが、実際に発注する段階では、もうあらかじめ決まっていたと、それも４月１日があるから。議員が質問していたように、そんなあっちこっちの業者が大島にも幾つかあるのだろうけれども、そんなことを探している暇はなかったと、気がつかなかったというのか知りませんけれども。だから、直そこへ行ってしまったわけです。そうすると、まずそれは、そんなことはお芝居でやっただけで、取り繕いでやってみたら、それは後になってそうこう言っているだけで、実際にはその業者、まず先にありきだったのではないですかと、この疑念が解けませんということです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　解けませんと、同じ説明をずっと繰り返しておりまして、村民の皆様、また（株）ＴＯＳＨＩＭＡ、島外事業者には大変なご迷惑をおかけしたというところで、非常に私の責任を感じているところであります。なので、これも繰り返しになりますが、以後こういうご指摘がないように、運営させていただきたいなというふうに考える次第でございます。

○議長（寺田　優君）　いいですか。

○３番（笹岡壽一君）　いいと答えるときよくはない。

○議長（寺田　優君）　どこをどうしろというのを教えてほしいというところをさっき聞いたみたいなので。

○３番（笹岡壽一君）　それでは、今まで皆さん言っているではないですか、それをただすみませんでしたって言われればそれまでなのだけれども、問題は、さっきも言ったけれども、ネットをやったのですかと、実際に。

〔「だから、出しているじゃないですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いやいや、それで、その結果についてはどの会社と今決したけれども、それが大手なのでしょう、何とかという会社が。マジックで消したよな、さっき。消したの知らないか。消したのです。それで、その会社やってみたと。そうしたらば、何でそこへ結びついたのかと。相場の会社が。そこで、例えば何で大島さん、ほかにもあるでしょうに行かなかったのかと。そして

ある照会した業者さんと見積りというか、単価を調べた会社と一緒ですか。

〔「違います」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　違いますよね。どっちの話を聞いたのですか。紹介した会社の話を聞いたのですか、見積り会社の話、マジックで消してしまったから何とも言えないけれども。

〔「もっと別です」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そういう疑念もあるのです。

〔「疑念のところが分からないんです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、そういう疑念です。本当にやったのですかと。

〔「出しているではですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　違う、違う。そういうのではなくて、それはその見積りを出したのは、積算表があるでしょう、相場表が。相場の表が。そうしたら、その会社があると、Ａ会社です。それに基づいてある業者というのは、これは分かるでしょうけれども、紹介したと言われる会社。私は分かりません。その会社は、利島の業者も知っている会社だろうと思うのです。多分、分からないけれども。実はその会社の紹介したのが、そのメニューをつくった、相場表をつくった会社とどういう関係があるのか分かりません。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　何て説明していいのかな。まず、紹介していただいた会社には、利島の業者さん、事業者さんで、島外の事業者からリースを受けていると。ほかに、フォークではないですけれども、重機に関してリースを受けていると。同じような状況だと、島で島外から重機を借りて使用していると。なので、その事業者に紹介していただけませんかと言って、同じようにリースして、だけれども今までの都内から運んでくるリースとは違って、今使っているやつを買い取っていただいた上でリースってお願いできませんかという話をしたと。その金額の提示の根拠として、今までそのフォークのリースの金額を当然予算に反映していく上では、なかなかそれが高いのか安いのか妥当性というのを調べる上で、インターネットを使って公表されている単価を入れてというか、比べた上で妥当だというふうに判断したと。これはずっと同じ話をしているのですが、そういうことでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ですから、その関係が、要するに陰というか、やっているので分からないのですけれども、そこへ出てきているのはある業者と、いわゆる紹介したという業者、これもやがて名前が出るかどうか知りませんけれども。その業者を非常に知っている業者もいると、島の中に。そこは全然知りませんと、何にも知らないということです。

〔「知らないと」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だって、こういうリースをするという話は何にも知らないと、そもそも金額も知らないと。

〔「そうでしょう」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　話も知らないと。

〔「紹介してもらった……」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　それから、今言ったようにそれの単価に基づいて、例えばある業者さんがいますよね、業者さんが紹介したとします。これ島の何か50件ぐらい扱っていると言ったのかな、言わんとするような業者さんです。そういう関係の人が、その人についてもよく知っている業者もいるのだと、島の中に。昨日や今日ではなくて。そういう関係の中で紹介されたのだけれども、そのときに、その人がＡ社と言ったと。疑問になっているのは、ああ、そうですかとなったのだけれども、そういうことなのだろうけれども、なぜ問題になっているのは、大島でも幾つか会社もありますよと。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これも繰り返しお話しさせてもらっておりますが、大島にも当然何社も業者があるし、新島、都内、ほかにもいっぱい業者がある中で、利島のことをよく知っている、かつ利島の今使っている重機を使い続けるために、本来であれば自社の重機を貸し出す、もともと持っている重機を貸し出すなのですが、今回は今使っているやつを買い取って、それをリースという形で使わせてもらう形にしてくれというふうなところをご理解していただいたところだったと、そういう前提条件がある上でお願いしたというところだけでありまして、ほかにも業者があるかもしれませんが、その大島等の業者にはお話はしていないというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ですから、それが繰り返しになるって言えば繰り返しになるのだろうと思いますから、平行線と言えば平行線になると思うのですけれども、そういう業者だから、提案された契約書で間に合っていると。間に合わせたと。これは一つの、私は象徴的に見ているのです。まるっきりもうお任せと。それで、いつまでが有効なのか、金払うのか払わなくていいのか、契約書は、先ほど私冒頭、今朝確認しましたけれども、契約は有効なのですね、有効だと。判こがあろうがなかろうかという。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、令和４年度はそれで運用、運営してもらったと。（株）ＴＯＳＨＩ

ＭＡのほうには、それで運用、契約なり支払いなり、重機を使用させていただいたというところでありますが、令和５年度はご指摘も踏まえて、きちんと整備したもので運用していただくように指導というか、助言というか、お願いをしていくようにしていきたいというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　いろいろ聞いていくしかなくなってきたけれども、私が見ていると、先ほど石野議員から他の案件が積算書の中で出ましたけれども、私も先ほど一言ちょこっと出したのですけれども、委託料が83万増えているのです。それで、これは予算のときにお伺いしようかと思っていただけなのですけれども、私はちょっとこういう勘ぐりっていいますか、推定しているのですけれども、先ほど午前中申し上げましたように、費用対効果というか、結果では、60万前後の利益しかないのです。例の何とか監視料の二百何万というのを除いての話です。それは、その当時の特定的な話だったのだろうから除いて。差引きしますと、60万ぐらいの利用しかないと。それでは駄目だから、それで今年度83万だけ足して、そういう増額になったのかなと、これ推定です。違うなら違うで結構ですけれども。それで、一体今度の契約については、今年度契約については、その九百十万で契約するつもりなのかどうか知りませんけれども、それ以前の問題もあるのです。契約自身がどうでもいいのだから、内容では。いつ解約したっていいわけですよね、相手は何と言うか知りません。有効なのだから、一応。企業がないわけだ。取り方によって相手方は、私が生きている間は少なくとも無期限だと言うかもしれません。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　その点に関しましても、私もリースなので、複数年で契約しているものかなといったところもあって、ちょっとそこまでチェックが行き届いていなかったという反省もありますので、新年度より整備する契約書、証書類に関しましては、やはりその辺りも踏まえて、我々は会社というか、船の就航の際に安定的に使用できるという観点から、指摘、助言をしていくように努めていきたいと考えております。

〔何事か言う人あり〕

○村長（村山将人君）　なっています。その長期的、今の令和４年度の中では月ごとの表示しかしていないので、月ごと、いついつ払う、いついつからいつまで、どういうときにはどうする、整備メンテはどうするのだと、仕様書も含めてきちんと整備したものを用意してもらうようにしていくというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　あしたからはいいです。何でやったかということです。それまでどたばたし

たのですか。今言ったこれからはいいのですよ、どうとでもやろうと。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　申し訳ございません。説明も足らず、準備も足らず、どたばたした状態であったというのは、間違いないところでございます。また、業者にしても、そういう形態でのリースバック方式の契約というのも、なかなかやったことがないもの、単価等の設定もなかなか難しかったというお話も聞いております。なので、その辺りを新年度、令和５年度から改めて、きちんとやっていければなというふうに考えている次第でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　あの契約書は誰がつくったのですか。誰が、七島信用ですか。

〔「違います」と言う人あり〕違います。

○３番（笹岡壽一君）　（株）ＴＯＳＨＩＭＡですか。

〔「違います」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　役場ですか。

〔「違います」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　記載の事業者が作成し、発行したものと捉えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　業者さんが持ってきて、こうですよと。それで、それが契約書って書いてあって、契約書で有効ですよと。よくのみ込んだものですね、それ。期限もない。そうです、有効で。だから言わせれば、どたばたしていたから払ったと、あしたから船つけなければならないから。そうかと思うと、同じ日付の……

〔「はい、はい」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　はい、はいではないです、ちょっと待ってください。そうかと思うと、きちんと。きちんとですよ、売買のところだけしっかり書いてあるの。ではどうぞ。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　売買に関しましては、村と事業者に関して、利島村役場のほうで作成したというところで、きちんとしているというか、形を当然お見せするというか、監査の対象にもなるというものでもありますし、公金を扱っているというところで、きちんと整備したものというところ

で、(株）ＴＯＳＨＩＭＡに関しましても実質は公金なので、整備しなければいけないところであったかもしれませんが、その部分に関しましては、もう繰り返し繰り返し述べているとおり、甘かったというところに尽きると思っております。なので、新年度から整備していくようにしていくというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　よく含んで答弁していただきたいのです、経過から。これはつくったのは、契約来た判こを押したのは、利島村でなければならないはずなのです、バックと言うけれども。

〔「違います」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、違うのですよ。なぜ違うかというのは分からないのだ。だって、バックというのはそういうものです。利島の財産を今日売ったの。なぜ売った。なぜ売ったのだということです。同じように、こういうことで売りますと。それで、何のため売ったのだと、いや、利島で使うのですと。今度は、それは利島役場は関係ありませんと、(株）ＴＯＳＨＩＭＡですと。それを同じようにやってあるのです。名前が違うの。売った人は利島村、買った人は同じ会社。リースして戻してきたのは､いわゆるそれを皆さんがバック､バックって言っているのでしょうけれども、それは違ったところ。そうしてそっちの会社ですと。私は、それは知らないよと。どういうリース契約をしたかなんて我々は関知しない､知りませんよと｡そういうことを一方で言っているのだよ。言っているのですのだ……。(株）ＴＯＳＨＩＭＡが幾らで借り受けたか、それは我々が関知するところではないと。

〔「なくはない」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そういうところも議論がありますということで、今まで全部ってあれもこれも、クレーンが出るか出ないか知らないけれども、その問題ってクレーンの問題はさておいても、何が出てくるか知りませんけれども｡そういうことをあしたから気をつける､それは当たり前です。そのために今まで明らかにしてきたのだよ、これを黙っていたらどうなったということで、このまま生きていくのだよ。私は、それだけの価値はあったと思うの。この契約書は、今村長がご指摘のとおり分かりまして、どたばたもありました。あしたから船をつけなければいけなかった。あしたから気をつけますと。どういう契約書に切り替えるのか知らないけれども、そんなこと当たり前です。悪いと分かったら改めなければ、これ何のためやってきたかわけ分からない。事を明らかにして、このように疑問点がありますよということで、我々議会とすれば行政に対してただしていく、当たり前の行為です。そこの反省は、口では反省と言うのだけれども、何を反省していいか分からないのでしょう。どこに問題があったのか､まだ皆さん分かっているのかと､分かった､分かった､あしたから気をつけると言うけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　反省という言葉でなかなか片づけられないのかなというところで、ただ金額に関しては、繰り返しになりますが、妥当であったというふうに判断しているところです。書類に関しまして、また見積り等に関しましては、今後、かなり厳しい状況は変わりないと思いつつも、適正に業者選定に関して実施していきたいと思います。契約書に関しましても、当然利島村役場と事業者との契約に関しては、これも弁護士や支庁等のチェックをしてもらうようにしていくというのも先ほどお伝えしたとおりで、精度を上げていくというのはもちろんですが、今回民間同士ということでしたが、民間と言えど（株）ＴＯＳＨＩＭＡに出資している事業者でもありますので、そちらのほうにも役場同様に、きちんとしたものを整備してもらうようにしていくということで、それを含めて全てを反省というふうに述べさせてもらっているという次第でございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　これ私の勘違いだったのでしょうけれども、私はリース契約に至るまでの経緯を何かペーパーでもらえるみたいな取り方をしたのですけれども、それはさておいて、昨日だかおとといの行政側の答弁で、減価償却というのは基本的に島の場合には難しいのだと、塩害等があって。普通の本土のほうで考える減価償却とは違うと、もっと傷みがひどいとかという言い方をされていましたけれども、そうすると今回のフォークリフトの売却というのは、その辺のリスクは全部相手におっかぶせると、もう買ってもらえば関係ないという考えが根底にあったのではないかって疑ってしまうのですけれども、その辺はどうなのですか。

もう一つ、そういう考えがあったから、逆に提示されたリース料については、もう丸のみせざるを得なかったのだという、こういう考えというのは、これっぽっちもなかったのかどうか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　１年以上前の話なので、ちょっとその当時の感情とか思惑というのを今の時点で詳細に覚えているわけではありませんが、正直持っていることで、もっとお金がかかってしまうということも考えてはいましたので。

〔「修理費で」と言う人あり〕

○村長（村山将人君）　修理費、維持費で。正直早く手放したいというのがあったのは、正直なところでございます。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　私のほうからちょっと質問させていただきます。

他の議員がいろいろ、集中審議ですからお聞きしてきたところでございます。そこで、私のほう

からも一つお聞きしたいのは、議会のほうでこういった書類を提出してくださいとお願いしたところ、最初は応じなかった。なぜ応じられなかったか、理由を教えてください。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これ以前にも同じような形で、資料提出の要望があったかと記憶しております。議員個人に調査権はないというところで、今までできる限り提出協力、時にできないときもあったと思いますが、そういうふうに対応してきておりましたが、今回島外の相手もいらっしゃったというのもありましたので、控えさせてもらったというところであります。ただ、監査もしくは議会としてということであれば、それも強制力はないというところではありましたが、他の議員から強制力を持たせたことも発動するぞというようなこともありましたので、それでしたら別にそこまで拒否するものでもないし、相手方の了解、両者の企業、事業者に了解を取った上で、よろしいですかということで、分かりましたという了解をいただき、提出させていただいたというところでございます。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　なぜ私今そのことを聞いているかというと、この書類を早く出していただければ、こんなに時間を最初かけなかったのではないかと思っているのです。だから、あえてお聞きしたところです。

そこで、またもう一つ違う観点からお聞きします。今までのフォークリフト、これはどこで車検なり修理なりされていました。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これは、もう皆さんご存じのとおりで、私も議員のときからそうですけれども、島内の事業者で、管理も含めてお願いしていたというふうになっていると思います。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ということは、島内に業者がいればできるのだという考え方ですよね。島内に、そういった整備なり車検なり取ってくれる業者がいればできます。そういった考え方は持っていますよね。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これ事業者とも今日も、昨日もお話しさせてもらった上で、別にそれを拒否するものでもないし、むしろその移動分、海上運賃等の余計な経費がかからない分安くなるであろ

うというところで、メリットが多いかなというふうには思っております。なので、そういったことは決して排除せずに考えていければというところですが、いずれにしても、我々行政側で判断するものではないというふうに考えております。事業者名でいうと、(株)ＴＯＳＨＩＭＡのほうで判断していくものであって、ある程度の基準の整備、メンテナス管理をお願いした上で、今でいうとフルメンテナンスというような呼び方をさせてもらっていますが、車検も含めて、また車検の期間中の台車も含めてお願いできればいいのかな。そうすると、それに見合った補助の減額もできるのかなというところであります。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　そこでお聞きするのですが、新年度もまだまだリース契約が残っているのか残っていないのか分からないのですが、このリースというのはいつまで続けるおつもりでしょうか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　港湾事業継続している限りは、続けていくものかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　港湾事業が続く限りリースをしていくということは、仮に島内の業者ができるのであっても、それはしないでリースしていくということでよろしいのでしょうか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　島内島外に限らず、我々というか、補助金を出す側のミッションとしては、安定的に重機が使えるというところであるので、別にそれは島内島外にこだわるものではないのかなというふうに考えているところです。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　私は考え方として、島内でできるものは島内でやるという考え方なのです。なぜそういった考え方を持っているかというと、島内の人、要する業者、何でもそうなのですが、そういった人たちを使えば利島にお金が落ちる、そういった考え方を持っているのです。島外の方にお願いすると、島外にお金飛んでいってしまう。そうすると、島内にはメリットがない。だから、島内にお金を落としたいという考え方を持っているのです。これはずっと前にも、村長が議員のときにも私そういった質問、たしか他の村長のときにした覚えがございます。そういった考え方を私は持っているもので、島内の事業者ができるのであれば、島内の事業者にやらせたほうがいいので

はないか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　私も同様の考えを持っております。公共事業と同じような観点でいくと、島内で経済が回るという仕組みの一役を担う事業でもあるとは思います。ただ、その事業者が将来的に継続性､安定性が担保できるという前提であることが必要かなというふうに考えておりますので、そういったことも、今回いろいろな指摘がありましたので、資料、契約書等も含めて厳しく査定させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　今の村長の立場からすれば、今までいろいろな議員の方から、いろんな方針が示されました。そこで、村のほうも今後について注意していくのだという答弁もございました。私は、だからさっき聞いたのは、要するにリースをいつまでやるのだと。島外の会社でリースをいつまでやるのかと、それよか島内の事業者がいたら島内でやったほうがいいのではないかなと思っているものでお聞きしているのです。港湾事業をやっている間リースするのだという村長の答弁があったから、いやいや、そうではないでしょうと。島内にそういった事業者がいたら島内の事業者にお任せしたほうがよろしいのではないかなと思っていたから、そうやって質問させていただいているのですが、いまだに考え方は変わりませんか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　答弁、先ほどと同じでございます。当然島内でお願いできる部分はお願いしていくべきだと思っております。ただ、それが前提で行くわけにはいかないということも思っておりますので、慎重に判断していきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ということは､その事業者がある程度将来に向かって安定した形が取れれば、島内の事業者にお任せするべきという考え方ですよね。私もその考え方には賛成です。そういった形で島内の事業者に潤いを与える、そういったことがやっぱり村役場として大切ではないのでしょうか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そういう考え方は当然持っておりますし、そうしていくべきだというところであります。しかし、一方で株式会社ＴＯＳＨＩＭＡ、独立した株式会社でありますので、経営判

断の中でそのように判断すれば、それにのっとって補助金を入れるというふうに考えております。あくまで、村が直接的にその判断に寄与するものではないというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　だって村は株主ですよね、当然そういったところに対しては口出しができるのではないのですか。こういった業者がいるから、こういったあれはいいのではないのとか、要するにアドバイスというのですか、そういった形は取れると思うのですが、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　株主と経営者の違いというところは、再三議会でも議論になっている部分であるかと思いますが、私の中では経営者の中の経営の上での判断だというふうに捉えているので、その部分に関して村役場が積極的に介入するべきでないというふうに考えているところです。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　株主であって、なおかつ補助金も出している、そういったところですよね。それだったら、そういったアドバイスぐらいできるのではないのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、積極的にこうしなさい、こうしろということが正しいと思っておりませんので、議員おっしゃられるみたいに、どこまでが助言とか線引きは難しいかもしれませんが、島内の事業者からも見積り取ってみたらとかいうことは言えるかもしれませんし、その上で比較検討はできるかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　できる限りそういった方向で進んでもらいたいのです。何も強制的に言えとかって言っているのではないのです。アドバイスはできるのではないかと、株主でもあるし、補助金も出している。何も強制的にこうしなさいと言えとは言っていません。ただ、こういった業者もあるのだけれども、会社のほうではどう考えますかと、こうおっしゃられたこともいいと思うのだけれども、どうかひとつ考えていただけないかと、そういったことは言えると思うのですが、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　越権にならないような範囲で、ご助言できたらなというふうに考えておりま

す。

○５番（井口　保君）　終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

それでは、石野議員の先ほどの質疑での資料がそろいましたので、荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　先ほど石野議員からご質問があった退職金の話と、あと法定福利の話と、あと福利厚生の話でご質問があったと思います。

退職金に関しては、人数は12名分になっております。法定福利費の内容につきましては、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、あと雇用保険の５つになっています。

福利厚生費に含まれるものとしましては、職員や社員の健康診断とか、あとは仕事、通常の業務に当たるときに着用する仕事着などの購入などが含まれているということです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

○４番（石野　治君）　あともう一つあったのだけれども、オートナルの設立年月日はいつだって聞いたの。

〔「それはまだ確認していないです」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　後でもいいですか。

○４番（石野　治君）　いいです。

○議長（寺田　優君）　それでは、笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今の井口議員の話を聞いていて、これまたちょっと違うのかなと思って質問台に立ちました。

村長は、助言という言葉を会社に対して使われていました。そこで伺いたいのですけれども、会社の株主と経営者とは違いますというのは分からないわけでもないです。会社は、経営者たるものは何に基づいて経営しているのですか。抽象的のように聞こえるかもしれませんけれども、１つは会社にある定款、もう一つは株主総会の議決、これは基本です。その他にもあるかもしれませんけれども、定款に定めなき事業はできないのです。定款に定めるのです。我が社はこれとこれと歩けよと。そこに定めのない事業はできない、それが一つ。

それから、それでは大体年に１回の株主総会というのをやるのでしょうが、通常そこでは経営の結果の決算もあるでしょうし、業務報告もあるでしょうし、次は何やろうかと、来年度は。いわゆる経営計画というか、事業計画というか、それもあるでしょうし、これを承認するかしないかというのは誰ですか。社長、経営権者と言われる人ですか、株主関係ない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　その会社の、以前の前議会、前田前村長のときからもそうですけれども、株主と経営者の立場の部分に関して、これ認識のそごが結構あるということで以前勉強会というか、きちんとした研修を皆さんで、我々執行部も含めて受けた上で意識の共有をしていかないと、なかなか議会で議論がかみ合わないのではないかというところで、ちょっと遅れてしまっておりますが、その部分に関しては、後日改めてそういう場を設定させていただいて、ウェブ等つないで専門家をお招きしていただいた上で、意思の共有をしていくべきと考えております。なので、今この時点で私がどう考えているということにそごがある可能性もありますので、差し控えさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　お答え控えるというのは、それはもう控えるものはしようがないのだけれども、では一つずつお伺いします、それもこれも分からないのか。定款には定めがないと。しかし、その事業はやりますと、その社長なる人の判断で。そう思っていますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　基本的には、やっぱり定款にある事業を実施していくもので、株主総会等を通して定款を変えていった上で、例えば事業展開、広げていくとかということが必要なのかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今ちゃんと村長答弁されているではないですか。株主総会です。経営者だといって、勝手に定款を取り替えたり、そういうことはできないです。定款にやりもしない仕事を付け加えて、株主総会にかけることなく。村長明確に答えられているではないですか。そうすると、株主総会で決めるのです。決めればいいのです。そういう点では、社長を誰にするかということも、株主総会の決定がなかったら社長なんかになれない。何だか知らないけれども、俺今日から社長ですって言えば社長ですか、そんなばかなことはない。株主総会で指名、任命されるのです。その人は株主であるかないかで発言権が違うのです。議決権持っているか持っていないかの違いが出てくるのです。社長とはいえ、株主総会に出席できるのは株主だけ。あと顔は出てくるかもしれません。しかし、議決権は持っていない、経営に対して。それを町長自ら認めている、今株主総会だと。株主総会というのは村長ですよ、利島では。この会社の株主総会は。そこに出席できる人というのはたった１人、ほかにはいない。いかに社長だろうが何だろうが、説明役へ情報を聞いたり、株主がいろんな情報を得たりそうこうするのには何人から聞いたって構わないですよ、幹部会で職員と相

談するでしょう。相談するからといって、職員が村長になることはできないのです、これ。それと同じだ。今日から私が村長ですというわけにはいかないのと同じだから。住民の選任を受けて村長になるだけの話。したがって、社長が社長だなんて言ったって、株主総会の指名がない限りは社長にはなれない。村長今答えている、そういうことですよ、村長がお答えになったことは。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　それでは、そのことで言いますと、株主総会で島内業者にリースをせよというような議決を経て、そういうように執行していくということなのかなと思いますが、ちょっとその辺り、その運用が正しいのかどうなのかも含めて、私の認識ではちょっと違うのかなというところもありますので、明確に、いや、それは分かりましたとか、それは違うのではないですかと、ちょっと私の勉強不足で、知識の中では判断しかねるところがありますので、専門家の方に照会した上で、適切に執行していきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　専門家はないでしょう、村長。では、何で指名したのですか。前の村長は、何で前のある人を社長ですって指名できたのですか。何に基づいて、どこに基づいて指名したのですか、今の社長、あるいは前の村長は前の社長を。今の答弁ないでしょう。わけも分からずあの人が社長だなんて言ったってわけが分からない。最初の答弁が正しいのではないですか。そんなことで会社を運営しているのですか、株主として。これは、弁護士に聞こうが、東京都に聞こうが、国に聞こうが、それはいいですけれども、私はそういう答弁はないだろうと……見ている。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　認識の違いなのかなというところでもありますし、私も会社法、会社経営のプロフェッショナルでもないので、ちょっと違った表現になってしまったかもしれませんが、いかんせん株式会社の独立性も担保しなければいけないとも考えております。その上で、適切な関係で株主と経営者と事業を運営していく上では必要なのかなというふうに考えている次第であります。なので、最初井口議員からのご指摘で、株主としてそういうふうに助言をしていく、助言というか、指導していくべきだというふうなこともありましたが、私の中ではそこまで踏み込んだことができるのかなというところもあったので、助言にとどめさせてもらったということでありまして、それを笹岡議員のおっしゃるとおり、株主総会でそれを入れろと、入れていくべきだと、それができなくはないのかもしれませんが、それが果たして正しいのかどうなのかというところは、慎重に判断させていただきたいというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、今の社長は何人いるのですか、誰に頼まれたのです。誰の任命を受けたのですか。黙ってきて、今日から私社長ってやったのですか。その前に村長が指名したとすれば、何で根拠もわけも分からす指名したのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　株主として会社を経営していくお願いをして、会社を運営していくために代表取締役としてお願いというか、株主総会で採決したというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今の答弁が正しいのではないですか。なのに何が問題なのですか。株主総会の採決に基づいて指名した。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、そのお願いした部分に関して、会社経営上の経営判断というものが出てくると思っております。その部分が、どこまで株主として関与できるか、全て経営判断にまで株主として干渉できるのか、それが越権にならないのかというのは、私の知識の中ではちょっと難しいので、控えさせていただきたいというふうに述べているまででございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、最高株主の経営権者の裁量ではないですか。法律、弁護士に相談するとか、どこどこに相談するというものではなくて、どこまで村長が委嘱しているかです、選任して。私の身代わりになって全部任せると、あなたのいいようにやってくれというのか、村役場に迷惑のかからないようにとか、あるいは船がちゃんと着くようにとか、そういう具合にやってくださいよということを踏まえて、それに応える大の一番の目的は、船が着くことだと、船舶業務をやってもらうことだと。それを見て、株主とすれば、その業務をやっていれば、そこからちょっと具合の悪いことが出たといえば、それはあなたこうしなさいとか、ああしなさいとか、村長の自由ではないのですか、それ。それはどこまで入っていいか、社員を何名にするか、あるいは通勤費を幾ら払うか、そんなことまで一々一々相談するということではないでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですからそれと同じで、どういうものを使うとか、どういう業者を選定するというのは、会社の経営判断の範疇だというふうに私の中では考えていたところで、その部分を株

主として、株主総会でここにしなさいということができるのかどうなのかというのは申し述べられないというところで、繰り返し述べているとおりでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　また変なことを答弁するのだけれども、今問題になっている、例えばフォークリフト、それをどこまでって、これはさっき私が言ったのは、これはあなた方の責任ですよと、それは。それも答えていいのかどうか分からないと、井口議員が今質問した内容の話は、資料を出せと言ったらば、いや、それは民民ですからと、こう言って断ってきた。だけれども、今の答弁聞くと、それも聞いてみなければ分からないと。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、そのフォークに関しては、同じように令和３年３月31日まであったフォークをそのまま使えるという条件でお願いしたと。その上で、（株）ＴＯＳＨＩＭＡが逆に４月１日から別の会社で、もっと安いところで頼めるのであれば、別にそれはそれでよしとすべきだというふうに考えています。その辺りは経営判断だと思いますし、今後村役場としては処分、重機の財産処分をした上で、あとはお任せすると、判断は。今後、先ほど井口議員がおっしゃったみたいに、島内の業者でまたそのリース等、どういう形か分からないですけれども、安定的に重機を使用し、船の運航、荷役作業ができるのであれば、それにこしたことはないなというところで、その部分に関しては経営者の判断であるというふうに考えている次第でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　何かではないけれども、ああ言えばこう言うみたいな話になってきて恐縮だけれども、整理していったら、聞いている人というのは割かしうんと思うような聞き方するものなのです。最初は、船が続く限り永遠にと。永遠にというのは、それは会社が決めるのか、村長が決めるのかといったら、村長、経営者と株主の唯一の議決権持ったのは、船が続く限りずっとあると、こう答弁した。そうすればこれ決まりです。会社の経営の、後になって社長に任せるなんてあり得ない。会社の経営方針として、東海汽船だか何船だかは別にしても、その船が着く限りは永遠とやったらば、それはいかに会社の社長といえども権限外になる、よくても悪くても。そうしたら、あとのほうで井口議員が地元って言ったら、何かそれも考えるみたいな。だから、今大事な答弁、議会やっているのですと、私そういうところを言いたいのだよ。答弁が、そうしてぽんと手挙げてきていただくけれども、それはそれで結構だけれども。何任せで、勢いで、私のほうが言葉尻を取っているのかっていえば、その嫌いもあるのかもしれませんけれども、そういうところ、私が言いたいのは、この状況をしんしゃくされて言えばいいというものではないと、答弁も。あるいは、これ

はもう次から次からとみんな弁解していかなければ､そうすると弁解というのは始末が悪いことに、やっていくとやっていくだけにつじつまが合わなくなってくる。だから、そういう点も私は利島村議会で、ちょっともしかしたら東京都見ているかもしれませんけれども、あんまり本人でいきながらこれ以上質問しても詮ないかなという感じもするので、私も控えますけれども、どうかな。

○議長（寺田　優君）　ほかにありますか。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　……いないのですけれども、人数だけ聞いておきます。退職金の人数を聞いたら12名ということなのですけれども､これ今12名いるのですか｡職員９名なのではないのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

以前から、こちらから答弁していると思うのですけれども、職員体制に関しては、事業を行う上では12名体制で行うというのを想定しているので、積算上も12名で積算しているということになります。

先ほどオートナルの設立日の話なのですけれども、2014年の４月30日だそうです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　クレーンは抜けているのですけれども、クレーンについては、これはどうされるのですか。どういうことになっているのですか、今度は。先ほど来お伺いしているのは、リースとは言いつつも、６万円掛ける150日で900万設定したと、取りあえず。ところが、実際はどうなのだと、実際には。歳入項目の欄で言えば、予算を審議しようと思っていませんけれども、歳入項目で言えば900万歳入項目に入っていると、何ですかといったら、リース料だと、仮にですよ。その根拠は何ですかといったら、６万円の貸出しだと、それが150日。その中には、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡが使う量も入っていますと、そういう答弁ですね。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　クレーンの使用時間につきましては、先ほども答弁しましたが、週３回、これは一般企業は含まれていない貸出日数です。（株）ＴＯＳＨＩＭＡだけです。それが、１日使用料として６万円で､最大で見越して150日で900万円となっていると。それが､例えば結果、今年度３月31日まで使用した中で､それが実績として100日であった場合は600万円になりますので、

差額が300万円出ます。その分に関しては、返還してもらうということです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　その返還する根拠が、900万を基準にしていると。900万だというのは、どうぞお使いくださいと、使った料金だけ払っていただければいいですよということではなくて、一応私どもは６万円掛ける150日で900万積算して歳入にして、議会に議決していた。そうすると、歳入しなければいけないわけです。歳入しなければ、900万。ただし、そうは言っても、租税でも何でもみんな手数料だ何でもそう言えばそれまでで同じなのですけれども､実際には１年間やってみたら、税金を例えば100万円の村民税が入る予定でいたと。ところが、実際には歳入欠陥で70万しか入らなかったと。そうすると、歳入を30万減額して修正すると、あるいは決算をする。今どき当たり前です。そこで、そういうことを前提にして伺うのだけれども、900万円というのは歳入項目に計上してあるのでしょうと、していないのですか。まずそこなのです。いや、してありませんと。計算だけは150日掛ける６万円でやったけれども、それで計算してみたらそれ幾らだと言ったら900万なのだけれども、この900万でも1,000万でも構わないのだけれども、それは歳入には計上してあるのですか、ないのですかということです。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

歳入には入っています、その分は。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、科目が入っている根拠はリース料なのでしょう。何ですかといったらリース料なのでしょう、これ。

〔「貸出し」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　貸出し。

〔「リースと貸出しは違います」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　900万歳入には入っているけれども、それは貸出料ですか。

〔「１日当たりの６万円掛ける150日の……」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いやいや、その計算根拠は分かります。計算根拠はそうなのだけれども、歳入に900万、今の答弁で入っているというから。

〔「財産貸付収入のうちの……」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　歳入の科目としましては、財産収入の中の物品貸付収入として予算計上しております。

〔「幾ら」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　ごめんなさい。これ今年度の見てしまっているので。ちょっともう一回。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それ予算書を見れば分かることですから結構ですけれども、その中には財産貸付収入で、ただリースと言っていない、片仮名でないだけで、900万のクレーンの貸出し、貸付け、これが900万円入っているのではないですか、６万円掛ける150日で。900万が６万円掛ける150日という数値根拠は出てこない、説明にならない。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今年度ではなくて、来年度の予算が今後審議になると思うのですけれども、そちらの予算書のほうを見ますと、１日６万円掛ける150日で予算計上しています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　去年もそうではないのですか、決算取れていないけれども、同じではないですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　令和４年度から補助金事業となったので、それに関しては貸出しをして、それに対してその分お支払いしてもらうと。令和３年度委託事業の際は、村のほうから……

〔「４年度」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　４年度は、今年度は入っている。予算計上している。

〔「４年度ですよ」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　はい。今年度から、令和４年度から補助金……

〔「まだ４年度だよ」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　はい、今４年度。

〔「４年の契約でしょう、これ。４年度の契約だよな」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　契約をしていないです。

〔「ちょっと整理したほうがいいかと思います」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　では、もう一回お願いします。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ですから、この３月31日末で決算取るときの会計です。これには、貸付収入予算として900万入っているのではないのですか。内訳と言ってもいいかもしれません。５年度は入っていると、今聞きました。４年度も入っているのではないですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　すみません、４年度も予算計上されていると。

〔「同じ額」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　はい。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　というのは、予算上は歳入になっているのです。ただ、その金が入ったか入らないかというのは別問題です。

それで、それについては払っただけと。それで、そこの先の説明受けましたから、私のほうから繰り返すこともないかと思うのですけれども、例えば年度実績でもって600万の歳入があったと、使用料が。したがって、契約はどういう契約になっているか知りませんけれども、とにかく村とすれば900万の歳入を予定していたと。ところが、入ってきたのは使用料なもので、ほかに入りようがないので、本当は使用料に関係なければ無条件が900万払うのです。意味が分かります。リースで、これだけで900万で貸しますと。

〔「リースじゃないんです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　売った契約であれば、その時点では900万無条件に払うのです、本来は。ただ、その条件として、使用料によってと、こういう担保してしまったから。本来はそうでしょう。住宅の使用料なんかはそうでしょう。月額３万円と言って貸し出したら。

〔「それはもうリースみたいな形」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　リース、何でも貸したとしたら。そしたら、これは年間幾らとばさっと払う、歳入するのです、予算の中で。ところが、この話は分かっているの、私分かっています。実績をもって、その額をもって精算するとなっているから、600万しか使用料が使用していなければ、その差額は年末に差引き精算すると、これはこれでいいと思うのです、それは。ただ、それについてはリースでなくたっていいのではないのかと。貸付けでなくてもいいのではないかと、その予算の組み方です。だって、もともと村のものなのだから。村のものをただ貸すだけです。そうしたら使用料

だけいただくのは当たり前だ。それだけのことではないのですか。それだけのことでしょう。これだけれども、私思い出して今話をしているのです。なぜリースにしたのかと、900万で。リースというか貸付けに。これは業者ではなくて、村が貸し付けたの。何で村が貸し付けたのだと言ったら、村の職員には修理屋がいませんと、こう来たよ。覚えています。自分では修理できないからリースにしたのだと、どこへリースしたのだと、それでは（株）ＴＯＳＨＩＭＡには修理屋が要るのかと、私はそういう質問しました。だから、何でリースにしたのだと、これ、言わせれば。それで、今年もやろうとしているのだ、いいか悪いかは別として。今年も900万で役場がリースして、クレーンは依然として役場のものですと。所有権が移管していない。だから、そういう意味で聞いているのです。リースって何をそんな先走って、歳入が単純に900万だというならいいのです、800万だろうと計算をするのは勝手でいいの。1,000万だろうが3,000万だろうが構わないけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えさせていただきたいと思うのですけれども、そもそも笹岡議員、リースというふうにクレーンのほうおっしゃっているのですけれども、リースという言葉が適切であるかどうかというところの話でいきますと、一般的なものでいくとレンタルというのですか、レンタカーを考えていただきたいと思うのですけれども、１日だけ使いますから、そのときだけレンタルしますよというような形を、要は150回というのですか、150日というのですか、レンタルするというのを当初予算の段階で補助金を精査する中で、積算をさせていただいているといったところと、そこをリースにすればいいのではないかというようなところあるのですけれども、そもそものラフテレーン・クレーンを導入したところは、定期航路というところの安定就航のためというか、そこで利用するというようなところと、またそれ以外のところで港湾等々の工事等々でも使うというようなところで、単純に株式会社ＴＯＳＨＩＭＡさんのほうに１年間、ではリースをぽんとするというのがそぐわないものであるというところでもございますし、そもそもの話として、そのラフテレーン・クレーンを購入したときというのが、村役場が港湾事業を東海汽船から、先ほど来述べてるように受託していたというので、その港湾事業に使うのに当たってラフテレーン・クレーンが必要であったといったところ等々踏まえて、当然港湾、船が着くためには、これ説明させていただかないと、ちょっと長くなって申し訳ないですけれども、港湾事業が当然ないと船が着かないというところもありますので、港湾整備のためにも当然使わせていただいているというようなところもあるので、そこが村のほうで１日につき幾らというようなレンタルみたいな契約をさせていただいていると。それは、各事業者さんと結ばせていただいているといったところになっておりまして、リースというその長期的に１年間とかというのの貸付けというのが、実際ラフテレーン・クレーンはそぐわないといったところがございましたので、賃貸借契約で１回１回のというか、１日当たり幾らというような単価設定をさせていただいていると。それで、実績ベースに基

づいて、当然補助金に関しては返還がございますし、その分先ほど来申しているとおり村の歳入としては、当然使用していなかった部分については歳入調定のほうは立たないので、収入として入ってこないというようなからくりになってございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　言葉を並べられると、私も分からないですよ、貸付けとレンタルとリースとどう違うのですかと。貸付けは日本語だからよく分かるけれども、リースとレンタル、どこがどう違うのですかと。レンタルは、レンタカーがリースカーとレンタルカーと両方あるのか知りませんけれども、私なんか素人考えでリースとレンタルとどう違うのだと言えば、期間の問題だろうと。この期間がどのくらいなのだと。村営住宅、あれはリースですか、貸付けですか、レンタルですかなんて言ったってわけ分からなくなる。あれは使用料取っているのだ、料金は。貸付けでしょうよ、あれもリースなのかもしれません。そういう論を今しようと思っていない、リースだということは、リースでもレンタルでも貸付けでも何でもいいけれども、とにかく村が何を根拠にしたかといえば、６万円掛ける150日で900万歳入勘定組んだと、それで歳入欠陥ですよ、予算的には。あるいは歳入オーバーもあるかもしれないけれども、それだけの話です。それをレンタルでございます。いやいや、そうではない、リースです。いや、そうではない、貸付けでございますなんて言ったってわけ分からない。歳入項目を組んだから、900万、レンタルだかリースだか貸付けだか知りませんけれども。といって、入ってきたのは今度は利用料だか使用料だか活用料だか分かりません。運転料だか分からないけれども、とにかく使った分について１日何ぼと。それが６万円でしょうと。それはいいです。６万円だけで結構たくさんなのだよ、10日使ったのですか、はい、では60万いただきますと、歳入がありましたと。住宅だって、空き家のとき入ってこない、金か。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員、質問をしてください。

○３番（笹岡壽一君）　質問。

○議長（寺田　優君）　うん。今質問しているの。

○３番（笹岡壽一君）　うん。それで、そういう答弁でなくて、それ聞いているのではないと。だから、そのリースではないのではないですかと、予算計上したのは別に。それで、フォークリフトについては少し違う。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　先ほど榎本課長が答弁されているのとちょっと重複するのですけれども、ラフタークレーンに関しては、現在もう村の所有物ということなので、それを（株）ＴＯＳＨＩＭＡも含めて使用したいという事業者さんに対して賃借料の契約を結んで、１日ごとに使いたい日を申請していただいて、その後に実績報告書を上げていただいて、それを基に村のほうで請

求書をお出しして、お支払いしていただいていると。フォークリフトに関しては売却しているので、今うちのものではなくて、リースをしているということになります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、実態は分かっていますというの、そうなっているのだから。それについて伺っているのです。何も実態はどうなっていますかって聞いているわけではない。実態は分かっている。だって、６万円掛ける150日だもの。それだから何回も実態を説明されて、繰り返しです。もう平行線ですと言われたって、これ実態は分かっているのです、１回説明聞けば大体分かる。

○議長（寺田　優君）　質問をしてください。

もう一回質問してやってくれない。

〔「結局何が聞きたいかというところ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　計上しているというから、リース、レンタル、貸付けでなくてもいいのではないですかと言っているのです。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員の、いいのではないですかということに対しての答弁というか、ちょっと逆にお聞きしたいところであるのですけれども、ということは株式会社ＴＯＳＨＩＭＡには従来の委託業務をしていたときみたいに、ただで貸せばいいのではないかというようなお話ということでよろしいのですか。そことはまたちょっと違う。

〔「ちょっとというか、全然違う」と言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君）　今ほかの業者と併せて、当然株式会社ＴＯＳＨＩＭＡのほうも東海汽船、定期航路という村には大事な事業ではございますけれども、港湾工事とかその他ほかの事業も同様に、貸出しをしたら当然お金を取るというようなところで、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡが村の第三セクターだからとかそういったのは抜きにして、１日当たり６万円という、ほかの業者と同じ賃借料の設定をさせていただいたというようなところで、何ら問題ないのかなと。その分は、当然使用した部分については村の補助金が充てられますけれども、歳入として村にもその分が丸々戻ってくるといったところで、言い方は悪いのですけれども、村の懐は痛まないという言い方が適切だかどうか分からないのですけれども、ただ、村としては当然ラフテレーン・クレーンを維持している中では、当然車検代とか、整備費とか、そういったところかかってございますので、村はその部分については費用負担をしているといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員、みんな分かっていないので。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ああ、そう。それはそういうことなのだけれども、今榎本課長言ったような

ことに通ずるわけだけれども、そのところは言っているのは、そうこう面倒くさいレンタルだか貸付けだのリースだのということでなくて、普通に使用料を取るということで同じではないのですかと、それやっているのでしょう、実態は。だって、使った分だけ払えばそれでいいのでしょう。行ってこいという言葉もあったけれども､実際にはただで借りたか有料で借りたか知らないけれども、わざわざ有料で貸しているのです、900万で。借りるのは900万で無条件に借りたわけだ。それで、ただし精算は、借料はどうするのだと、そのレンタル料は、リース料だか知らないけれども。それについては使った分だけ精算しますと、これだけのことでしょうって言っているのだよ、それを何回も聞いているというの。だったら面倒な、初めから使用料取ったらどうですかと、使用料だけで間に合うのだから。何も150日という必要ないでしょう。使った日の分だけもらっているだけでしょう。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えする前に、使用料というところで、まずそもそもの話として、議会の中で使用料、最初ラフテレーン・クレーンの使用料の徴収というお話をしたときに、使用料として動産なので、やってはいけませんというようなお話が、そもそもの話として最初、使用料条例つくって制定して、使用料でというお話ししたときに、そこでそれは見直しなさいと、代表監査からも指摘を受けて、使用料という言葉、文言をまず使えない、村営住宅とかは使用料を徴収するのですけれども、ラフテレーン・クレーンについては使用料というのは駄目ですよと、議会でもそこを見直しなさいというご指摘を受けまして、私的な契約、私契約ってよく一般的に言われますけれども、契約書を取り交わして、それについて賃貸借契約を結んで、使用料ではないですけれども、その賃借料を村がもらうような形式に変えていますので、あまりここで使用料って言ってしまって、使用料を村が取ればいいではないかというようなお話になってしまうと、またそこの大本のところが根底が崩れてしまいますので、そこのところは使用料を徴収するというそのお話はちょっとないのかなというか、今までの議会の中の経過として、使用料の徴収というのは村は行ってはいけないというような当時の代表監査のご意見を踏まえての、今の賃借料という形に変わっていますので、そこについては訂正ではないのですけれども、ちょっとご認識を共有させていただきたいなと。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そういう経過があったというのは、ちょっと認識にないのです。それは、いつの代表監査のことだか知りませんけれども、使用料は車全部って言ったのですか。車といったってほかに貸している車、フォークリフトは当時使用料だったのか何だか知りませんけれども。

〔「全般です。車両の動産に関しての使用料というのは、使用料を徴

収できないよというふうなご指摘がありました」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうですか。それは取りあえず失礼しましたということにならざるを得ないけれども、そういう指摘があったという記憶なかったのです。そうですか。では、これについては一時留保します。

それに基づいて議会が承認して、議決しているということであれば、これは何を言わんかだな。分かりました。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　先ほど道軽自動車はどうなっているかと聞いたのですけれども。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

確認しまして、軽自動車は所有自体は５台していて、リースが１台あるということです。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ、これで（株）ＴＯＳＨＩＭＡ関係の集中審議を終了いたします。

ここで休憩を５分間取ります。

（休憩　午後　３時１２分）

（再開　午後　３時２２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第２１　議案第１８号　令和５年度東京都利島村一般会計予算

○議長（寺田　優君）　これより、日程21、議案第18号　令和５年度東京都利島村一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第18号　令和５年度東京都利島村一般会計予算。

令和５年度東京都利島村一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億2,216万7,000円とする。

詳細に関しましては、各所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　次に、隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　総務課に関する主要事業についてご説明させていただきます。

議案書の331ページ、中段を御覧ください。利島村の100周年記念に関わる委託になりまして、331ページ中段です。今年10月１日に利島村100周年を迎えるに当たりまして、事業費として1,000万を計上させていただいております。

続いて、議案書の335ページの下段を御覧ください。庁内業務効率、業務環境改善事業について、381万3,000円を計上してございます。こちらは、契約業務において電子契約を利用している企業が多くなっている現状に対応することと、担当者の業務負担軽減を目的に導入を行います。また、都が進めている島嶼地域の事務共同化事業において、令和５年度より児童手当業務の一部を民間企業に委託するための費用を計上してございます。庁内事務効率、業務環境改善事業で計上しております経費に関しては支庁会の補助10分の10を活用して進めていく予定でございます。

続いて、議案書の337ページ、下段を御覧ください。複合型のサテライトオフィス建設支援・設計委託について、2,063万円を計上してございます。こちらは、本事業に関わる構想のためのコンサル費用及び基本計画策定費用込みの額となってございます。本事業については、東京都の補助金を活用して進めていく予定でございます。

続いて、議案書の347ページ、中段を御覧ください。庁内インターネット環境改善事業について1,500万円を計上させていただいております。こちらは、現状インターネット環境に関わるランニングコストが高額となっておりまして、独自のインターネット環境を構築することでランニングコストの削減及び業務効率の向上を図ります。本事業については、支庁会の補助10分の10を活用して進めていく予定でございます。

総務課に関しては以上でございます。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。住民課所管のところについて、まず大きく概要のところでご説明申し上げますとともに、まず修正点をちょっと何点か、ごめんなさい、お話しさせていただきます。

281ページの通院交通費支援事業のところで3,260万というふうになっていますけれども、326万円の誤りでございます。失礼しました。

また、ちょっと別に修正点、もう一枚でありますけれども、284ページの猫の去勢・避妊事業のところでございますけれども、こちら907万ってなっているところを90万で修正お願いいたします。ごめんなさい、大変申し訳ございません。

では、住民課のところについてご説明申し上げます。まず、住民課の主要事業でいきますと、今

年大きく変わるところが一般質問等々でもお話、村長の所信でもお話いただいて質問も出ておりますが、社会福祉協議会の運営費補助についてでございます。

こちらなのですけれども、これまで主に高齢者と一部障害者の支援を行っているところでございましたが、子ども家庭支援センター事業を昨今の子育て世帯への支援と拡充といったところで、村としても令和５年度から事業を取り組みたいといったところもございまして、ただ、やはり村の中で実施するのは、なかなか村の職員、市直営として実施するのが難しいといった中と、あと社会福祉協議会に人的に適任者がいるといったところも考慮しまして、令和４年度より私のほうが、住民課長のほうが兼職をさせていただいているといったような中で、これは社会福祉協議会と村と共同で事業実施をしていくのが望ましいのではないかといったところもございまして、社会福祉協議会に子ども家庭支援センターのほうを、62区市町村で利島村と、あともう一村だけしかこの事業を実施していなかったのですけれども、ここで利島村も実施していこうといったところで、事業費のほうに、補助金の中に組み込んでございます。この中で、いろいろな部分について事業費の２分の１は東京都の補助をいただけるといった中で事業のほうを構築していって、より高齢者、障害者だけでなく、子供をはじめとした子育て世帯の事業に資する事業を今後村としても積極的に支援しながら、共同して実施していきたいといったところになります。

また、それに合わせまして学童クラブの運営の主体を村から、今住民課で実施している運営主体を社会福祉協議会のほうに移管するといったところでございます。こちらにつきましては、高齢者在宅サービスセンターにおいて学童クラブを実施するわけではなく、クラブの実施場所としては今までどおり体育館の２階のミーティングルームを活用して実施させていただく所存でございます。それとまた、小学生や学童に来ている子供と高齢者の交流は、より積極的に当然感染症対策等々に留意しながら実施していきたいと考えております。

続きまして、その次、高齢者補聴器購入補助事業でございます。こちらは認知症の危険要因となっている加齢性難聴の早期改善を図るために、補聴器の助成を行いたいと。今までも、補助金の補助事業は実施していたのですけれども、額を２万円から５万円にアップしまして、より導入しやすくするような環境をつくっていこうといったところ、補助事業の額を増額しております。また、導入支援といたしまして、Ｄｒ．リトープロジェクトと銘打ちまして、専門家の協力を得ながら村の、離島でもご負担なく導入できるような補聴器も今メーカーで開発されていて、それを利用できればわざわざ東京に、本土に行くことなく補聴器の導入が実施できるというようなモデル事業として利島村もぜひ実施していくといったところ、現在５月の上旬をめどに、この事業が実施できるようにＤｒ．リトープロジェクトのほうを実施していきたいと考えております。こちらについても、Ｄｒ．リトープロジェクトについては社会福祉協議会と共同して実施していく所存でございます。

また、その下の行でございまして、島外交通費の支援事業の補助事業でございますが、すみません、今先ほどお配りしました、こちらの１枚ぺらのほうを見ていただければと思いますけれども、

現行交通費と宿泊費合わせまして、7,000円上限の年６回までの１人当たり助成というところ、変更案といたしまして住民税非課税世帯の65歳以上の高齢者、こちらの方で介護保険料の所得段階が５段階以下の方、こちらについては、要は本人が住民税非課税というくくりでございます。この方の宿泊した領収書を村のほうに窓口に申請していただいたときに添付していただければ、１万5,000円まで出しますよといったところでございます。宿泊した領収書がない場合でも現行の7,000円よりは、ごめんなさい、１万円といったところ、高齢者の非課税の方、特に島外の通院に対しての所得に対してご負担を強いている方については、手厚く助成をしていきたいというふうに考えております。

２番目としまして、それ以外の方、１以外の方については、その宿泊した領収書がある場合については現行の7,000円から3,000円アップしまして１万円を補助したいというふうに考えています。島外の宿泊について領収書がない場合につきましては、現行どおりとさせていただきたいと考えております。

石野議員からもご提案ありました付添いの部分についてですが、患者本人が小学生以下の場合については２の場合に該当すると思いますけれども、小学生以下の場合で、当然小学生１人で島外に通院ができるということはございませんので、保護者の方の部分を見るといったような意味合いも込めまして、１万円プラス5,000円ということで１万5,000円を支給するというふうに考えております。患者が中学生以上、大人の方や障害者の方で付添いが必要と医師が判断した場合については、１万円を追加といったところで考えています。これは、１の方でも２の方でもといったところにプラス１万円というような考え方で考えております。

小学生以下と中学生以上について差を設けたところにつきましてはす、当然交通費、宿泊費等々にやはり小学生料金というものが適用できると、できないと、そういったところも踏まえまして、差を設けさせていただいております。

４番目としまして、患者が公務員、利島村職員の給与に準じている団体職員を含むといっているところについては、助成については対象外とさせていただきたいなというふうに考えております。こちらですけれども、一応島外通院の実績を１年間ですか、４月から１年間に満たないですけれども、見させていただくと、公務員に実施している件数が全部で50件程度ぐらいあると。そうすると50件で今度１万円の助成をするとなると、50万円程度の予算がかかってくるといったところもございますので、そこについては公務員の部分については、職員については医療費の助成制度が共済組合さんのほうでございますとか、役場の職員等々についても宿泊助成とか、そういったほかの助成があるといったところと、所得はある程度安定しているというところも含めまして、より所得が厳しくて島外の通院により困難性を感じている方に手厚くするために、内容を今までの均一7,000円といったところではなく、差を設けさせていただいたといったところになります。以上が島外医療費、交通の変更点ともあります。

続きまして、ここに書いていない部分でございますけれども、まず367ページですか、実際に出て

いるのが、ごめんなさい、367ではなくて次の369ページになるのですけれども、こちらのほうで任意予防接種の委託料についてでございますが、任意予防接種の委託料で６の定期・任意予防接種事業でございます。

〔「何ページ」と言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君）　369ページでございます。下から５段目ぐらいですか、業務委託料で439万円計上されている、ここなのですけれども、村長のほうも所信の中で申し述べさせていただきましたけれども、利島村のほうで帯状疱疹ワクチンのほうの予防接種を実施するに当たって、こちらが１回というか、１人その年度というか、２回接種していただかなければいけないというワクチンでございまして、その１個のワクチンの値段が約２万円弱と、それを２回打たなければいけないので、４万円費用がかかるよといったところ、これは本当に利島だからできたというところもございして、手前みそなところもございますけれども、全額無料で実施するために、ただしちょっと診療所で接種するというのに限るといったところでございまして、今後ちょっと診療所とも、集団接種にするのか、診療所で個別に行って接種していただくのかというところの詰めは行わなければいけないのですけれども、早期の段階でワクチンの、当然今年から東京都の助成が２分の１入るといったところございまして、村のほうで、実施した自治体に対して補助の配慮というところもございますので、ワクチンの供給が足りるのかどうなのかというところも踏まえまして早期に実施するといったところも踏まえて、ちょっと診療所と詰めさせていただきながら、予算はお認めいただけたら、こちらのほうは実施していきたいというふうに考えております。

住民課のほうの主要な事業のところは以上となります。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　環境建設課関連の説明をさせていただきます。

議案書の337ページ、中段を御覧ください。再生可能エネルギー利用事業でございます。庁舎の蓄電施設の維持管理、こちらのほうのシステムの点検をさせていただいて、あと１年送っているのですけれども、５年目の部品交換をさせていただきます。

339ページの中段を御覧ください。定住促進空き家活用事業、空き家バンク事業のほうで、空き家の改修、また購入に関する補助金を１件分計上させていただいております。

371ページ、下段を御覧ください。今年度、令和４年度より麻布大学の獣医学部さんと協力をさせていただいて、これから協定を締結させていただこうと思っています。令和５年度に関しましてから、飼い主のいない猫の去勢、避妊を25匹、子猫の譲渡会を20匹というところで現在考えております。こちらの事業をさせていただいて、去勢・避妊事業を大幅に拡大し進めさせていただこうと思っております。

375ページ、上段でございます。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、プラスチッ

ク資源循環推進法と言っておりますけれども、こちらのほうで容リ協会ルートでの再資源化の受入れが来年度より行われますので、製品プランに関しましても容リのプラスチックと同じルートで再資源化を進めていきたいと思っております。

377ページの中段を御覧ください。焼却施設の整備でございますけれども、清掃センターの焼却施設が老朽化しており更新の必要性があるが、村内に１炉しかないため旧システムの更新が可能でございます。新たに施設を整備させていただこうと思っております。

399ページ、中段、道路維持事業、こちらのほう例年でございますけれども、集落美化の日の条例に基づきまして、村内一斉清掃を年２回させていただきますので、こちらのほうをまた計上させていただいております。

399ページ、下段、住宅管理事業としまして、村営住宅の維持管理をさせていただくため修繕等を行っております。令和５年度、今回の一般質問でございましたとおり、久保里山住宅のほうのボルト締め及びペンキ塗りを行わせていただこうと思っております。

399ページの下段を御覧ください。無電柱化事業、2030年度までに村内の都道と村道全域で無電柱化を目指しております。令和５年度は、予備設計及び詳細設計を行ってまいります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　産業観光課の事業についてご説明させていただきます。

385ページの中段、モノラック管理経費1,357万6,000円、その中にあるモノラック管理委託料の中に、昨年度からご要望のあったモノラック路線沿線の草刈りを入れております。

同じページの農業振興事務費の委託料が1,331万円、これは一般質問のほうでもありましたけれども、椿産業の生産力向上の事業ということで、草刈り機自動化の話とか、今年度からやっている諸データの蓄積などを継続的に行う事業となっております。

続いてが、387ページの林業、椿害虫駆除費です。継続して害虫駆除の防除をしていく予定ですので、委託料として1,076万7,000円を計上しております。

続いて、389ページの水産業費の下段、下のほうです。負担金、補助及び交付金の中の補助金の漁業振興施設整備補助金、これにつきましても一般質問のほうでお答えしていますけれども、幅のりを乾燥するための施設を整備する予定となっております。

続いてが、391ページの中段よりちょっと下のところの親水レクリエーション施設の施設補修工事として3,145万4,000円、全体的に老朽化が進んでいるというところの中で、優先的にやるべきところを来年度、令和５年度でやると。さらに翌年度、令和６年度につきましても、続けて補修工事を進めていく予定になっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　教育委員会の部分について、令和５年度当初予算ご説明をさせていただきます。

主要事業だけをピックアップしてというふうに思いますけれども、291ページのところで、概要的に提示をしている資料があろうかと思います。291ページになります。ありがとうございます。ご説明をさせていただきます。

１つは、来年度新しい取組として、教育コーディネーター派遣委託事業として559万円要求をさせていただいております。小規模な自治体において、教育委員会と学校の連携を強くしていく観点から、教育コーディネーターという人件費、派遣事業を実施したいなというふうに考えてございます。例えば離島において、島根県の海士町の取組すごく有名でございますけれども、その取組を下支えしているのが、こういった教育コーディネーターの方というところがございますので、利島村でも積極的に導入してみたらどうかというふうに考えてございます。それが１点目です。

２点目として、教育委員会・学校実践研究委託事業というふうに記載をしておりますけれども、先日笹岡議員からご質問いただきました島の教育の見える化、これに関して主にこの事業で実施をしていくというようなところでございます。なかなか教育委員会独力で全て行うというところが難しい部分がございますので、専門的な知見を持つコンサルタントの方に委託をしまして、この事業を実施したいというふうに考えてございます。

次のページでございますけれども、学校先端技術導入委託事業ということで、こちらはオンラインの会議をするための機器のようなものを新しく利島村に設置をするというようなものです。具体的には、先端的なツールで窓というツールがあるのですけれども、実際にオンラインの会議をする際に、まさにオンラインでつなぐ先の方がそこにいるような感覚で会議ができるというツールになってございまして、ちょうどご興味も持っていただけるようであれば、その辺りもご説明をさせていただこうと思いますが、そういった先端技術を積極的に導入をしていきたいなというふうに考えてございます。

また最後、郷土資料館改修事業ということで、郷土資料館につきまして簡単に言うと、少し展示台が見づらいというところがございまして、展示台をちょっと斜めにするような改修をしまして、より利島の文化とか歴史とか、そういったものを多くの方にお分かりいただけるような郷土資料館づくりにも努めてまいりたいというふうに感じてございます。

こういった新しい取組実施をしていくわけですけれども、なかなか予算の関係で難しいところもございますので、積極的に東京都だったり国だったり、そういったところの委託事業とか補助事業にも申請をしていきながら、なるべく一般財源にかからないような形で事業を実施したいというふうに考えているところです。まさに教育は利島の未来をつくっていくものだと思いますので、そう

いった観点から、大人も子供もかかわらず、ぜひ教育委員会の関係にもご興味をお持ちいただけるとありがたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終了いたします。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手をしてください。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ページを先に。

○議長（寺田　優君）　そうそう、ページは言ってください。

○１番（前田　清君）　緊急通報システムって何ページだっけ。

〔「361」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　私は、一般質問でもちょっと取り上げさせてもらったので、まず最初にここをお聞きしようかなと思っていたのですけれども、管理経費として３万6,000円、これどういった機関に。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えします。

機械のほうは、よく一般に言われているのは福祉電話と言われているような、ＮＴＴさんの商品名でいうとらくらくあんしんホンではない、失礼しました。ちょっとごめんなさい、度忘れしてしまったのですけれども、電話回線に電話機今つながっているかと思うのですが、その間に１個ボックスというのですか、かませまして、そのボックスで緊急のときにボタンを押していただくと役場のほうにコールというか、鳴るといったものと、あと併せてペンダントをお渡ししていまして、首から下げているようなペンダントなのですけれども、それを押すと、その押したものが電話回線に乗って役場のほうに、緊急事態が発生しました、どこどこのお宅というか、電話番号を言われて、お宅のところで緊急ボタンを押されましたよというような案内が来るというような仕組みになっております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　今お話伺って納得しましたけれども、私はその辺の事情を全然分からないまんま、一般質問で携帯型のというのは、要はペンダント型というのと一緒ということなのですよね、言われてみれば。そういうの知識なかったので、ともかく既存の電話機に多分ついているのだろうなという考えから、携帯型のという話に発展させたのですけれども、どうしても固定電話だと、も

うそこまでも行けないという人もいるわけですから、せめて寝ているところ、布団の中まで持ち込めるとか、そういうものが必要ではないかと考えて一般質問させてもらったので、それは今納得しました。

もう一つ、今ちなみに配っている人って何個ぐらいなのですか、何人ぐらいになるのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　先ほどの商品名のお話なのですけれども、シルバーホンというもの、あんしんＳＶというのが今うちがお配りするので、一般質問でも多分お答えさせていただいたかと思うのですけれども、９件ですか、貸出しを行っているといったところになります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　農林水産業務、385ページ、ここで農業振興というか、スマート農業実証準備業務委託1,330万計上されているのですけれども、これの内訳って何でしたっけ。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

内容としましては、今年度から実施している気象データの運用の部分と、あとは椿実の、この間これもお話あったと思うのですけれども､椿実を拾ってきた後の選別の分析とかが大体400万円ぐらいです。生産力向上というところで、草刈りの自動化の話をさせていただいたと思うのですが、そこで550万円、それ以外で例えば木を切りたいとか、どこの枝を切りたいだとか、そういったところに知識がないとか、実際どういうことをやればいいのかというのが分からない場合もあると思うので、そういった判断、スマートグラスといって眼鏡をかけて、そこで判断できるような仕組みづくりを開発、実証するというのが大体150万円ぐらい、それ以外は事業の運営費として150万円を想定しています。それで1,331万です。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　それで、これには役場と農協とＮＴＴ何とかかんとかが２社入って４社で実験を進めていくということでした。私も別に何人も話聞いたわけではないのですけれども、実際に今椿農家としてばりばりやっている人に話を聞いたのですけれども、利島で草刈りの自動化って言われて、何だそれってあきれられたのですけれども、この前も一般質問の中でも話伺って、その辺

のことは言っているかと思うのですけれども、本当にそんなのやるつもりなのと言って、やる意味が分からないという言い方をされたのですけれども、それよか、今もありましたけれども、椿実の選別、そこに力をぜひとも、この1,330万あるうちの７割、８割ぐらいはそこに注力してほしいと。草刈りなんてもう論外だよという言い方されて、選別と椿実の収穫、ここにも農家やっている方がいますけれども、収穫もやっぱり大変なのです。立ったまんま掃除機みたいな感じで吸い込めるのであれば、それにこしたことないと。あとは、その選別に任せるということなので、私今さら言っても遅いのかもしれないですけれども、草刈りの自動化なんていうのは考え直してもらったほうがいいのではないかって思えてしようがないのですけれども、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

まず、選別の部分につきましては、今年度からもう実施というか、研究みたいな形で連携協定の中で関わりのある大学とかに、これはいい実だよとか、この種は見た目上ちょっと分かりづらい、酸化しているのか酸化しないのか分からない、明らかに酸化しているみたいな３分類ぐらいの種を送って、それでどれだけ選別できるかみたいのは始めていると。それを継続して、来年度もやるという予定になっております。

草刈りの自動化につきましては、先日も私のほうで答弁させていただいている中で、ちょっと補足としてお伝えできていなかったところはあるのですけれども、できるかできないかに関しては、ちょっとやってみなければ分からないところもあるのですが、実際にとある大学で果樹園とかで実証実験に使っている機械があるということもあって、先日の私の答弁だと、今既存である草刈り機を使うという話もしましたが、現状その機械を使って課題とか問題点の洗い出しを行った上で、その課題、問題点を基にして、利島村の条件に合った機械の開発、実証を行う予定と今なっております。

種を拾うということも、今後連携協定、取りあえず３年間結んで、それで１回終わりというわけではないので、継続してそういった効率というか、生産力、生産性を向上するために連携協定を結んでおりますので、当然実拾い、自動化まではさすがに難しいかもしれないですけれども、皆さんのご負担が減るようなものを目指しているというところでの連携協定というところでご理解いただければと思います。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　今まで私聞き漏らしていたのかもしれないのですけれども、何か３年間って初めて聞いたような気がするのです。認識不足かもしれないのですけれども、３年後に何とか曲がりなりにも形になってくるということを考えると、３年後といったら、これも一般質問で言ったよ

うな気がするのですけれども、３年もたつと利島、五、六年たったら多分耕作放棄地が７割、８割に達するのではないかという言い方この前したと思うのですけれども、３年でもそんなに、それが５割か６割かというレベルではないかなって思うのですけれども、悠長なことやっていていいのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田副議長のおっしゃることも分かって、重々承知しておりますので、木が切れないとか、そういったことに関しては今村のほうでも事業としてやっておりますので、例えば皆伐更新したい土地があるよというお話も中には聞いておりますので、そういったことに関しては、今ある事業を活用して、当然これ休憩中に副議長とお話ししたときに、そのダンカンの話もあったと思うのですけれども、ダンカンする際に、例えば下の地面の草が邪魔しているのであれば、そこの部分も草刈りを行っているというような形で今事業やっていますので、そういった事業もうまく使いながら、継続性のある作業として継続性を求めて、村としてもやっていきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　私、今悠長なことという言い方したのですけれども、まさに利島の椿産業の現状というのが、年寄りに支えられているというのが、その７割方、８割方はそうではないかなという感じを受けているのですけれども、ですから、やるのであればもうちょっと予算を投入してでも、短期間でぜひとも、結果としてものにならなかったというのは、これ結果論なのでしようがないと思うのですけれども、取りあえず捉えだけでも短期間でやっていただきたいというのがあるのですけれども、だから、その分の予算ももちろん必要になるというのは重々分かっていますけれども、そういう取組をぜひお願いしたくて今話させてもらったので、これ答弁はいいですけれども、次に移らせてもらいます。

先ほど荻野主幹がちょっと触れたかもしれないのですけれども、387ページの椿の更新事業、要はこれは請負ではなくて、請負は請負ですけれども、入札ではなくなったという経緯は何でしたっけ。何かがあって、もう入札はやめるという話になったのですよね、何年か前。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　これについては、前田副議長にも直接お話しした記憶が私はありますけれども、農協さんのほうで今椿の苗木の生産をしていると。その苗木の生産と伐採を同じ業者で進めたほうがよいのではないかというような話があって、当時伐採事業はほかの事業者の方がされていたのですけれども、そういった意向があるのでどうですか、どう思いますかというような

話で、分かりましたということで、今は入札にしていないで随意契約として、安定的に続けてもらえるような形に変えさせていただいたということです。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ということは、伐採本数云々なんていうのは、もう関係ないと。大体苗木の生産に見合った伐採を続けていけば、枯れるというか、絶えることはないからという、そういう私はうがった見方をしてしまうのですけれども、それはそれでいいのかもしれないのですけれども、苗木の生産というのを１回見させてもらったことあるのです。農協さん駄目だとは言いませんけれども、やっぱり苗木の生産に当たっても、利島の年寄り、ずっと椿産業に従事してきた年寄りの話って聞いたことあるのかなって、それ見させてもらったときに思ったのですけれども。というのが、私が以前年寄りから話を聞いたときに、まず畑で苗木を作って椿山に移植するというには、大体当時というか、その人いわく３尺育ったら移植する。昔から利島ではそう言われていたって、３尺って約１メートルです。そこまで苗木が育ったら、いつでも移植していいよと。それは種から、実生と言ったっけ、実生で育てた場合がそうであって、あと挿し木、私は農協の苗木センターではないですけれども、苗木を作っている場所を見させてもらったとき、挿し木も結構あったのです。利島は挿し木は駄目だよと。何で駄目かといったら、やっぱり風が強いので、挿し木だと根の張りが弱過ぎて倒れてしまうと。だから、挿し木は駄目なのだよって聞いたのですけれども、その辺の事情を一応調べてみた上で、役場はそれチェックするというあれはないのかもしれないのですけれども、その辺はどういうふうに伺っていますか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

もともとは任意団体というのですか、椿研究会というものがありまして、いわゆる皆さん手弁当という形で、どうすればいい苗木を育成できるかというのを一生懸命やっていられたという話は聞いておりまして、私も何年か前に、まだ大体いつも９月ぐらいに接ぎ木の作業をしているときにも何回か参加させていただいたことがあります。ただ、やっぱり皆さん高齢化してきていることもあって、なかなか台木を取ってくるのもかなり負担が大きいと、やっぱり数を生産するというのはなかなか難しいというような話がありまして、当時平成31年ぐらいのときに、挿し木で椿の苗木を専門に作っている会社さんに視察に行かせていただいたのです。そこで、挿し木の方法を聞いた上で、ある程度数を作っていかないと利島の椿の本数から考えると、毎年台木を作って何百本ずつやってくというのも、なかなかその中でもやっぱり成長があまりよくなくて、枯れてしまう木もあったりとかするので、それだったら挿し木で数を作ったほうがいいのではないかというような話になって、挿し木を今メインでやっていると。挿し木の場合だと、根が弱いというような話もあるのですけれ

ども、今方法として根域制限栽培というような促成栽培みたいのが、果樹で実証済みというものがあるので、そういったものにも今取り組み始めているところですので、先ほどその３尺の育成、それぐらいの大きさならないと、なかなか山に植えても駄目だというような話も、以前からそれは聞いておりますので、あと一、二年すると挿し木の苗木もそれぐらいの大きさになるのかなと。３年前に挿し木したものに関してだと、あと２年ぐらいたてば植えられるのかなという認識で、今進めて取り組んでいってもらっているというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　最後に、395ページ、離島交通受託事業補助金というところなのですけれども、これ私の口からやると蒸し返しになってしまうので、他の議員さんにこれはお任せするとして、あと371ページ、猫の去勢というところなのですけれども、25匹を予定しているということだったのですけれども、それと子猫の譲渡、里親、これも最近思うのですけれども、やたら猫が多いなというのを感じるのです。道歩いていても、こっちに１匹、そこに２匹とか、そのくせ野生なのでしょう、野良なのでしょう、呼んでも来ないし、声かけると大体一目散に逃げるというパターンなので、野良猫なのでしょうけれども、さんざん放送でも、家猫は出さないで飼ってくれとかという放送もあったりしたので、私もそれ何十回って聞いていますけれども、それを進めながら、野良だけを対象にという感じで、ぜひこれは早急に進めていただきたいと思います。今がちょうど盛りがついている時期、やたら鳴いているから。本当にこれ以上増え過ぎないように、対策はしっかり取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　399、久保里山住宅の件なのですけれども、ボルト締めをやるというのですけれども、ボルトはもうついているやつ締めるだけなのですか。それとも、これからボルトをやるのだということですか。ペンキも全部、６棟やるのだと思うけれども、どこまでやるのですか、これペンキ塗りは。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

ボルトに関しましては、既存のものが緩んでまいりますので、増し締めというものをさせていただく、増し縮めという表現が正しいのかな、改めてちゃんと締めさせていただくと、ペンキについ

ても６棟全体を塗装させていただきます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　このボルト締めというのは、何年に１回ぐらいやるのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　具体的な数字は忘れたのですが、３から５年に１回ぐらいなのですけれども、かなりの間それもできなかったというところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　かなりの間できなかったということは、何か予算がなかったとか、それとも手が足りなくてできなかったのか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　正直なところ、なかなか予算の獲得も難しい、予算組むことも難しいということでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　久保里山より古いところはあるのではないですか、住宅で。そっちのほうはやる気はないのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　久保里山住宅の場合、木造のところでございまして、どうしても構造的な話になってまいりますので、こちらはやっぱり優先する必要があるかと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　あと、村営住宅には木造はないということですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　木造というか、ログハウスはあそこだけでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　いや、ログハウスではなくて、木造住宅はほかになかったのですかということです、ほかに村営住宅で。全部鉄筋ですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　東山第二住宅は確かに木造でございますけれども、どうしてもボルト締めが発生してくるところは久保里山住宅のみとなっております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　東山の住宅というのは、何か修理、リフォームする予定ってないのですか。何にも、造ったまんまで残っているということですか。どこも壊れているとか、おかしくなっているということはないのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　東山第二住宅に関しまして、具体的な年限は忘れてしまいましたけれども、村営住宅の中で比較的新しい住宅で、大規模修繕が必要だという話はちょっと聞いていないです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ほかの鉄筋でできたところはどうですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　ほかの鉄筋の住宅に関しまして、やはり水漏れ等の話はちゃんと伺ってはいるのですけれども、ボルトのような構造的なところまでの話というところは、今のところございません。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　西山住宅というのかな、一番古いあそこは床が抜けているとかって聞いているのですけれども、抜けていないのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。そちらのほうを改めて確認させていただきますというのが１点と、西山住宅に関しましても、一旦用途廃止を検討させていただいた時代もございまして、あまり大規模な修繕をこれ以上行わないで、その住宅問題が解決した際は用途廃止をしたいという

ふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　新しい住宅ができるまでそのままにしておくのですか、久保里山だけやって。床が抜けている、ゴキブリは出る、ネズミは出る、そういうところをそのままにしておくのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　繰り返しになりますが、久保里山住宅のペンキ塗り、ボルト留めは来年やらせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　久保里山だけが始まって、ほかのところはやる気ないのですか。ほかの今床が抜けているとか、ネズミが出るとか、そういうところは手を加える気がない。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　状況にもよりますけれども、基本的には、現在村営住宅のほうの修繕工事1,725万3,000円組ませていただいておりますけれども、久保里山のペンキ塗りとボルト締めで1,675万3,000円、その他の住宅のほう50万ということで計上させていただいております。その予算の範囲内で、対応できる範囲を執行させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　久保里山だけで2,000万かかっているのですけれども、これそんなにかかるものなのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　当時の建築をしていただいたところの事業者さんに見積りを取りまして、そちらのほうの見積りが1,675万3,000円というところでいただいております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この久保里山住宅というのは、山梨から来ていた業者かな、久保里山を造り

に。たしかログハウス、何か前村長が山梨のほうへ造ったら上手にできたので、要は大工さんというか、人工連れてきてやったというううわさは聞いたのですけれども、それで今度締めるのもそこの会社なのですが、ボルト締めも。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　実際に私どもと契約したのが、新島の青沼工務店さんでございまして、そちらと、たしか見積りをいただいたのも同じ会社でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　青沼工務店さんと契約したのですか。山梨の業者と何かやったようなという話だったのですが、青沼工務店と契約してつくったのですか。

〔「そのとおり青沼工務店がつくっています」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　青沼工務店さんに聞いたときは、うちではなかったよという話だけれども。

〔「いやいや、そこは分からない、うちが契約したのは青沼工務店で、
それ以外ではないです」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　私が聞いたのが間違いでした。

それで、今度のネジ締めも青沼工務店がやるのですか、ボルト締め。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　ボルト締めだけではなくて、ペンキ塗りって塗装ですか、そちらのほうも併せてお願いします。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　では、青沼工務店さんがやるということですか。どこがやるのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。そちらのほうに予算積算のための見積りを取得させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　317か、違うか、離島交通何ページだっけ。

〔「商工費」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　商工費で。

〔「397」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　397、すみません。

〔「395じゃない」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　395、違うな。

〔「395の一番下じゃない」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　これか。この離島交通費に今年は都の補助金が出ていないのだけれども、何かあったのですか。離島交通事業補助金、これは都からも出ていないけれども、多分この8,396万4,000円から7,612万6,000円か、これになると思うのですけれども、この392ページの離島交通受託事業費の中に国も都も補助金が出ていないのですけれども、これ何かあったのですか、去年は出ていたと思うのですけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

今年度に関しては、充当をする際、総合交付金を充てていたのですけれども、来年度の予算には現時点でまだ充てていない状況のため、都の補助金がないように見てしまうというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　一応どこからか出ているけれども、ちょっと分からないと、そういうことみたいなので。

〔何事か言う人あり〕

○４番（石野　治君）　いいよ、説明は。

○議長（寺田　優君）　いい。

○４番（石野　治君）　うん。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ちょっと違うみたい。

○４番（石野　治君）　ちょっと違うの。

〔「違う」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　都の補助金が総合交付金かな、それの中から出ているとは思うのですけれども、それでいいですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

もともと離島交通のところに補助金というのはなくて、都から出ている総合交付金を充当していただけです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今までは、去年までは6,600万でついたとか、いろいろあったのですけれども、今年はその補助金が幾らで出て、どれに使われているか分からないと、全部一般財源から出ているみたいなので。そういうことで、出ているって、どれぐらい出ているのですか、都の補助金、一般財源から8,000万出ているけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

総合交付金、交付金なので補助金ではございません。どれくらい出ているかというと、先日補正で通させていただいたときの計上額は６億という額を入れてございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ごみの焼却場の建設なのですけれども、これ一般質問でも言ったのですけれども、焼却炉を爆発から守るのに、要は金属探知機でもやってやったらどうだとか言ったら、そういうことはやりませんと、そういう話だったのですけれども、もし爆発したらどうなるのですか。どうなるというより、１週間や２週間焼却できなくなるのではないですか。その間ずっとためておくということですか。金属探知機でやるのは、人数がないから駄目だの、それとも壊れたら壊れたらいいのだと、修理すれば、そういうことかな。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　繰り返しになってしまうと思いますけれども、排出される皆様が分別を確認していただいて、私どももまた折に触れてご案内させていただきますけれども、排出される皆様におかれましては分別をしっかりしていただいて、排出いただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　住民は爆発物を入れているわけではないのです。これは、ごみだからといって、燃えるごみの中へ入れているわけではないのです。何か実行委員、何というのかな、缶のやつがあって、何か紙を塗るやつなんかのやつは中にちっこいボトルが入っているような話を聞いたのですけれども、そういうのも爆発物だと。だから、知らないでプラスチックの中に入っているようなことを聞いたのです。住民に放送しているけれども、大体２か月か３か月に一遍ぐらいずつ爆発しましたって、去年かな、言っていたのですけれども、住民が悪いのだ、では住民が悪いから、我々は探知機も要らないのだと、住民だけ気をつけてくれればいいのだと、今そういう状態ではないのではないですか。だから、探知機か何かでやって爆発物を、金属、皿なんかのようなものは爆発しないからいいけれども、爆発物で金属を取り除くというほうがいいのではないですか、爆発したらほとんど二、三週間使えなくなるのではないですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　繰り返しになってしまいますけれども、また私どももご案内させていただきますけれども、皆様におかれては排出される際に、分別ご協力をお願いしたいというところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　新しく造って、燃やしたら１日で爆発したらどうするのですか。住民が悪かったと、あんた方が悪いのですと。そういうことではなくて、取り除くというような考えはないのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　繰り返しになってしまいますけれども、排出される際に皆様にご協力をいただいて、分別をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　サテライトスタジオか、今度新しくするという、何ページだっけ。337か、サテライトオフィス。これは、今解体していて１棟残るというところのことだと思うのですけれども、前の副村長かな、その人が道路も広げるとか計画していると言ったのですけれども、その計画はないのですか。サテライトオフィスの下何の段のところを解体して、そこの道路を広げると、１メートルぐらい広げればいいとか言っていたのだけれども、今はそういう計画はない。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

当事業を進めていくに当たって、子育て世帯の方々にちょっとアンケートを取らせていただいたのです。そこで、ちょっと雨の日に子供が走り回って遊べるような場所が欲しいというニーズが結構多かったりとかしていて、それなりの広さの施設が必要かなって今考えているところでございまして、来年度から基本計画等をやっていくのですけれども、そこでどの程度の広さの施設が建てられるかを検証しつつ、道路拡張ができるかについてもちょっと考えていく必要があるかなとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　医療費控除が上がったという、これ宿泊した領収書がある場合は１万円、ない場合は7,000円ということなのですけれども、付添いで患者が小学生以下の場合は5,000円追加ということで、これちょっとよく分からないのですけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

ちょっと私の説明の仕方が申し訳なかったのかどうなのかといったところございますけれども、まず宿泊した領収書があるかないかにおいて、高齢者で住民税非課税の方以外の場合3,000円の差がありますというのは、ご認識いただけたかなというところでございます。当然１番の部分の住民税非課税世帯で、なおかつ高齢者だった場合については、宿泊した領収書がない方というのは１万円で、現行よりも3,000円アップすると。また、宿泊した領収書がある場合１万5,000円で、これプラス5,000円となっているの、ごめんなさい、間違っています。8,000円です。8,000円アップさせていただいているというようなところでございまして、それで例を挙げさせていただくと、患者さん、島外に通院が必要な方が小学生以下の人の場合は、要は高齢者ではございませんので、２の部分に該当するのかなといったところでございます。宿泊した領収書があるよと、保護者の方が一緒に持ってきてくれれば１万円プラス5,000円を支給しますよと、１万5,000円を支給しますよといったところで、中学生とか大人の方で、ドクター、お医者さんが付添いがこの方には必要だというような判断を下した場合には、その7,000円とか１万円に対して、さらにプラス１万円支給するよと。下の部分の１万円の追加のところについては、上の１番のところにも該当してくるのかなといったところでございます。高齢者で認知症の方ですとか、そういった場合付添いが当然必要だと、本人だけでは都内の医療機関に通えないといった方がいた場合には、宿泊した領収書があれば１万5,000円プ

ラスさらに１万円を補助しますよというような考え方になっています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　患者が公務員、利島村職員の給与に準じている団体職員云々とあるのですけれども、この助成対象から外すというのですけれども、これ何で外すのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほども申し述べさせていただきましたが、まずは財源を確保したいと、より高齢者の非課税の方に手厚くしたいといった下、限りある財源をどこかしらを削れば、そこが手厚くできるというようなところもございまして、対象外とさせていただいていると。その理由は、先ほども申したとおり、教職員の方については東京都のほうの助成がある場合もあったり、あと村役場の職員については宿泊の助成が出ていたりといったところで、やはりここは村長の考え方が反映されているところですけれども、より高齢の方で非課税の方とか、今通いたくても島外の医療機関に通えないとかいうようなことがないようにとか、ご負担が少なくなるようにといったところで、そちらを手厚くしたいといったところございますので、このような形にさせていただいているというのが理由でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　定住促進空き家活用事業というのが出ているのですけれども、これでなくて、前にこれではない、これとはちょっと違うことを聞きたいのですが、後でいいのかな、後でいいですか、今でいいですか。

○議長（寺田　優君）　いいですよ。

○４番（石野　治君）　前に500万で、役場から借りてリフォームすると、役場が貸賃を取ると、５年間。そういうのがあったというのですけれども、今回こういうのが載っていないので、そういうのはもうなくしたのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　要綱として廃止したわけでございませんけれども、実績のほうが少ないので、予算としては予算化していないというところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　何か借手があれば予算化する気はありますか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　必要性があれば、要求はさせていただきたいかと思います。要求はさせていただきます。

○４番（石野　治君）　終わります。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　農林水産関係なのですけれども、385と７、387のほうか、今しがた、予算に限りがあるので、なるべく有効活用したいという話を伺ったばかりなのですけれども、この387ページの公有財産購入費1,097万5,000円充てているのですけれども、製油工場、これこそもったいないなと思うのですけれども、役場が何年か前に寄附してもらった土地があるわけです。この前村長に館内視察で案内してもらったときに、ここだよって示した場所なのですけれども、多分広さ的にも問題なさそうだし、あそこだったら改めて村から1,000万も金出す必要もないし、逆にこれ1,000万という数字結構でかいですから、ほかの費用に回すこともできるし、ただ、公園法とかって引っかかったらしようがないなって私も思いますけれども、それがクリアされるのであれば、これ場所の選定やり直す必要があるのではないかなと思うのですけれども、お答えください。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり村が持っている土地が何年か前にありますので、そこの土地を一番最初に検討はしています。実際には、その工場の大きさだとか、それに対しての面積、土地の広さによって建蔽率とかも変わってくるので、現状の土地、おっしゃっている土地だとちょっと狭いので、例えば隣接している土地を一緒に買い上げるというのは、検討する余地はあるかなと思っています。現状この間村長の事業説明のときに、実際何か所か土地を回ったと思うのですけれども、そこの候補になっているところを買い上げたときの想定の金額で、今回上げさせていただいているというところです。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　想定している場所って、私もあそこだなって分かるのですけれども、そこと比較して遜色ないような広さあると思ったのですけれども、足らなければその近隣を買い上げると。それでも、その1,000万は絶対下回るという気がするので、ぜひそこを再検討していただいたほうがいいのかなって思います。ただ、さっきも言いましたけれども、公園法に引っかかるのだったら、

これどうしようもないので、それをクリアするのであれば、もう一か所のほうを検討したほうが僕は早いというか、お金かからないのではないかって。ちょこっとあそこは、都道、村道。

〔「村道」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　村道か。道路をちょっとつけるぐらいで、真っ平らとは言いませんけれども、ほぼ平らなので、さほど整地に時間がかかる、お金がかかるとも思えないし、そういうところもやっぱり限りあるお金をつぎ込むのであれば、なるべく安く上げられる方法を探ってもらったほうがいいと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

選定する際に、その水道管の本管が来ているとか、そういった条件もあったりとかして今の候補地になっていると。先日見学していただいた土地というのは、水道管の本管が来ていないとか、そういった理由もあって候補地から外れてしまったというのもありますけれども、今アドバイスいただきましたので、そういったことも含めて来年度検討した上で、土地の選定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○１番（前田　清君）　終わります。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）本日は、定刻となりましたので、これにて会議を終了したいと思います。

明日、また９時半にお集まりください。

（午後　４時５５分）

令和５年第１回利島村議会定例会

議事日程第６号　　３月１６日午前９時３０分開議

日程第２１　議案第１８号　令和５年度東京都利島村一般会計予算
日程第２２　議案第１９号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
日程第２３　議案第２０号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算
日程第２４　議案第２１号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算
日程第２５　議案第２２号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算
日程第２６　議案第２３号　令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算
日程第２７　議案第２４号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算

出席議員　５名

１番	前　田　　清	君	３番	笹　岡　壽　一	君
４番	石　野　　治	君	５番	井　口　　保	君
６番	寺　田　　優	君			

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山将人　君	教育長	弟子丸知樹　君
住民課長	榎本雅仁　君	環境建設課長	上野　崇　君
会計管理課長	出口貴司　君	産業観光課主幹	荻野　了　君
総務課長補佐	隅　智孝　君	環境建設課長補佐	前田　裕　君

職務のため出席した事務局職員

書記	五味恵介

◎開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。令和５年第１回利島村議会定例会の本日は６日目を行います。これより開会いたします。

◎日程第２１　議案第１８号　令和５年度東京都利島村一般会計予算

○議長（寺田　優君）　昨日に引き続き、一般会計の質疑を継続して行っていきたいと思います。

どなたか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　おはようございます。

では、早速入らせてもらいますけれども、衛生費、ページで言うと373、375なのですけれども、まず工事請負費､委託料としてなのですけれども､千三百八十何万円って計上されているのですが、この工事って何の工事。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　おはようございます。

清掃センターの設備修繕工事というところで来年度修繕工事、施設のほうの新設を予定しておりますけれども、それでも耐火台等どうしてもその場で直しておかないと施設が止まってしまうようなところ、そちらのほうの修繕をさせていただく予算でございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　現状の施設の修繕費ということね。例えばよく耳にする窯が爆発したといったら、費用はこんなもので済むのですか。仮にの話で。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　経常的なところの修繕でございますので、取りあえずやらないと、施設相当傷んでいますので。ここで爆発したとしても、それに耐え切れるかというと、派手にいってしまえば耐えられない状況になってしまいます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　それで、その続きになるかもしれないのですけれども、その次の次の375ページの車両購入費ってあるのですけれども、車両購入（電気自動車）300万、これ何のことなのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　こちらのほうなのですけれども、清掃でそれぞれ職員が清掃センターに行ったり、エコセンターに行ったりします。処分場にも行ったりします。そのときに使用する車両のほうが傷んでおりまして、更新をしなければいけない状態になっておりますので、こちらのほうは電気自動車はあくまでバン、今回は軽のバンを１台予定しておりますが、そちらのほうの車両の入替えを考えております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ということは、役場には車が足りないから、１台買いますということなのですね。入替え、それにしても車余っていないですか。結構あるように思えるのですけれども、電気自動車のちっこいやつから軽タイプまで含めて。１人当たり１台渡すという方針にのっとって車を入れるということなのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　正直なところ、職員もそれぞれの現場を現状で駆け回っていて、皆様には席にいないような状態が続いていて申し訳ないというところもあるのですけれども、その現状を考えますと、今回車両を入れ替えていかないと、職員の移動もままならない状態になっております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　一般概念として、動くうちは多少古くなる、ガタガタ音がするといっても、乗っておこうかと。そのお金を、例えばここだったら300万ですよね。昨日話題になりました住宅の改修費にその300万を充当しようか。300万あったら、結構修繕できるのではないかという気もするのですけれども、私から言わせると無駄な経費を使い過ぎるのではないかと。本当に必要だったらしようがないですよ。シャシーが腐ってタイヤがもう回らないのだと言われたらしようがないですけれども、少々古くなったからといって買い換える。しかも300万というお金を使って買い換えるというのはちょっと解せないのですけれども、その辺の見解を伺いたいです。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　入替えを予定している車両については相当傷んでおりまして、次の車検も通らないのではないかという状態で、今回は何とか通ったのですけれども、前回受けたときは。そういう状況の車両でございますので、今回どうしても入れ替える必要がございますというところで、この電気自動車に関しましても、電気自動車でございますので、327ページを御覧いただいて、諸収入の雑入のところのクリーンエネルギー自動車インフラ導入補助金、こちらのほうの１台が今回のごみ作業車のところの電気自動車に充当する補助金をいただくように、我々としては動いてまいりますし、都の総合交付金に関しましても、政策連携枠のほうで電気自動車のほうがございますので、丸々一般財源になるわけではございませんので、何とぞお認めいただければと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　今、車検は取りあえずは通っていると。その有効期限っていつまであるのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。確認はしておりますけれども、車検を受けたのは去年かなという記憶がございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　そうしたら、先ほどから申しているように喫緊に入れ替えなければいけないというわけでもないですよね。だったら、先ほど来言っているように少々古くても、ガタガタしても、そのまま極端な話乗り潰してほしいぐらいな私気持ちでいるのですけれども。

それと、ちょっと気になる発言があったのですけれども、補助金を充当すると。村の一般財源から買換えの費用を出すわけではない、拠出するわけではないという言い方されましたけれども、補助金もらうからといったってとんでもない価格だと思います。補助金といったって、その車を買い換えてくださいといって空から降ってくるわけではないわけです。補助金をもらうから、何でもかんでもやっていこうと。村の財布は傷まない、この考えは改めるべきだと思いますけれども。

車にしても三百二十何ページでしたっけ。その車も、それはないものを入れるというのだったらしようがないと思いますけれども、今、さっきから言うようにあるもの、今使っているもの、しかも去年車検を通していると。通常、２年間ぐらい有効だよね。そうしたら、来年か、今年いっぱいは少なくとも使えるわけです。それこそ無駄を排除するという意味合いからいっても、私はそんな車は、今たちまちにして来年度の予算で買い換えるべきではないと思うのですけれども。いや、そ

れでも必要なのだと言い張ったらしようがないですけれども、ぜひ修正してもらうつもりでその辺はいますけれども、考え方ちょっとおかしくないですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　整備はかけているのですが、やはりエンジンのほうもかなり調子が悪いのです、正直なところ、今の車両が。ミッション自体もかなりおかしい状態です。確かに車検が通ったは通ったのですけれども、正直いつまでもつか分からない状態であるのです、乗っている感じで。なので、ぜひともここは車両を入れ替えさせていただきたいと思っております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ちょっと話それますけれども、昨日の話に戻りますけれども、住宅問題で金がないから直せないのだと。ネズミが出る、ゴキブリが出る、そういう状態のところにも住んでいるという話がありましたよね。でも、金がないのだと。ない袖は振れないという言い方を昨日されていましたよね。その話と今の話ってどうつながるのですか。ちょっと冗談が過ぎるのではないかという気がするのですけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　まず、車に関しまして細かい内情で申し上げさせていただきますと、今年度、令和４年度の予算査定の中で見送らせてもらったという中で、１年越しの入替えというところで、それに当たっては議員は補助ありきで考えないほうがいいということですが、我々としては一般財源をなるべく傷めないための手段として、車の種類が電気自動車ということであれば、いろいろなものに応用というか、アイテム、項目があるというところで、そちらを利用して導入させていただきたいというところです。

一方、住宅の修繕に関しましては、何もやっていないわけではないというところは修正させていただきたいと。ログハウスをやって、何で今もっと手を入れなければいけない住宅があって、そっちをやらなければいけないのではないかというところでありますが、実はログハウスに関しましてもずっと見送ってきて、もっと短いスパンでやらなければいけないことを新年度、令和５年度にやっていきたいというところで、順番の中でやっていると。順番の中、そして優先順位の中でやっていきたいというふうに考えていった上での予算措置であります。なので、全く無視しているわけではないというところは、住民の皆様にもご理解いただきたいというところでございます。当然、生活に支障があるところ、給排水設備、ボイラーとか、そういったものに関しては即生活に影響が出てしまうところでもありますので、その部分に関しましては対応できるように、緊急でも修繕できるような対応、対策は取っているつもりです。

また、ゴキブリに関しては何とも言えないのかなというところではありますが、ネズミ等はできる限り職員のほうで対応しているというのは、私も１階で執務をしている中で、本当に住宅担当の職員があっちからもこっちからも電話がかかってきて対応しているというところであります。

また、どなたかが言われた雨戸等サッシ関係の修繕に関しましては、当然金額も大きくなってしまいますし、大規模にやらなければいけないというようなこともあって、なかなか見積りを取ってきた上でできないと。なので、適正なタイミングで大規模にやっていきたいというふうに考えているところです。また、その際には、今居住されている方に一度出ていただいて、内部も含めてやっていくというようなことを、今後数年かけて順番にやっていきたいというふうに考えております。

一方で、耐用年数が過ぎている住宅がありまして、当初解体をということで私も議員時代にも伺っておりましたが、ご存じのとおり、住宅の状況で解体できる状況ではないというところで、延命というか、本当に必要最低限の修繕で持ちこたえさせていただいているといったところが正直なところでございます。居住されている方には大変ご迷惑をおかけしているというお話は聞いておりますが、そこに多額の予算を投じて、壊すものに投資をしてというところがどこまでできるのかというバランスの問題もありまして､非常に苦しいところであります｡当然お金をかけて直していけば、居住性、快適性はアップするのは重々承知しておりますが、そうするとほかの順番に直していかなければいけない住宅もありますので、そちらのほうを優先させてもらったと。その中でお湯が出てないとかいった場合は、当然古かろうが新しかろうが、そちらのほうはすぐに直すというような今運営をさせていただいているところです。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　当然、村の施策において、プライオリティーをつけてどれからやっていくかという、そういう考えに立った観点から物事を実行していくというのは当たり前の話で、優先度の一番低いやつからやっていくなんてばかな話はないので、それは当然の話なのですけれども、先ほど来言っているように車が優先度高いのかと。無理、無駄を省くというのはどこでも当たり前の話なのです。別に利島に限った話ではなくて、どこの社会でも、会社でもやっているような話です。だから、さっき言ったように動けるうちは動かしたらということは、そこからも出てくるのですけれども、何においても優先度が高いのだという主張であれば、これ以上言いようもないし、住宅については、今村長の説明聞いて、ああそうかなと思ったりもしたのですけれども、それはそれとして聞いておきます。

以上、終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　おはようございます。

昨日、ちょっと答弁いただいているのですけれども、私も島外医療に関して延泊とかそういうのはやっていた……

〔「何ページ」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　昨日、これ何ページだっけ。それで、これにはいろいろこうなりますとあるのですけれども、延泊はやらないということなのだけれども、私は延泊も入れてほしかったなという気があります。

それと、患者が中学生は付添いが、医師が必要と認めた場合とあるのですけれども、利島から中学生が船に乗って泊まって、東京の病院へ行けるのかなというのがあるのですけれども、小学生と同じようなあれにしたらどうなのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

必要と医師が判断した方というのは、大人や障害者のほうにかかってくる文言でございまして、中学生は当然中学生１人で島外に行ってこいと、島外の医療機関にかかってこいということは想定しておりません。あくまでも大人や障害者の方で付添いが必要な方と。大人というのは、当然高齢者も含むといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ここに中学生というのが入っているので、中学生もそうなのかなと感じたのですけれども、中学生はないということですね、患者が。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　この資料の作り方の問題かなというところもありますけれども、小学生以下については5,000円追加というところが、一つ金額のところでまず分けさせていただいていると。ただ、中学生の場合は交通機関の料金が大人料金と同等であるといった判断で、１万円プラスしますというようなお話を、昨日お話しさせていただいていると思います。それ以外の大人とか障害者等々、高齢者も含めてなのですけれども、要は中学生またはの部分の上の部分ですね。その方たちは、要は医師がこの人は付添いが必要だと判断した患者さんに対して、付添いが必要だと判断されれば、そこは１万円を追加しましょうと、金額のところで分けている話で、ご理解いただければというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　中学生は、では介護者がついていくと、そういう感じでいいのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほど来から申し述べているとおり、中学生を１人で島外の医療機関に行ってくださいというような考えは毛頭ございませんので、中学生については当然保護者の方が、未成年でございますので、島外の医療機関へ通院する際には、この助成のほうで１万円を追加で支給するというような変更にさせていただきたいというところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　中学生のところは分かりました。

延泊のことは、この前聞いたら考えていないということだったので、まだ延泊のことに関しては、後で次の議会にやらせていただきます。

あと、東海汽船の時間割とあれなのですけれども、広報に入っているやつ。これは、前に去年だか何か（株）ＴＯＳＨＩＭＡで質問したとき、48万円、これは（株）ＴＯＳＨＩＭＡが出すので、金は要らないのではないかと言ったら、いや、村役場が頼んでいくので、48万円出しますということだったのですけれども、この間住民にこういうのが48万円だよと言ったら、それだったら俺らに任せてくれても20万もあればできるのではないか、そういう話だったのです。個人に任せるとか、そういうあれはないですか。何か役場が無理に頼んでやってもらったような話だったので。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

東海汽船の代理店である株式会社ＴＯＳＨＩＭＡが一番そういう情報に精通しているというところで、そこの依頼というか、その業務をやっていただいているというところです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　無理にやってもらっているということだったのですけれども、一般ではできないのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　先ほどの答弁と同様になりますけれども、この業務につきましては個人にお願いするつもりはなく、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡにやってもらうということで考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　一般で安くやってくれるというのだから、そっちへやったらどうなのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　日々の業務を東海汽船の代理店である株式会社ＴＯＳＨＩＭＡがやっておりますので、例えばその日に情報が一番正確に入ってきている会社ということもありますので、一般の個人に頼むというよりは、東海汽船の代理店である株式会社ＴＯＳＨＩＭＡにやってもらうということで考えております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　今の石野議員の質問の補足でお聞きしたいのですけれども、コースってどれだけを想定しています。何時間かかるとか、何日かかるとか。多分それによって、その48万円という金額は出ていると思うのですけれども。でなければ、それこそ利益供与に該当するのではないかと思えなくもないので、その辺を教えてください。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　根拠と言われると、そこの積算自体は正直言ってないです。月４万円という形で計算しているというところです。

○１番（前田　清君）　年間なのだ、48万円って。ごめん、誤解していた。

○議長（寺田　優君）　よろしいですか。

○１番（前田　清君）　はい、いいです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　すみません。この島外医療のあれで、条例の改定とかそういうのがあるのだったら出してもらいたいのですけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

島外医療につきましては、要綱の改正となっております。要綱の改正につきましては、現在改正、本議会でまず予算を認められないとできないといったところもございますので、そこについては今鋭意やっているところでございまして、４月１日までには当然作成させていただくと。４月中から適用させていただきたいというふうに考えております。住民の方には、４月号の広報というのはな

かなか難しい、間に合わないというところもございますので、５月の広報には織り込みさせていただきたいと考えておりますし、ＩＰ告知端末のほうでは、周知のほうは行っていくといったところで考えております。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　それでは、私のほうから質問させていただきます。

まず、385ページ、モノラックの管理経費、管理委託料が260万あるのですが、ここでちょっとお聞きしたいのですが、実は私使用させていただいていて、オイルが切れて途中で動かなくなった。要するにオイルがないから走らないということがあったのです。それと、あとモノラックを走らせるときに燃料タンクを縦にコックを開くのですが、そのときごみが入ったり何だりしていて、エンジンのかかりが悪いというようなことがあるのですが、これ管理委託料のほうに入っていると思うのですが、そういったことは直すように注意していただけるのか、いただけないのか、お願いします。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　井口議員のご質問にお答えします。

モノラックの管理委託につきましては、毎月全路線ちゃんと起動するかとかというのは、委託業者にやっていただいております。その際に異常があった場合だとか、例えばうまくエンジンがかからないとか、そういった場合はバッテリーを替えたりとか、そういったことを毎月やってはいただいておるのですが、どうしても不具合が出たりというのは、機体によって入れた年数が大分たっていたり、当然ご存じだと思いますが、ありますので、そういった場合は村役場に連絡していただくか、委託業者の方に連絡していただいて、現場に行かせていただいているというような対応をさせていただいていますので、日々お使いの中で不具合がある場合は、ご連絡いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　毎月やっていると。それと、オイルの点検もやっていると思うのですが、私がずっと使っていて、オイルがなくて全然走らなくなったということがあったわけなのですが、そういったところも１か月に１回点検していればないはずなのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　井口議員のご質問にお答えします。

すみません。オイルとかのチェックも、当然行っていただいているという認識ではあるのですけれども、井口議員がかからなかったということに関しては大変申し訳ございません。今後そういったことがないように、委託業者とも調整していきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　それと、来年度からモノラックの草刈りをやっていただくということがあるのですが、現在実は34路線あると思うのです。その中でどことどことどこをやっていくのか私ども分かりませんが、それは担当のほうでどことどことどこをやっていこうという計画は立てると思うのですが、やっぱりひどいところをまず優先的にやっていただきたいと思っているのです。通常、農業者が下刈りをしているところや何かは切らなくても大丈夫なのですが、放棄山が結構あるのです。そういったところを走るとき、モノラックが動かないということがあるわけなのですが、そういったあれを優先的にやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　井口議員のご質問にお答えします。

昨年からこの話は議会でも取り上げていただいておりまして、実際私も現場に行って状況なんかは、全路線ではないですけれども、五、六路線ぐらいを確認させていただいて、状況があまりよくないというところは把握しております。昨年アンケートも取らせていただいた中で出ていたのが、大体20路線ぐらいが特に悪いというようなご意見を生産者の方からいただいていますので、当然そこは村としても把握しているという状況ですので､そこを優先的に最初に取りかかるということは、私のほうでも考えております。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　モノラックのその言ったところ、何で私がこういったことをお願いしているかというと、これからもまたシドケが始まるのです。そうすると、シドケを取るためにモノラックを使って山へ登ったりする人が結構いるのです。女性の方も結構そういったあれを使うのですが、そうすると切っていないと、女性の方はちょっと大変なのですよ。だから、それでお願いしたところでございます。

それと、あとこの委託料の1,331万円の中で、要するに担当が言っている550万かけて草刈りの機械を造るというのですが、私、これやめたほうがいいと思っているのです。なぜかというと、利島の地形に合ったものではないのではないかと思っているのです。というのは、農協でもそういった機械を入れてあったのです。だけれども、やらないのですよ。それで、果たしてそれだけのお金を

かけて今度それをやって、これどうするのだろうと思っているのですが、事実担当はやっていきたいようなことをおっしゃっていますが、いまだに変更する気はございませんか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　井口議員のご質問にお答えします。

昨日も答弁させていただいたのですけれども、既存の機械、既存の自動草刈り機を実証的に村というか、椿山で使ってみると。そこで出た課題とか問題点を洗い出した上で、利島の椿山の環境に合うものを開発実証するというのが目的です。何でこれをやるかという話につきましては、やっぱり生産者の方も高齢化が進んでいると。生産者の数もこれから下がっていくだろう。そういう中で、若い人が新しく参入してくるにしても、ある程度手間、効率化みたいなのを進めていかないと、なかなか管理が難しくなっていくだろうということがありますので、今回、今まで挑戦したことがないことではありますけれども、持続可能な椿産業を考えた上では、取組としては必要だろうということで予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　そこで、ちょっとお伺いするのですが、この機械を入れる、入れないはともかくとして、この間のお話を聞いたときには、大体重量が15キロぐらい。それで、今現在利島の椿をやっている山、段々ですよね。そういったところに女性なり年寄りなりが、15キロの機械をよっこらせと上へ持ち上げてできるかできないか。

それと、利島の今椿の木というのは、根っこが結構表面に出ているのです。その機械は、ではそういったところを外さなければいけないと。そういったときに、それは幾ら自動とはいえ、ただ自動で草を切るだけで、木の根っこのところや何かについてはかわさなければいけない。人間が、使っている人が。そういったあれで大変な思いをすると思うのですが、それでも導入していく予定ですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　井口議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、重さとか、例えば椿の木の性質として根っこが地表をはうというものがあって、そういった根を傷つけてしまうと、木の成長、生育に影響が出るというところも、当然今年度から連携協定の中で会議はしていますけれども、そういった課題も上がっていますので、当然そこはそうならないものを目指して実証していくというところでは考えております。

重さに関しても、当然どこの山でも持っていけるものになるかとなると、私自身もそれは難しい

のかなとは思っております。どうしても道路沿いだとか、アクセスしやすい場所をそういった機械に頼って、少しモノラックに乗っていかなければいけないところというのは、やっぱり今までと同じような人力でやるというのが、それが利島のやり方としては一番向いているのかなと。なので、効率化できるところは効率化して、今までどおりでないとなかなか難しいところは、今までどおり草刈りを人力でするという。それも将来的には自動化できればいいのですけれども、環境的に平らな土地ではないというところは当然ありますので、そういったところも含めて、先日から答弁していますけれども、生産者の方の時給が上がる取組にしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　ということは、要するに道路沿いの山でなければ使えないと。それと、モノラックで走っていけるところ、無理して重いのをモノラックに積んで、よっこらせでモノラックを走らせていったと。それで、そのモノラック沿いの山はできると。それも平らなところですよね。だから、大体今担当が述べたように、できるところは限られてくるのですよ、正直。ということは、要するにそんなに椿産業のプラスになるのかなという考えが私はあります。それは考えの違いだと言われればそれまでかもしれませんけれども、今の担当の説明によれば、そんなに切る場所はないのではないかと私は思います。

それと、これをもし仮に導入したときに、要するに日報みたいなものをつけていくようになると思うのですが、何月何日、どこどこ山でどのぐらい切りましたというようなこともやっていくのか。そのとも、そういったあれはないのか。やっぱり550という金をかける以上、ある程度の日報というものは必要になってくるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　先ほどの答弁と重なるところもありますけれども、道路沿いというお話がありましたけれども、道路沿いに面している椿山だけでも、まだ算出しないですけれども、それなりの面積があるというふうに考えております。

それと、日報の関係ですけれども、機械なので、どれぐらいの稼働をしたか、どれぐらいの面積を刈ったというのは、当然そこは算出できると思いますし、あとは刈り幅というのですか、３センチでも伸びていれば拾いづらかったりとかもあると思うので、どれぐらいの刃の高さにするべきなのかというのも、当然実証の中で考えてやっていくということは想定しております。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　担当に農業の話ばかり質問して申し訳ないのですが、要するに皆さん草刈り

をやるとき、地べたすれすれで切っているのです。機械が３センチ、２センチになって草が伸びていると、ちょっとそれ、すぐに草というのは伸びるのですよ。だから、皆さん、草刈りをやるときは地面すれすれで切っているのです。だから、その自動草刈り機が果たしてどうなのか、切って。要するに２センチ、３センチのものを残して切って、それで草というのはすぐ伸びてきますよね。草は踏んづけられても踏んづけられても伸びるぐらいの性質を持っているので、そういったところで今担当がおっしゃったそういったあれで、果たしていいのかなという疑念を私は持っています。

それでも担当の方からすれば、それはやっていきたいのだと。そういった実証実験も進めていきたいのだというお考えがあるのかなとは思いますが、私はこれはやってみて、そうは使う人もいないと思います、正直。農協さんでもそういった機械を持っていて、諦めていますから。やっていないのですよ。そういったところで、果たしてまた550のお金を使ってやっていくというのはどうかなと私は思います。担当さんの堅い決意もあるみたいですから、果たしてどうかなということは私は言っておきます。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　生産者様である議員のご懸念、ご指摘あるかなということは、私も想像はしておりました。ただ、実際現実問題として、椿産業に携わる方が急激に少なくなってきていると。一方で、椿の価値は年々クローズアップされていると。この反比例の状況であって、そこに一番の問題があるというところで、担当からも先ほど何度も述べているとおりで、効率化、生産力の向上というところが一番。その中で、今までやってきたことをずっと続けていくことは、それは持続可能とはならないというふうに考えております。なので、過去を否定するわけではないですが、今後挑戦、新たなことをやっていくことが必要だというふうに捉えている中で、いろいろなものを実証実験させていただいておりますが、現状維持では今後厳しい利島村政ではなく、利島全体が厳しくなってくるという中で、今実証実験等に関して非常に追い風というか、財政的にも支援をしていただける体制がある時代の中で、今ここで挑戦していかないと、なかなか次にあっと思ったときに遅れてしまうということもあります。

なので、ご懸念のとおり、もしかしたら全然使い物にならないのではないかということがあるかもしれません。ただ、少しでも生産者の労力、草刈りの手間が省ければいいのかな。私も同じ山を年に３回も４回も刈っていると、正直何でまたここが伸びてくるのだという気持ちになってきます。なので、その回数と手間が少しでも減ればいいのかなと思いつつ、私もはしくれですけれども、生産に少し関わっている者として、実験に参加させてもらいながらアドバイス等をしていきながら、いいものになればいいなというふうに考えております。

私のアイデアとしては、道沿いとか、あとは平場のところをやっていくだけで、当然際とか斜のところは手ではない、自分でやらなければいけないし、場合によっては鎌で刈らなければいけない。

アザミとかは自分でもいつも鎌を腰に差しながら刈っていって、機械と同時に使っていくとかというデジタルとアナログを両方使っていくことで、全体的に作業時間がぎゅってなるだけでも、その分拾いやすくなったりとか、ほかの作業ができたりとかということにつながると思います。それが結果的に生産力が向上するというふうなことにつながるのではないかという確信、確約は述べられませんが、可能性を探っていくことが必要だというふうに考えておりますので、ぜひ応援していただきたいというか、やらなくていいのではないのというお考えも重々この議会においては、ほかの議員の皆様からも伺いましたが、ぜひ温かい目で応援していただいて、あわよくばその実験に参加していただいたりとかして、いいではないかと言ってもらえるような結果につながればいいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　今、村長から答弁がございました。それは私もできる限り応援はしたいと思っています。

実は、この草刈りについて、今皆さんブロワーを買ってお持ちなのです。それで、私もちょっと調べて、ブロワーではなくてしょって草刈りをやる。腰が痛いので、それでしょって草刈りをやる機械を購入したのです。それを今年度からやってみたいなと思っているのです。それがどれだけ効率化されていくのか、私も初めて使うので分かりませんが、そういったことで私も新しいことにチャレンジしようとしています。

今、村長が一生懸命ご答弁してくださいましたが、別に私、けちをつけているわけではないのです。生産者のためになることはいいことだとは思っています。だけれども、やっぱり農協さんで使っていて役に立たない機械だったというあれがあるもので、それを要するに村としてそれだけのお金をかけて果たしていいのかなという疑念が生じたもので､それで今回質問させていただきました。それを私は別に否定するわけではございませんので、うまくいけばいいなと思っています。そういった点で担当は苦労されるでしょうけれども、日報をつけたり何だりって大変だと思います。要するにその機械を使った人が、どこどこの山で何時間、こうやってこのぐらい使いましたよという日報を上げてもらうのだろうと思いますが、そういったあれはどのぐらいできるのかなとクエスチョンなのです、正直。とにかく私の意見としてはそういった形ですので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　あらかじめお断り申し上げておきますけれども、すごく長いです。

それに先立って、ずっと進めていって、同じような質問を私も抱えていたところですけれども、

先んじて各議員さんから質問のあったところだけ確認というか、質問を関連的にしておいたほうが整理しやすいと思いますので、伺うことにします。ここで伺ったことは、後には私の質問から省きますので、その点ではご安心ください。

今、最初に一番新しいのが、この草刈り機の問題で、そこをちょっと触れておきたいと思います。井口議員からも、中途半端に切ると、３センチ、５センチぐらい切られたのでは拾えないとありましたけれども、これはかえって邪魔なのです。柔らかい草ならまだいいのですよ。ところが、生産者なら村長含めてよくご存じだろうと思いますけれども、竹みたいなのを３センチ、５センチで切られると、手がけがしてしまう。そういう点もありますのですが、私聞きたいのは、この点ではくどくど質問しませんけれども、基本的には将来に向かって作業の効率化を図るという論からすると、これは否定すべき問題でもないと、こう思っています。開発には常に投資というか、犠牲といいますか、それは伴うと。必ずしもそういう問題があるのですが、そこでの質問なのですけれども、どこまでやるのですかということなのです、簡単に言えば。

今、村長からるる将来性に向かっての作業の軽減化ということがありましたけれども、椿産業を振興していく上で。550万という金額は出ていますけれども、これが逆に言うと、私は550万ではこの事業は完成し得ないと思っているのです。今問題があるのが、報告されている問題として働く時間が１時間、バッテリーが。それで、高さが３センチだか５センチだかと。それから、重量は十五、六キロだと。果たしてこれは使い物になるのかと、これがベースになっているのですね、今。議論のベースになっているのです。ですから、これは生産者の中で、作業の軽減化で一番厳しいのは草刈りだということがあったのでという動機といいますか、それは取り上げはそこが発端になっているようなのですけれども、とはいっても一つ現状の中で550万では私は完成し得ないと思うのです。

そうすると、将来ずっと何年続くのだと、時間的にも。といって、今2,000万、3,000万かければ、私はそのくらいはもしかしたらかかるかもしれないと思うのです。3,000万、5,000万はともかくとしても、550万ではいずれにしてもとてもおぼつかないと、これをクリアするのは。１時間ぐらいしかバッテリーが働かない。重量もせいぜい10キロ未満ですわな。せいぜい五、六キロですよ、重くて、限度は。それから、草もやっぱり井口議員も言っていましたけれども、中途半端で切られては困る。切るのはかえって災いになる。そういう農家の希望というのにかなう機械を開発するのには、こんな簡単にはいかないだろうとは思います。その点は村長も生産者ということですから、よくご理解いただけると思います。それらを踏まえて、一体行政としては、今回550万でセッティングしたのだけれども、どういう構想を抱いているのかということをお伺いしたいと思います。

それで、併せて伺っておきますけれども、これがなぜ議会で今問題になっているのかということをやると、単純に言えば、これは前田議員も述べていましたけれども、比較の問題です。今現状の中で、確かに一方で草刈り機は重い、重作業なのだけれども、重労働なのだけれども、金が果たしてこれが投資して完成するのかと。やってみたら15キロ、１時間働く、草刈りの高さは５センチ、

３センチ、これができましたと。これでもって納品ですと。生産者協議会が、開発されたから買ってくださいといったら、まず買う人はいないと思う。ならば、収穫のほうでということもあります。

それから、併せて私のほうで発言しておきますけれども、草刈り機というのは刈るほうは楽だとは言いませんよ。それよりもかくほうが重いのです、熊手で。今、ブロワーという話が出ましたけれども、あれが結構重労働です。今の草刈りというのは、収穫しながらかきますから、そんなに集中してかくわけではないからいいのですけれども、夏場の草刈りというのは、そのごみをどこかへかいて集めるか焼くかどうとかするわけですけれども、その作業って意外と重労働です。そういうことも参考に申し上げておきたいと思うのですけれども、ご検討いただきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今、ご助言というか、アドバイスというか、機械はこのぐらいの重さでないとなかなか厳しいのではないかというようなご助言もいただいていますので、そういったこともできる限り反映できるようなところを当然目指していきたいというふうには考えております。

この金額ではできないのではないかというようなご懸念のお話もありましたけれども、一応既存の機械をまず使って課題点を洗い出すと。それにプラスして、その課題を基に利島に合った形の機械を開発実証するというところも含めての、550万円で一応やれるだろうというところで想定しているというところですので、ご希望に、皆さんの少しでも作業の軽減できるようには応えられるようには、何とかしていきたいというふうに考えています。

あとは、熊手でかく作業の話ですけれども、ブロワーを今多くの方が使っているということも認識しておりますし、ただブロワー自体も結構重さがあるのかなというふうに思っています。なので、そこら辺も軽量化とか、そういったことができるかどうかも含めて広くいろいろ協議はしていますので、この間のとうみの話もありますし、少しでも作業が軽減できるようなものは考えていきたいという協議はしているところですので、日々ご意見いろいろあると思いますので、気づいた点とか、こういったことをやってほしいのだよというのがあれば、それこそ担当課に日々ご連絡いただいたりとか、ちょっと現場を見に来いよとかってお声がけしていただけると、すごくありがたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ちょっと言葉が足りなかったかもしません。議員の疑問、不安ですよね。経験的なことからの不安でしょうけれども、経験的なところから想定しながら皆さん心配して、いかがかなということで質問されている。その点では私も全く同じ立場なのですけれども、やってみた

と。それで、こういうものが実証したらこうでしたと示されて、それで生産者が見たと。それで、これは駄目だよといったのをあらかじめ皆さん知っているから、それを今話をしていると思うのです。１時間、駄目だよ。５センチ、駄目だよ。15キロ、駄目だよと。これを今議員が議場でそれを論じているわけで､そのとおりのことが仕上がりができて､実証実験の結果こうですと報告されて、その550万がどうだということを心配していると、懸念していると思うのです。私も同じです。そこまで述べて、質問は私は切ります。

次は、石野議員からありました、努力の一端は買いますけれども、介助の問題です。患者が中学生または大人や障害者で付添いが必要という、ここはこのとおりだとしたら、いろいろ並べてあるけれども、中学生も大人も障害者もと、こういったら全部ではないですか、これは。ここから外れる人はいるのですか。障害者となると、これはここで言う障害者と小学生は別ですよと。中学生で、障害者であろうがなかろうが中学生。それから、障害者であろうがなかろうが大人、これから外れる人っています。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

これは資料の作り方が悪かったと言われれば、それまでなのかなというような気がします。３のところを書き方とすれば、まずは小学生以下の場合は5,000円追加といったところと、患者が中学生の場合は１万円追加と。

もう一つとしては、大人や障害者という書き方がどうなのかというところは、これは想定している話でいきますと、骨折してしまった方、大腿骨骨折してしまった方とか、そういうのは１人や自分では動けないよねと。そういう方は、当然付添い必要ですよねというような形で、付添いが必要と、当然お医者さん、診療所のドクターが認めた場合というもの。誰でも彼でも付添い、私、付添い必要ですと。仮の話をするのが適切だかどうだか分からないですけれども、通常の健常者の方で何の障害もない、病気とかそういうもので障害がないけれども、私は付添いが必要だというのは客観的に判断ができないので、あくまでもそこは診療所のドクターの判断をさせていただきたいというところはございます。

そういう大人の方や障害者、知的障害もありますし、また認知症やそういった精神疾患といいますか、障害の程度というのはいろいろとあると思いますけれども、そういったような方の場合、それは高齢者の方で認知症の場合もあるでしょうし、また１人ではどうしても、この方、東京の病院に通えないというような方も含めて、そこについてはまたはの以下のところは、付添いが必要と医師が判断した場合の方については、１万円をプラスで支給しますというような形になっていますので。どういう方がどうなのかというようなお話で言いますと、まず中学生は、それは医師が判断しようがしまいが、患者が中学生だったら、付添いの分として１万円プラスで支給しますといったと

ころと、大人の方、高校生以上というのですか、16歳以上の方の場合は、医師が必要と判断した場合という条件をつけさせていただいて、それが該当すれば１万円をプラスさせていただくというような区別の仕方になっております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　幾ら聞いても分かりません。要はこの文章をそのまま読むと、いずれにしても小学生は無条件で5,000円追加しますよと。医師の診断は要りません。それで、中学生または大人、障害者、ほかにもくっつければいろいろあるかもしれません。いずれにしても、必要と認めた医師がいるのですね。行ってらっしゃいと、付添いを行ってきてくれといえば、何人でもいいのですよ。医師が認めれば、障害者であろうが、大人であろうが、中学生以上であろうが。ですから、言い換えれば中学生以上の人ならば。

ただ、今ちょっと聞くと、中学生は１人で行けるわけないのだと。だったら、これは別口ですよ。小学生が行く場合は5,000円、それから中学生については１万円、それとこれは医師が認めるところから中学生は外れるわけです。小学生は現に外れているわけだから。ですから、小中学生は当然除外すると。それを１万円にするか5,000円にするかは別ですよ。今は１万円だというけれども。これは専ら小学生と中学生との違いというのは、ホテル、旅館は知らないけれども、分かっていることは交通費は12歳まで半額ですか。それを言っているのかなと思っているのだ。よく分からぬけれども。何を根拠に小学生が5,000円なのか、中学生は１万円なのか分かりませんけれども、それは多いにこしたことはないので、中学生が１万円なら、小学生も１万円にしてもらいたいと思いますけれども、そういうことです。

要するに簡単に言えば、医師が認めた、必要だという介助者については全てでしょう、これ。いろいろおっしゃるけれども、医師が認めなければゼロですよ。何と言おうがかんと言おうが、中学生だろうが中学生でなかろうが、大人であろうが障害者であろうがなかろうが、医師が認めていなければゼロ。認めた人は、このことに関係なく、認めれば大人であろうが中学生だろうが、この文章はですよ、障害者であろうが行くのでしょう。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど来、書き方が申し訳ないですけれども、悪かったですというお答えをさせていただいたと思います。それで、もう一回ご説明させていただきますと、まず中学生が患者さんだった場合というのは、無条件で１万円ですと。プラス付添いが、付添いは当然必要だと感じていますので。そこで、これは何で２行にしたかというと、5,000円と１万円の分けをしたかっただけでして、言ってみればもう１行付け加えて、１万円をもう１個付け加えて中学生というふうに書いておけば、何の支

障もなかったのかなといったところは、書き方が申し訳なかったというようなお話は先ほどもさせていただいたかと思います。

中学生ではなくて、今度は16歳以上の高校生等以上の方については、そこは医師が付添いは必要だと認めた場合については、１万円を追加して支給するというようなことになっていますので、この文、当然要綱に定めますので、要綱のときには紛らわしい表現、そういったもののないように実施していきたいと思いますので、ここはごめんなさい。資料の修正といったところでご勘弁いただければと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。それはそのように要綱では検討の上、明確に大人は医者が認めれば全ての患者、障害者であろうがなかろうが、ドクターが認めれば１万円払いますということのようですから。あと、中学生は医者には関係ないと。医師の指示は関係ないということで、無条件で１万円を払うと。小学生は5,000円だと、そういうことで整理いただきたいと思います。

次ですけれども、次はこれも他の議員からいろいろ、ほとんど全議員と言っていいぐらいのあれですけれども、住宅の修理の問題ですけれども、先ほどは村長からの答弁も聞いていました。優先順位云々なのですけれども、所信表明でしたか、一般質問でしたか、述べているのですけれども、水回りは最優先と、人の生活で。あと、例えば羽目板が壊れたとか、ドアが閉まらぬとかというのは何とかかんとか代用も利くけれども、水回りばかりはそうはいかないと。これは、具体的には事例を出したほうが分かりやすいと思うのです。職員が知っているわけです。担当職員は知っていると思う。これは、井口議員が前回の質問で出していることです。業者も見ている。それから、職員も見ている。見ているということは、話も聞いているということだと思うのです。

その事案と、私も相談受けているのですけれども、事案と一緒だろうと私は想定して前提で言っていますけれども、具体的に申し上げたほうがいいと思うのです。あの、そのではなくて。氏名は申しません。受けているのは、当時は風呂の水が非常に長時間ないと抜けないと、風呂水が。風呂に水を張りますよね、お風呂に入るのに。それがしばらく、５時間、６時間ぐらいかからないと抜けないということがありました。

それから、もう一つは厨房、厨房というか、要するにシンク、タンクといいますか、それの水漏れがあると。それで、下水の風呂の水の抜けは、これは改善されました。パイプの中にみんな詰まっていたというのだね。えらい驚くぐらい詰まっていたというの。それはそれで抜けたから通ったのですけれども、それは関連住民が連結しているらしいです。風呂の水の玄関までは、それは個々別々でしょうけれども、そこから先はみんなつながっていると、浄化槽まで。いずれにしても、そういうことがあって、それは解消したと。

ところが、いまだに台所の流し台のシンクというのでしょう、何か洗ったり水を張るところ。そ

れが水漏れしていると。それについては、職員さんは非常に心配して申し訳ないと言いつつ、言うならば予算がないと。予算の権限を持っていないということでしょう。私の一存ではいきませんということなのでしょう。それが放置されていると。ほかにもあるのか。井口議員の案件と私が申し述べた案件とは、あるいは違うかもしれません。井口議員のはほかの件かもしれません。ですから、私はそういう意味で水回りだけは優先的にやってくださいと。いまだに放置されていると。これは職員さんが一番悩んでいる、申し訳ないということで。報告は上がっているかどうか知りませんけれども、それはぜひ即刻対応してほしいと。ご存じないのですね。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　情報が完全に上がってきていなかったりとかするので、確認し、対応していくように協議をさせていただきます。いずれにしても、島内に専門業者がいらっしゃらない関係もありますので、その事象によってはすぐに対応できない可能性もありますので、こういったときにいつも複数の事例があれば、お呼びしてまとめてというか、やってもらうとかという対応になるのかなと思うのですけれども、話をまとめて検討して進めていきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、当人がいろいろ申し述べてくるか、役場の担当職を通じてまた話があるかどうか知りませんけれども、いまだに解消されていないと。それで、聞くところによりますと、これは修理ができないと。何というのですか、このセット、台所のこういうセット……

〔「シンク」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　シンクばかりではなくて、何というの……

〔「システムキッチンですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　要するにガス台も並べれば物を置く台もあるし、水を蛇口から流すところもあるではない、一連のこういうセットが。それを替えなければ駄目ですと。これは修理できませんと言われたというのです。業者に言われたのか、職員に言われたのかは分からない。それはあれですから、今村長が早急にしかるべくということをお話しいただいたので、あとは適宜優先的に処理してください。

○議長（寺田　優君）　それでは、５分間休憩します。

（休憩　午前１０時５２分）

（再開　午前１１時０１分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、私の見てきた予算書に基づいて、なるだけ予算書の、一、二件ほかのところに触れるかもしれませんけれども、予算書に基づいて伺ってまいります。

ページを申し上げます。基本的には皆さんが骨折っていただいた、昨日説明していただきましたけれども、あれには全部目を通して、一部重複するところも多々あると思いますけれども、そこで説明しているではないかという点もあろうかと思いますけれども、かぶりましたら、またよろしくお願いしたいと思います。

それでは、伺ってまいります。323ページです。寄附金のふるさと納税、これは歳出と同時に見ますと、至当な歳出行為かなと。ここで伺えば歳出のほうで伺いませんから、ご安心ください。160万という予算を計上されていますけれども、これは実績は幾らぐらいでした。昨年度決算。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

昨年度決算では80万ちょっとだと記憶しておりますが、今年度、現時点は160万ぐらい寄附をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは扱いが直営ですか。前は（株）ＴＯＳＨＩＭＡに委託事業で600万ぐらい委託費を払って、六十何万かの収益があったということで、どうなっているのだということがあったのですけれども、この事業扱いは主に民宿さんの泊まり料金サービス券だとか、あるいは買物といえば農漁協が中心なのだろうというふうな気はしているわけですけれども、これはどういうことになっています。その比率というのは、意外とその中で評判がいいとか、あれは扱いはどなたが、委託業務みたいにどなたかがまとめてやっているのか、そういうことをお伺いします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

直営かどうかというところなのですけれども、以前の議会でもお答えしたと思っていますが、始めた当初に関しては（株）ＴＯＳＨＩＭＡのほうで行っておりましたが、以降は役場のほうで行っているところで、ただ事務的な作業に関しては、一部島外のそれ専門の企業さんに委託している部分もございます。

返礼品に関してなのですけれども、民宿さん等の宿泊券というのは、今利島村ではやってございません。主に農協さんの椿に関連した商品と、あとはさくゆり焼酎というのですか、漁協さんの商

品もあったのですけれども、ちょっとエビとかサザエが取れていないので、今は返礼品としては扱ってございませんけれども、今現状主で行っているのは、椿油に関するものとさくゆり焼酎になってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私、これを題材にして少し話を広げていきたいと思うので、取り上げているのですけれども、単に民宿さんの宿泊券の割引券といいますか、サービス券というのでしょうか、それということには少し意味がありまして、椿の更新事業に関わる、これは以前にも申し上げていることなのですけれども、下払いはちょっと厳しいのだろうと思うのですけれども、冬季というか、今頃の３月頃まで含めて、この間の収穫作業、これはかつて実績があるのですけれども、都内といいますか、内地というのでしょうか、そういうところから募集されて、それで椿の実を拾っていただくと。それで、そのうちの何キロ拾ったら何をどうするかという、これは生産者もしくは農業協同組合が中心となって、油に還元して換算して対応すると。それで、それに伴ってキャンペーンを張ると、ふるさとを込めて。

もちろん、どういうキャンペーンを張っているか、私はネットを見ていないから分からないのですけれども、ネット以外にキャンペーンやっているのかどうか分かりませんが、そういうキャンペーン行為もして、取りあえず教職員のＯＢ会なんていうのがあるようですし、この何十年って利島へ来て、特に多摩のほうが多いのです。今あるかどうか知りません。それから、あとは個人的に知っている人たち、あるいは利島会、そういうところに協力を仰いで、利島の椿を拾おう会ということで何十名か受け入れるということ。

これは収益一致すれば、多少今言ったように費用を負担しても見返りがあるわけで、税金という、納税という。例えば民宿の宿泊料金を、これは民宿組合があるのかどうか知りませんけれども、そういう関係者ともちろん相談する必要があると思うのです。私は、そういうことは相談も何もした結果、話をしているわけではないので、話をしたことは、余計なことを言うなと言われる可能性もあるかもしれませんけれども、いずれにしても村としては検討して、民宿さんの組合が、あるいは商工会の会員である商店だとか、それらも含める必要があるかどうか分かりませんけれども、そういう対応策を含めた意味でキャンペーンを張ると。そうすると、ふるさと納税の額も上がってくる可能性もあるだろうと。

同時に、椿油の生産量も収穫量も増えそうだと。同時に、民宿さんのお客さんもそれなりに増える可能性もあるということで、三石一鳥といいますか、三位一体といいますか、そういうこともご検討いただきたいと思うのですけれども、これは村長に関わるわけで、村長の構想をお伺いしたいと。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えさせていただきたいのですけれども、今おっしゃった島外の方から利島に来ていただいて椿の実を拾ってもらって、そこで油を還元するなりというお話なのですけれども、そうなってくるとふるさと納税のシステムとまた別の事業になってくるかなと考えますので。ふるさと納税というのは、寄附をいただいて、例えば利島に来ていただくとなると、その寄附額に応じて利島に来たときの特権をその方にお与えするものになっているので、またちょっと別の事業になってくるかなと考えます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が質問したのは、あくまでもそのお客さんが何しようが、観光しようが、ダイビングしようが、イルカを見ようが、椿の花を見て散策しようが、そういうことはいいのですと。そういうキャンペーンを張って、今、村がふるさと納税として対応するのは、宿泊券の宿泊サービスだけですと。それ以外、別にその中で来たお客さんが椿を拾おうが拾うまいが、それは自由なのですよと。

ただ、一つのキャンペーンとして張って、泊まってくれれば泊まっただけの返礼品ですから。それも駄目ですか。こういう条件でなければ駄目なのだということになります。ただ来た人なら、返礼品のサービス券が交付できるけれども、しかしあなた方はこれをやるのだったら駄目ですよというような規制でもあるなら別だけれども、私は、来たお客さんが何やるかはあくまでも自由ですと。寝ていようが、歩いていようが、それは自由ですと。ただ、そういうキャンペーンを張って椿の実を拾っていただいて、拾ったものは農協さんなり何なりと相談して、それは返礼品とは関係ない。返礼品は、あくまでも民宿さんの宿泊料だけということなのですけれども。そういう政策はやるかやらないかというのは、私は村長の姿勢かなと思ってお伺いしたのです。できないならしようがないです。できないのをやれとは言わない。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税で宿泊費を返礼品としてというお話があったかと思いますけれども、そこはちょっと難しいかなと考えておりまして、来ていただいて、利島ならではのものを体験していただくことも必要かなと思っています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは勝手で自由ですよ、お客さんが何しようが。だから、返礼品にはならないのは分かりますよ。それを返礼作業にしろとは言っていないわけ。あくまでも民宿の宿泊だけ。ところが、今お伺いすれば、それは民宿の宿泊は返礼としてはそぐわないと、あるいは法に触れるというのなら、これはできないことだから、それははなから駄目です。今、民宿の宿泊券と椿油と一緒にしてはまずかもしれぬけれども、あくまでも品物なのであって、そういうサービス事業については返礼の対象になりませんと、採取業務については。あくまでも物品でなければならぬと。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員にお答えします。

物品でなければ駄目だということは回答してございません。宿泊として来ていただいて、例えばダイビングなりイルカと泳ぐなりという体験をすることで、一つのふるさと納税の返礼品となるということです。おっしゃっている利島に来ていただいて椿の実を拾っていただく。それで例えば油で還元する。そういうのは全然ありだと思うのですけれども、ふるさと納税とはまた別の事業としてやるべきだと考えています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　イルカ、ダイビングするのはいいですよと。それはそうでしょうよ。ところが、椿を拾っては駄目だと。拾おうが拾うまいが、それはふるさと納税に関係ないでしょうがということです。ダイビングしようが、椿山を散策しようが、山登りしようが、それは関係ないでしょうと。そこまでの答弁で結構なのです。その来たお客さんが何をするかは、全く自由なのだと。ただ、言うのは、返礼とするのは宿泊費のサービスだと、サービス券。それのみを聞いているのですよ。何も農協で何を交換するか、漁協へ行って何を買うかなんて、それは自由なのです。そこまで規制して、漁協へ行ってエビを買うのは駄目だとか、利島の椿の実を拾うのは駄目だとか、そんなことを聞いていない。宿泊のサービスだけでいいのです。それが関連するのかどうかということです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議員ただされているというところは、今回令和５年度、新年度予算において歳入のふるさと納税の160万の中身ということであるかと思います。その中でその根拠となるのは、先ほど来課長補佐のほうから説明があるとおりで、今年度の実績に見合った歳入を当初予算の段階では予算として予定していると。具体的には、ウェブを使った返礼品を還元して、その分歳入させ

ていただくということで、今年度も同じような運営でやっていくというところでありまして、先ほど構想と、提案というか、質問されたかと受けたのですが、今この時点でそういった考えや構想は今のところないと。今年度ベースでやっていって、今、ふるさと納税に関して今後注力が必要だという構想としては、返礼品の数を増やしていくということで、ふるさと納税の歳入を、枠をもう少し増やしていく努力をしていくという構想は持っている次第でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　その答弁でいいのですよ。今後、構想の中で持っているわけでしょう。そういう椿を拾って……

○村長（村山将人君）　入っていないです。

○３番（笹岡壽一君）　今は入っていないけれども、構想していくというのでしょう。やらないということなの。

○村長（村山将人君）　違う、違う、品数を増やしていくということ。

○３番（笹岡壽一君）　品数の中には、宿泊費は含まないということですか。

○村長（村山将人君）　今の構想の中には入っていない。

○３番（笹岡壽一君）　考えはしないと。

○村長（村山将人君）　今は考えていない。

○３番（笹岡壽一君）　今はって、将来を含めて。私は、今入っていないのを聞いて、160万の中に入っていますかと聞いているわけではないので。この160万が予算だから、決算と違うから、これは何ですかといったときに、これこれこういうものですという説明するなら分かるけれども、予算だから、これは増減があるわけです。160万と予算したけれども、皆さんが納税してくれれば、これが200万円になるか300万円になるか分からぬわけだ。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　そもそも予算の説明において、その予算のお話をしていく中で、予算の理由としては先ほど言った説明で、今後令和６年度の予算とかいうところになると、減ったり増えたり今後の構想によっては、さらに拡大とか縮小とかということがあるかもしれませんが、その構想、考えの中で、現時点で体験とかというのは課長補佐の述べたとおり、そういった体験とかという事業は、それはそれで必要なのかもしれないので、別路線で考えていくことが必要かなというところであります。それとふるさと納税と結びつけるというところまでには、今のところ至っていない。ふるさと納税に関しては、商品の数、アイテムを増やしていく中の、その商品の中に入っていないという答弁の繰り返しになりますが、そういうところです。

ただ、今後そういうことがもしあるのであれば、考えていくことも必要かもしれませんが、現時

点では考えていないということでよろしいでしょうか。

○３番（笹岡壽一君）　よろしいも何も、それはそれでいいと言うしかない。

○村長（村山将人君）　はい。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それはよろしいの、よろしくないの、草刈り機もみんなそうです。よろしいですかって、よろしいもよろしくないも、あとは議会議員として判断するしかないので、とにかく考えていないということ。そうですかと、その意味では聞くしかないです。とどのつまりはそういうことになるので、以下全部そういうことになるでしょう。やらないと言ったものを、やれということでもないし、議会というか、議員はその答弁を聞いて予算をどうするかという判断していくわけですから、そういう意味で質問しているのです。質疑というのはそういうものだろうと思うのです。

次に、これも出ましたけれども、331ページの負担金補助及び交付金の委託料の100周年、これは私、これまでも所信表明の中で述べられていたもので、招聘者の問題ですね、お願いもしたりしていますけれども、90万ということで、それとぺらのほうを見ますと、これが1,000万なのです。予算は900万、これは問いませんよ、それは別に。そんな数字の細かいことは言いませんけれども、900万というのはどの程度の事業を想定しているのですか。

委託料になって、簡単に言うと２つあります。１つは、よく分かりませんと。とにかく誰かに委託してしまうのだと。そこにお任せですと、何やるか、かにやるかという意味なのか、それとも村とすれば村としてこういう構想の下に実施を委託すると。例えば宣伝、広告物を作るとか、事業をやるのに実務的なものを村では忙しいから、行政の中では忙しいから、業者さんにプログラムを刷ったり計画したり、あるいは呼んだり、そういうことを業者というか、誰かに委託するということなのか。言うなら丸投げなのかということです。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今、考えているのは、イベント企画業者に委託を考えてございまして、そのイベント企画業者と村とでどういうイベントをやっていくか、笹岡議員のご提案もありましたどういう方をお呼びするかというところを考えていく予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次に、これが分からないのですけれども、333ページの分かるようで分からな

い。字は読めますよ。字は読めますが、どういうことなのかなというので、これも委託料ですけれども、健康診査（ストレッチチェック）ということで、その中の人事評価支援制度構築支援という業務、それの中でいろいろ社会保険だとか行政というものがあるようですけれども、これは総じてどういうことなのですか。

〔「それぞれの委託」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　委託料の何ですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

12委託料と書いてあって428万8,000円という計上がございまして、その下に業務委託料428万8,000円がございまして、その内訳が以下に記載されているもの。428万8,000円の中にストレスチェック５万3,000円、人事評価の委託に関しては193万4,000円と、それぞれ委託をしていきますということになってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私もそういうつもりで聞いたので、聞き方が悪かったですが、委託料の中のいろいろありますと。社会保険だ何だいろいろあって、その中の人事評価というのがありますと。この人事評価というのは何を委託するのですか、どういうことを委託するのですかと聞いたのです。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

人事評価支援制度構築支援業務というところでございますが、村のほうで職員の人事評価を実施しているところでございまして、その評価をシステムを使ってやっているのですけれども、そのシステムに関して職員がどういう目標を立てて、どういうことをやっていくことを書けばいいかという、講習も含めて、あとは管理職に関しても職員を評価するに当たって、どういうふうに評価すればいいのか、どういうふうに評価することで、正当な評価となるかというところの研修も含めた支援業務となってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、これは勤務評定みたいなものなのかなという、今のそれと違うかもしれませんけれども、村長が所信でしたか、述べていられた私に対する職員の評価というの

ですか、それをなんという話もあったようなのですが、それとは関係ないですね。別口ですね、これは。

そこで､そういうことであるならば伺いますけれども､教育委員会が教育に関する実績調査委託、それをやって報告されていますけれども、これは毎年、利島村の教育はこうだよ、ああだよと、学者を含めて評価いただいて、評価票がＡからＤでしたか、出ていて、いろいろ報告も出て議会に報告されていますけれども、それと同じように職員に対する構築評価、これは公表されるのですか。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　すみません。横からで恐縮ですが、お答えをいたします。

今､この議場で話題になっているのは､恐らく人事評価､村役場の職員の例えば業績の評定とか、そういったものを評価するという話をしていて、先日私からご報告申し上げたのは、教育委員会の政策評価なのです。なので、その点は恐らく別になっていて、私から申し上げた教育委員会の政策評価については、法律で毎年行うことというふうに決まっているものでございますので、すみません。今話している部分とはちょっと話が別かなというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは理解できます。

そこで、１点伺いますけれども、今私も言ったと思うのですけれども、あれは教育委員会の法定というか、根拠があると思うのですが、これは本村の条例にも法律にも関係ない人事の評価というのは、この評定いわゆる委託料、これは本村独自の任意の政策ですか、それともそういう上部機関といいますか、都もしくは国のようなところからの行政指導といいますか、そういうのに基づいた制度ですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

利島村の条例のほうで定めているところもございますが、今現状、全自治体で行われているものであって、利島独自のものというところではございません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　では、次です。337ページ、これなのですけれども、その中のこれも委託料ですけれども、役場の前にある蓄電池ですね。これが200万ですか、点検料は。これは毎年これくらいかかるのですか。数年置きに、たまたま今年はこれだけかかると、あるいは毎年のようにかかると。

あれはできてからまだ五、六年、７年ぐらいするのかな。というのは、交換期に入っているのかどうか。交換期だと、要するに交換する時期、これだと仮にそうだとすると、これは点検料ということになっているので、交換とは書いていない。交換するということになると、15年ぐらいと言われているので、何を点検するのですか。何を点検するために、この200万の金がかかるのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　システムのほうの点検と、５年目に入ってまいりまして、本当は令和４年度は５年目に当たるのですけれども、５年目のところで部材のほうはございません。そこの点検、５年ごとに点検しているものを１年送ってしまっているのですけれども、そちらのほうの部材の交換も併せてこの中で行いたいと思っております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これはたまたまそういう時期に来てですか、それとも定期点検みたいなものですか。２年に１回とか、３年に１回とか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　本当は毎年やったほうがよいものもございまして、そちらのほうも併せて全体的に毎年やるところ、何年かごとにやるところというのがございますけれども、それも併せてやっていただいて、５年目の部材の交換も併せて実施するというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、定期点検なのだけれども、たまたま今年は部材の交換ということですがあるので、200万ということなのですが、毎年の定期点検だけでは幾らぐらいのものなのですか、これは。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長(上野　崇君)　大体今まで正直なところ見送りをさせていただいたのですけれども、毎年50万円ぐらいかかるということです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それから、341ページです。これは石野議員の一般質問にあったと思っていますが、中ほどの使用料の中のサイネージの通信・電力と、通信といったって電気代だろうと思いますけれども、これが3,000円ぐらいかかると。年間では３万6,000円ということで、これはこれだけ

かかるというのは、電気代がただではないだろうから、それは分かります。これはいつまでやるのですか。例えば故障したら直すのですか。不良品になったり寿命が来たら、また買い換えるのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

故障等発生した場合は、対応する必要があるかなと考えております。いつまでというご質問に関しては、一応先日村長のほうからも答弁がありましたとおり、補助金を活用しているところもありますので、補助金どのくらいなのですかね。少なくとも５年、６年は使用する必要があるかなと考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は端的に聞いているのです。廃棄状態になったら買い換えるのですかと聞いているのです。というのは、補助金であろうが何であろうが、たまたまであろうが、使い道に困ったというなら別ですよ。あれはこれに限ったことではなかったはずなのだよ、コロナは。だけれども、これに使うのだと。いろいろ説明してきているのだよ、前副村長を中心にして。聞いたのは、補助金の制度的に、廃棄できない期限というのは法定期限的にあるのだろうと思うのです、それは。勝手に廃棄したら、下手したら補助金返還される。ペナルティーといったって補助金の返還ぐらいで、あとは財政負担に影響出るかどうか知りませんけれども。それを避ける意味では分からぬでもない。

だけれども、あのときには必要だと言ってやったのです、これは。必要ですと、お客さんが桟橋へ来たらどうするのだと、観光客が。案内所にもなると。そういう理由をつけて鳴り物入りで何が何でも、あれ750ぐらいでしたっけ、総額、若干の変動はあったにしてもですよ。それだけの財政を投入して、補助金であれコロナであれ何であれ、今職員おっしゃるように補助金つきなのです。これは100％でもいいのです。100％だか99％だか、そういうことはともかく、これが必要だということで施設設置したのです。

しかし、私はそのうち検査院から指摘が出ると。よく会計検査院が施策の点検やって、会計検査院というのは国ですけれども、いろいろ指摘されて返還が出てきたり、もちろん予算に合ったことなのですよ。予算効果が出ていないと。予算に対して執行してみたけれども、執行効果が出ていないというようなことの指摘もるるあります。

それらも含みながらお伺いしたいのですけれども、これはくどいようですが、廃棄したら、今の現村長の下ではいつ補助金の年季が明けるか知りませんけれども、これまた義務行為で必要だとやったのだから、廃棄せざるを得ない状況になったときは、また買い換えるのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　当時、繰り返しになりますが、補助金のアイテムの一部というか、コロナの交付金、補助金を利用して導入したというところで、設置場所もしくは情報の発信内容等をいろいろ精査して現在に至っているといったところで、しばらく運用していく上で課題というか、ご指摘を踏まえて課題も出てきたかなというところもあります。一定期間を経過した上で、廃棄云々かんぬんの前に一定程度の効果検証は必要かなというふうに考えております。

当然、ランニングコスト等も多かれ少なかれかかってくる中で、できればせっかくあるものなので、有効に活用できるように、例えば発信の内容とか、あとは場所とかいうところの見直しは、今後していくことが必要かなと思いますし、また発信する情報に関しましても、今私が見る限りは、それはそれでまた結構コストというか、お金ではなくて人的なコストが結構かかっているといったこともやってみて分かったというのもありますので、そういったことも鑑みながら有効に使えるようにしていきたいなという。当然、コロナの感染防止は大前提で導入させていただいたので、それはもちろんそれなのですが、それ以外にも情報発信のアイテム、ツールとして使っていけるように検証していきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私もこのサイネージというのは、現村政ではありませんけれども、近年の行政の一つの失策以外の何ものでもないと。というのは、私が主観的にそういう、もちろんそれもありますけれども、全くと言っていいぐらい、年々３万6,000円払うだけの価値がない。誰も見ていないと、極端に言えば。設置した場所も見てみなさいよ。教育委員会の前にも、あれは私個人ごとで恐縮ですけれども、あそこで立ち止まって見ることはまずない。といって、車で走りながら読めるようなものではない。歩きながらでも読めませんよ。皆さん、毎日あそこを出入りしているけれども、皆さんは発信者だから分かっているといえばそれまでだけれども、一般住民なんか本当に誰も見ていないと。これが客観的な状況ですよ。

ですから、３万6,000円が高いか安いかの論は別にして、失策に対する失策の補填というのはすべきでないと。１回だけで結構、そこで気がつくべきなのだと。あれは失策でした。それはしようがないです、やってしまったことは。だけれども、効果ありというのであれば、改善の余地もあるのです。効果ありならば。しかし、場所を替えようが手を替えようが、どうこうしようが、何を報道しよう、今村長に内部的な事情も披露していただきましたけれども、発信する側も手間暇がかかると。せっかく職員の皆さんが手を加え、いろいろパソコンだか何だか文字を起こして、絵を起こして発信しているのでしょうけれども、受け止める側が全くそれに頼っていないし、見ていない。もう気がつくべきだと、これは。明らかに私たちの失策でしたと、私はそう思う。行政の失策以外の

何ものでもないと、私はそう申したい。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　感想として失策と言われてしまいましたが、有効に活用できるようにしていきたいと。今後の複合的にリンクさせていただくとか、そういったことも踏まえて、せっかくあるツールを有効に活用できないかということも含めて検証をしていきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が述べるのはそこまでです。

それから、その下の負担金か、これは。ふるさとワーキングホリデーの事業委託というのが120万ですか、委託料で。これは事業費ではなくて委託料なのでしょう。どこかに委託したのですか。ホリデーをどこへ、どこかの団体に委託して、そこから派遣されてくるということですか。派遣してくるほうは無料で。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ふるさとワーキングホリデーというのは、総務省の特別交付税措置される事業として平成31年から利島村ではやっていて、特別交付税措置されるのが２年間だけという限定だったのです、当時は。その解除があって、また委託事業として今年度復活させたというところなのですけれども、基本的には人の募集とか、あとは人が来たときの手間というのですか、そういったところを島内の事業者に委託しているというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　総務省ということで聞いているのは、支援隊、協力隊のほかにふるさとホリデーって学生さんを中心にというような話も聞いていますけれども、そうすると協力隊、支援隊が３年間でしたっけ、あれは。その間、国が費用弁償というか、負担されて何人かいらっしゃっていると思いますけれども、それの事務取扱いをする業者のための委託料ですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ふるさとワーキングホリデーと地域おこし協力隊というのは全く別です。ふるさとワーキングホリデーというのは、あくまで短期間です。最低１週間、総務省が推奨するのは２週間以上と言われ

ているのですけれども、利島では１週間という形で募集をかけて受入れをしているという状況ですので、協力隊を募集するとか、協力隊が来てそれのコーディネートするとか、そういったことに含まれている予算ではございません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次は、これも役場庁舎の内部の問題ですけれども、343ページ、次ページですけれども、一番下、これは先般ほかの案件で話題になったところですけれども、財務諸表のこれは業者に委託ということなのでしょうけれども、内部のことをあまりくどくどお伺いすることも何かなと思うのですけれども、財務諸表ってどこまで打っているのでしょうか。というのは、今年度は聞けば、この間の報告によると、複式になるのは６年度からと。それに向けて複式の諸表を作ると。貸借対照表とか、損益計算書みたいなものとか、あるいは決算統計書とは何があるかと分かりません。決算統計書を作るとか、そういうところでどこまで何を委託されるのかということをお伺いしたいです。あまり立ち入るようでしたら、他意はありませんので。

○議長（寺田　優君）　出口会計管理課長。

〔会計管理課長（出口貴司君）登壇〕

○会計管理課長（出口貴司君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今、求められている財務書類というのは、一般会計の貸借対照表と行政コスト計算書、あと純資産変動計算書、あともう一種、資金収支計算書のこの財務４表というのを公表するように求められていまして、それを作成していただいております。そのほかに、あと一般会計と特別会計の全体の書類と、あと連結、うちが出資しているところと含めた書類、計３種類の財務４表というものを作成していただいております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　いいけれども、だってまだ複式の貸借対照表というのは作ってやっていないのでしょうから、６年度ということですから。それを今委託したってしようがないと、５年度で。私はそうでなくて、今委託するのですと、貸借対照表は続に言うバランスシートといいますか、含めて。それから、もろもろ資産の統計表だとか、決算の統計だとか、今述べられた諸表、これは経理体制がそこに行っていないのに、本村の会計体制がそこまで行っていないのに、委託されたほうも困るのではないのかなと。貸借対照表作れよといったって、複式はやっていませんと言っているわけだから。それをやるのは来年でしょうから。来年ということは、６年度からと言っているのだから、まあいいか。いいです、では。あまり立ち入らぬほうがいいかもしれません。いいです。

次は、345ページですけれども……

〔「345」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　次はね。今のはいいですよ、答弁は。

次のページの345ページの頭のほうの財産価格の審議委員の報酬は７万7,000円、その委員が６人いると思うのですけれども、これは選任するのですね。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先日も答弁したとおり、必要な場合にお願いをしていくと。委嘱も含めてお願いしていくというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そして、その任務が終えれば解散ですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これは昨日のものとちょっと違うので、任務が終われば解散ではなく、そのまま継続、残っているというふうに認識しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、選任はそういう案件が出てきたときに、まだしないけれども、出てきたら選任すると。出てきたら選任した以上は任期があるわけで、しようがないからそこまで置いておくと。事案があろうがなかろうが、そういう理解でいいですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　条例上、現時点ではそのように理解しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　率直に言って、私はそれについては異論がありますが、村長はそういうことであれば、それはそれとしてお伺いしておきます。

それから、その下のほうにやっぱり委託料、勘定科目12番ですが、トレーラーハウスの保守委託料というのがあるのですけれども、17万6,000円。これは一見素人的に考えますと、今日買ったばかりなのだけれども、どういう費用が保守点検というのはかかるのですか。毎年かかるのでしょうけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ご認識のとおり、今後毎年かかってくるものになります。一年間を通して定期的な保守、トレーラーハウス自体、あと太陽光パネルもつけていますので、その辺も見ていただく。あとは内部に発電機等もございますので、その辺の保守管理になってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　先ほど来住宅の話が出ていますけれども、住宅というのは保守管理やっていないですよね。これだけは保守管理やるのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　保守管理というもの、消耗品等を入れ替えるとかということかなと思っていまして、トレーラーハウスに関しましては、消耗品が明確に水循環システムのユニットのフィルターというものがありますので、そういったものを中心に保守管理等させていただいておりまして、一般の住宅で消耗していくものに関しても、毎年ではないにしても修繕費の一部等で対応しているという認識でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　修繕費と保守管理とは違うのです。保守管理というのは、目で見ただけでも保守管理です。異常ないなという、それぐらい、それが17万。時にはもっと、ここはペンキが剥がれているから塗ろうかとか、そういうのも含めて軽微な費用については、この中に入るかもしれませんけれども、いずれにしても毎年、毎年17万ぐらいの金はかかると、ある限り。それで、何かがあれば、破損していれば当然修繕は当たり前ですよね。だから、そういう性質のものなのですねと聞いただけです。

では、次お願いします。これは所管課長に、あるいは局長さんに聞いたほうがいいかもしれませんが、社会福祉協議会の事業の中に学童クラブが入るわけですけれども、これはどの程度算入されているのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

どの程度というところでいきますと、学童保育にかかっている人件費の部分と消耗品等々購入している部分でございますけれども、ここから先は社会福祉協議会の会計経理上の話とさせていただきたいのですけれども、社会福祉協議会は、現在全職員分等々を各事業によって案分させていただいています。

○３番（笹岡壽一君）　ごめんなさい。

○住民課長（榎本雅仁君）　全職員……

○３番（笹岡壽一君）　社協はいいですよ。

○住民課長（榎本雅仁君）　だから、そこでないと経費として……

○３番（笹岡壽一君）　社協の経費は。村の積算を聞いているのです。

○住民課長（榎本雅仁君）　村の積算が、ごめんなさい。だから、社会福祉協議会から提出したものとして出していて、では人件費として幾らかという積算のところについては、案分させていただいて積算等として出させていただいているというところになります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　聞いて悪いということはないのでしょうけれども、議会でもあるし、会員でもありますから。ただ、私は社協のかつて理事もやっていましたけれども、社協の内情的ないわゆる補助金が、どのように使われているのかということをお伺いするつもりは全くないのです。そういう意味ではなくて、村が積算書って、社協のほうで積算書は補助金申請が来ているのでしょうけれども、その中でこの学童保育に関わる費用は幾らですかと聞いている。それは合算で来ているから分からないなら分からないでいいのです。ただ聞いただけです。

それは全体の費用の中で、あれもこれも全部それぞれ説明しないと学童については分かりませんというなら、それはそれでしようがないです。社協自体が分からないのだから。新たな事業を村から委嘱されたのか、返還されたのか知りません。委託されたのか形は別として、次年度から社協さんでやられるというから、維持管理ってどこかの施設を借りるのでしょうけれども、社協の事務所というか、施設ではやらないというから、ならば他の施設を借りるのだかどうだか知りませんけれども、そこの維持管理費等を含めて、もちろん人件費も含めて、それらがこの事業をやるために社協に補填というか、補助金に加算した額は幾らですかと、こう聞いたのです。分からなければいいです。また、説明は支障があれば結構ですよ。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

社協より提出されました事業でいきますと、491万1,000円となっております。

○議長（寺田　優君）　それでは、正午となりましたので、議会を休憩します。１時から再開します。

（休憩　正　　午）

（再開　午後　１時０３分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員の質問より行ってまいります。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　さっきは社協の学童クラブの件が終わったのでしたっけ。

高齢者になって島外の医療費の助成制度の問題で１件だけ伺っておきますけれども、伺うというより申し上げておきたいということでとどめてもいいのですが、私どもが聞いたところの話では、何人かの人が集まって相談したことなのですけれども、所得割別に算定し直そうかということがあると。内容はまだ分かりませんと。低所得者とは何ぞやというようなことも、そんな内情は分からないけれどもという話をその時点で申し上げて、いろいろ皆さんで話し合ったのです。10人ぐらいいたのかな。

そうしたらば、結論的なものとして、そんな面倒なことは要らないのではないかと。一括で所得何ぼの人は幾らとかということではなくて、そのまま従来どおりで、おこがましいかもしれませんけれども、私が述べている実費の何％ということでいいのではないでしょうかということがあったものですから、それは申し述べて、何％いっても実費、私の試算した表といいますか、あれが、今回そこだけ簡潔に述べましたけれども、理由は前議会で述べてあるわけで、そういう話があるということを申し述べて、見解を伺っておきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問、ご要望に対してご回答申し上げます。

島外医療機関への交通費等の助成についてでございますが､現行一律で7,000円といったところを､今回変更案として65歳以上の方についての、住民税非課税世帯の65歳以上、そのご本人様が65歳以上で住民税非課税だといった方については補助を増額したいと。それは従来から説明しているとおり、医療にかかる際に利島から本土の病院に行くには、交通費という大きな壁があると。いかに所得の低い世帯の方に手厚く補助できるかといったところを検討した結果でございまして、こちらのほうで一回やらせていただいて、支障があるとかそういったことについては、これで未来永劫このままというところではございませんし、また東京都等に対しても補助金の創設ということは訴えかけておりますので、そういったところも含めてこういった形で変更させていただきたいといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今言ったことの繰り返しになって、一言だけ追加したい。

これは行政の考え方はそれなりに了解というか、理解はしているわけですけれども、その上でただ皆さんがそういう話があったと。私もそれをよしとして納得して、要望した質問をかけましたと

いうところです。それに対する誤解されては困るというか、されないように申し上げておきますけれども、低所得者に厚いということ自体、それだけ取り上げると、それはまずいのではないかということは申すつもりはないのですけれども、ただ皆さんが一緒に上がるということで、ヘリコプターの運賃方法でもそうでした。かつては高齢者だけでしたけれども、今は全村民ということのように、皆さんがどなたもということです。

もちろん低所得者も含めて同じように実費の80％ということになると、お伺いしているところでは、公務員さんあるいはそれに類似した団体の職員ということなのでしょうか。その人たちは、今度初めて除外すると。ここにも異論があろうかと思いますけれども、当事者的な立場になればですね。皆さんが、今の職員さんたちはそれで納得したことで、それはそれでいいと思うのですが、まだ知らない関係者もいるわけで、その人たちがどう思うか、私の調査もお伺いはしていないので分かりませんけれども、ともかくその数値を引きますと、そんな大した金ではないと。実費の80％、２泊、２日までの交通事情による延泊を含めても、さしたる数字ではないと。大体、この村さんが積算してある326万ですか、そんなには変わらないだろうということです。

というのは、今言ったように、今までは7,000円いただいていた人たちは、今度は一切全然ゼロですから。公務員さんはですよ。そういうことから考えますと、それをよしとするのであれば、ここにはここに異論のある方々がいらっしゃると思います。職員さんは別ですよ、皆さんがいいと言っているのだから。共済制度もあるのでしょうから。だから、そういう点ではあえて盾突くつもりはありませんけれども、ただ他の人たちは分かりませんということを申し述べておきます。そういうことの答弁は結構ですから、それは見解の相違、考え方の違いがあるわけですから、それはそれで了解というか、聞いておきます。結構ですということではありません。

あと少し、ありがたいことに非常に期待されている、これは村長の所信表明をもっても十分なのですけれども、50万円という、これも361ページです。50万円の高齢者の補聴器の購入費助成ですが、これは字のとおり読むと補聴器を買う金と、それにとどまるということになるのか。あるいはこの一連の事業が実施されていくと思い、村は所信表明にあるとおり、これは非常にありがたいことで、皆さんこれが広まっていけばなということで、既に私が何か所か話をしていると、それは俺も行くよというようなことが漏れ賜っていますので、期待している面もあろうと思いますけれども、この他に事業予算が、所信表明にて事業をやるのだろうけれども、それも入っているのかどうか。字のとおり補聴器の購入助成なのか伺います。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

こちらに入っている50万円は、あくまでも購入される方に対しての補助でございまして、実際のＤｒ．リトープロジェクトのほうの経費については、社会福祉協議会の補助のほうの経費に充てて

おるという形になっておりますので、先生を呼びますとか、機器を購入するとか、そういったところは社会福祉協議会のほうの費用で賄いたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　要綱だか条例だか分かりませんが、５万円補助と、これはありがたいといいますか、まだ事例が東京都の中でも一、二例しかないぐらいの補助率なので、これ分かりません、今後どうなるか。あちこちの自治体でいろいろな住民からの要望も出ていますから、陳情なんかも出ているようですから、今どうなっているか分かりませんけれども、先般ホヤが東京の東部のある区で実現していると、５万円が。その点では先進的なのかなと思います。

次は、ごめんなさい。今、交通費のことは言いましたから、これは結構です。

それから、373ページ、清掃センター関係でフォークリフトがあるということなのですけれども、この自主点検委託というのはどういう委託なのですか。17万8,000円ほどありますけれども。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　これはフォークリフトを実際に車検等とはまた別でございまして、荷役、上げ下げする機器のところで点検を年１回やりなさいという決まりがございまして、そちらのほうを毎年委託させていただいております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。

それと、清掃センターの修理については、先ほど前田議員からありましたので結構というか、いいです。

それから、電気車両の300万円についても、ここと後に出てくる勤労福祉会館でもあるようですけれども、それもヘリポートへ通うヘリポート用なのですか、何なのですか。ここでは結構ですけれども、ページで言うと飛びますけれども、381ページに勤労福祉会館労働費、そこで備品購入で車が入っているのです。電気が。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

現在、勤労福祉会館で使用している車というのが、今１台となっております。もともとは２台あったのですが、１台は廃車になっていて、今職員、産業観光課が設立されて勤福の配属されている職員も増えていると。もともとは港湾関係とヘリポート業務をメインにやっていたのですが、今農林水産もありますので、そういったときのお客様、調査とか現場へ行くのに車が２台必要というこ

とで、今回１台入れさせていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、戻りまして377ページで、工事請負費で新設だろうと思うのですけれども、６億というのはこれは村長説明されているとおりで、だとすれば、その工事費が６億円。それから、それの設計でしょうか、施工の管理委託が伴って1,200万で、合計ではこの書類は６億1,200万というのですけれども、これは確定ですか、もうほぼ。これ以上はやって見なければ分からぬと。私、一般質問でしたか、所信表明で言ってみたけれども、これもまだまだ検討中なので仮の予算。予算というのは字のとおり、あらかじめの算定ですけれども、これも場合によっては７億になるかもしれぬと、あるいはオーバーで言えば、それ以上になるかもしれない。それは分かりませんと、不確定ですということなのでしょうか。常識的に見て、3,000や4,000万ぐらいの前後はあろうかと思います。あり得ると思いますけれども、どういう予算ですか、この計上は。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　６億円のほうの話でございますけれども、前にお配りした基本設計の段階で、大体建屋のほうで３億何千万という設計概算が出ております。正直なところを申し上げて、あとは焼却炉本体で大体１億円ぐらいで、そちらのほう。あとは外構や、今緑化もしなければいけないので、その緑化等で１億円、大体６億円を見込んでいるのですけれども、正直なところ、ここのところここ数年で、他の伊豆諸島の町村でもございましたけれども、かなりの入札不調が焼却施設整備に関して発生しておりまして、今のところ６億円を見込んでいますけれども、ひょっとするとさらに入札不調になる可能性もゼロではないというところは正直感じておりますが、まだ具体的なところこれが上限ですと、私ども今そう思っておりますけれども、入札してみて、また不調になる可能性がゼロですかと聞かれると、ゼロですとは言えない状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　入札の結果ですから、それは分かりません、不調になるのか。それで、今、内容についてある島では不調にされていて困惑しているという状況は、村長が２つの島ですか、どこか報告されて聞いているところなのですが、私がお伺いしたいの設計上ということでは間違いないのですかということです。施工、設計含めて、あるいは仕様を含めて、計画設計を含めて、これは妥当な金額なのだと。ただ、それが実際的に入札行為に付してみたらば、合致しないと。とても世間離れしていると。何を見てこんな設計しているのだと。こんなもので請け合えるかということ

になると、設計そのものが何だいと、こうなるわけです。それは確認していますかということを聞いているのです。

そもそも設計の段階で無理強いをして、要は簡単に言えば設計屋さんはそれなりの積算根拠を持って設計するのです、特に仕様書を作る場合は。躯体が幾らで、一口に軀体といったってわけ分からぬから。鉄筋棒が幾らとか、工賃が幾らとか、簡単に言えばですよ。そういう積算表に基づいたそれなりの積算してくるのだけれども、ただ現実的に施工する業者さんとのギャップが当然あるわけです、どこの世界でも。だけれども、一般的にはその範囲内で落札しているのです。一般的にはですよ。それが合致しないことが間々あると。本村でも不調になったというのは一、二件でしょう、私の記憶では。３件ぐらいあるのかな、不調になったというのは。そんなに村が積算して発注をかけたところ、あれも不調、これも不調なんていうことではない。そういう意味でお伺いしたのです。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。詳細設計に関して、まだ業務の途中でございますので、具体的な数字というものは最終的に上がってきていないところで、３月末を工期としておりますので。概算の中で、大体６億円ぐらいに入るだろうというところでは見込んでおります。ただ、正直なところ、他の島の状況を見ていると、離島の割り増し分が相当上がってきておりまして、そこの見通しが、今見込んでいるところと合致できるかどうかというところは、最終的にこれで大丈夫ですというのが、100％自信は持てていないのが正直なところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは自分で質問しながら言っていれば世話ないのだけれども、今所管課長の答弁はもっともだと思うのです。だけれども、私が言いたいのは、あえて伺えば、以前は島嶼積算単価というのがあったのです。それで、簡単に言うと支庁単価というのがあったのです。東京都庁の中でも支庁、支庁でも大島の支庁と小笠原の支庁と違うのです。当時、同じ支庁単価といっても。そういうのは、今はないのだろうと思うのです。あるのかな。だけれども、実際には現場ではあると。その設計屋さんがどういう設計だか、そこまで見込んでいる設計なのかどうか分かりませんけれども、島嶼単価というのを東京都は見ていたのです。支庁が見ているのを、東京都は知りませんということではない。東京都は当然知っているわけで、支庁だって東京都ですから。そういう意味ではどういう見積りというか、見込みを立てた６億なのか。当然、私自分で言っていれば世話ないのだけれども、分からなければしようがないですよ、それは。確かに分からぬかもしれぬです。

ただ、懸念するのは、昨日村長とも私的に話をする中で、私的というか、公的というか分からぬけれども、私言ったのですけれども、これが７億になるか８億になるか分からぬというと、また場

合によっては考え直さなければいけないだろうと。例えば国の補助もつくのでしょう、これ。つかないのですか。東京都だけですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　今回の施設につきましては時間200キロ未満のもので、国のほうの循環型社会形成推進交付金に関しては対象外となっております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今、何キロ未満と言いましたですか。何が何キロ未満、ごみの量が何キロ未満ということ。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　処理能力のほうが、時間当たり200キログラムを割った場合は対象外と。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、ここで財政負担問題を問わざるを得なくなりますけれども、処理能力が時間当たり200キロ未満ということで、東京都はどの程度の補助金がつく。総合交付はいいですよ、どうせ分からないから。補助金はどのくらい。それを見れば分かるというのでしょうけれども、増えれば増えたについてパーセンテージ出てくるのですか。幾らになるのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　順番として起債のほうの説明をする必要が生じてきますので、この補助金に関しましては。正式な名称は今分からないですけれども、俗にハード補助と呼んでいるのですけれども、こちらに関しましては、全体の補助対象外経費というのは発生するのですけれども、そこは今ゼロとして考えます。そのうち全体の75％は単独事業でございますので、単独事業のほうは全体の75％、まず理論的に起債しなさいという制度になっております、こちらの補助金に関しては。なので、今６億円の75％、４億5,000万円を一般廃棄物処理事業債として計上させていただいております。その残りの半分、12.5％、こちらのほうが都の補助の対象になっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　起債の補填というのはどうなっています。国の補填があると思うのですけれ

ども。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　一般廃棄物処理事業債に関しまして単独事業になりますので、交付税措置、後年措置、後年交付されるのが10分の３となっております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、70％は将来自己負担と、まるっきり100％自己負担ということになる、こういうことですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。即で考え、数字が出てこないですけれども、大体そうですね、３割、７……ちょっと何％か分からないですけれども、そして後年で起債償還する際に発生するというのは確かです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　６億円の75％額は相当数、相当値は、これは起債を起こすと。その計算は自動的に金額では、その75を単純に掛ければいいわけで、出ると思うのですけれども、そのうちの起債額の30％は交付税で将来補填してくると。補填率は30％だという話ですから、そうすると残余の70％については、これは当然どこからも補填がないと。分からぬ、分からぬといっても、こういう計算で成り立つのではない。そうでもないのですか。何かほかに理由があるのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　10分の10引く10分の３で、10分の７という理屈は分かりました。そうすると、その計算で成り立っている、そうですね。その10分の７が、後年起債の償還が一般財源で出ていくということですね。はい。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、相当の額が将来、後世の人たちが負担していくということになろうと思うのです。なるわけですよ、起債したときはただみたいだけれども。起債した年度は、ただでもって、一見施設ができると。しかし、その負担、ローンですね、今様の言葉で簡単に言えば。その財源のローンについては、30％は国が見ていただけると。しかし、残余の70％相当額、相当の額だと思う。これは後世の人たちが負担していくと、身銭を切って。そういうことですよね。分か

りました。

次に、これは前にちょっと質問したと思いますけれども、ページでは何とも言えないのだけれども、ページは何ページにあるかちょっと調べても分からないのだけれども、何ページ、あえて言えば383かな。そこに該当するかどうかちょっと分からないのですが、製油センターの管理経費の中に入るのかなと、あえて言えばそこだとは限らない。質問内容はそことは違うのかもしれないけれども、村が特定何とかという契約でもって委託していますよね、事業委託を。何でしたっけ、漁協と農協だけですか。社協もそうなのかな。

〔「指定管理者」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　指定管理者、何とか契約とかとやっているのが、そこでのことなのですけれども、今、組合員の中で、これは近日中に、近日中といったって６月かそこらだろうということですけれども、具体的には組合員に聞いてみましょうというお話なのだけれども、村との関係なので、製油センターが。そこで、村がどういうことなのか聞いておいてくれないかというお話を私のところにあったもので、そういう事情もあってお伺いするのですけれども、工場が指定している、前に言ったように特定というところで管理者の指定制度で、この条件はどうなっている。

どうなっていると言ったって、要綱か何かでしょうけれども、抽象的過ぎるかもしれませんけれども、搾油業務部門とどこまで委託しているのですか、県連的には。どこまでといっても、答えるほうは厳しいかな。分からないかな。私のほうもここまでという線がないものだから、こういう言い方しかないのだけれども。

具体的に、それでは何を聞きたいのかということなのですけれども、簡単に言いますと、搾油作業は生産者のことなのか、生産者のために村はその施設を造ってあると、造ったのだと。そして、たまたまその管理を農協に委託したと。特定指定何とかで、一番妥当であろうと。個人に指定して管理委託するより、業務を。その委託内容の中で、委託という意味は分からないということにつながるのです。

つまり生産者のために造った工場ではないのですかと。ただ、業務の委託を受けているだけでしょうと。それで、搾油した油は誰のものなのだと、これ。そこからのスタートなのです。誰のものですかと。生産者のものですか、組合のものですかということです、簡単に言えば。そういったほうが分かりがいいかな。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

椿油の製油センターにつきましては、指定管理者として村と契約というのですか、それを３年ごとだったと思うのですけれども、結んでいると。それは漁協の地協施設も同様にやっていると。もともとの多分製油センターを造った経緯というのは、島内に何か所か搾油するところがあるのだけ

れども、いろいろ生産量とか調べたら、全国の中でも一番生産量は多いのではないかというので、村としても支援するというような形で、たしか四十何年前ですか、造られたと。今の製油センターの場所に建てられたというのが、一番最初だと思います。

その当時は、多分食用も作っていて、混合油というのですか、紅花とかと混ぜた油を一緒に作っていたりしていたと思うのですけれども、その時点では油を絞るまでが製油センターの仕事で、瓶詰めは、それに対して作業、当時どうだったか分からないですけれども、現状は油を絞って缶に充填するまでが農協の、農協というか、指定管理者の仕事としてやっているという認識です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それ、そうなのでしょうね。その当時の人にもお伺いしたのですけれども、今言った、主幹がおっしゃるような時代の。この指定管理者をする条例でしたか、要綱でしたか、私はそれ審議した記憶はあるので、条例だったのだろうと思うけれども、改めて聞いてみると、あくまでもそれは農業者が中心なのだと、農協のために造ったわけではないのだということなのです。それを管理して、作業を管理して、その機器、あるいは施設を利用して、生産者のために、いわゆる事業をやるという目的です。趣旨ですよということでした。今の答弁とほぼ合致するのです。分かりました。

それでは、そういうことで搾油作業は委託してあるという、そういう業務を実まで委託して、財産といいますか、財産まで委託したわけではない。要するに、生産者の財産です、椿の実、油といえば。そこまで委託したわけではないという、それでいいのですよね。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　先ほどの答弁と重なるところはあるのですけれども、指定管理ということで、農協とうちと協定書を結んで、製油センターの管理をしてもらうと。管理運営ですね、してもらっているので、委託をしているわけではないです。あくまで農協の自主事業として搾油作業をしていて、それに対して村が補助金で支援しているという形になります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで一言加えて述べておきますと、その関係があって、生産者に対する助成をなされているのです。通常の搾油よりは相当、倍近く高いのだろうと思いますけれども、工賃的に見たら。それに対して、搾油料、精製料等々を助成していると、こういう形態になっていると思うのです。では、分かりました。

次は、387ページですけれども、椿の更新委託料700万ですか、なっているのだけれども、これはかつて、私、村長の所信表明でしたか、一般質問ですね。述べましたけれども、ここに700万とある

のは、これは本数ではなくて、この何ぼだか分からぬけれども、といって３本切って700万ということはあるまいけれども、この程度切ると。例えば1,000本だとか800本だとか、そのためにかかる費用だということで見ていいのですか。それとも、何本切るからこうだと、出来高払いなのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

予算上は700万円で､切る本数としては1,200本を想定した予算計上とさせていただいております。

○３番（笹岡壽一君）　出来高ですか、出来高払い。

○産業観光課主幹（荻野　了君）　そうですね、はい。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それから、新工場の、これも前田議員から質問ありましたので、私は割愛します。製油工場の件です。

それから、今度は漁協関係、水産業関係で、これはかつて沖縄へ組合の関係者が数年前に行かれて､実験的に本組合でもやってみようかということで取り組んで､しかしその後､没になっている。１年か２年ぐらいあそこでやっていました、その後、何となくやっていないと、没になったというような印象でいるのですけれども、これは逆にある意味どこまでやるかということは、これは組合が考えているでしょうけれども､120万ぐらいでどの程度できるのか。あくまでも、それこそ実証実験的にやっている。実証実験をある意味ではやったような気がするわけですけれども、事業化するのであれば、こんな金でできるのかなという気がするものですから伺います。

○議長（寺田　優君）　どこのページ。

〔「アントクメ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ごめんなさい、アントクメ。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　これは海草あれですね、アントクメなので。沖縄の話は多分ウミブドウの……

○３番（笹岡壽一君）　ウミブドウですか。

○産業観光課主幹（荻野　了君）　はい。以前、何か多分20年ぐらい前ですか、ちょっと……

○３番（笹岡壽一君）　いや、そんな前では。

○産業観光課主幹（荻野　了君）　すみません、ちょっと私もその点は分かっていないのですけれども。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が……ウミブドウか、意味が違いました。ごめんなさい。

それから、次も水産業ですけれども、近代化の利子という、同じページです。漁業に対する振興事業補助金ということで300万ですか。300万ではないや、460万、どっちこれ。段が見えにくいのだよな。

〔「近代化は５万円です」「460が近代化です」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうか、振興補助金というのは460万ですか。

〔「振興事業補助金は460万」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　この460万と、それから振興施設整備補助金というのを聞きたいのですよ、要は。欄が違っているのだか、1,600万というのと460万か。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

漁業振興事業補助金460万円につきましては、例えば漁師さんが船で使うＧＰＳとか魚探とか、そういったものに対する補助です。漁業振興施設整備補助金というのは、一般質問のときにもお答えさせていただいたと思うのですけれども、幅ノリの乾燥機が漁協に入ったすぐところにあると思うのですが、あれがもう老朽化していて使えない状態だと、その事業になります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次は、391ページで親水事業という中で、工事請負費、負担金補助金ですけれども、勘定番号が14番、この3,000万というのは砂入れの費用ということをちょっとそういう具合に勘ぐったのですけれども、そういうことですか。何かほかに大きな工事ですか。プールか何か。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

言葉として分かりづらいのですけれども、簡単に言うとプールです。そのプールのろ過、水をろ過して循環させているのですけれども、ろ過の設備がかなり老朽化が進んでいて、実は今年度もちょっと不調というか、壊れたところがあって、簡易的に直したのですけれども、本格的に入れ替えないとちょっとまずいよというのを業者さんに指摘されている、まずそれが一つと、あとはプールのそれにつながる配管の工事もちょっと改めてやらなければまずいというのと、あとプール自体の塗装も一応何年かに一回塗装し直さなければいけないというのがあるのですけれども、ちょっとそこもなかなかできていなかったというのもありまして、令和５年度に工事を予定しているというところです。

○３番（笹岡壽一君）　砂入れはないのですか。

○産業観光課主幹（荻野　了君）　砂のことではないです。カケンマ浜に関しましては、あれは東京都さんの事業ですので、あれは毎年行っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。

それから、次は393ページの盆踊り大会、盆踊りであるのですけれども、これの中には花火も入っているのですか。今年は花火はなしですか。あるいは、やるけれども、どこかほかの団体ですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

100万円の中に盆踊りに使用するものと、花火大会、両方込みで100万円。

○３番（笹岡壽一君）　100万円。

〔「前のページですね」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　その１ページ前です。

〔「補助金に100って入っている」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　100と入っている、そこのページの一番下です。

○３番（笹岡壽一君）　一番下の100万円、負担金補助金。

〔「391ページの一番下だよ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　一番下の。

○産業観光課主幹（荻野　了君）　はい。そこで100……

○３番（笹岡壽一君）　18番。

〔「盆踊り大会のところは100が抜けちゃっている。盆踊り、花火大会というのが本当は100……」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　なので、例年ここはコロナのときも100万円で計上させていただいていまして、令和５年度も同様に計上させていただいているというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　はい、分かりました。

その下が離島交通のところというのは、会計年度報酬は、これはヘリポート関係ですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

お見込みのとおり、ヘリの業務に当たる予算になります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次は、399ページの真ん中辺で、やっぱり委託料で村道枝除伐等委託料が、これは300万なのですか、100万、どっちなのだろう。

〔「300万です」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　300万ですね。これは道路清掃管理、いわゆる草刈りではなくて村道の枝ですから、枝専門なのです。それで道路維持、これつながっていないな、別口だよね。道路維持作業の130万というのですか、これはどういうことなのですか。委託料の中で、委託料ではないのか、工事費か。

〔「委託料です」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　工事費だよね。これはどういうことなのですか。

それと、一般的にどこかに出ているのでしょうけれども、いわゆる道路の草刈り、近いうち入札か何かやるのでしょうけれども、それはどこに該当するのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　まず最初に、俗に言っている道路の草刈りに関しましては、道路清掃管理委託料541万円でございます。村道の枝の除伐に関しましては、村道で実際出っ張っている枝等がございました際に、ちょっと随契を予定しましたが、まだどこをやるとかまで決まっていませんけれども、そちらの枝の除伐はさせていただこうと思っています。

道路維持作業に関しましても、こちらも随契になってしまいますけれども、単価契約でそれぞれ簡易的なものが破損した、あとは緊急的な道路清掃が必要になった等の場合に、業務を委託、また工事請負費のほうで130万また別に組んでいますけれども、簡易的な修繕等あれば単価契約を結ばせていただいて、そちらの中で修繕を行うという事業を行います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が思ったのは、草刈りと木の枝を切るのは別だよということで、字を読めば確かにそうなのです。そのとおりなのだけれども、これは一体事業ではなかったのかなと、一体事業でやるのではないのかなと思ったわけです。何で別々なのかなと。それは単独契約、どなたが事業体になるか知りません。事業体というか、受託業者になるか知りませんけれども、請負業者になるか知りませんけれども、これは一体的な事業でしょうと。何で草と木と枝と違うのかなと、そう思っただけです。それは、私がそういう疑問を持っただけで、それはそれでいいのだと、またこ

うすべきなのだということであるならば、あえて言えばその理由を聞きたいのですけれども、大体こんな道路を掃除するのに、木の枝も草も同じではないかなと思うのだけれども。何か意味があるのかと、それを聞けばいいです。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　道路清掃管理委託料で組んでいるものにつきましては、道路に既に落ちているというのがいいのか、表現としてはですけれども。枝、草落ちますけれども、そちらのほうは道路清掃管理委託料のほうでやっていきます。枝の除伐に関しては、もう張り出しているものも切らせていただくと、道路管理上必要なものに関しまして除伐をしていく。張り出したものを考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それはそうなのですよ、素人が考えても。邪魔な枝は切る、邪魔な草を刈る、要はそれは説明していただかなくても分かる。そんなものは一緒ではないのかなと思って、そういうことだと。言わんとするのは、何で別事業なのかなと、こう思ったわけです。掃除するのにはほうきで掃くか、熊手で掃くかの違いではないのかというような意味です。

それから、これは無電柱化の問題で、同じようなもので1,200万というのが２つ並んでいるのです。予備設計と詳細設計と、それぞれが1,200万と。それで、さらに施工設計もあるのでしょう、これ。予備設計と詳細設計、言葉は何となく予備と本物という違いでは分かります。言葉の解説ではなくて、内容は結局、設計するのには2,400万と、予備はあなたやりなさい、詳細はこちらの方がやりなさいということでもないだろうと思うし、例えばそういうこともあるかもしれません。予備とは何で、詳細とは何なのかということから、何で別でなければならぬのかなと思ってお伺いします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　予備設計でございますけれども、今回、学校線イ号とツッサビ線、こちらのほうを計上させていただいておりますが、詳細設計に関しましては堂の山線イ号、遊歩道のところですけれども、こちらを設定させていただいております。予備設計に関しましては、俗に基本設計というやつで、あらかたのところの設計、詳細設計に関しましては実施設計と同様でございまして、細かいところの設計をして、金額のはじき出しまでやっていただくという事業でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　設計とか諸経費というのは、その事業費に応じて大体案分されていくと思う

のですけれども、設計費は１万円だけれども、施工費は200円だということはないと同じように比率があるのだろうと思いますけれども、これはたまたまなのでしょうけれども、全く同額というのはどういうことなのでしょう。例えば片方は、本来は、元来は詳細設計のほうが単価は高いのだと。予備設計のほうは単価が比較的低いのだと。ならば、そうすると単価がそういうことであれば、あとは量の問題ですよね。たまたま一緒になったと、予備設計と詳細設計、実施設計が。同じものなのか、同じ量なのかと。単価は、例えば予備設計というものは500円なのだと、キロというか、メーターというか、あるいは平米でいくか知りませんけれども。

ところが、詳細設計になると単価は1,000円なのだと。基準は今言ったように距離だか重さだか平米だか分かりません。それが同じなのかと。ということは、場所が違ったのは分かりました、今聞いて。どうして場所が違うのに、予備設計と実施設計が同じなのかなと、これが分からなくてお伺いしたのです。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　予備設計のほうが学校線イ号が大体700万円、ツッサビ線のほうが500万円と、２路線で合わせて1,200万円。詳細設計のほうが堂の山線イ号、こちらのほうを１路線やっていただくのに1,200万円ですか、たまたま額が一緒になってしまったというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　では、次へ行きます。同じ土木ですけれども、港湾の管理費の中で修繕費というのが130万、これは修繕費だよね。130万円て、これ修繕費でしょう。

〔「ページ数」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ページ数ですか、401ページ。燃料費なのか、段が見づらい。

〔「金額は」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　港湾の管理費、401ページの一番頭のほうの、何か定規でもあればあれなのだけれども。

〔「修繕費、それは多分村営住宅の公園費かな」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　何で。

〔「住宅管理費の」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　港湾費の中の管理費、会計番号が港湾管理費で、違うのか、ごめんなさい。間違えた。上だ。上の土木費の中だな。土木費なのだろう、これ。では、住宅管理費だ。はい、分かりました。ごめんなさい。事業番号を間違いました。結構です。

それから、これは今度は教育関係になりますけれども、説明ありましたけれども、具体的にお伺

いしたいのですが、教育委員会の学校実践研究委託料という1,500万円というの、これちょっと説明していただきたい。

〔「ページ数をお願いします」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ごめんなさい、409ページ。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　ご指摘いただいたところの中身に関して概要をご説明させていただきます。

教育委員会学校実践研究委託費1,500万円積んでおりますけれども、大きく２つの取組を行っていきたいなというふうに考えてございます。１つは、簡単に申し上げると島の教育の見える化ということで、様々な既存の調査等で今利島村の学校であったり、教育委員会の取組の現状というのが各種統計調査等において明らかになっているところですけれども、それらをリストアップして、例えば東京都の平均であったり、全国平均であったり、その辺りとの比較を行っていったりというふうなところで、現在地と将来に向けて、こういうところを改善していったらいいのではないかというふうな部分を明らかにしたいなというふうなところが１つ目でございます。

２つ目として、学校の先生方を対象に調査研究をしたいなと思っているというところが中身でございまして、具体的には島に来ていただく先生、一定のスパンで人事異動をしていくことになりますけれども、利島に来たことによってというかあれなのですけれども、先生方の資質能力というものがどのように向上したかというふうなところを様々な方法を活用しながら調査していきたいなというふうに考えてございます。

何でそういうことをするかといいますと、島に来たい先生を簡潔に言うと増やしていくというのが必要なのではないかなというふうに感じてございまして、そのためには利島に来たから何がよかったのかというふうなところを明らかにする必要があるなというふうに感じてございます。ただ、理念は分かるけれども、具体的にどうするのですかというところは、私自身もまだ答えが出ていない部分はあるので、その辺りを昨日申し上げた専門的な知見を持つコンサルタントの方と一緒に議論しながら考えていきたいなというふうに思っているところです。こういった取組を行うことによって、利島の教育をよりよくしていくとともに、それを支える学校の先生方も多くの方に利島村というところで何か面白い実践をやっているのだなというふうなところで認識をいただいて、興味を持っていただくような形にしたいなというふうに考えているというのが1,500万円の中身になります。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次に、これは教育委員会の事業環境になっているのですが、教育委員会なのでしょう。経過的にも教育委員会だろうと思っていますが、学校の西側にある、これは村長に以前からお伺いして、話は聞いていますけれども、駐車場があります。あそこは過年度も三、四年ぐらい、３年以上になるのでしょうか、車止めが破損しまして、今幕だか何だかみたいな、ロープだかみたいのを張ってありますけれども、あれが後ろの土手も高いし危険だということで、それで私も再三というか､何回か教育委員会に施工改修工事をということで要望してきているのですけれども、一番新しいというところでは､村長があそこの村道を改修するときに､非常に荒れているというか、道路が凸凹になっているので、それを改修しなければならぬと。その際に取り組みたいということになっているのですけれども、どうもそれも道路自体もやるのだか、やらないのだか分からないのですけれども、どういうことになっているのか伺いたい。

あれもやはり子供は、もちろん車を運転するわけではないのでどうってことないかもしれませんけれども、後ろがナイフみたいな、バックしていったり、ここのところ高齢者なんか、内地のほうでいろんな事故が起きていますから、そういう点で早急にやっぱり補修というか、改修工事やるべきだと思うのですけれども、いまだに手がつかないようですけれども、どうですか。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

議員にご指摘いただいたところは、学校のまさに西側の駐車スペースです。三、四台止められるところがあろうかと思いますけれども､その話かなというふうに考えてございます｡それについて、私も拝見させていただきまして、来年度の見込みでいうと、結論的なことを言うと、まずは例えば学校内で今壊れているところから優先的に直していくべきではないかなというふうなところで今回要求をしているわけではございません。学校内の工事に関しても、例えば学校と体育館の校舎をつなぐ100段ぐらいの階段があろうかと思いますけれども､あそこの窓が今にも道に落ちそうになっていたりとかしているような状況で、まずはその辺りから喫緊で直していかないと苦しいなというふうなところで、ちょっと優先順位をつけさせていただいているというのが今の状況でございます。

加えて駐車場のスペースについて、私の聞いているところでいいますと、どれぐらい経費がかかるかというふうなところも少し検討していないのかというと、そういうことではなく、検討してみたところはございます。一方で、実際にそうやって幾らかかるのですかというふうに積算をしてみたところ、結構これを直すだけで、これぐらいの経費がまさにかかるのかというふうなところの金額が出てきたというふうにも聞いておりますので、その辺りを踏まえて、そこを喫緊に直してしまうよりかは、ちょっとよりよい方法を考えられないかということで、来年度は一旦要求をしていないというのが今の現状でございます。

ただ、ご指摘いただいたように危ないとか、その辺りは、そのような危険性があるというのも否

定はできないと思いますので、どういうふうに直していくべきかとか、あとはそういうハード面で直さなくても、例えば注意喚起するとか、様々いろんな方法があろうかと思いますので、どういう手段を取れるのかというのは検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　確かに裏は結構高いのです。といっても５メーターも６メーターもあるようには思いませんけれども、少なくとも高いところは３メーター前後ぐらいあるかな、あそこは山のほうへ来ると。ガラ場になっている。ガラ場というか、それで土地の境界も定かでない。その辺も問題があるのかなと思ったりしているのですけれども、長久寺さんと村と、あの場所は、村というのは昔確認しています。ですから、あれは村有地ですと。かつて議会で問題になったのですよ、あれ。何でよその土地に村が駐車場を造ったのだと。それで当時調べたら、結果的には、あれは村有地でしたということもあったりして、それは昔の話です。

だから危険度が高いだろうと、車が行ったときに。誰が、いつしゃくり込む、止めるかもしれない。学校の専用地、村の用地であって、こういう人しか私有地的に駐車してはならぬという規制はないわけで、例えば教職員しか使えないとか、そういうことはないわけで、誰でも駐車しようとするということで、これはそういう意味では教育委員会の問題なのか、村の問題なのかということになろうと思うのですけれども、所管が学校地だということで教育委員会が預かっているのでしょうけれども、そういう点で私とすれば、事情は分からぬでもないですけれども、やっぱり早急に対応すべきだろうと。災害が起きてから、事故が起きてからでは、ちょっと事件が大きくなり過ぎるということを当然お考えになっていると思いますので、これはこれで終わります。

それから、今度415ページで、学校給食の会計年度の職員の問題ですけれども、ところですけれども、報酬は分かるのです。いいのです。その中で、僅かですけれども、付加報酬というのは何ですか、これ。何名分なのですか。何名分で、どういう理由なのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

付加報酬というのは、我々でいうと残業代になります。職員数は、記憶だと３名分で考えているはずです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。

次に、学校給食運営費で、ここに先ほども住宅の問題で出ましたけれども、９万7,000円のネズミ

の駆除、ページは417ページ、これが駆除費が委託ということですけれども、９万円、10万円ばかりとなっていますが、それは事業は分かりますよ、ネズミの駆除というのは。どういうことなのですか。支障を来していると、急遽やらなければ、あるいは予防措置なのだということなのか。もうこれはネズミが徘回してしまって、どうにもしようがないと。何らかの施工をしなければいかぬというのであれば、何かしらの修繕費というか工事費も必要だろうと思いますけれども、何でこれは出てきたのですか。たまたま予防措置ですか。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

学校給食、予防措置かというところに関しては、そう言ってしまえば予防措置ではあるのですけれども、具体的には学校の給食の調理室に入る前のスペースであったり、そういうふうなところでネズミが出てきたというふうな話も、私直接見たわけではないのですけれども、調理員の方等々からお聞きすることはありますので、それが万が一調理室の例えば本体に入ってしまって、学校給食を安心した形で提供できないというふうになるのは望ましくないなというふうなところで、調理室外のであったり、そういったところにネズミ駆除のためのいろんなキットを置いたりとか、そういうふうなことをする委託というふうな形を現在行っているというふうなところで、いずれにしてもリスクは私はあると思っていて、だからこそネズミ駆除に関してもしっかりと行っていくべきだというふうなところで、今回の要求をさせていただいているような状況でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、私が懸念した、金額は細かいですけれども、あえて取り上げましたのは、そういう実態があるのでは、これは穏やかではないなと。薬を使って駆除するとか、そういうのを誰かに事業委託したとか、専門家だか何だか分かりませんが、そういういわば対処療法というか、応急処置みたいなのでなくて、これはネズミが出ているということであれば、こんなものではとても子供たちの給食、子供に限りませんけれども、給食をやっているわけで、もうちょっと金をかけてという感じがするわけで、こんなもので何やるのかなと。せいぜいネズミわなをかけるか、ネズミ薬でもばらまくのかという程度しか考えられないものですから。

ところが、予防措置といったら、いや、実際にはないのだと。ネズミが出ていないのだけれども、出たときに困るので、こういう対策を取りたいというのと全然質が違うと思って。もう出ているから、対策だということと、出ては困るからの対策なのだというのでは質が違うわけで、金額も違うと思うのです。そういう意味で聞いたのですけれども、別に出てはいないのですね。出ているとなったら穏やかではないね、これ。

〔「給食員が見たというのだ……」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　まさに何というか、調理をするその場に出たわけではないのですけれども、その通路というか、その近辺で出たとか、捕まっているのを見たとか、そういうふうなところはありますので、ただ誤解のないように言うと、調理室本体というか、そちらに、調理している場に出ているというわけではないのですけれども､今後そういったより深刻な問題にならないように、その周辺でもちゃんと駆除の対策をしておくべきであるというふうなところです。

〔「毎年やっています」と言う人あり〕

○教育長（弟子丸知樹君）　毎年それをやっているというふうに承知してございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、そうですね。予防的も含めて、そんなものが出られては穏やかでないので、いかんせん。

これは最後になろうかと思いますけれども、これ前にも課題になっているのですけれども、名称はいろいろ言っているのですけれども、学童保育、学童クラブ、放課後何とかというのが名称があると思うのですけれども、学童保育、学童クラブ、放課後何でしたっけ、何とかってある。これはそれぞれ本村ではどういう、例えば子供は一定の子供なのだけれども、クラブは村長に言えば、学童保育は明らかにあれ一般は３年生までですよね。本村では６年生まで。これはクラブは６年生だと。放課後というのは、あれ中学生も入っているのでしたっけ。ちょっとそこいらが。

それで、この３つの言葉が統一されているのかなと、クラブに。放課後は分からぬ。いわゆる、学童保育というのはなくなったのか、学童保育そのものなのか、学童クラブというのは。これをちょっと聞きたいのです。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まさにそこの点が文部科学省と厚生労働省の違いといったところでございまして、私のほうは、まず学童保育のほうをご説明させていただきますと、まず予算計上を教育のほうでさせていただいているのですけれども、こちらは先ほど来から説明しているとおり、来年度については社会福祉協議会のほうで学童保育のほうを実施させていただきますので、本来であれば必要ない経費ではございますけれども、何せ社会福祉協議会は社会福祉協議会で理事会、また評議員会開いて、そこでお認めいただかないと、これ事業が実施できないというようなところもございまして、そこは誠心誠意、私のほうも説明を尽くしていって、理事会のほうは問題なく今通っている状態ですので、学童保育の予算につきましては、これ当然社会福祉協議会への補助金の中に含めておりますので、６月

の補正の段階で補正かけさせていただいて、皆減というのですか、させていただければと考えております。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　放課後子ども教室についてですけれども、先ほど住民課長からご答弁ありましたように、学童保育はまさに実施をしている場所でいうと、先日来お話があるように、体育館の上のところでやっている活動を学童というふうに呼んでおりますけれども、放課後子ども教室に関しては、子どもがその居場所にいるだけではなく、様々な例えば体験的な活動であったりができるようにするために、放課後に行う活動というふうなところかなというふうに思います。具体的には、子供が様々日々スポーツしている様子、先生方も見られているかなというふうに思いますけれども、ああいったところが、その活動を大きく放課後子ども教室という枠組みの中の活動の一環であり、その中にこのスポーツやります、このスポーツやりますみたいな形で、さらに細分化されているようなものでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私の今後の認識を整理する上でも、そうすると学童クラブというのは保育のことですね、一体ですね。使い分けはないのですね。学童保育と言ってみたり、学童クラブと言ってみたりということはない。あるのですか、何か使い分けが。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

利島村では、学童保育という名称でやっているのかなというようなところはありますけれども、通常一般的に東京都のホームページとかそういったところを見ますと学童クラブというような､(学童保育）みたいな言い方しておりまして、学童クラブと学童保育、全く同じものでございまして、言い方というか、呼び名が違うから違うものかというと、そういうことではございません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　もう一点、今度は教育委員会に伺いますけれども、放課後子ども教室と俗に言う部活というのがあるのですね、部活、部活とよく言われる。これとはどう違うのですか。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　ご質問ありがとうございます。

部活動に関しては、主に中学生が放課後に取り組んでいるスポーツ活動であったり、私が承知し

ているところでいうと、サッカー部だったり、バドミントン部であったり、あとは文化部も幾つかあるというふうに承知をしてございますけれども、そのような活動であると。一方で、放課後子ども教室はもう少し広いというか、多くの子供たちに参加をしていただいているのかなというふうなところでございます。

違いというと、もともと出てきたところが違うというところがありまして、歴史的にずっと部活動として続いてきた流れと、地域のスポーツクラブというか、様々な子供の体験の活動をやっていこうよという地域から生じてきた活動の系譜みたいなものがあって、出てきているところが少し違うのかなというようなところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、本村の学校には部活というのはないのですね。このクラブ、何でしたっけ……

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　ご質問にお答えすると、部活動はあります。部活動はやっているというふうなところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　要するに部活動と子ども教室とは出自が違うということなのですよね。それで両方やっていると。それと、子どもクラブもやっていると。場所は学校の施設を使っていると、３つとも、３事業とも。

〔「はい」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　これは競合しませんか、実態は。子供は、その子供です。あるときはクラブ、あるときは部活、あるときは放課後と、一人の人間がそう付き合えるわけないので、児童、子供が、生徒が競合しませんか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっと教育長を差し置いて私が先に答弁していいのかというところもありますけれども、まさに利島の教育の一番いいところがここに集約しているのかなと。競合するのではないかというところは、まさに競合しております。

一例を申し上げますと、まず小学校低学年のお子さんは、学校が終わった後に体育館に学童保育、学童クラブにまず参加します。それで、途中の時間から、今度は柔剣道に行きますとか、あとはピ

アノ教室に行きますとか、まさにここは……

○３番（笹岡壽一君）　そういうことを聞いているのではない。

○住民課長（榎本雅仁君）　だから競合しますというところを言っているところなので、ご説明としては、まさに一人の子供が何役も、要は学童クラブの生徒というか、子供であったり、放課後子ども教室の生徒であったり、また言って中学生とかになれば、今度は部活動の生徒であったりとかというようなことで、これは競合して全然構わないものと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が言った競合というのは、そういうことではなくて、例えば何でもいいですよ、学童クラブでも。ちょっと部活は違うかもしれない、出自が違うと思っています、私も部活そのものは。どちらかといえば、学校の管理に入るのかと、そういう思いが。ところが、学童保育、学童クラブというのは、学校とも限らぬだろうと。だから社協がやるのでしょうと。でもいいし、ほかの団体がやってもいいのだろうと。

それから、今言った放課後、これも学校なのだけれども、今話題になっている部活すら問題になっている、内地では。外部の人たちがスポーツなり何なりのインストラクターみたいな、また教員でも何でもない人が、オリンピックの選手だとかそういうのがいろいろやっている事例が出てきています。本校の場合、児童が少な過ぎると言ってはあれですが、少ないですから、今言ったようにその人たち、10人なら10人の授業がフリーに、学童クラブなら学童クラブ、放課後なら放課後、そこで行って、今言ったようにピアノをやろうが、剣道をやろうが、学習をやろうが、勉強をしようが、そういうことならば何か制約があるのかと。今は門が、一々ここではこれやっています、ここではこれやっていますと分けたはいいけれども、よく見たら部屋は一つなのだと、やることは。形だけが部屋を分けたわけです。分けているわけです。格好だけ、要するにもっと言えば分掌上は分けていると。

しかし、中身は一緒なのだと。それでは、そこに参加する、出席する児童生徒もほとんど同じ人なのだと、実態は。部活は少し違うかもしれませんね、個々にあるわけだ、剣道部だとか。部というかどうかは知りませんけれども、絵画部だとか何とかクラブというのは。部活は少し外したほうがいいかもしれない、学校の範疇に入ってくるかなと思いますので。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご懸念というか、何というのですか、ご質問に対してお答えすると、まさに私も先ほど申したとおり、学童保育に来た子供が、途中の時間を抜けてピアノの、当然ピアノ１台しかございませんので、音楽の先生とマンツーマンで練習したりしてと。

○３番（笹岡壽一君）　分けなくてもいいのではないかと言っているのだ。

○住民課長（榎本雅仁君）　それが分けなくてもいいのではないかというところでございますけれども、放課後子ども教室についてはそれぞれやることがいろいろ、サッカーもございますし、柔剣道もそこに入っていますし､ピアノもありますしといったところで､いろいろな事業というのですか、やること、お稽古事ですよね、要は。お稽古事が分かれているといったところで、そこに行くことについて、低学年の子は、行く前に学童保育で実施しているといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ、議案第18号　令和５年度東京都利島村一般会計予算の質疑を終了いたします。

５分間休憩します。

（休憩　午後　２時３２分）

（再開　午後　２時４３分）

○議長（寺田　優君）　では、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第２２　議案第１９号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算

日程第２３　議案第２０号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算

日程第２４　議案第２１号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算

日程第２５　議案第２２号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算

日程第２６　議案第２３号　令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算

日程第２７　議案第２４号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（寺田　優君）　一般会計を終了しました。あと、特別会計が６本あるのですが、それらについて説明を受けるということでありますので、一括で説明を受けていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　日程を変えるわけではないのですが、説明をする順番について19、20、23、24、

21、22という具合に説明をしていっていただくということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、日程第22、議案第19号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算から日程第27の議案第24号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算まで説明をしてください。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ご配慮ありがとうございます。それでは、議案第19号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算。

令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,161万2,000円とする。

続きまして、議案第20号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算。

令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,638万7,000円とする。

そのまま行かせていただきます。議案第21号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算。

令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億7,004万2,000円とする。

続きまして、議案第22号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算。

令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,131万1,000円とする。

続きまして、議案第23号　令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算。

令和５年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,682万5,000円とする。

続きまして、議案第24号　令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ638万6,000円とする。

以上です。詳細に関しましては、それぞれ所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　それでは、まず住民課所管の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）についてご説明申し上げます。

歳入でございますが、432ページを御覧ください。こちらのほう、都支出金でございますが、329万3,000円前年度よりも減額とさせていただいております。こちらにつきましては次の国民健康保険事業の直診会計の繰出金の部分が減少することが予想されるため、減らしているといったところでございます。そのほかのところでいきますと、大幅な増減、昨年と比べて増減はないといったところになっております。

それで、歳出のほうでございます。446ページでございます。直診勘定への繰出金でございます。先ほど申したとおり、都の補助金のほうで直診勘定への繰出しを利島村の診療所のほうが国民健康保険診療所ということで、こちらのほう一度国保事業の勘定を通して支出しなければいけないといったところがございまして、ここの部分について都から来るお金のほうを削減、出さなくていいというか、都の積算のほうで今減っているところを前年度よりも減らしているといったところでございます。

国民健康保険事業に関しましては、主に人件費と保険給付、皆さんが国民健康被保険者の方が給付を受けた部分についてに相当するところを東京都のほうにお支払いして、東京都のほうが国民健康保険団体連合会のほうに支払いするというようなことの事業となってございますので、説明は以上となります。

続きまして、直営診療所会計のほうのご説明を申し上げます。456ページでございます。都支出金でございます。こちらのほう、僻地診療所の整備費事業補助金272万円のところです。ここらなのですけれども、歯科ユニット、歯科診療のところについている椅子のセットになっているユニットが老朽化しているため、取り替えなければいけないといったところで、ここの整備費については都から直接診療所会計のほうにお金が来るといったところで、補助金のほうが増額になっております。

続きまして、458ページでございます。他会計からの繰入金ということで、事業勘定繰入金、こちらは先ほどご説明したとおり、国民健康保険事業勘定のほうから繰り出したものが繰り入れるところになってございますので、繰り出したところが減額されておりますので、その分ここも、歳入のほうも減額となっているといったところになっております。

あと、もう一個です。一般会計からの繰入金ですけれども、こちらは運営費の実績に応じて一般会計からの繰入金を減額しているところとなっております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。466、467ページでございます。こちらは３施設整備費、施設整備費、施設整備費ということ、款、項、目になっています。こちらのほうの工事請負費でございますが、先ほど申したとおり、歯科ユニットの購入の部分と、あとエアコンの入替え工事、両方とも入替え工事なのですけれども、工事を実施するために660万円増額させていただいているといったところになります。診療所につきましても、こちらのほうも人件費と診療の運営に係る費用

といったところで、お認めいただければと考えております。

続きまして、介護保険事業についてご説明申し上げます。520ページですか、こちらでございます。一般会計からの繰入金について、その他一般会計繰入金、こちらのほうなのですけれども、システム改修に伴う分について、国からの補助金が当初予算を見込めないといったところで、一般会計からの繰入金を増額してございます。

なお、歳出のほうで524ページ、525ページです。こちらのほうの上の一般管理費の12委託料で、介護保険システム委託、こちらのほうの委託料の中の946万円のうちの594万2,000円がシステム改修の費用となっているといったところになっております。介護保険につきましても介護保険を利用されている方の人件費及び給付費と、そこについてそれぞれ村の負担割合と国等と、また支払基金等と案分というか、負担割合に応じた予算を積算させていただいているといったことになります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計のほうをご説明申し上げます。まず、544ページですか、歳入のほうでございます。こちらのほう、保険料のほうが当初、今現行予定しているところが前年度よりも54万円増加と。それに伴いまして、一般会計からの繰入金を減らしているというようなところになってございます。

歳出でございますが、分賦金等々もほとんど前年度と同額というような予定でいます。こちらにつきましては、東京都後期高齢者広域連合のほうから示された数字に応じて予算積算をさせていただいているところとなります。

住民課所管の特別会計については、以上となります。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　環境建設課所管の簡易水道事業特別会計予算と合併処理浄化槽事業特別会計予算、こちらについて説明させていただきます。

歳出のほうから説明に入らせていただきます。482ページ、483ページを御覧ください。総務費の中の２番目の簡易水道一般事務費、こちらのほうの12節委託料に関しましてでございます。簡易水道・下水道事業企業会計システム導入運営業務委託、簡易水道事業固定資産評価台帳整備業務委託、簡易水道・下水道事業収納システム委託、こちらのほうにつきましては、来年度からの地方公営企業法の財務適用に向けて委託をかけさせていただいております。

インボイス制度導入支援事業業務に関しましてでございますが、消費税の制度がまたインボイスのほう始まりますので、こちらのほうの制度の導入のための支援を受けさせていただくために計上させていただいております。うち、固定資産評価台帳整備業務に関しまして、こちらのほうについて480、481ページの公営企業会計適用債を起債させていただいて、借入れを行って充当させていただきたいと考えております。

484、485ページ、こちらのほうの10節の事業費でございますけれども、部品購入費でメーター購

入費555万5,000円計上させていただいております。今回、スマートメーターを導入させていただいて、職員が２か月に１回回って検針をかけておりまして、こちらのほうを自動化を図りたいと考えております。

浄水場監視システム補修に関しましては、シーケンサー、テレメーターの点検、自家用電気工作物に関しましては、今年度、昨年度、令和３年、４年度それぞれ発電機を１台ずつ浄水場に導入しておりますので、こちらの発電機のほうの保安業務を委託する業務でございます。

施設整備費に関しましてですけれども、工事請負費、第２・第３貯水池の排水管の布設替え工事をやらせていただきます。こちらのほうの歳入のほう、479ページで東京都さんからの都補助金を、財源に10分の７程度ですか、支援を受けて整備をさせていただきます。

合併処理浄化槽事業、502ページ、503ページを御覧ください。503ページの下のほうの第12節委託料でございますけれども、こちらのほうの地方公営企業法適化基本方針策定業務でございますけれども、内容といたしましては先ほどの簡易水道と同じでございますけれども、地方公営企業法財務適用のための移行支援が1,001万円かかっております。こちらを計上させていただいております。

公営企業会計のシステム導入、先ほどの簡易水道と同じでございますが、223万3,000円計上させていただいております。先ほど申し上げた移行支援のほうの1,000万円については、500ページ、501ページで公営企業会計適用債を起債させていただきます。起債して充当させていただきます。

504、505ページの汚泥再生処理センター管理経費、備品購入費でございますけれども、携帯型酸素濃度測定器、酸欠防止のためのものを購入させていただこうと考えております。

施設整備費に関しましては、今年度整備できなかった10人槽を１基、こちらのほうの整備を考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手をしてください。ございませんか。

笹岡議員。

○３番（笹岡壽一君）　無理だね、これやってみて。

○議長（寺田　優君）　難しい。

○３番（笹岡壽一君）　補正ぐらいならいいかもしれないけれども、当初予算をだっとやられると質問するのが問題、ええっというのが聞いているだけでもう……

○議長（寺田　優君）　嫌になった。

○３番（笹岡壽一君）　質問……

〔「失礼しました」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　取りあえず。

○３番（笹岡壽一君）　これ議事の進め方なのだけれども、拙速に議案は、説明はコンスタントにやったほうが、これ蒸し返して、今から事業勘定を引っ張り出して聞くというのも各会計を……

○議長（寺田　優君）　思い出せない。

○３番（笹岡壽一君）　質問したのが、いやいや、聞く暇がないよ、こっちをメモしている間にぱっと進むから。

〔「失礼しました」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いやいや、失礼ではなくて。いいと思っているからあれしたわけですけれども、議事日程の議案ごとに説明して議決したなら当然別なのだ。別の議員の皆さんにも聞いてみたい。

○議長（寺田　優君）　今回は説明を終えたということで、では質問を一件一件やっていく。

○３番（笹岡壽一君）　その質問しようがないというのだ。

○議長（寺田　優君）　皆さんはどうですか。

〔「これ何だっけなと……」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　追い切れない。

○３番（笹岡壽一君）　読んでも分からない……

〔「もう一回説明するのは」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　今の最後のほうの水道だかそっちのほうの事業勘定は……、福祉医療関係については介護だとか……だとか聞いてはいかれない、ぱっぱっぱっと行かれると。今、何だっけなと思っている間にぱっぱっと次は介護費で何したと、補正ぐらいならいいかもしれないけれども。

○議長（寺田　優君）　では、説明もそう変わるものではないですけれども、ではもう一回あれしましょうか。一個一個やりますか。

○３番（笹岡壽一君）　皆さんに聞いてみて。

〔「いいのではないですか、説明したところに関してもう一回ここ説
明してでもいいと思うし、取りあえず」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　支出を何したと言えば、もう言ったではないかと言われると。

〔「いや、だからそれなしで、今までも……」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　もう一回……

○３番（笹岡壽一君）　先ほど説明したではないですかというのは、やっぱり……

○議長（寺田　優君）　一個一個区切りましょうよ、では19で。もう一度さらっと、さっき説明したとおりやってみれば。

榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　では、まず425ページの国民健康保険特別会計（事業勘定）の当初予算に

ついてご説明申し上げます。

まず、こちら国民健康保険事業特別会計でございますが、歳出のほうなのですけれども、概要的なことをまずお話しさせていただくと、人件費及び保険給付費といったところで、それに必要な経費を計上しているといったところでございまして、昨年度、令和４年度の当初予算と大きく変わった部分についてまずご説明申し上げます。

432ページを御覧ください。こういったところです。７の都支出金のところでございまして、そこの中で昨年度との比較で329万円の差額があるよといったところでございますが、こちらについては先ほどもご説明申し上げましたけれども、直営診療所会計のほうに繰り出す金額、東京都の補助金のほうが減額が見込まれるため、減らしているといったところになります。

歳出のほうでございますが、それに伴いまして、先ほど言ったのが446ページです。こちら中段、繰出金でございまして、直営診療所施設勘定で繰出金が、そこについて前年度と比較して274万円減額されているといったところが、国民健康保険事業勘定の大きく変わった点といったところでございまして、その他のところについては特段の変更はないといったところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　質疑を行います。

質問のある議員は挙手をお願いいたします。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは今、減額された理由は分かりました。

それで、歳入のほうで保険料の収入のほうなのですけれども、これは広域連合で設定されて率が通達、全市区町村にもう来ているのだろうと思うのですけれども、これによって今年、今年度の国保税は、本村での税金というのはどのくらい、何％ぐらい、もちろん平均です。上がっているのですか、変わっていますか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ごめんなさい。私が先ほどご説明したときの広域連合からのお話というのは、後期高齢のほうの保険料のお話であって、国保のほうの保険料のお話ではなくて、ここに書いてある国民健康保険税のそれぞれ医療分、後期高齢者支援金、また介護納付金というのは、これは村の条例に定められた率によって徴収しているものでございまして、ここについて特段の、その年の被保険者の方の前年度の収入というのですか、それに応じてのところになってきて、その前年度の収入に応じて当然課税されていくところなので、ここについて東京都の後期高齢者医療広域連合さんのほうから何かがあるといったところでは、関係ないところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　国保は広域連合に移管されたのではなかったですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

国保につきましては、東京都が主体的にというのですか、統合はされているのですけれども、保険料、保険税につきましては、各市町村の給付費に応じて東京都が標準保険料率を算定しまして、それを各市町村にお示しをしていただくといったところで、それに応じて国民健康保険税の条例で定めて徴収するところで、そこの変更点は今年についても、ここ平成30年からですか、利島村については変更はないといったところになっております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　十何％ぐらいの率の上げが来ていません。それに、もちろん条例は、個々の自治体の保険料は、具体的な保険税は、それは各条例、自治体における区市町村の自治体によって算定されるのですけれども、全体的には東京都のほうの広域的な連合で、ここには議員もいるわけで、広域連合の。そこで議決されて何％と、時にはそれに対して激変緩和ということで国の補助金があったりということもあろうかと思いますけれども、あるいは東京都も対応措置するということもあるかもしれませんけれども、そのことからいずれにしても大体値下がりということはないわけで、具体的には条例によって積算、計算して、被保険者には通達は納税通知が行くのでしょうけれども、その前提条件を聞いているのです。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、お間違えのないように最初に述べさせていただくと、東京都の国民健康保険に関して広域連合はございません。あくまでも東京都の国民健康保険課等々で試算とか積算とかは出していて、国からの示されたものについて出されているといったところでございまして、そこについて東京都のホームページ等々も御覧になっていただければ分かるのですけれども、都の全体的な、東京都としての標準的な保険料率について、ちょっとうろ覚えでございますが、所得割でいくと７％とか、そういうような数字とかというのは出ていますけれども、それを各市町村ごとの給付費等々に応じて、それぞれの市町村の実情が異なってくるために、それはもう62区市町村は全部ばらばらで東京都から示されているというようなところで、笹岡議員のおっしゃった10％というのは、何の10％というのかちょっと分からない、10％と言っている数字が。

○３番（笹岡壽一君）　10％というのは、そのぐらいあったかなと。

○住民課長（榎本雅仁君）　いや、うちの保険料でいきますと、正確な数字が私も今ちょっと手元にないのであれなのですけれども、利島の場合ですと、利島の標準保険料率、この程度皆さんから徴収してくださいという保険料については、東京都からお示しされた数字と遜色ないのかなといったところで、今うち医療でいけば２％、そういう数字になっていますけれども、そこと遜色ないという言い方がちょっと語弊があるのかもしれないのですけれども、そこは十分満たしていくといったところになってございます。全体的に通しても利島村というのは、東京都の中でも国民健康保険税としては保険の料率が一番低いところか下から２番目とか、そういう現状でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　名称が広域連合というのはないということで、それはそうだったら勘違いかもしれませんけれども、東京都へ行っても。これは審査する議会議員がいますよね、各区市町村から選任されて。あれは何だったですか、国保の議決をするのではなかったですか、例えば何何市から１名とか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そこはちょっと私の不勉強で、今即答で聞かれましたので、ちょっと調べて後ほどというか、後日回答させていただければと考えます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　はい、私も勘違いがあるかもしれません。

今、本村では、積算するに医療だとか介護だとか国民健康保険の中にありますよね。平等割、均等割等々もあったと思うのですけれども、所得割とか。あれは今、適用されているのは、通知書を見ればもちろん分かるとは思いますけれども、幾つぐらいになっておりますか。均等割だとか平等割、あるいは資産割、あるいは所得割。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、平成29年度までですか、４分割されていると。

○３番（笹岡壽一君）　資産割はなくなったのだよね。

○住民課長（榎本雅仁君）　資産割はなくなりました。平等割もなくなりました。均等割と所得割、この２方式で利島村は今実施しております。

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。私は終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ、次の直診勘定でございます。

榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　続きまして、国民健康保険事業特別会計（直診勘定）についてご説明申し上げます。

まず、歳出の内訳といたしましては、医師、看護師の人件費及び施設に係る維持管理費用または医療費というのが薬代ですとかそういった費用と施設整備費によって、先ほども申したとおり、中の歯科ユニットですとかエアコンとかも含めて施設整備に係る費用は積算されているものでございます。

収入のほうは、外来収入としてそれぞれ診療所にかかっていただいた場合の１割ないし２割ないし３割の部分と、各保険者から入ってくる収入は計上されているといったところと、あと東京都からの直営診療所の運営費として入ってくるといったところと、あと他会計からの繰入金といったところが主な財源となっているところでございます。

昨年度と比べて、令和４年度と比べて大きく変わるところといたしましては、歳入のほうでいきますと都の補助金が歯科ユニットの入替えに伴う設備補助金として272万円は増額となっているといったところと、あと国保の458ページでいきますと、国保の事業勘定から先ほど申したとおり繰出金のほうが減っていますので、その分が繰入金を減らして274万円減らしていただいているところと、あと一般会計からの繰入金も歳出のほうが減っているといったところで、348万円減らしているところでございます。

それで、ちょっと先ほど説明漏らしました。ごめんなさい、失礼しました。財政調整基金のほうなのですけれども、物価高騰等による部分と、施設整備に係る費用について958万円を取崩しを行う予定で現在考えております。

歳出のほうですけれども、先ほど申したとおり、466ページの施設整備にかかるところで、歯科ユニットとエアコンの入替え、取替え工事というのを実施するために、そこだけ660万円増額とさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、質疑を行います。

質問のある議員は挙手を願います。ございませんか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　２点ほど伺いますけれども、２点といっても３点ということになるのかな。

１つは、歯科の椅子ということで、これは内容的には私は何も異論があるとかそういう意味ではないです。いいのですけれども、歯科診療室が、結構あれを今業者さんの壁を見たような感じもするのですけれども、何か壁紙が剥がれて薄汚くなったような感じもするのです。あれは、一つはもう今年度事業予算が、今年度というのは４年度です。それも改修されているのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今年度予算で既に実施されているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それから、これは以前も井口議員でしたか、質問というか、要望といいますか、ありましたけれども、あったと記憶がありますけれども、入り口のドアが結構軽いといえば軽くなっていって、当時問題というか話題になりまして、自動ドアはどうだとかということになって、ただ自動ドアだと社協に行ったりすると、お客さん寄るたびにガタン、ガタンと開いたり閉まったりすることで、タッチ式のドアということを私は提起した記憶があるのですけれども、結構高価なのかなと思いますけれども、モーターくっつけるでしょうから。その辺はどうですか。割に重いですよ、お年寄りの方には。引き戸でもってこうやっていますけれども、あれが開き戸で自動ドアなのだけれども、タッチすればさらっと開くと、タッチしなければ開かないと。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

自動ドアというお話があったのですけれども、やはり高価であるといったようなところも踏まえて、また故障したときにどうするのだというところも踏まえて、そこについては、今外の扉についてもまだ部材が届いていないといったところで、この年度末までの間に直させていただきたいと、軽くなるような形で考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それと、これは夢みたいな話ということになろうかと思いますけれども、今、島嶼部で幸いにして本村には該当されている患者さんはいないように認識していますけれども、透析患者、これが出ると生活が本村のようなところでは壊れてしまうのです。そこに住んでいられなくなると。島嶼部では、今から20年ぐらい前、それが大きな話題になって、20年、もっとたつかもしれません。島嶼で問題になったのは、発症地は私が知る限り神津島だったのです。どこの島にも

なかったと。当時、大島すらなかったと。もう何年前、30年ぐらいかな。それで最初に入ったのは神津島だったと記憶しています。聞いています。

以後、今日では全ての小離島、小離島といっても幾つかあるのですね、人の住んでいる有人島が。南側へ行くと母島、それから青ヶ島、それから式根島、それから利島と、御蔵島とあるのですが、ここには式根島さんは、そう言っては何ですけれども、本村に近いし日帰りができるということでいいのかもしれませんけれども、あとの距離の島は、御蔵島と三宅島が一番近いといっても、やっぱり四、五十分かかって、交通は漁船でもチャーターしないとない。

そういうことで、将来になるかもしれない、今日、あしたということにはならぬかもしれないですけれども、例えば施設、施設って部屋だけでも、いつ機械が入ってもいいようなところぐらいは、それではあれ特別な免許、資格を持ったドクターでないと対応できないという話も聞いているのですけれども、その人を常駐させるということはちょっと厳しいかもしれませんけれども、東京都含めて、何らかの対応策を考えていただいて、村人が、住民が安心できるような体制を欲しいと思うのですけれども、村長の構想の中に取り込んでほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えさせていただきたいのですけれども、まず設備があればというようなお話、私もごもっともだというふうには感じております。ただ、他島の例でも私も課長会等でお話を聞くと、医療スタッフを確保するのが非常に難しいというような、医師ではなくて看護師さんも含めて、やはり透析となると１日で、週のうちの３回透析とか、２回透析とか、そういう中であるといった中で、非常にスタッフを確保するのがどこの村も町もあれですけれども、ご苦労されているといったところもいろんなところ踏まえても、あと透析でうちがちょっと私の懸念があるのは、水を使わなければいけないと、それも大量の水が必要ですといったところが、あればすぐ動くものかというところが、ちょっとそこはあるにこしたことはないというようなところは私も思っていますし、そこにどういうあれが可能なのかというところも含めて、いろいろと一年一年で交代になってしまいますけれども、ドクターとも相談しながら、できるものであるならばそういったものも含めて導入できればと思いますけれども、そこについては今後も検討を重ねさせていただきたいといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　質問者たる私自身もそうですねと、検討しましょうというわけにもいかないだけの大事業だと思うのです。なのに、何で質問するのだよということになろうかと思いますけれども、やっぱり我が身になって考えていったとき、幸いにして本村にいないのだけれども、例えば皆さんで使うといいますけれども、私、生活を破壊されると言ったのは、例えば職員の皆さんなん

かでは３日に１回透析でもって東京もしくは大島に行かなければいけない。それで、大島といいますけれども、大島でもいつでもどうぞということではない。非常にある程度そういう症状、疾病状況はそういう状態になったのだけれども、しかし数か月待たなければいけないと。

それだけ大島でもそういう疾病者が出てきていると。一遍に何人できるかなど聞いていませんけれども、そういう事態がある、あるという町立の病院ができるような、八丈島もそうですけれども。そういうところですら大変で、幸いにして患者が少ないということなのだけれども、今問題になっているのです。ちょっと聞いています。大島では入れませんで、これはぜひ東京にいると。旅館住まいすると、数か月間。そういうデータ大島でしょっちゅう、しょっちゅう出ているということではもちろんないでしょうけれども、それはよその話と言えばよその話なのですけれども、本村なんかで出たら、即もう対応できないと。職務がつけないと。まあまあパソコンの時代だとはいっても、なかなか難しいだろうという気がします、生活自体が。

我々も含めて、やっぱり何らかの施策の例えば旅費だけでも負担するとか、経済的にも大変なわけで、それこそ無償で往復できるとかいうようなことまで検討しなければいけなくなるのかなということもあろうと思って質問しているのですけれども、事情を申し上げて、ひとつ皆さんの、今課長の答弁の中で、お互いにその辺の要求をしていこうかなということを申し上げまして、この診療所、直診関係については質問を終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　単純と言えば単純かもしれないのですけれども、463ページで臨時という言葉を使っていますよね。医師旅費、看護師旅費、この臨時というのは何のことを指しているのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えします。

臨時というのは、取りあえずドクターもお休みをいただくと、看護師もお休みをいただくと。その際に、来ていただく方はみんな臨時というような呼び方しています。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　それに関連して、ちょっと外れるかもしれないのですけれども、つい先月か先々月、帰任された看護師さんいましたよね。去年の夏ぐらいに利島に赴任されて、先月か先々月帰任されたという看護師さん。彼女いわく、それたしか議会でも一回問題になったと思うのですよ、エアコンの設置をどうするかというので。３か月あるいは６か月も期間があるのであれば、自分で用意せいというのが役場の基本方針だと、この場で、議会の場で聞いた覚えがあるのですけれども、

彼女いわく、それぐらいは役場で用意してくれないか。もうとんでもない思いしたというわけです、去年の夏に。

〔「この場で……個人というか」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　いや、それぐらいは設備として用意して、そんな高額というわけではないですから。せいぜい10万、15万の世界だと思うのですけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えしますというか、ご要望というか、お答えしたいところではございますけれども、あくまでも６か月間の雇用契約を結んで来ていただいたときの最初の想定としても、そもそもないですよというお話はまずさせていただいているといったところもございます。また、入っていただいたのが職員住宅といったところになっています。職員住宅のエアコンについては、今、現況職員住宅に住んでいる職員についても、前の方がつけて残していって動くものについては、それはそのまんま使ってもいいですよというようなところもございますし、撤去していくというか、壊れたものについては自分で直しなさいよというようなところで扱っております。

ごく看護師だから、医師だから、そこは６か月だから面倒見なさいというご議論いただくと、これ職員は、では１年だったらいいのかとか、２年だったら自分でつけるのかと、いろいろなそこの尺度が違ってくるようなところも、その際にどうするのかという中では、村長ともお話しさせていただきながら、あくまでも公平にいかなければいけないといったところ、そこは設置はしないというようなところでございます。

申し訳ございませんけれども、看護師さんについては、それ相応の報酬を支払っていたといったところもございます。また、職員住宅に入っている会計年度職員の場合、報酬でいくと半分以下の職員もいるといった中で、なかなかそこ１年だからとか、会計年度だから、正規職員だから、臨時の看護師だから、臨時の医者だからと、そういったところでちょっと職員住宅という一つのくくりの中で、エアコンがないとか、エアコンがあるとか、そういったところについて自分でつけないのか、役場がつけるのかといったところが一概に統一できないといったところで、今回はつけていただくのだったら自分でつけていただいてくださいというようなことになってございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　高報酬を支払っているから問題ないというふうに私聞いてしまうのですけれども、その辺役場の方針でどうこうと言いたくはないのですけれども、でもせっかく来てもらう人、気持ちよく来てもらいたいという思いがあるのですけれども、ただその一点だけなのです。だから報酬が高いから、低いから、片一方は低いから、ではしようがない、エアコン我慢するか。暑いけ

れども、我慢するか。あるいは、高い報酬を払っているのだから自分で買えよと。持ってくるのが普通だろうと言われたら、その人からまた悪いうわさでも広まってしまったら利島はどうするのだと。言ったけれども、あなたには高い報酬払っているのだから、自分で用意せいと言われたと、そんなうわさが広まったらどうするのだといって。だからその辺の兼ね合いもあると思うのですけれども、それは別に私がどうこう言う問題ではないと思います。私の質問を終わります。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　基本的には先ほど榎本課長のほうから答弁させていただいたとおりで、当然それだけでなく、いろんなことに関して私も問題意識を持っています。具体的には、やはり職員住宅に皆さんが入れないといって、職員住宅と村営住宅、公営住宅に入る職員との格差とかという問題はずっとあるといった中で、職員住宅だからということで特別整備をしていくことに関して、当然公平性、平等なのかという問題も出てくるので、その部分に関しましては、当然気持ちよく来ていただきたいと。多くの職員が島外の方なので、気持ちよく来ていただいて、住んでいただいて、働いていただきたいという思いはありますが、一方で、既に働いて仕事されている方に対しても、やはりケアをしていく必要があるので、その部分に関しましては職員のことを思ってご意見いただいているとは思いますが、慎重に判断していきたいというふうに考えております。

○１番（前田　清君）　終わります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今、話題になったというのは、私が質問したのだろうと思うのですよ、同じ質問を前回。それで、同じような答弁をいただいたということなのですけれども、それは考え方の違いになるのだろうと思うのですけれども、私が質問したのは、職員を公平に扱うのなら、皆さん全て平等でなければならない。それでは、全部の職員にそれをそろえろというのと少し違うのだろうと。

というのは、相手の立場に立ったときに、その人は例えば給料が高いか安いか知らぬけれども、半年なり３か月なり暮らすために、それではそういう施設提供するかどうかと。いわゆる、何と言ったらいいのでしょう、議長いらっしゃるけれども、宿泊施設の経営者だと思えばいいと思うのです。それで３か月なら３か月、半年なら半年、そこに長く住むということではなくて、お客さん的なものなのだと、サービス。それでは、職員をお客さんというのは変だといえば、売り言葉、買い言葉はとにかく、それはしようとは思いませんけれども、だからそういう意味で、その人はもう３か月、半年しかいないのですと。それでは、つけたり外したり、つけたり外したりするのかと。来るたびに持ってきたり、担いだり。

ですから、最低の今度のトレーラーハウス、そこには何だか知らないけれども、１年だか２年住

むのだか知りませんけれども、そこには何だか知らぬけれども、オール電化みたいのがあるのではないですか、テレビも。あれも村のものでしょう。将来どうするのだか知らないけれども、その冷蔵庫をどこへ持ってくるのだか、クーラーをどこへ外して持っていくのだか知りませんけれども。そういう考え方の違いです。ですから、これはもうどうにもしようがないと、考え方の違いなのだから。私はお客様というと、お客様とは違うのだよと。議員に答えたように高給を払っていますよと。

だけれども、利島のそういうことで特に医療関係者、これは教員なんかでも部屋がなければ来るかもしれません、臨時的に。そういう意味で、村が要請する職員については、少なくても洗濯機、テレビ、最低の冷蔵庫、それから空気調整機ぐらいは常設しておいて、どなたがいらっしゃってもどうぞと。民宿へ行って泊まっている人もいるのでしょう、たまには。そこは、そんなことをやっていない。民宿には、行けばちゃんと洗濯もしてくれるかもしれないし、冷蔵庫も要らない、食事もあるかもしれませんし、暖かい部屋、涼しい部屋を用意してくれるかもしれないではないですか。考え方の違いですからしようがないです、これは。

○議長（寺田　優君）　よろしいですか。

それでは、ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ直診勘定については終了して、次に介護保険の事業勘定……

〔「ちょっと……」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　休みたい。

〔「ちょっと休憩して」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、議案第21号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算をもう一度説明してください。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　よろしくお願いします。ちょっとすみません、喉が痛くなってきたので、ごめんなさい。482、483ページを御覧ください。

簡易水道一般事務費、こちらのほうの第12節の委託料でございますけれども、簡易水道・下水道事業会計システム導入運用業務委託、簡易水道事業固定資産評価台帳整備業務委託、簡易水道事業料金収納システム委託、こちらのほうが令和６年度からの地方公営企業の財務適用です。こちらのほうを目指して委託をかけさせていただきたいとするものでございます。

その下のインボイス制度導入支援業務でございますけれども、今年の10月から消費税のほうでインボイス制度を開始されますので、こちらのほうの対策を委託させていただきたいと思っております。

484、485ページ、10節の需用費の中で部品購入費を上げさせていただいています。メーター購入費の555万5,000円、こちらのほう、水道メーターのほう、スマートメーターを購入させていただきます。スマートメーターを導入することによりまして、２か月に１回検針させていただいておりますけれども、こちらのほうを自動化していきたいと考えております。その自動化を図ることで漏水等ございました際に、西側であればタイムリーというか、短い期間に見回らなくても検針をすることで漏水の発見が可能になるのではないかと思っております。

12節の委託料、自家用電気工作物の保守管理委託料と書いてありますけれども、令和３年、令和４年度、それぞれ１機ずつ発電機を導入しております。令和３年度に急速ろ過施設のほうの導入、令和４年度に再エネの事業の中で脱塩のほうと移動ポンプのほうです。供給できるような発電機を導入しております。こちらのほうの自家用電気工作物の保安業務、こちらを行ってまいります。

施設整備費の工事請負費に関しましては、第２・第３沈砂池の排水管の布設替え工事、こちらをやらせていただきます。第２・第３布設工事につきましては、478、479ページの簡易水道補助金、こちらのほうを充当させていただいております。

先ほどの簡易水道事業固定資産評価台帳整備業務委託に関しましては、480、481ページの公営企業会計適用債を起債して充当させていただきます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　質疑を行います。

質問のある議員は挙手をお願いいたします。ございませんか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　２点とか３点だか４点だかということになると思うのですが、関連で伺おうということになろうと思っています。私とすれば、実態は違うかもしれない、関連性はないかもしれませんけれども。

483ページの委託料のただいま説明のあったもろもろの会計、要するに実務的にな処理問題です、システムだとか、台帳の委託だとか。インボイスは、これはこれで分かるので置いておきましょう。この委託、インボイスを除くと幾らですか。幾らか違うかもしれませんが、全部含めて1,146万5,000円だよね。インボイスは、ただし除きますから、若干のその差はあるとは分かりますけれども、この２つと700万と223万3,000円のこの事業と、それから次のページのいわゆるメーターの購入費の550万という、5,555というこれ。あわせて、また個別的にも伺う、かつ併せて伺うのですけれども、分かりいいように自動化のほうで、メーターのほうで伺いますけれども、これは既に東京電力さんはメーター検針来ていないだろうと思うのです。メーターから発信して、大島なんだか、新宿なんだか分かりませんけれども、あるいは利島の発電所なのか分かりませんけれども、メーターが判明していると。したがって、料金を自動的に計算すると。

皆さんのところ、発電所から、東電から来ています、検針に。そこまで気がつかないかもしれない。たしか自動になっていると思うのですよ、東京電力は。そういう意味からすると、私はこれ結構だと思うのです、職員の手間も省けますし、一々歩いて回らなくても。この自動化ということなのですけれども、これどこまで自動化ですか。スマホを持っていって、シャカッと撮影だかなんか受け止めて、一軒一軒歩いてはいくのかなと。今行けば、一軒一軒行かなくてもいい話なのですけれども、そうするとこれを受け止めるのは、自動的に発信したもの、メーターから発信してくるわけですね、何立米という。それで、それを受け止めるのが、前ページのさっき言ったシステムの構築なのかと思うわけ。メーターは自動化したのだけれども、受け止めるほうはもう既に用意されているのか、予算に機械が入っているのか。それとも、ただスマホを持って、スマホと書いてあるから、私なんかスマホというと、皆さんが持っているスマホとばかり思うけれども、これ違うと思うのだけれども、どういうシステムなのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　スマートメーターでございますけれども、確かに東京電力さんであれば自前の電力網がありますので、そちらを逆に通信網として使うこともできるのですけれども、私どものほうのスマートメーターに関しましては、メーター自身に携帯電話の機能といいましょうか、通信できる機能がついていますと。そこからまた携帯電話の電波を使って、メーターの数字が飛んでいくと。それを庁舎のほうで受け取って、そちらのほうを自動化して、実際現場に行かなくても数字が分かるというものでございます。

こちらのほうの収納システムに関しましては、ちょっとそれとはたしか違ったと思います。収納自身、今度消し込み等もまた地方公営企業法の財務適用をしてまいりますと、また状況が変わってまいりますので、そちらの体制を整備するための委託をかけさせていただくというもので、そちらに関してはたしか別だったと思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、これ字のとおりだとしますと、そっちは固定資産のほうで、それ専門ですよと、700万は。それで、企業会計システムというから、帳簿会計って専ら字のとおりそれなのですよと。水道には関係ありませんと、その自動化には。全く関係ないのだと。要は、そうしますと、これメーターをそっくり取り替える必要があると素人なりに思うのです。そうしないと、スマホを持っていくのかいかないのか知らぬけれども、この550万というのはどういうシステムなのですか。

私のところに水道メーターが、私に限らずあるわけだけれども、そこのメーターからは黙って誰も来ないで、自動的に常に、常にというか、毎月来ているか、２か月に１回だか知りませんけれど

も、毎日水道メーターが通信で送られていると。それで、それをキャッチしていると、村は。どこでキャッチしているか、そういう機械があるのかどうか知りませんけれども。使えば、そんな月だ、２月だなんて関係なく、使った量はもう毎時間ずっとトータルされていくと。私のところのメーターが通信が送られていて、使うたびに。そうして、２か月なら２か月のときに、それがぱっと集約され、集計されて、自動的に水道量が打ち出されて、そうしてそれを今度は郵便なり手渡しなりで住民に通達すると。では、自動発信して受ける機械、装置はあるのですね。それで毎日集計できると。使った分だけ、どんどん、どんどん上がっていっていくと。途中でも、いつでも分かると。２か月たたなければ分からぬということではなくて、今は２か月たたないと分からないですよね、検針に行かなければ分からないのだから。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　スマートメーター受信、メーターと隣になるのかちょっと現物をまだ見たことないのであれなのですけれども、メーターから数字を読み取って、携帯で多分ＬＴＥを使うのですけれども、そこから電波で今のメーターの情報ですか、そちらをやり取りするよというところで、ちょっと具体的な期間、どのタイミングで取れるかというの、２か月に一遍というのはないと思いますけれども、もっと短いスパンになるとは思いますけれども、そちらのほうを集計できるような仕掛けになって、またそれが恐らくメーターの使用料は別に発生するのだと思いますけれども、そちらのほうでデータを取り出せれば２か月に１回の料金の算定等も、そちらのほうのメーターの数字を使ってすることは可能になるというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　というのは、受信装置はもう既にあるのだと。送信装置だけ、今手でいえばこのくらいだか知りませんけれども、メーターもあると。そして、新たに555万かけて、その送信装置をメーターと接続すると。そうして、そこから送信させたものを受信装置は、もう庁舎内にありますということですか。そこまで物理的というか、事務的というか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今回導入しているトレーラーハウスにも、実はスマートメーターが入っていまして、何で入れたかというと、日々の水道使用料というのをチェックしたいというので入れているのですけれども、仕組みとしては、やっぱりメーターからデータが送信されるのですけれども、送信される先はクラウド上、インターネット上にもう自動で送信されるのです。なので、利島村専用のそういうクラウド上のアカウントなり何なり作ってもらって、そこに今後、もし各世帯にスマートメーターを入れ

たときに、そのデータがそこにどんどんたまっていくというイメージなので、送信はそのスマートメーターで行う。受信側は、もう勝手にインターネット上に飛んでいくので、受信装置は特に必要ないという認識でいいのかなと思っています。

555万に関しては、スマートメーターがたしか１台３万弱だったと記憶しているのですけれども、それを利島村の全世帯に購入した場合の経費になっています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　クラウドというと、誰でも見られるということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

誰でも見られるというわけではなくて、やっぱりそのアカウントを作ってもらうので、ＩＤとかパスワードを入力することで必要な職員が見るような状況になっています。

○３番（笹岡壽一君）　アカウントを作るわけね。

○総務課長補佐（隅　智孝君）　はい、というイメージでいいと思います。

以上です。

○３番（笹岡壽一君）　そうですか、分かりました。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　私、懸念をちょっとお伝えしたいだけなのですけれども、その前に485ページで高圧・低圧ポンプの保守とあるのです。これって去年、我々が管外視察で見させてもらった建屋の中の装置のことなのか、それともポンプというのだから、何か井戸かどこかにつけたやつのことなのかと思うのですけれども。

というのが、去年、視察させてもらったときに、何だっけな、あれ。のっかっている架台、もう載っているものはステンレスか何かなので別に感じなかったのですけれども、載せているその架台がさびだらけで、もうすぐにでも壊れるのではないかと思えるような装置というか、台だったのだ。それの工事、補修工事だったら分かるような気もするのですけれども、逆にそれはまた、その当時も、いや、まだ二、三年はもつみたいな言い方をされていましたけれども、でもあれだけのさび具合だと、いつ腐食が進んで、そのままガタンと落っこちるか分からないので、逆に高圧ポンプ、低圧ポンプというのは何かというのは分からない。だから聞いているのですけれども、もしそれと違うのだったら、去年見させてもらったやつも早急に工事に入るべきではないかなと思いますけれども、お金が幾らかかるかというのは分かりませんけれども、そっちも併せて進めるべきではないか

という懸念だけです。

高圧、低圧というのは何のこと。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　高圧、低圧ポンプに関しましては、高圧ポンプ、ＲＯ膜に入る前、逆浸透膜です。圧力をかけていく。

○１番（前田　清君）　それの架台だけ。

○環境建設課長（上野　崇君）　それの架台、架台は今回やらないです。

○１番（前田　清君）　やらないの。

○環境建設課長（上野　崇君）　ええ、ポンプに関しては系統が２つあるのですけれども、毎年１個ずつ交代で交換するような状況でございますので、塩害でもやられるのが早いです。

○１番（前田　清君）　フィルターを交換するのではなくて。

○環境建設課長（上野　崇君）　フィルターは、もうちょっと長いスパンです。

○議長（寺田　優君）　よろしいですか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　懸念したものだったのですけれども、もっともつというのであれば、私の口からは何にも言えないのですけれども、でも本当にあのさびを見たら、どなた様でもえっという声を発するのではないかと思うのですけれども、本当にあれ大丈夫そうなのですか。まだ寿命ありそうですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　そうですね。正直なところ、簡易水道事業債、あれが平成９年度に確か設備を入れて起債しているのですけれども、そちらのほうの起債の償還が終わったら、正直な内部の更新をかけたいというところでございます。そちらの際に合わせて、全体的な入替えを行いたいと考えております。そこまでＲＯ膜が一回、そこの更新までもつかどうかというちょっと分からないのも正直あるのですけれども、その際に中の更新をかける際に取り替えたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　いいですか。

○１番（前田　清君）　はい。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、簡易水道事業特別会計の質疑を終わり、令和５年度東京

都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算を説明を受けます。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　よろしいですか。説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。502ページ、503ページを御覧ください。一番下でございますけれども、地方公営企業法適化基本方針策定業務の中身でございますけれども、地方公営企業法財務適用のための移行支援、こちらが1,001万円となっております。

簡易水道事業でも同じものが計上されているのですけれども、公営企業のシステム導入、こちらのほうが223万3,000円かかっております。先ほどの財務適用のための移行支援に関しましては、500ページ、501ページを御覧いただいた公営企業会計適用債を起債させていただいて、充当させていただきたいと考えております。

504、505ページを御覧ください。こちらの中段の備品購入費でございますけれども、汚泥再生処理センターのほうの携帯型酸素濃度測定器、汚泥等の中では、浄化槽汚泥は使えますので、酸欠の可能性がございますので、酸欠防止のために酸素濃度測定器を購入させていただきたいと考えております。

施設整備費でございますが、今年度見送っております浄化槽10人槽１基の整備をさせていただきたいと考えており、計上させていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　先般、条例で審議された合併浄化槽の一口で言えば値上げですね、分かりやすく言えば。料金改定とでもいうのでしょうか。その金額で、単純に見ているところ、この間も申し上げたところなのですけれども、これは520万ぐらいが550万ぐらいになって、二、三十万の差額しか出ていないのですけれども、計算では倍ぐらいになっていると。ということは、500万が1,000万前後にはなってもいいのかなというような思いがしているのですけれども、僅かに大騒ぎして値上げしたのはいいのだけれども、とどのつまりは村の収入、歳入とすれば、二、三十万増えただけだというように読んでいるのですけれども、どういうことですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。正直なところ、予算要求の段階では、まだ前の料金で算定をしており、現在のところ予算の歳入のほうの見込みをしておりまして、料金のほうを条例に

挙げられるようなものになったのは予算締切り後の計上になっておりまして、そのためにまだ現在の段階では歳入のほうに関しまして、前の料金の状況で算定を歳入のほうを見込んでおりまして、そちらのほうが間に合わない状態になっております。また、６月補正でそちらの方を再算定させて、補正計上させていただきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員、いいですか。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　要するに条例の成立、改正条例の成立を待って予算措置をするという普通の考え方に基づいて、その条例がまだ可否決が決まっていないものだから、前年度の決算数値というか、予算数値をもって計上してあると、そういうことですね。

○環境建設課長（上野　崇君）　はい。

○３番（笹岡壽一君）　はい、分かりました。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ、質疑を終了いたします。

引き続き、介護保険事業特別会計（事業勘定）予算を説明してください。

榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　それでは、介護保険事業特別会計についてご説明申し上げます。

こちらのほう、歳出のほうでまずご説明すると、人件費及び介護保険に係る給付費及び支援事業といいまして、介護保険にまで行かない方に対する支援とかそういったところについての事業費について、それぞれ保険料、国庫支出金、また支払基金からの交付金、また当支出金等々、あと村からの一般財源を当て込みまして、事業のほうを運営させていただくといったところになってございます。

大幅に変わっているところというのがシステム改修の部分でございまして、こちらのシステム改修について国からまだどの程度補助金がもらえるかというのが分かっておりませんので、一般会計からの繰入金ということで603万円という金額を増額させていただいているといったところと、歳出のほうも一般管理費のほうの524ページですけれども、システム改修といったところで委託料でございますが、そちらのほうに594万円を前年度よりも増額させて、事業のほうを執行させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手をしてください。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ質疑を終了し、次の東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算を説明していただきます。

榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　後期高齢者医療事業特別会計についてご説明申し上げます。

こちらの概要的なところをまずお話ししますと、後期高齢者医療の給付費、あとはお亡くなりになったときの葬祭費、そういったものをそれぞれ広域連合のほうに保険料等々の徴収を行った後、その負担金みたいな形で支出するというような制度でございます。また、村からの繰入金も入っているといったような仕組みとなってございます。

主に変更点として比較のところを見ていただいて、歳入のところの比較なのでございますが、来年度の令和５年度について、保険料のほうが若干の増額が見込まれるといったところも踏まえまして、54万円の増額とさせていただいているといったところでございます。

また、繰入金のほうにつきましては、保険料のほうは徴収が見込めるといったところで、一般会計の繰入金、そちらのほうは減額させていただいているといったところでございます。

歳出につきましては、広域連合のほうから示された納付金について計上させていただいているといったところになります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　これより質疑を行います。

それでは、質問のある議員は挙手をしてください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　531ページです。包括支援事業ですけれども……

〔「介護保険ですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　介護保険です。これ今、議案が違うのか。何だっけ、今。

〔「後期高齢」と言う人あり〕

○住民課長（榎本雅仁君）　後期高齢の話を今しましたけれども、介護保険でしたら介護保険でいいです。笹岡議員がおっしゃったのは、介護保険事業勘定のところでございます。

○３番（笹岡壽一君）　ページが違うのか。今は後期高齢やったわけね。

○住民課長（榎本雅仁君）　はい。

○３番（笹岡壽一君）　そうか。こっちばかり見ていた。では、終わってしまったからいいか。

○住民課長（榎本雅仁君）　いいですよ、お答えします。

○３番（笹岡壽一君）　ごめんなさい。包括事業で、これ村もいろいろ努力されている。ここに集約されている介護関係は、ある意味ではここに集約されていると。これは東京都が２分の１補助があ

るわけだと思いますけれども、このことと、これの中で、この内訳を実はちょっと聞いてみたかったのです。400万近い包括事業で、そのうちの200万ぐらいは東京都が負担しているのだろうと思いますけれども、それの中での次のページの認知症地域支援・ケア向上事業と６万円ばかりあるのですけれども、これは包括とは別で、どういうあれですか。我が村では、包括事業対象としては何が入っているのでしょう。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど来、笹岡議員がおっしゃっていた包括事業の531ページのほうの委託料についてなのですけれども、地域包括支援センターの運営委託、こちら社会福祉協議会のほうに委託していて、まさにケアマネさんとか、普通は３職種、保健師さんと社会福祉士さんですか、３職種を置いて実施をするところで、高齢者における相談事業の全般、総合相談とよく言われるのですけれども、総合相談の受付窓口を行うに当たって事業委託をしているといったところでございます。ここについては、それだけにとどまらず、言い方でいきますと、高齢者の通いで、要介護を取っていない方の通いのサロンの場所を提供するのもここの事業の一環として実施しているといったところでございます。

次のページの６万6,000円かな、次の次か、失礼しました。認知症地域支援・ケア向上事業というのは、言ってみればその中の事業の一つと言われればそれまでなのですけれども、ちょっとここ２年できていないのですけれども、高齢者のデイサービスセンターのほうに通所していない方でも、認知症予防のために月に１回とか、お茶飲みながら集まってくださいねとか、そういうのをちょっと事業化、２年前まで、３年前までですか、実施していたというところのその部分を予算化しているところでございます。なので、ここも外郭的に来年度においては、高齢者在宅サービスセンターのほうでぜひ行っていける体制もちょっと取りたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは村の予算ですから、村事業で、それを社会福祉協議会に委託、支出したりしていると、そういうことですよね。業務を委託していると、社協で。村がやったって、本来直営でもいいのだろうけれども、社協でやっていただけるということで、それ自体は何ら問題、問題というか、異論はないのですけれども、その担保とするところの400万近い金額は、２分の１東京都が出している包括事業制度にのっとっている事業ですかとまず確認したかったのです。

そうではなくて、いやいや、これは村独自の、かつて措置制度に基づいたような、あれもちょっと補助金は入ったと思うのですけれども、今のところ任意の委託事業で、何をやっているのかという、今相談だとかそういうことも含めて、それを聞きたかったのです。いわゆる簡単に言えば都の

事業と連携していますかということです、言わせれば。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

都の事業と連携していますかというご質問になってしまうと、なかなか連携しているというところにはいかないのかという、連携しているというその解釈の仕方がちょっと変わってしまう。

○３番（笹岡壽一君）　財政負担。

○住民課長（榎本雅仁君）　財政負担は、当然これここにまさに載っているとおりとなっていますけれども、国も都も村もここに対しては補助というのですか、当然被保険者の方の保険料もここには載せさせていただいているというか、当然介護保険の制度にのっとった事業運営をなしているといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それをお聞きした上で、いわゆる今度、難聴問題、補聴器の問題について伺いましたけれども、先ほども言いましたように、いろんな附随した事業が村長の所信表明にあるように本村に展開していくだろうと。それで、それが取りあえずは費用負担がここに入ってくるだろうと、一部申請すれば。

それから、先進的、先駆的な事業等になると、今努力されているようですけれども、10割、10分の10という制度はどうなのかということが一つの課題事になろうかと思いますけれども、この中で取り組んで、当然将来増額していける。今のところ、それは入っていないわけでしょう、認知症対策としてのいわゆる所信表明にあった難聴者を中心と、中心というか、に基づいた認知症対策としての措置といいますか、制度は。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

笹岡議員のおっしゃっているというか、村長の所信にも述べさせていただいているＤｒ．リトープロジェクト、認知症予防のための補聴器の導入といったところ、加齢性難聴に伴う補聴器の導入というところは、実際ここに事業として載せているわけではなくて、あくまでも一般会計のほうの社協のほうの補助金のほうに組み込ませていただいて、そちらのほうから支出していただくような仕組みづくりにしております。

以上です。

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

○３番（笹岡壽一君）　後期高齢ありません。

○議長（寺田　優君）　後期高齢ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、令和５年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

ここで５分間休憩をいたします。

（休憩　午後　４時２３分）

（再開　午後　４時３１分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　それでは、本年度の議案の説明は全て終了したということで、ここで休会したいと思います。議会は23日の９時30分から開会することといたします。

それから、議員の議員協議会については、20日、21日の９時半から行うということですので、お集まりください。

ご苦労さまでした。

（午後　４時３３分）

令和５年第１回利島村議会定例会

議事日程第７号　　３月２３日午前９時５９分開議

日程第１２　議案第　９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例
日程第１３　議案第１０号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
日程第１４　議案第１１号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例
日程第１５　議案第１２号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第１６　議案第１３号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第１７　議案第１４号　利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第１８　議案第１５号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例
日程第１９　議案第１６号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例
日程第２０　議案第１７号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
日程第２１　議案第１８号　令和５年度東京都利島村一般会計予算

出席議員　５名

１番	前　田　　清　君	３番	笹　岡　壽　一　君
４番	石　野　　治　君	５番	井　口　　保　君
６番	寺　田　　優　君		

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山将人君	教育長	弟子丸知樹君
住民課長	榎本雅仁君	環境建設課長	上野　崇君
会計管理課長	出口貴司君	産業観光課主幹	荻野　了君
総務課長補佐	隅　智孝君	環境建設課長補佐	前田　裕君

職務のため出席した事務局職員

書記　五味恵介

◎開議の宣告

（午前　９時５９分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。令和５年第１回利島村議会定例会の最終日になります。７日目であります。

本日は、議案の採決を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第１２　議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例

○議長（寺田　優君）　初めに、議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例を採決したいと思います。

その前に討論を行います。

討論を行う議員は挙手を願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、原案には反対をいたします。

というのは、理由はさしずめ１点ですけれども、ほかにもあるのですけれども、１点だけ述べておけば十分かなと思います。やはり条例の中で、ない条例に基づいているということで、ないものをあることにはできないということで、これはやっぱり整合性が取れないということで、反対をいたします。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　私もこの議案には反対します。

なぜかというと、９号ですけれども、これは条例が３本一緒に出ていて、この１本は議会の個人情報保護法が入っているのですけれども、これはまだ提案もされていないし、今ここで採決するということは、私はこの原案に反対します。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　先に結論を申しますと、私は一応修正という形で賛成したいと思います。

追って、議会の条例も提起したいと思いますので、いずれにしても個人情報保護法とか、ハラスメント法とかというのは、いや、制定しなければいけない、もう世間一般の常識化していますので、それをそのまま、では利島村のはちょっと文言が不備だからという理由で却下というのは僕はできないのではないかという気がしますので、取りあえず。

後先になりますけれども、議会の条例を提出したというか、それが賛同を得られたという前提で賛成いたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　私は、原案に賛成いたします。

○議長（寺田　優君）　全員、皆さんの討論となりましたが、採決を行いたいと思います。

議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　反対の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　２対２でございますので、私の議長としての判断として、議案第９号　利島村個人情報保護法施行条例等の制定及び改正する条例は、可決といたします。

◎日程第１３　議案第１０号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、議案第10号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

その前に、討論を行います。

反対の議員から始めますので、挙手を願います。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　賛成の討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了し、これより採決を行います。

議案第10号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　反対の議員はおりますか。

〔「私は、棄権します」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　棄権。賛成多数であります。

よって、議案第10号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決といたします。

◎日程第１４　議案第１１号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例

○議長（寺田　優君）　議案第11号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例を採決いたします。

その前に、討論を行います。

反対の討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　賛成の討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論はないと認め、これより採決を行います。

議案第11号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　全員賛成です。

よって、議案第11号　利島村行政不服審査法施行条例を制定する条例は、原案のとおり可決承認いたします。

◎日程第１５　議案第１２号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　続いて、議案第12号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

その前に、討論を行います。

討論ございますか。

○議長（寺田　優君）　討論がないようですので、採決を行います。

議案第12号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　全員賛成です。

よって、議案第12号　利島村国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決承認されました。

◎日程第１６　議案第１３号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、議案第13号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

その前に、討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論を終了し、これより採決を行います。

議案第13号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　全員賛成です。

よって、議案第13号　利島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決承認されました。

◎日程第１７　議案第１４号　利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、議案第14号　利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論がないようですので、議案第14号　利島村指定地域密着型サービスの事

業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　全員賛成です。

よって、議案第14号　利島村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決承認されました。

◎日程第１８　議案第１５号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、議案第15号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例を採決いたします。

討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論がないようですので、採決を行います。

議案第15号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　全員賛成です。

よって、議案第15号　利島村簡易水道事業減債等基金条例を廃止する条例は、原案のとおり可決承認されました。

◎日程第１９　議案第１６号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、議案第16号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例を決いたします。

討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論がないようですので、採決を行います。

議案第16号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　全員賛成です。

よって、議案第16号　利島村合併処理浄化槽事業減債等基金条例を廃止する条例は、原案のとおり可決承認されました。

◎日程第２０　議案第１７号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、議案第17号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、採決を行います。

議案第17号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　全員賛成です。

よって、議案第17号　利島村合併処理浄化槽条例及び利島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決承認されました。

◎日程第２１　議案第１８号　令和５年度東京都利島村一般会計予算

○議長（寺田　優君）　引き続き、議案第18号　令和５年度東京都利島村一般会計予算を採決いたします。

討論を行います。

◎動議の提出

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　修正動議を出させていただきます。

一般会計については修正動議を出したいと思います。それでお取り計らいをお願いします。

〔「討論が先じゃないのか」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　動議のほうが優先されるのだとは思うけれども、その内容が分からないから。

〔「修正案を出せばいいんじゃないの」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　だから、動議として修正案を出すなら出してくれないと。それで、それを動議を採決しますから。

〔「案件で、修正案で」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　修正案だね。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　それでは、修正案の動議を出します。

今回の一般会計審議において何点か問題が生じたため、修正動議を提案します。

まず１番目、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの補助金についてですが、フォークリフトの売却、リース契約について、契約先の選定に適正を欠くと判断する。

２番目、椿油工場の更新に伴う土地の取得については、近くに村の土地がある。その土地を第１候補とするべきと考えます。

３番目、車の購入が２件、600万円計上されておりますが、執行部は事あるごとに村にはお金がないと言っている。１台300万円は一般市民については手の出る額ではありません。まして村民が利用するのではなく、職員が利用するとなれば、もっと安価な車種を選定して考えたらどうかと思います。

４番目に、臨時職員に対する住環境の整備を充実することを求めます。

これらの予算を減額し、取りあえず予備費に計上し、再検討の上、必要に応じて議案提案をすることを求めます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ただいま井口議員より修正案が提出されましたが、採決してよろしいですか。

ただいまの修正動議について賛成される方は挙手を願います。

〔「動議でもない、単なる意見ですよ」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　動議ではないの。

○５番（井口　保君）　動議。

〔「動議というとあれだけれども、ただ予算案原案に対する修正案の

提案でしょう」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　動議でしょう。

○５番（井口　保君）　修正案の動議だからいいのではないですか。

〔「動議というとね」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ちょっと休憩します。

（休憩　午前１０時１５分）

（再開　午前１０時３４分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

井口議員の修正をするという動議に対して意見のある議員は挙手願います。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　修正動議ということを受けてということなのですけれども、３つ、４つ理由を述べていただきましたけれども、私、それでは不足だと思うのです。まだほかにあるだろうという感じがしてならないので、だからその修正動議に対して賛成するか、反対するかとまだ迷いがあるのですけれども、否決すると原案が復活して、またそこから討論が始まると言ったっけ。

○議長（寺田　優君）　はい。のつもりでいますけれども。

○１番（前田　清君）　というと繰り返しになってしまうのだよね、また。だから、討論めいたことを井口議員の動議に対して、討論めいたというか、その原案に対するちょっと考えを述べさせていただきたいのですけれども、だから反対する、賛成するという、そこから決めていきたいと思うのですけれども、同じような感じなのです。井口議員が述べたようなことなのですけれども、私は特に問いたいのが、その編成作業に当たって、予算の編成作業に当たって、果たして本当に審議された内容なのだろうかと。例えば車の問題、井口議員も言っていましたよ。300万、600万というのは、庶民、村民にとってはそんな安い金額ではないと、改めるべきだとは言っていましたけれども、私もまさにそれは一緒なのです。本当に審議されたのかと、予算編成の場で。

担当課長も先日のこの議会の場で答弁されていましたけれども、まず住宅の問題で、住宅の補修とか、改修とかという問題で、金がないのだと、ない袖は振れないみたいな言い方をされていましたよね。ところが、車は欲しいと。しかも車検は去年通っていると。そんなの本当に編成上、予算編成の場で審議されているのかなと思えてしようがないのです。

そうすると、この一般会計予算編成が果たして全うなのかという、そういう意味では私も井口議員の修正には賛成せざるを得ないのかなと思いますけれども、それでも議員が述べられたことでまだ不足している部分もあるのです。私は、追加でぜひ考えていただきたいのがあるのですけれども、議員が触れていたフォークリフトのリースの件、もう条件は島内にそろっているわけですよね。修

理業者もあり、そのリースができるかどうかというのは別の問題として。そうすると何も村のお金を島外に出す必要はないだろうと。買い戻してリース契約のやり直しというのも考えられなくはないと、むしろそうすべきだろうと私は思うのですけれども。

それとか、あと４者連携協議、椿産業の改善を図ると、作業効率を改善するのだという話で、私も何回も述べさせてもらいましたけれども、草刈りの問題も含めて、草刈りが550万とかと言っていましたよね。総額で1,300万ぐらいだっけ。それも農家の意見を全く聞かなかったとは言いませんけれども、入っていないのではないかと、役場と農協とその業者と提携したとかという話で、どこにその農家の意見が入っているのだというのも、それに立脚した、立った上でその予算組みされていると。一般会計からは別に出ない。補助金から、交付金から出るとかという話ではなくて、そもそもその予算組みそのものがおかしいのではないかと。もう独断専行ではないですけれども、役場が勝手に決めてやるぞと、誰がそれ検証して、実施に移していくのだという話も当然出てくるし、製油工場の件にしてもそうなのですけれども、なぜ役場の資産を使わないのだと、真っ先に予算編成で考えるべきは、金をいかに抑えるべきかという話ではないかなと思うのです。それが基本ではないかなと思うのですけれども、そこにせっかく役場の資産があるのに、それを活用しないで一千何百万かで畑地を買い入れると。どこからそういう発想が出るのだという、その辺ももうちょっと考えた上での編成があってもよかったのではないかなと思いますので、その修正そのものには私も賛成はしますけれども、ただ、そういった点も加味した上で、ぜひその修正案を考えていただきたいと思うのですけれども。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかに。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私も今の前田議員もそうだし、井口議員のその動議も形の問題なので、趣旨とすると、これは全く賛成なのです、趣旨とするところは。言わんとするところは。ただ、動議という意味が分からないのと、今言ったように、予算はいろんな対応の仕方があるわけで、修正もそうですし、それから原案に反対ということで述べることもありますし、ただ、手続上といいますか、議事の運営上、進行上、どうも先ほどの休憩中でしたけれども、議長の話で再開されているところで、私が認識としているのは、それに賛成すると、あとはそのまま原案が否決されると。

ところが、今、前田議員の言わんとするところも私もあるのです、意見が。それはどこでどうしたらいいのかなと。元へ戻すのだと、一旦。そういう意味では、これ反対せざるを得ないのだと、これは。意に反して。そうして井口議員の言わんとするところ、意思は原案に対しての態度、考え方はこれは尊重しなければいけないと。形になっては表れなかったけれども。したがって、否決したことによって後の対応をどうするかと、議会は。議員は。否決して賛成するなら賛成すると、要

するに動議のあるものを否決して、それで原案に賛成するのであれば賛成の態度を取らなければいかぬし、あるいは反対するならば反対の態度を取らなければいかぬと。態度といいますか、表決、議決です。これをやらなければいけないと。

だから、私が認識、議長の話を理解とか認識したのは、一旦否決して、そうすると原案に戻ると。しかし、そこには井口議員の言わんとする、原案に対する態度といいますか、考え方、これは残りますと。さっき４項目だか、５項目だか挙がっていた修正の内容、これは残りますと。それは原案には入らないよと、賛成ではないのだというのは分かると。それで、あとはそれを踏まえた上で、この原案に賛成するか、反対するかという採決を討論をしながら改めて採るという、こういう前提があるならば、私は反対せざるを得ないと、動議に。そういうことです、私は。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　私も井口議員の動議にはちょっと賛成というわけには、修正だけではこの一般会計は追いつかないと思っているのです。だから、賛成したいけれども、反対するしかないのかなと思っています。

○議長（寺田　優君）　ちょっと休憩します。

（休憩　午前１０時４６分）

（再開　午前１１時２５分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

井口議員からあった動議について採決を行っていきたいと思います。

井口議員の動議について賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　反対の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　反対多数ですので、井口議員の動議は却下いたします。

それでは、議案第18号　令和５年度東京都利島村一般会計予算の採決を諮っていきたいと思います。

討論を行います。

討論のある議員は挙手願います。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　では、討論に入らせていただきますけれども、先ほどもちょっと井口議員の動議について述べさせてもらったことの重複になるかもしれないのですけれども、私は結論を先に

言いますと、この一般会計予算については、反対です。

理由を述べさせてもらいますけれども、まず当然ながら予算編成という形で、去年の12月あるいは今年の１月辺りから審議されてきたとは思います。ただ、その審議の過程で、ちょっと何点か疑問に思うようなことがありますので、先ほど述べたように、例えば車の問題しかり、油工場の問題しかり、あるいは臨時採用とは言わないのか、看護師さんの臨時採用というのか、３か月とか６か月の。その辺のその住宅事情、そういうことに関してちょっと疑問が払拭できないというのですか、それで反対と言わせてもらったのですけれども、結構今回のこの議会については、住民も聞いている方がいまして、私もそのうちの何人かと話をさせてもらったのですけれども、あれおかしいよね、これおかしいよねという話も住民からも聞かされました。特にさっきも触れましたけれども、椿のその作業効率の改善とかという話、草刈りなんて自動でできるのとみんながみんな言うのですよ、３人ぐらいですけれども。いや、実は俺もそう思うのだよということで、その話とすればお互い飲みながらしていたというのはあるのですけれども、それにしても結構逆にそういう場だからこそ本音が出ているのではないかと私取ったのです。自動化って、山の状態知っていてそういう話出しているのということなのです。まして、それに予算もつけるって何事だよと。だったらほかのことに使ってほしいねという話がその３人から出てきたものですから、俺もそう思うのだけれどもという話で、そこはそんなに深く突っ込まないで切り上げたのですけれども、そういう点を考えても、それでもう一つ彼らが言うには、本当に農家って誰か参加しているのという話も、私、質問の中でも結構その辺も触れさせてもらったので、それが誘引みたいな感じで、ただ頭に残って言ってきたのかもしれないのですけれども、誰しもそんな思いがすると。そうするともう役場の独断専行ではないかと。よくコンサルに相談するだの、弁護士に相談するなんて話が出ていましたけれども、本当に誰かに相談して決めたのかと言えば、多分そんなことなくて、独断専行で決めたのではないかと。農協、誰が農協の人が山知っているのと。そうなるとその過程の問題になるのでけれども、そうするとその1,300万だか1,400万の予算をつけたということが疑わしいなと、疑問が残ると。

それとか、先ほども触れましたけれども、その油工場にしてもしかり、車の問題にしてもしかりと。だから、もうあれやこれやでとてもではないけれども、この一般会計予算については認めるわけにはいかないと。井口議員から修正という話も、動議も出ましたけれども、そんなので済むのという、何点かの修正ででは認めるか、認めざるを得ないという状況があるかもしれませんけれども、今現在ではとてもではないけれども、今回提案もらった一般会計予算については、私は編成時の審議未了ではないか。未了とは言えないけれども、不足ではないかという気がしてしようがないのです。だから、そのままこの予算を認めるわけにはいかないというのが私の結論なのですけれども。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　私も一般会計に反対です。

反対の理由を述べます。焼却場建設計画の修正を求めてまいりましたが、変更について十分な検討をするのも拒否するような答弁であり、予算額についてもあまりにも概算であり、流動的過ぎる予算であると。

２番に、(株）ＴＯＳＨＩＭＡ予算についてであります。委託契約当時から問題点を指摘してまいりましたが、問題のある予算の内容であります。前年３月議会においてもリース問題は討議された案件でありました。契約についても疑念があると思います。

次に、住宅建設。事務所建設計画を是とし、積立てを開始しました。計画案もないのに、積立てだけを取りあえずするなど、全くもって賛成するものではありません。積算における詳細は、数字においても納得のいくものではありません。

３、島外医療における助成について、改正案がありました。個人への補助制度について前回までなかった。村長は一定の前向きと思える案を提示されましたが、事前に聞いていた案と相反すること、直前に案を公表しなかったことで、審議が不十分である。

その他、草刈り機、車両購入など多々もういろいろあります。それによって私は反対の意見です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私も原案には反対します。

実は私は昨年度の当初予算に続いての反対意見ということになります。次、以下に反対する理由を述べます。１、２、３、４で打ったのですけれども、これは１つ、１つ、１つというようなことで読み上げてまいります。

１つ、(株）ＴＯＳＨＩＭＡが使用している主としてフォークリフトの売却とリース契約をした経緯が不明瞭であること。

１つ、売却、リースともに入札も相見積書もなく、特命随意契約とした理由が不明であること。

１つ、契約実態を明らかにすることが問われたが、明らかにならなかったこと。議会では明らかにするために、法律に基づく強制的な調査委員会の設置が論議されましたが、諸般の事情を考慮して、設置が見送られていますと。なお、調査委員会は、これは言うまでもなく、地方自治法の百条委員会のことですが、過半数の賛成で設置できます。

１つ、(株）ＴＯＳＨＩＭＡとリース会社との契約書について、村長は有効と答弁しているが、契約期間条項、代金の支払条項、違約処理条項、解約条項のほか、代表者名の記載も捺印もなく、公金支出を執行する上では、記載事項が不十分かつ不明瞭で極めて不適正であること。

１つ、リース会社名を（株）ＴＯＳＨＩＭＡとしてあるが、実態は全て村行政によって処理されている可能性が濃厚と推認されること。したがって、これら一連の処理に関する責任は、(株）ＴＯ

ＳＨＩＭＡにはないと推認されること。

１つ、(株)ＴＯＳＨＩＭＡに関わるクレーンを除く全ての車両のリース契約は認められないこと。よって、新たなリース契約はしないこと。

１つ、村長の条例解釈には疑義があること。

１つ、ふるさと納税額の増収を図るため、返礼品を宿泊サービス券の発行をすることについて、関係業者と協議すること。

１つ、奨学金貸付返済額の50％を減免すること。

１つ、臨時職員採用に供する看護師住宅に空調、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等生活必需の家電製品を設置すること。これは、他の議員からもありましたけれども。

１つ、島外診療の際の旅費の助成は一定の前向きな努力の形跡は見られるが、所得によって格差をつけている根拠とするところに疑義があり、承認しがたいこと。島外診療の際の旅費は、次の要領での給付助成するよう住民が求めていることを考慮して改善すること。これは、①、交通費１万3,000円、往復定額。それから、行政ヘリコプターで搬送された場合は半額、これは交通費については領収書不要とします。それから、②、宿泊費6,000円に前日泊を含む。通院日数を乗じた額、入院日数を除く。医療機関、宿泊施設の領収書、コピー、コピーって複写は可能としますを添付すること。それから、交通事情による延泊助成は２日までとする。それから、④、助成額は１から３までの合計金額の80％とする。それで、⑤、回数制限なしと。

１つ、奨学金、以下の前３項の財源は（株）ＴＯＳＨＩＭＡに関わる車両リース料、同積立金、製油工場建設用地買収費等の充当によって十分確保できること。

１つ、住宅建設用地の取得が厳しい状況の折、村が計画しているこの政策、正式名は私も分からないのですが、サテライトスタジオは、交流会館を利用し、予定している民家は公営住宅として改修整備すること。

以上が原案に反対する理由です。

終わりに、聞こえ対策には、期待される先進的施策を織り込まれていることは評価しまして、ご尽力に感謝申し上げるとともに、一層のご配慮をお願いします。

これは、文書で提出しておきます。議長宛てに、議長に提出しておきます。

○議長（寺田　優君）　それでは、討論を終了いたします。

これより採決を行いますが、一旦休憩をいたします。

（休憩　午前１１時４１分）

（再開　午前１１時４２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

これより議案第18号　令和５年度東京都利島村一般会計予算を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　反対の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　反対多数。

よって、議案第18号　令和５年度東京都利島村一般会計予算は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（寺田　優君）　下のほう、まだまだ議案が残っておるのですが、一般会計が否決ということで、一旦この定例会は閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、これをもちまして令和５年第１回利島村議会定例会を閉会いたします。

（午前１１時４３分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和５年３月２３日

議　　長　　寺　　田　　優

署名議員　　前　　田　　清

署名議員　　笹　　岡　　壽　　一